

令和7年度
包括外部監査の結果報告書

「福井市施設マネジメント計画に基づく
施設の管理及び処分に関する事務の執行について」

令和8年3月

福井市包括外部監査人

笹木 充弘

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 監査対象年度	1
4. 監査の対象	1
5. 総論及び各論における監査対象の所属	1
6. 事件（テーマ）を選定した理由	2
7. 外部監査の方法	3
(1) 監査の要点	3
(2) 主な監査手続	4
8. 監査の実施期間	4
9. 監査の結果	4
10. 包括外部監査人の責任者及び補助者	5
11. 利害関係	5
12. その他	5
(1) 用語について	5
(2) 金額について	5
(3) 元号表記について	6

II. 総論

1. 福井市における施設マネジメントの概要	7
(1) 施設マネジメントの計画体系	7
(2) 福井市の財政に係る現状	15
(3) 施設マネジメント遂行上の検討課題	19
2. 国の施策及び他自治体との比較からみた福井市の施設マネジメントの特徴	27
(1) 国の施策と福井市の施設マネジメント	27
(2) 他自治体との比較からみた福井市の施設マネジメント	34
3. 各論の総括	38
(1) 関連する予算の執行状況を含む合規性について	39
(2) 情報の一元管理について	40
(3) 施設の管理状況について	46
(4) 契約関係の状況について	47
(5) K P I の達成状況について	47
(6) 今後の対応及び取り組みについて	52
(7) その他	53

Ⅲ. 各論

序論	56
1. 越廼総合支所	59
2. マイドーム清水	66
3. 旧麻生津西保育園	73
4. 清水社会福祉センター	79
5. すかっとランド九頭竜	87
6. 美山デイサービスセンター和貴苑	100
7. 旧足羽保育園	110
8. 研修センター	116
9. 国民宿舎鷹巣荘	122
10. 美山森林温泉みらくる亭	128
11. 野外趣味活動施設	135
12. 越前水仙の里公園（浜北山町）	144
13. 大安寺キャンプ場	156
14. 美山庭球場「ウインク」	162
15. 川西テニスコート	171
16. 文化会館	178
17. 旧市民福祉会館（H30 解体済）	188
18. そば工房木ごころ	195
19. みやま長寿そば道場ごっつおさん亭	204
20. 国見岳休養施設	211
21. SSTらんど	218
22. リズムの森	223
23. 美山啓明幼稚園	228
24. 東部保育園（H30 解体済）	234
25. さつき児童館（H30 解体済）	239
26. 活性化施設・一乗ふるさと交流館	245
27. 森田分遣所	252
28. 旧越廼保健センター（越廼公民館内）	260

Ⅳ. 資料

1. 【指摘】及び【意見】の一覧	267
2. 各論における監査項目及び監査手続の一覧	270
3. 現場視察チェックリスト	272

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

本外部監査は、地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

福井市施設マネジメント計画に基づく施設の管理及び処分に関する事務の執行について

3. 監査対象年度

令和 6 年度（自令和 6 年 4 月 1 日 至令和 7 年 3 月 31 日）。ただし、必要に応じその他の年度についても対象とした。

4. 監査の対象

福井市施設マネジメント計画において対象とされた施設、及びこれに関連する事業。ただし、各論においては、福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期が終了する令和 5 年度までに統合又は民営化等により機能を廃止した 28 施設、及びこれに関連する事業を対象とした。

5. 総論及び各論における監査対象の所属

総論においては、主に福井市施設マネジメント計画を推進する立場にある施設活用推進課を対象とした。各論では、以下のように、上記「4. 監査の対象」において監査の対象施設を現に所管する所属、及び機能の廃止時に所管していた所属を対象とした。なお、必要に応じ他所管も対象とした。

■各論における対象施設と対象所属の一覧

No.	対象施設	対象所属	
1	越廼総合支所	施設活用推進課	—
2	マイドーム清水	施設活用推進課	—
3	旧麻生津西保育園	施設活用推進課	—
4	清水社会福祉センター	福祉政策課	—
5	すかっとランド九頭竜	地域包括ケア推進課	—
6	美山デイサービスセンター和貴苑	地域包括ケア推進課	—
7	旧足羽保育園	地域包括ケア推進課	—
8	研修センター	商工労政課	—

9	国民宿舎鷹巣荘	観光振興課	—
10	美山森林温泉みらくる亭	観光振興課	—
11	野外趣味活動施設	観光推進課	—
12	越前水仙の里公園（浜北山町）	観光推進課	—
13	大安寺キャンプ場	スポーツ課	—
14	美山庭球場「ウイंक」	スポーツ課	—
15	川西テニスコート	スポーツ課	—
16	文化会館	文化振興課	—
17	旧市民福祉会館（H30 解体済）	文化振興課	—
18	そば工房木ごころ	農政企画課	—
19	みやま長寿そば道場ごっつおさん亭	農政企画課	—
20	国見岳休養施設	林業水産課	—
21	S S Tらんど	林業水産課	—
22	リズムの森	林業水産課	—
23	美山啓明幼稚園	教育総務課	学校教育課
24	東部保育園（H30 解体済）	教育総務課	こども保育課
25	さつき児童館（H30 解体済）	教育総務課	こども育成課
26	活性化施設・一乗ふるさと交流館	生涯学習課	農村整備課
27	森田分遣所	生涯学習課	消防総務課
28	旧越廼保健センター（越廼公民館内）	生涯学習課	健康管理センター

6. 事件（テーマ）を選定した理由

福井市は、平成 18 年に美山町、越廼村及び清水町の 3 町村を編入合併した結果、その面積が 340 km²から 536 km²に増加するとともに、同一の目的を持つ施設を複数有することとなり、延床面積約 100 万 m²の市有施設を抱えるに至った。福井市施設マネジメント計画（平成 27 年 3 月策定）等によれば、市が所有する施設の整備時期には 2 つのピークがあり、昭和 40 年度から昭和 56 年度までの 17 年間には主に学校施設（55.5 万 m²、市全体の 55%）が、昭和 57 年度からの 15 年間には主に観光・レクリエーション施設（24.1 万 m²、市全体の 24%）がそれぞれ整備されてきた。そして、高度経済成長期に多くの施設を整備した結果、一部施設の改修や用途廃止を踏まえても施設の老朽化が一度に進行する状況となっている。

この点、施設寿命を 50 年として市が平成 25 年に行った施設更新のシミュレーション結果では、平成 28 年から 10 年程度の期間における施設更新コスト（建替え・大規模改修費）は年間 70 億円～200 億円ほどで推移し、それ以降も年間 70 億円を超える予測となった。一方で、総人口は平成 7 年の 27.3 万人をピークに緩やかに減少しており、他の自治体と同様に少子高齢化が進行している。人口構成が変化した結果、労働人口が減少すると同時に社会福祉にかかる

経費が増加する傾向にある。

こうした実態を踏まえ、市は所有する施設について直面する課題を以下のようにとりまとめ、これらの課題を解決するための具体的方針として福井市施設マネジメント計画等を順次策定し、各施策を実行に移してきた。

(市有施設の課題)

- ・施設の老朽化が一斉に進行しており、安全性に問題が発生する懸念がある
- ・市税を含む歳入が伸び悩む中、大規模改修及び建替えを必要とする施設が増加し、多額に上る更新コストの確保が難しくなる恐れがある
- ・市町村合併により、類似施設の重複や施設配置状況が地域間で異なる状況にある
- ・施設の稼働状況や施設にかかるコストの変化を一元的・効果的に把握できていない
- ・社会環境の変化等によって生じたニーズへの対応が新たに求められる

(市の対応)

- | | | |
|--------------|--|----|
| ・平成 25 年 2 月 | 福井市施設マネジメント基本方針 | 策定 |
| ・平成 27 年 3 月 | 福井市施設マネジメント計画 | 策定 |
| ・平成 28 年 3 月 | 福井市公共施設等総合管理計画
(令和 4 年 8 月に一部改訂) | 策定 |
| ・令和 2 年 3 月 | 福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期
(令和元年度～令和 5 年度を対象期間とする) | 策定 |
| ・令和 4 年 12 月 | 福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期評価 | 公表 |
| ・令和 5 年 9 月 | 福井市施設マネジメントアクションプラン第 2 期
(令和 6 年度～令和 10 年度を対象期間とする) | 策定 |

現在、福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期が終了し、第 1 期に掲げられた目標の達成内容を確認できる状況となった。また、第 1 期において機能が廃止された施設に関する予算の削減状況についても検証できるタイミングにある。実際に機能が廃止された施設に着目し、これに関連する事務の執行やその後の維持管理に要するコストの実態を把握・検証することは、今後のアクションプラン推進における行政の対応に有益であると判断し、今回のテーマに選定した。

7. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

市が策定した施設マネジメントの各計画に掲げられている方針及び施策について、事務の執行手続及び施設の管理が法令等に準拠した上で効率的、効果的かつ経済的に実施されているかを検討する。なお、着眼点は以下のとおりであるが、各論における個別施設の具体的な検討に

については、巻末の「IV. 資料」に「2. 各論における監査項目及び監査手続の一覧」として別途取りまとめた。

① 合規性

施設マネジメントにおける市全体及び各所管の事務について、法令、条例、規則及び会計事務の手引き等の内規に沿って、適切に手続が実施されているか。なお、これには規則の整備状況に関する検討も含まれる。

② 目標達成の状況

各計画において掲げられている各種数値目標が達成されているか。なお、これには達成目標そのものの合理性に関する検討も含まれる。

③ 3Eの観点

施設マネジメント、特に施設の管理と除売却事務の執行について、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に実施されているか。

(2) 主な監査手続

- ① 総務省が公表している施設マネジメントに関する資料及びこれを踏まえて市が策定した施設マネジメントに関連する各計画の閲覧
- ② 施設マネジメントの取り組みに関する内容、進捗及び目標達成の状況に関する所管部署へのヒアリング
- ③ 市が管理する公会計データ、公有財産台帳、固定資産台帳及び施設カルテ等、施設情報の閲覧及び照合
- ④ 各施設に関する設置及び廃止の条例、除売却に関する決議関係の書類及び財務データの閲覧とこれらの比較照合
- ⑤ サンプルングした施設の現場視察

8. 監査の実施期間

令和7年6月1日から令和8年3月24日まで

9. 監査の結果

監査の結果については、その一覧を巻末の「IV. 資料」中に「1. 【指摘】及び【意見】の一覧」として取りまとめた。なお、指摘及び意見の件数は以下の通りである。

	【指摘】	【意見】
総論	2件	23件
各論	10件	36件

10. 包括外部監査人の責任者及び補助者

(責任者)	笹木 充弘	(公認会計士)
(補助者)	武田 敦	(公認会計士)
	武田 さおり	(公認会計士)
	内田 実穂子	(公認会計士)
	木野 仁彦	(公認会計士)
	中尾 祐介	(公認会計士)

11. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人と福井市との間には、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

12. その他

(1) 用語について

①指摘事項

法令や規則に対する逸脱事項（軽微なものを除く）や重大な非効率、不経済な事実・事象に対する外部監査人の意見である。

②意見

指摘事項とはならない法令や規則に対する軽微な逸脱事項や軽微な非効率、不経済な事象に対する外部監査人の意見もしくは提案や所感である。

③3E

Economy（経済性）、Efficiency（効率性）及びEffectiveness（有効性）を示した用語であり、包括外部監査において最も重視している視点である。

④本文中における略称の使用

福井市が策定した各計画の名称につき、本文中では以下のように表記している。

- ・福井市公共施設等総合管理計画 : 総合管理計画
- ・福井市施設マネジメント基本方針 : 基本方針
- ・福井市施設マネジメント計画 : マネジメント計画
- ・福井市施設マネジメントアクションプラン : アクションプラン

(2) 金額について

千円未満及び百万円未満については、原則切り捨てとしている。しかし、一部市が作成した資料をそのまま利用しているため、その他の方法となっている箇所もあるが、重要性はないと判断し修正は行っていない。そのため、合計金額が一致しない場合がある。

(3) 元号表記について

元号について、昭和を「S」、平成を「H」及び令和を「R」と表記している場合がある。また、原則として和暦を用いて表記しているが、引用する箇所では西暦となっている場合がある。この点、引用元の表記を尊重し、本文では敢えて和暦への修正は行っていない。

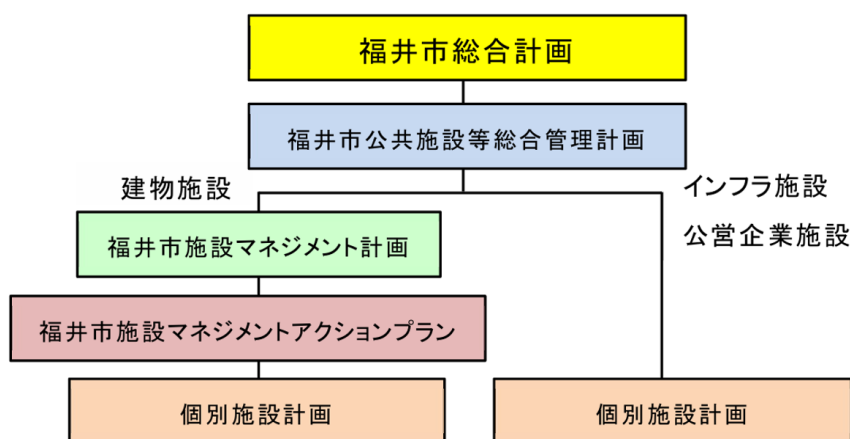
II. 総論

1. 福井市における施設マネジメントの概要

(1) 施設マネジメントの計画体系

市の施設マネジメントは、総合管理計画によれば、【図II-1】に示す体系より構築された各計画に基づき実践されている。

【図II-1】施設マネジメントの計画体系



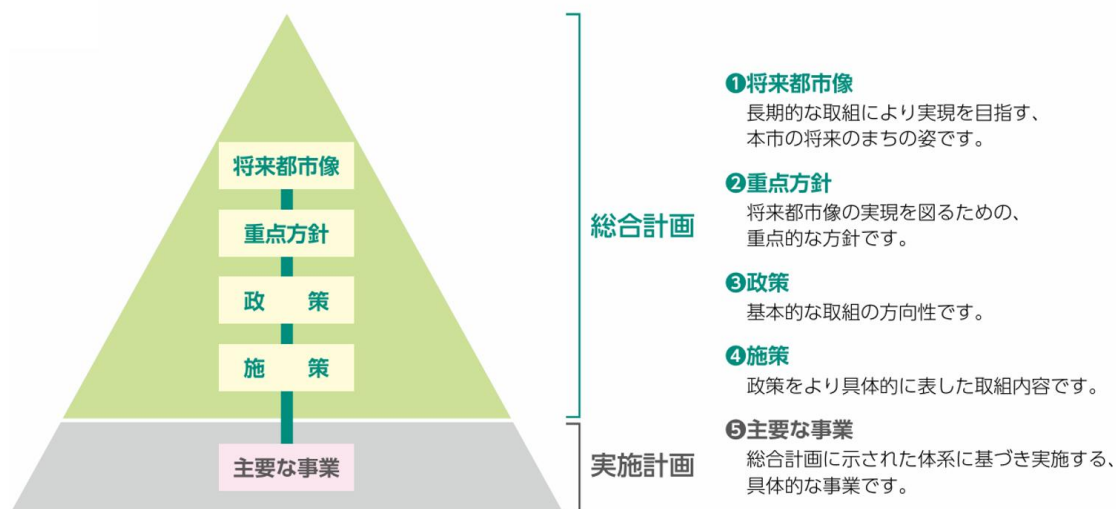
(出典：「総合管理計画」 p. 3)

①福井市総合計画

総合計画は、市の「将来の健全な発展並びに市民生活の安定及び生活環境の向上を図るために策定する市政運営の総合的な計画」であり、その策定に当たっては「福井市総合計画策定に関する規程（昭和55年5月12日）」にて詳細が定められている。直近では第八次福井市総合計画が令和3年12月に策定されており、その対象期間は令和4年度から令和8年度の5年間である。なお、こうした総合計画とは別に、「総合計画に示された体系に基づき実施する具体的な事業計画」として、令和4年2月に市は第八次福井市総合計画実施計画を策定している。その構成を示すと、【図II-2】のようになる。

なお、第八次福井市総合計画実施計画では、当該計画を推進していくための財政的な裏付けとして、後述する「福井市財政計画」を定めている。これは、令和8年度までの財政見通しを示すもので、主要な事業の実施に要する費用を把握した上で財政収支を試算し、健全で持続可能な財政運営と計画的な事業推進に取り組むことを目的としている。

【図Ⅱ-2】 第八次総合計画の構成

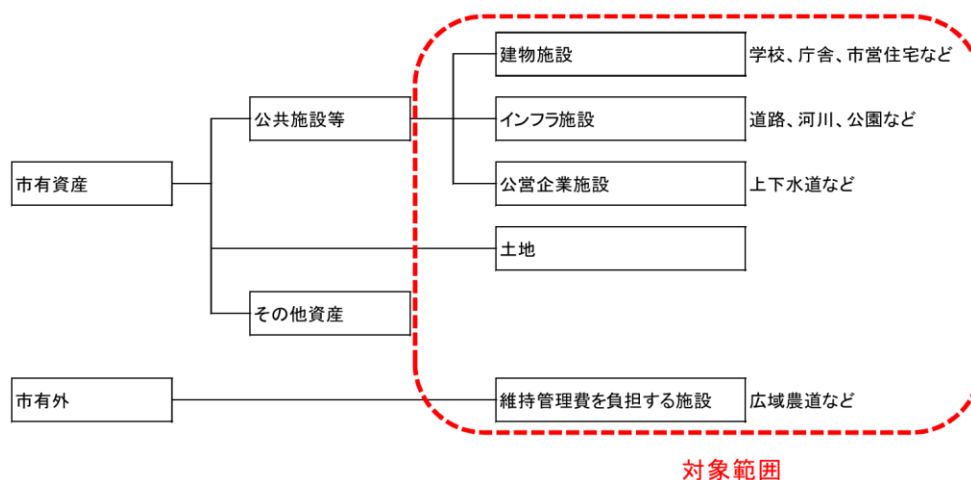


(出典：「第八次総合計画（概要版）」 p. 3)

②福井市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月に、「公共施設等の適正化、適切な維持管理・修繕の実施及び財政負担の軽減・平準化を図る」ため、市は公共施設等に関する基本的な方針を示した福井市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」）を策定した。この対象は、市が所有する全ての公共施設等とされており、建物施設、インフラ施設及び公営企業施設などが挙げられる。また、当該計画には市や土地開発公社が所有する土地だけでなく、所有が市以外であっても市が修繕や維持管理の費用を負担している施設もその対象に含まれるとされ、その範囲は多岐にわたる（【図Ⅱ-3】）。

【図Ⅱ-3】 総合管理計画の対象範囲

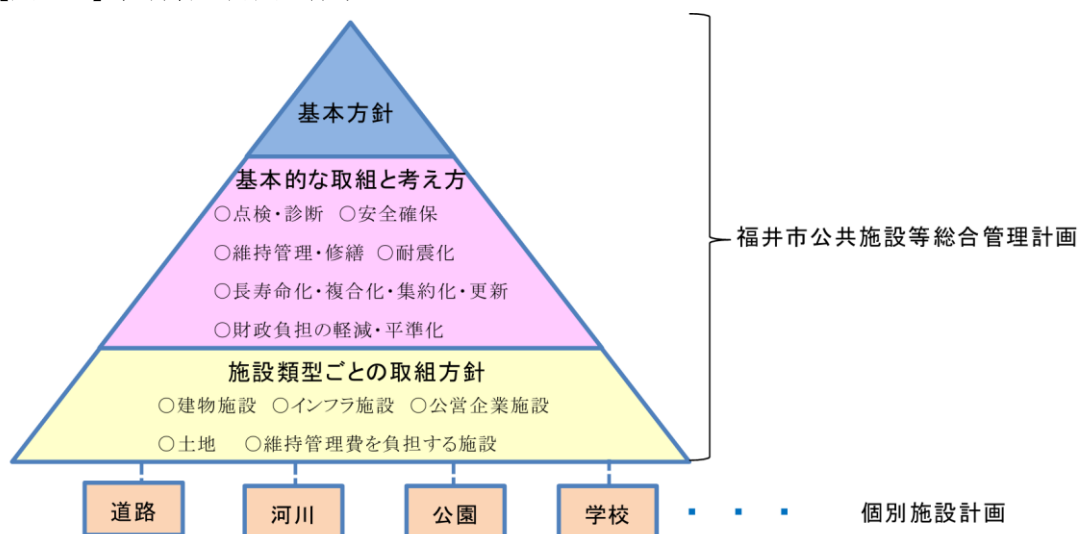


(出典：「総合管理計画」 p. 2)

また、総合管理計画では「公共施設等を適正管理するための基本方針」を示した上で、「基本的な取組と考え方、建物施設やインフラ施設など施設類型ごとの方針を定める」とする。こうした体系を図示すると、【図Ⅱ-4】のようになる。

なお、総合管理計画の計画期間については平成28年度から令和8年度までの11年間とするが、社会情勢の変化等により見直しを行うとし、福井市総合計画の時期に合わせ改訂している。これを踏まえ、国の指針の改訂や個別施設計画の策定が進んだことを理由として、令和4年8月に市は一部内容を改訂した。

【図Ⅱ-4】 総合管理計画の体系



(出典：「総合管理計画」 p. 3)

総合管理計画はその上位計画である福井市総合計画との整合性を図りながら、市が所有する全ての公共施設等について、これらの管理の方向性を示す行動指針と位置付けられる。そして、こうした行動指針の下、道路、河川、公園、学校などの個別分野ごとに、具体的な維持管理の方針を示したものを個別施設計画とした。ただし、市は上位計画である総合管理計画と下位計画の個別施設計画の間に、建物施設に対する方向性及び行動計画を別途策定している。これが、次に記述する福井市施設マネジメント計画及び福井市施設マネジメントアクションプランである。

③福井市施設マネジメント計画

(i) 福井市マネジメント基本方針

老朽化した施設が増加していく中、安定的な行政サービスを提供していくためには、施設の改修や建替え等について検討し早急に対策を講ずる必要があるとして、市は平成25年2月に福井市マネジメント基本方針（以下、「基本方針」）を定め、持続可能な行政運営を図るとし

た。この点、総務省は平成26年4月に「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」とした内容の文書を各自治体に通達しているが、市ではこれに先駆けて基本方針を策定していた点に他自治体にはない市固有の特徴がある。

なお、この基本方針では、全体構想として以下に示す2つの取り組みを通じ、施設更新コストを平準化し、総量の縮減と更新コストの削減を目指すとする。

- ・施設を単体で考える視点から全庁的に考える視点へ転換し、市有施設の全体像の把握と施設情報の一元管理を行う。
- ・収集した情報を踏まえて維持すべき施設と減らせる施設に分類し、減らせる施設は「量の見直し」を軸とした戦略で取り組み、維持すべき施設で状態のよいものは「長寿命化」を、状態の悪いものは余剰施設への移転や建替えを軸とした戦略で取り組む。

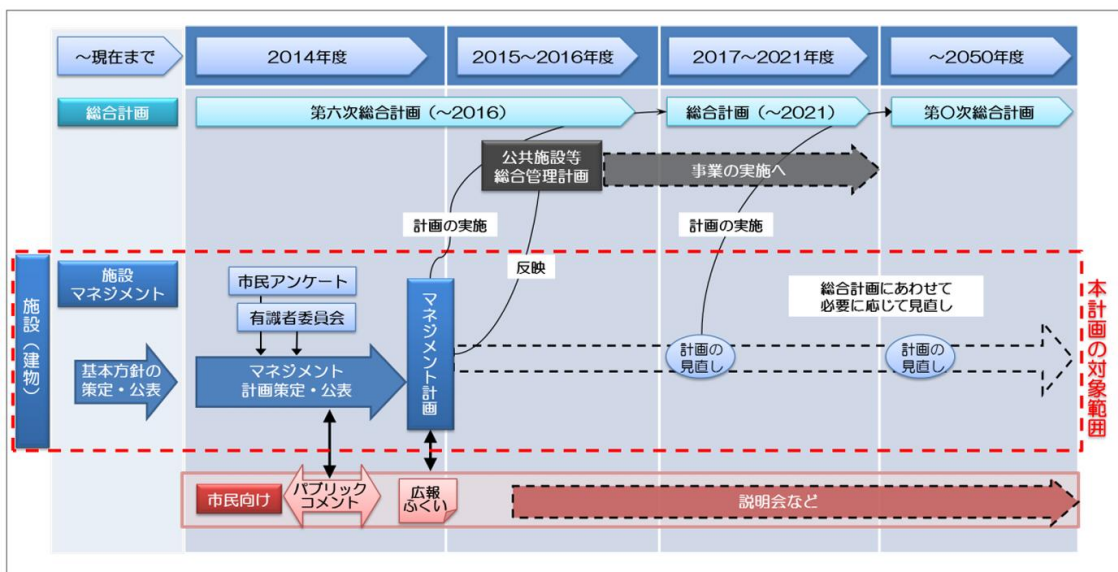
(ii) 福井市施設マネジメント計画

基本方針では施設マネジメントに向けた基本的な考え方が示されたが、その後、市は個別施設の維持管理経費や利用状況等のデータを収集することにより、施設の実態把握や用途分類などの方向性を整理した。また、市民アンケートや有識者による検討委員会を経て、「何を（取組方針）、いつまでに（目標年度）、どの程度まで（数値目標等）」といった全庁的な取り組みの考え方や方向性を示すに至った。こうして取りまとめられた計画が、平成27年3月に策定された福井市施設マネジメント計画（以下、「マネジメント計画」）である。

この策定にあたり、市は施設マネジメントの取り組みが今後数十年に亘るまちづくりのあり方にかかわるとして、平成27年度から令和32年度までの36年間の計画期間としている。この期間の決定は、平成25年3月に福井県と市とで策定した「県都デザイン戦略」の目標年次に合わせたことによる。その上で、マネジメント計画は総合計画を上位計画とするとともに、総合計画実施計画の中で具体化していくとし、総合計画の策定期間にあわせて適宜見直していくことを想定する。これを総合計画の構成に照らして示すと、前述した【図II-2】上の「④施策」に位置付けられる。

なお、総合計画を上位計画とする点では総合管理計画も同様である。しかし、このマネジメント計画は施設の建替えピークを踏まえ早期に対策を検討していく観点から、総合管理計画に先駆けて施設（建物）を対象として取り組まれている。この点、総合管理計画と施設マネジメント計画の実施スケジュールと対象範囲を示すと【図II-5】のようになる。

【図Ⅱ-5】 施設マネジメントの実施スケジュールとマネジメント計画の対象範囲

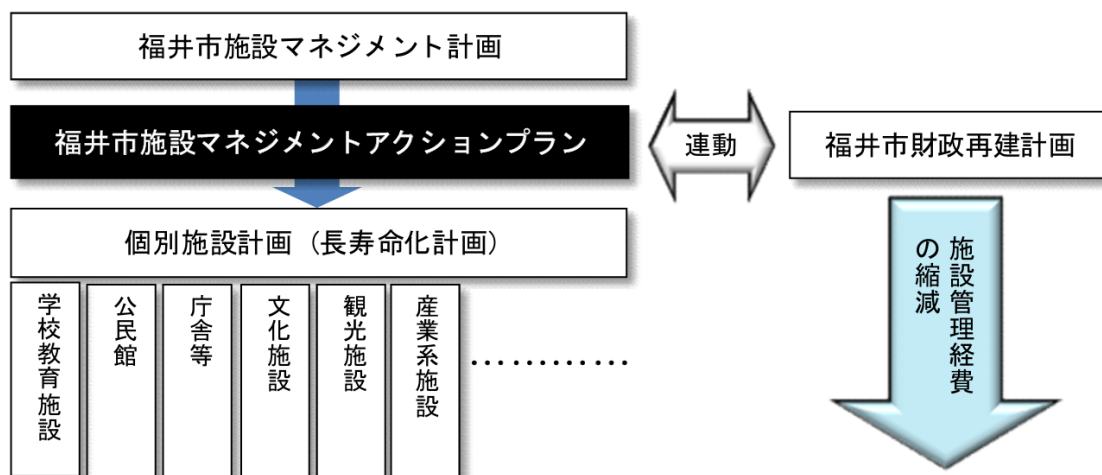


(出典：「マネジメント計画」 p.5)

④福井市施設マネジメントアクションプラン

福井市施設マネジメントアクションプラン（以下、「アクションプラン」）は、「健全で持続可能な財政運営を実現するため、施設マネジメント計画及び財政再建計画に基づき、施設延床面積や施設管理経費の縮減を図る」ことを目的として策定された。そして、後述する財政再建計画や別途施設用途ごとに作成される個別施設計画（長寿命化計画）と連携して、施設マネジメントの具体的な行動計画として位置付けられる（【図Ⅱ-6】）。

【図Ⅱ-6】 マネジメントアクションプランの位置付け



(出典：「アクションプラン第1期」 p.6)

当該アクションプランの計画期間は令和元年度から令和15年度までの15年間とされ、第1期（令和元年度から令和5年度）、第2期（令和6年度～令和10年度）及び第3期（令和11年度から令和15年度）に区分される。なお、市は社会経済情勢の変化に合わせて適宜見直す必要があるとして、15年間の全期間を対象としたアクションプランを策定することはせず、当初より段階的な取り組みを予定している。これまで、令和2年3月にアクションプラン第1期が策定されており、現在は令和5年9月に第1期の講評と合わせて策定された第2期が実行に移されている。こうしたアクションプランの計画期間と見直しの状況を図示すると、【図Ⅱ-7】のようになる。

なお、このアクションプラン第1期によれば同期間中において28の施設が廃止されたとされ、今回の監査ではこれらの施設をサンプルとして抽出し各論での検討対象とした。

【図Ⅱ-7】PDCAサイクルによるアクションプランの策定

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
第1期	策定	実行				評価											
第2期				改善	策定	実行				評価							
第3期									改善	策定	実行						

（出典：「アクションプラン第2期」p.7）

⑤財政再建計画（財政計画）

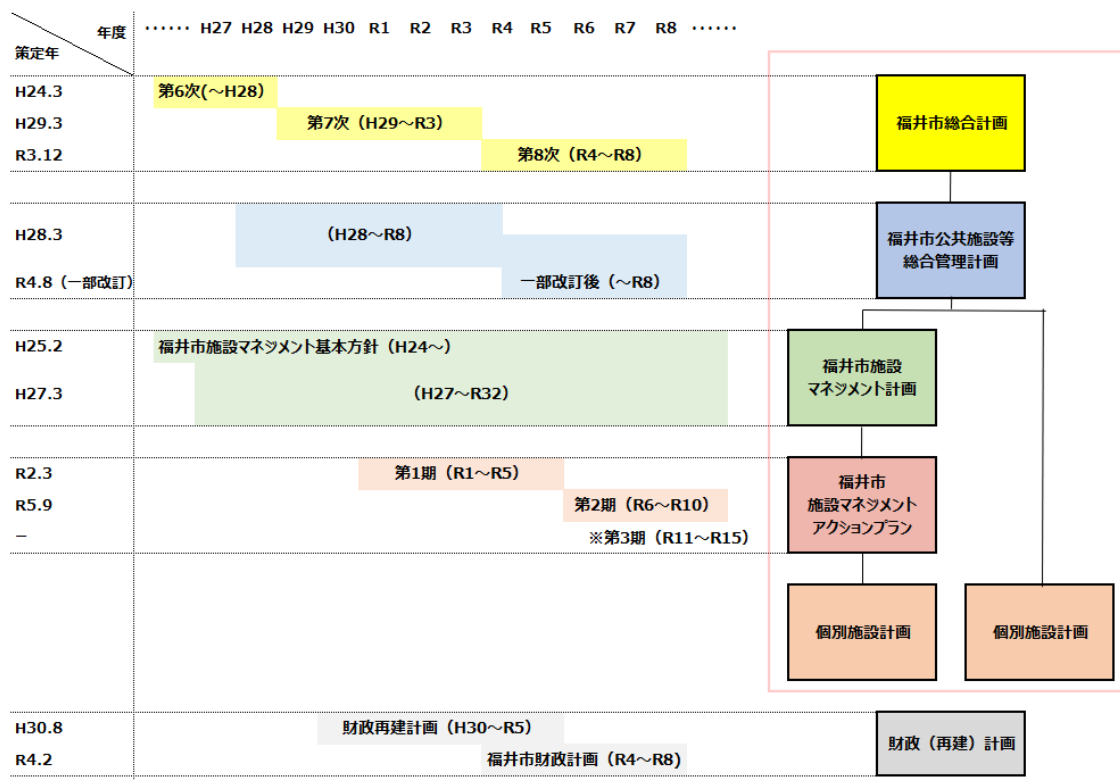
【図Ⅱ-1】施設マネジメントの計画体系では明示されていないものの、市は平成29年度予算において一般会計の実質収支が赤字となったことを受け、「収支均衡した財政構造の確立と、計画的な財政調整基金の積立を目指すための具体的な取組」を図るため、平成30年8月に「財政再建計画（平成30年度～令和5年度）」を策定している。その後、第八次福井市総合計画を策定する中で財政再建計画には見込んでいなかった行政需要があるとし、財政再建計画を基本として令和4年2月に「福井市財政計画（令和4年度～令和8年度）」を策定した。なお、福井市財政計画は、第八次福井市総合計画の一部（第3章）として公表されている。

この財政再建計画では、その施策の一つとして「施設管理経費の縮減」を掲げており、「公共施設等総合管理計画に基づき、すべての市有施設を対象として施設管理費経費の縮減を図る」としている。その上で、特に建物施設について、「施設マネジメント計画に掲げる施設用途ごとの今後の方向性を踏まえ、『施設マネジメントアクションプラン』を策定し、個々の施設の方向性」を定めるとする。

これら市が策定した計画等は策定期期や対象期間にばらつきがあり、一見してその全体像がわかりにくい。そこで、マネジメント計画の体系を策定した時期及び対象期間をあらためて整

理すると、【図Ⅱ-8】のようになる。

【図Ⅱ-8】市が推進するマネジメント計画の策定時期と対象期間



(出典：各計画の内容を監査人が取りまとめた)

また、各計画の対象範囲及び削減目標を比較すると、【表Ⅱ-1】のようになる。この点、それぞれの策定時期が異なっていることもあり、必ずしも統一的な取り扱いがなされているわけではない。

実際、各計画の数値目標及び対象施設に関する具体的な内容を比較検討するために、基本方針やマネジメント計画の際に検討した基礎資料の提出を求めたところ、所管する施設活用推進課からは「(計画策定当時の) 資料の所在が不明」との回答を得た。そのため、基本方針に対象施設として掲げられている「394 施設 (98.7 万㎡)」や、マネジメント計画に削減目標として掲げられている「27 億円/年 (平成 23 年度比 40%) 削減」の内容は確認できていない。現状、マネジメント計画に掲げられている対象施設「394 施設 (99.4 万㎡)」とアクションプランに掲げられている対象施設「396 施設 (100.6 万㎡)」のそれぞれについて、削減効果額ではなく延床面積の削減に注力して施設マネジメントが遂行されている状況である。

【表Ⅱ-1】市が策定した施設マネジメントに関連する計画の比較表

	策定時期	計画期間	対象施設
公共施設等 総合 管理計画	平成28年3月 (令和4年8月に一部 改訂)	平成28年度 ～令和8年 (11年間)	市が所有する全ての公共施設等 建物施設/インフラ施設/公営企業施設 市や土地開発公社が所有する土地、所有が市 以外でも、市が修繕や維持管理の費用を負担 する施設を含む。
福井市施設 マネジメント 基本方針	平成25年2月	平成24年度～	市所有の建築物のみとし、原則として施設面 積が300㎡以上のもの。平成24年11月時点 では、394施設(1,467棟、987,436㎡)
福井市施設 マネジメント 計画	平成27年3月	平成27年度 ～令和32年度 (36年間)	市所有の施設のうち、公園、橋りょう等のイン フラ施設及び公営企業会計に基づくガス、 下水道、水道施設を除く394施設(99.4万㎡) 原則として、施設面積が300㎡以上の建物を対 象とする。
福井市施設 マネジメント アクション プラン	第1期：令和2年3月 第2期：令和5年9月	第1期：令和元年度 ～令和5年度 第2期：令和6年度 ～令和10年度 第3期：令和11年度 ～令和15年度 (現時点で第3期は未策定)	平成29年度末時点における施設マネジメント 計画対象の396施設(延床面積100.6万㎡) なお、令和元年度以降に整備した施設は含め ない。
財政再建計画 (財政計画)	平成30年8月 (令和4年2月に 「財政計画」策定)	平成30年度～令和5年度 (6年間) なお、「財政計画」は第八次 福井市総合計画実施計画の第 3章として公表	上記、施設管理経費の縮減目標について、施 設マネジメント計画の対象とされている396施 設
数値目標（施設マネジメントに関連するものに限る）			
公共施設等 総合 管理計画	-		
福井市施設 マネジメント 基本方針	-		
福井市施設 マネジメント 計画	以下を組み合わせ、平成23年度時点の更新費70億円/年を令和32年度までに27億円/年(40%)縮減し、43億円/年とする。(注) ○施設長寿命化による更新費縮減：令和32年度(2050年度)までに、5億円/年の縮減効果 ○施設総面積縮減による更新費縮減：12億円/年の縮減効果 ○施設維持管理経費の縮減：令和32年度(2050年度)までに、10億円/年の縮減効果		
福井市施設 マネジメント アクション プラン	施設延床面積10万㎡の削減 ・第1期：3万㎡ ・第2期：3万㎡ ・第3期：4万㎡ 上記目標を踏まえ、財政効果6.2億円を目指す。(=維持管理経費@6,200円×削減面積)		
財政再建計画 (財政計画)	最終目標：計画最終年度の財政調整基金残高について30億円以上 その一環として、以下の目標が設定されている。 ○施設管理経費の縮減 効果額 524百万円 (H31～H35) ○投資的経費の抑制 効果額 1,239百万円 (H31～H35)		

(注) 前提として、計画期間内建替え時期を迎える施設に限り人口減少率に合わせて縮減するものと仮定し、施設総面積17%縮減を目指す。

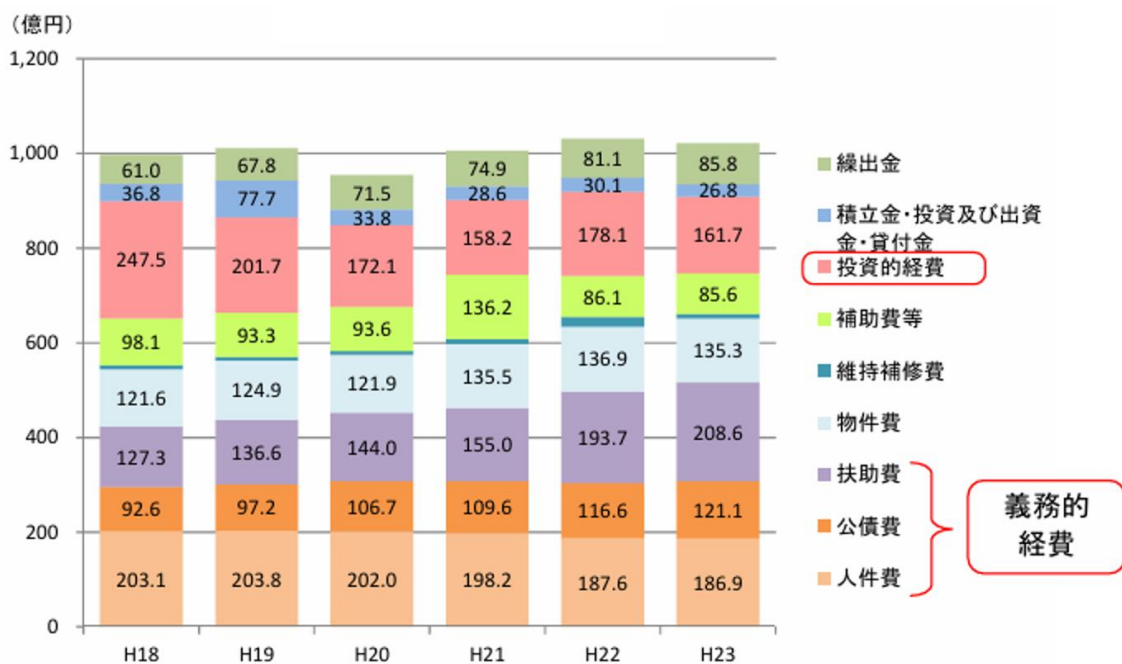
(2) 福井市の財政に係る現状

①歳出決算額の推移（普通会計）

基本方針にある平成18年度から平成23年度までの歳出決算額の推移（【図Ⅱ-9①】）について、その後の状況を確認するべく平成30年度から令和6年度までを同様に集計して比較した（【図Ⅱ-9②】）。基本方針では、「扶助費・公債費を含む義務的経費が増加傾向にあり、施設更新（建替え、改修）に必要な投資的経費の確保が難しい」とされている。平成30年度以降を見ても、令和元年度までは一時的に人件費が抑制されているものの、公債費及び扶助費を合わせた義務的経費は令和6年度までに大きく増加しており、財政を圧迫する傾向は継続している。そうした中、投資的経費は平成30年度から令和元年度までは減少傾向にあったが、その後は増加に転じ令和5年度には約270億円となった。これは、施設マネジメント計画上での集計開始時期である平成18年度の約250億円を上回る規模である。

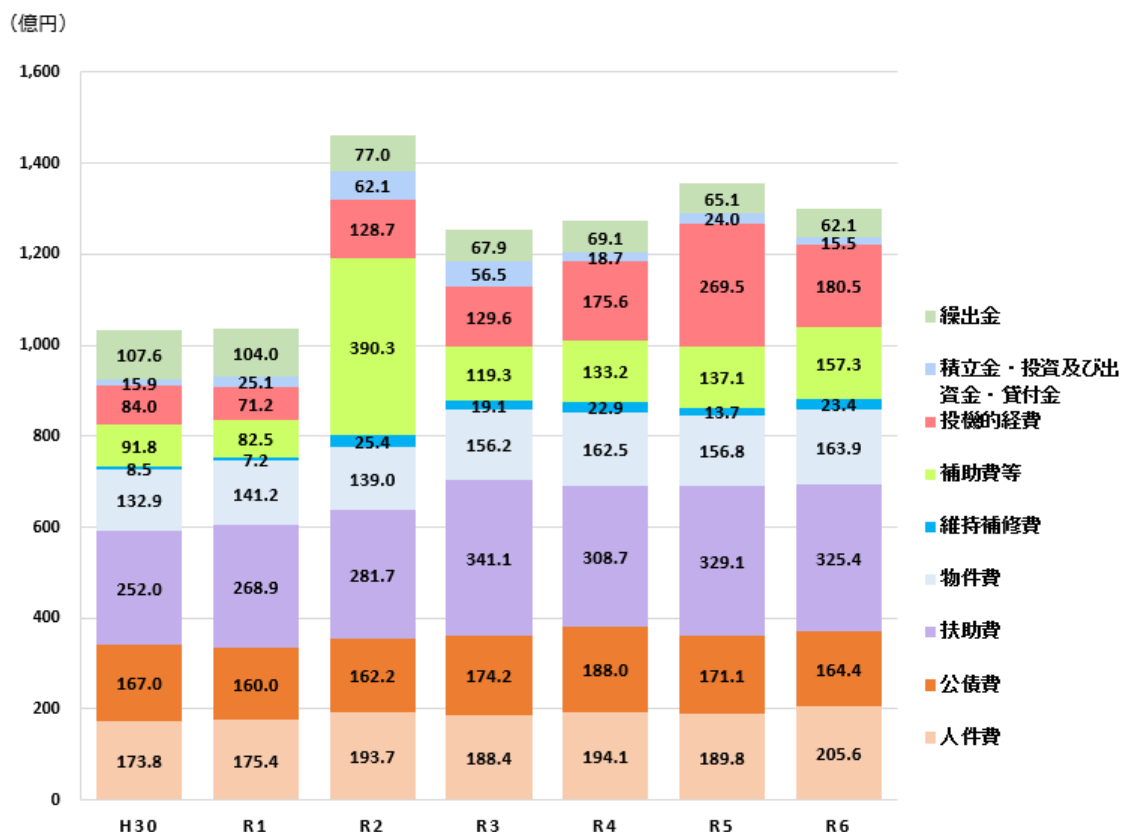
この点、マネジメント計画で対象とされた施設ごとの各年度歳出額について、システム集計された決算額データとして一括集計できないかを検討した。しかし、実際の決算額については会計システムとは別に各部局ごとに集計しており、会計システムからこうした目的を達成するデータを一括取得することは困難とのことであった。

【図Ⅱ-9①】 歳出決算額の推移（普通会計）平成18年度～平成23年度



(出典：「基本方針」P.3)

【図Ⅱ-9②】歳出決算額の推移（普通会計）平成30年度～令和6年度



(出典:H30～R6 決算額データより監査人が作成)

②施設マネジメント計画遂行のための財源確保について

マネジメント計画では明示されていないが、総合管理計画やアクションプランでは施設の解体等に向けた財源確保のための施策が盛り込まれている。その内容と市が実際に取り組んできた主な財源確保の状況は、以下のとおりである。

<総合管理計画>

事業推進にあたり、「解体・撤去に活用できる『除却債』、集約・複合化に活用できる『公共施設最適化事業債』、転用に活用できる『地域活性化事業債』など国の有利な財源措置を活用」するとしている。

<アクションプラン第1期>

計画の推進にあたり、「廃止施設の解体にあたっては、当該施設にかかる維持管理費や借地料、解体費等を踏まえて優先順位を付け、計画的に処分を進めていく」とし、財源について「施設再編で得られた財産収入や公共施設等適正管理推進事業債（除去債）等を活用するとともに、安定的な財源確保に向けて、公共施設に関する基金等に積み立てることも検討」するとしている。

<アクションプラン第2期>

施設の解体や新たな施設整備等に対する安定的な財源を確保するため、公共施設等総合管理基金の積立を行うとしている。

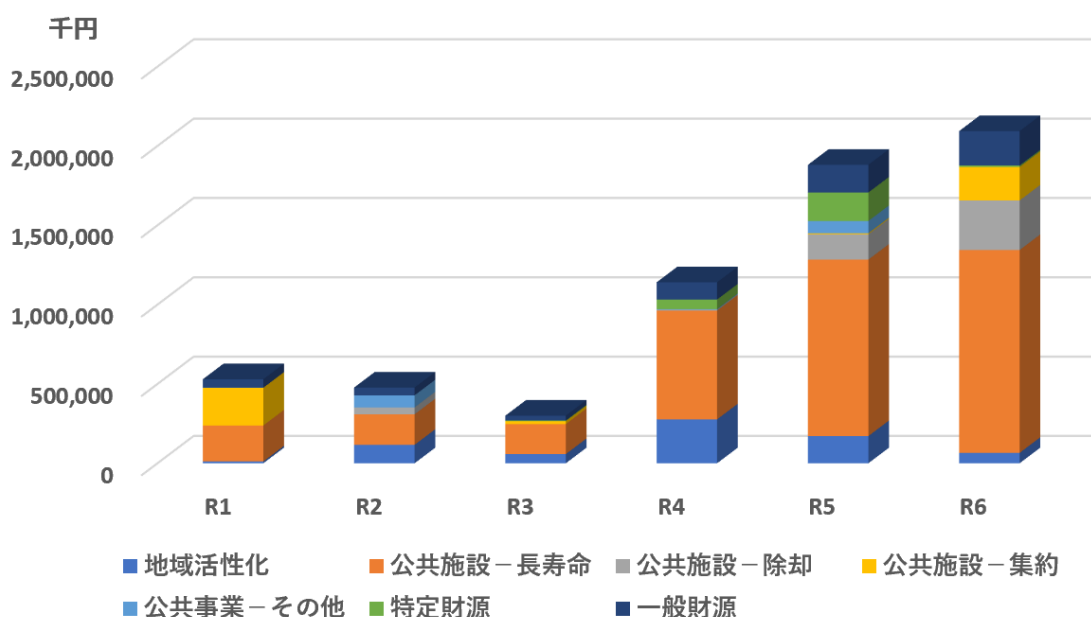
i) 国の施策に基づく地方債の活用

総務省は公共施設の最適配置を実現するためには公共施設の集約化・複合化や転用を進めていく必要があると判断し、平成 27 年度に新たな地方債措置を設置した。適用に当たり国からの補填が見込まれることから、自治体にとっては単独で財源措置するよりも負担の軽減が期待される。なお、これは以下に示す 2 種類に区分される。

地域活性化事業債 (転用事業債)	公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業)
既存の公共施設等の転用事業について利用される地方債	地方公共団体が策定した公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施する場合に利用される地方債
充当率 90% 交付税措置率 30%	充当率 90% 交付税措置率 集約化・複合化事業 50% その他 財政力に応じて 30～50%
—	以下の 6 対象事業に細区分される。 1) 集約化・複合化事業 2) 長寿命化事業 3) 転用事業 4) 立地適正化事業 5) ユニバーサルデザイン化事業 6) 除却事業

この点、市がこれまで実際に行った起債状況について、その活用内容と推移を示すと【図Ⅱ-10】のようになる。なお、事業債を利用した事案を取りまとめたものであり、自治体負担分と合わせて集計した。あくまで事業債を利用した事業を対象に分析したものであり、この他に市が単独の財源を用いて実施した事業がある。なお、「公共事業 - その他」には、規模がそれぞれ小さいことから転用事業とユニバーサルデザイン化事業をまとめて記載した。

【図Ⅱ-10】事業債活用状況の推移



(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域活性化	11,700	116,200	58,000	276,900	171,300	65,500
公共施設-長寿命	226,500	192,300	189,100	637,200	1,112,300	1,278,500
公共施設-除却		43,500		5,600	159,500	312,400
公共施設-集約	237,700		18,400		6,400	211,200
公共事業-その他	400	76,300		3,600	77,500	
特定財源			4,255	60,726	179,728	9,578
一般財源	53,351	48,925	30,283	108,214	174,238	216,587
合計	529,651	477,225	300,038	1,092,240	1,880,966	2,093,765

(出典：財政課管理資料より監査人が集計して作成)

総合管理計画やアクションプランでは、「公共施設等適正管理推進事業債」や「地域活性化事業債」など、国が推進する公共施設等管理事業に関連した地方債の活用をうたっていたが、実際にその活用頻度及び活用額は増加する傾向にある。

事業債の内容を種類別・年度別に比較検討すると、いずれの活用も増加する傾向にあるが、特に公共施設等適正管理推進事業債の長寿命化に関連した起債が非常に多くなっている。内訳をみると、小中学校の校舎等施設改修や公民館の耐震といった内容が数多く含まれている中、今回の監査において重点的に検討している廃止事業についても利用実績を確認することができた。

ii) 公共施設等総合管理基金の活用

アクションプラン第1期では、計画を推進するために市民説明のほか、「計画的な解体処分」、「官民対話の実施」及び「地域活性化に向けた減免制度の新設」といった3つの取り組みを掲げる。このうち、「計画的な解体処分」については、上述した事業債（除却債）等の活用のほか、「公共施設に関する基金等に積み立てる」ことの検討を行うとする。

現在、市では「福井市公共施設等総合管理基金条例（平成3年3月27日）」を制定しており、「公共施設等の総合的な維持管理に必要な財源を確保し、長期にわたる安全で快適な公共施設等の管理運営及び財政の健全な運営に資する（同第1条）」ため、同基金の積み立てを行っている。基金として積み立てる額については次の3つが掲げられており、市長は「市が行う公共施設等の建設、改修、維持管理及び除却に必要な経費の財源に充てるときに限り処分することができる（同第6条）」とされる。直近年度における同基金の推移及び積立・取崩方針と併せて示すと、【表Ⅱ-2】の通りである。

（基金として積み立てる額の詳細）

- 1) 一般会計歳入歳出予算で定める額
- 2) 基金の運用から生ずる収益金
- 3) 毎会計年度における決算剰余金の一部

【表Ⅱ-2】 公共施設等総合管理基金の残高推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度末残高	39,486	39,494	3,324,294	5,724,649	5,547,526	4,942,264
積立額	8	3,284,800	2,450,060	26,200	147,760	6,710
取崩額	-	-	49,705	203,323	753,022	415,625
当年度末残高	39,494	3,324,294	5,724,649	5,547,526	4,942,264	4,533,349

積立方針： 決算剰余金、資産売却収入などを積み立て

取崩方針： 大型公共施設整備などに充当

（3）施設マネジメント遂行上の検討課題

市が推進する施設マネジメントの全体像を把握する中で、各種計画だけでなく運用に供されている資料を閲覧するとともに、全体を統括する施設活用推進課へ適宜ヒアリングを行った。これまでの内容を含め、以下に監査の過程で気が付いた点を項目立てて記述する。

①長期計画に関する基礎資料の保管状況

上述した市が策定する計画は、すべて市のホームページ上¹で公表されている。施設マネジメントに関する計画を検討するにあたり、対象施設や数値目標の詳細を検討するために資料の提出を依頼したところ、施設活用推進課からは基本方針に関する基礎データが残されていないとの回答を得た。そのため、基本方針に記載された対象施設等については詳細を確認することができなかった。

【意見】長期計画に関する基礎資料の保管状況について<総論>

文書の保存年限に関しては「福井市文書管理規程（平成3年3月27日）」に詳細が定められており、同別表第2（第39条関係）「文書保存年限基準表」では保管文書の種類や重要性に応じ第1種～第5種に区分して具体的な書類の保存年限を示している。

今回、策定当時の基礎資料が見当たらないとされた基本方針は市の施設マネジメントにかかわる長期的な指針を示すものであり、他のマネジメント計画等、関連する中長期計画と緊密に連携するものである。こうした重要性を踏まえると、策定資料についても同「基準表」の「第1種（永年文書）」とされる「(19) 市行政の総合的な計画及び施策に関する文書」に準拠して保存すべきものと考えられる。この点、ホームページ上に掲示されているように計画そのものを紛失しているわけではない。しかし、長期に亘り適用される計画の策定資料は、関連する他の計画との整合性確認や見直しに際して重要な役割を果たすものとも考えられ、その保管については慎重に検討されるべきであった。

当該資料の保管期限に関する状況について当時の判断を確認する術はないが、現状及び将来の対応を踏まえ以下の検討を行っておくことが望まれる。

- ①詳細資料がないことに関して、今後懸念される事務手続の有無。特に、施設マネジメントにおける対象範囲の内容
- ②関連する中長期計画の見直しの都度、現状確認できる範囲での整合性
- ③今後の策定・見直しが予定される総合計画等に関する基礎資料の保存期限

②施設マネジメントの推進と体系の整理

現状、第八次福井市総合計画と総合管理計画は、令和8年度をもって対象期間が終了する。また、令和5年度をもって終了した財政再建計画についても財政計画として見直しが図られた結果、令和8年度に終了することとなる。そのため、これらの計画は次の策定に向かい、統一した対応が可能となる。一方、具体的な行動計画であるアクションプランは第2期が進行中であるが、対象期間が令和10年度に終了する予定であり、第3期においても期間が令和11年度から令和15年度と策定時期を異にする。

¹ 主な参照先は以下の通りである（令和8年1月確認）

総合計画 : <https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/plan/plan/p015748.html>
総合管理計画 : <https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/zaisei/jyoukyou/p016660.html>
基本方針等 : <https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/plan/reform/p015778.html>

【意見】施設マネジメントの推進と体系の整理について<総論>

市は総合管理計画を頂点とした複数の計画に基づいて、各施設のマネジメント業務にあたっている。それぞれの計画は中長期に渡るものであるが、そもそも策定期期が異なることもあり計画の期限と期間が相違している。適宜、見直すこととされており、少なくとも各計画の期限が到来する都度、フィードバックを勘案して対応することになると考えられる。ただし、福井市の場合、基本方針や各計画がそれぞれ異なる時点での目標値を掲げていることもあり、見直しのタイミングや対応が複雑になりやすい。

この点、この先も各計画の期限を迎える都度、他の計画の見直しに関する要否を検討していくことも考えられる。しかし、これらの計画は密接に連携していることもあり、可能であればいずれかの時期を見て計画の期限と期間を統一することが望ましい。こうした対応により、各計画間の整合性を図ることが容易となるだけでなく、目標の達成状況の把握・公表などの全庁的な事務負担を軽減することに寄与するものと考えられる。

③各計画における対象施設の整理

市が策定する方針や計画の対象施設は原則として延床面積が 300 m²以上の施設を対象とするものの、基本方針、基本計画及びアクションプランの内容を比較すると以下のような差異が生じている。このうち、上述したように基本方針の対象範囲 394 施設 (98.7 万m²) の資料は入手できておらず、その詳細は不明である。

	福井市施設マネジメント 基本方針	福井市施設マネジメント 基本計画	福井市施設マネジメント アクションプラン
対 象 施 設	394 施設 (98.7 万m ²)	394 施設 (99.4 万m ²)	396 施設 (100.6 万m ²)

なお、基本計画では 394 施設であるのに対しアクションプランでは 396 施設と、対象範囲に 2 施設の差異が生じているが、この内訳を施設分類ごとに示すと以下のとおりである。

	施設マネジメント計画に記載はあるが、 アクションプランには記載がない施設	アクションプランに記載はあるが、 施設マネジメント計画には記載がない施設
庁舎	市庁舎（分館）	総合ボランティアセンター（※）
文化	伊自良の里資料館 民俗資料館 美山農村活性化施設	にぎわい交流施設（※） 自然史博物館分館（※）
産業系	-	グリフィス記念館
観光レク	水仙寮	伊自良分館 観光事務所 観光物産館 中央公園ビジターセンター御座所
スポーツ	三秀プール	-
消防	旧越廼消防分署 中藤分遣所 東藤島分遣所	東分署
その他	ふれ愛園 殿下保健センター	旧越廼消防分署 旧足羽保育園 旧南部保育園 旧麻生津西保育園 旧明里保育園（ひよこ広場） 旧木田保育園（ぱんだルーム） 子ども一時預かり所の～び・のび（※）
地域施設	あじさい児童館 さくら児童館 春山保育園 勝見保育園 足羽保育園 南居保育園 南部保育園 麻生津西保育園 明里保育園 木田保育園 勝見倉庫 旧松本公民館	円山分団本部 松本分団本部 清明分団本部 中藤分団本部 東藤島分団本部 明新分団本部 日新分団車庫 森田会館 旧和田公民館
	23施設	25施設

（※）ハピリン内の施設である。

【意見】各計画における対象施設の整理について<総論>

現状、市が策定した施設マネジメントに関する各計画について、対象とする施設に相違が見られる。その結果、どの時点の施設数及び延床面積について、どれだけの縮減をするのかといった目標の全体像が分かりにくい。策定期間及び対象範囲が異なることによる差異とも考えられるが、将来的には統一する方向で整理する方が良い。

なお、マネジメント計画における対象範囲については、「原則として、市が保有する300㎡以上の建物施設」としており、策定時点である平成27年度では394施設であった。一方、アクションプランでは「令和元年度以降、新規に建設する施設は含みません」として、既存396施設に限定した取り組みであることを明示する。対象範囲が異なるため、計画それぞれについての進捗報告が必要と考えられるが、現在結果として公表されているのは、アクションプラン第1期のみである。この点、マネジメント計画に対する進捗の結果報告を不要とするものか、今一度、検討する方が良い。

また、こうした対象範囲の差異は、延床面積の縮減に関する目標とマネジメントの進捗

結果にも影響を及ぼす。市は、計画策定当初の施設総面積について、当時のシミュレーション結果から延床面積17%の縮減を目標として更新費や維持管理経費の効果額を算出している。総合管理計画では当時の対象範囲である99.4万㎡を基礎として縮減効果を見通していたが、アクションプランでは100.6万㎡の17%縮減を目標としており、縮減目標面積の平米数が置き換わっている。最終的に延床面積、ひいてはコストを削減するとの方向性に誤りはないが、今一度、各計画の対象範囲を含め整理することが望ましい。

このほか、新規に建設した施設についてのマネジメントをどうするのか、再度検討する方が良い。マネジメント計画では新規施設を含めるか否かについての言及がなされていないが、アクションプランは既存施設のみを対象とする。そのため、新規に建設された建物施設について、マネジメント計画上、どのように取り扱うのが不明瞭である。施設マネジメントの本来の趣旨が市所有財産の適切な維持管理にあると考えられるところ、既存施設の廃止等のみにフォーカスして対応する姿勢でよいものか、検討が望まれる。

④施設カルテの整備方針と利用の拡大

マネジメント計画では、その取り組みについて「市の関係部局の全てが協力し一体となって推進する」とし、「より実効性のある取組が行われるよう全体を管理」するとともに、「収集した施設データを基に施設カルテを作成し、施設の有効活用を進め」としている。現状、施設カルテの基本的な情報の収集や更新は、公会計や固定資産台帳のデータに基づき、対象とする施設すべてについて施設活用推進課が行っている。また、施設利用者等、必要な各施設固有の一部データについては、各所管課に照会して更新している。

今回の監査にあたり、所管する施設活用推進課へヒアリングして確認した内容をまとめると、以下ようになる。

- ・現状、施設カルテの作成に関するルールを明文化していない。
- ・実務対応として、アクションプランの対象となっている施設、及び新規に建設した延床面積300㎡以上の施設について作成している。
- ・(機能) 廃止の時点で、更新は不要とする。

また、各論の監査において各施設の所管課と議論をする中、担当者は施設カルテの内容について深く理解はしておらず、質問をしても作成を担当したとする施設活用推進課に都度、照会するような状況であった。

【意見】施設カルテの整備方針と利用の拡大について<総論>

施設カルテは、施設データの統合・一元化による効果的な施設マネジメントの実現を目的として、各施設の状況を把握するために整備される。マネジメント計画では、「取組方針の考え方」の中で、施設情報を一元化し全体像を把握するための具体策の一環として説明されている。現状、こうした施設カルテの作成及び更新について、ルールが明文化されて

いない。また、内容の理解が市職員に浸透しておらず、十分に活用されているとは言えない状況であった。この点、情報を一元化し施設マネジメントを全庁的に推し進めるためにも施設カルテは有効なツールであり、少なくとも以下に掲げるような取り組みを検討することが望ましい。

①整備方針の明文化

作成する趣旨や内容を明確にするだけでなく、各課の役割を全庁的に周知するためにも整備方針を明文化する方が良い。

②職員に対する理解の促進

何のために作成するのかについて、あらためて職員に対する理解を促す機会を設ける方が良い。公会計や固定資産台帳データから担当者自ら更新することが理解促進には最も効果的であるが、専門的な内容も含まれ対応が困難なケースも想定される。ただ、更新時期に理解を促進するような説明を、都度行うことくらいは必要と考えられる。

③利用の拡大に向けた取り組み

各課が所管する施設の将来的な取り組みを検討する際、施設カルテだけを閲覧すれば必要な情報を収集できるような状況が最も望ましい。そのためには、単に作成された資料を共有サーバーに保管するだけでなく、どのような情報が共有されていれば利用頻度が増加するのか、あるいは他部署ではどのように利用しているのかについて更新時にでも全庁的に共有する方が良い。こうした取り組みにより、記載される情報量の過不足について実際に利用する所管課からのフィードバックが期待できる。

なお、施設活用推進課の方針では、アクションプランを遂行する中で機能を廃止した施設については施設カルテの更新を不要としている。機能を廃止した時点で施設を利用した事業収支が見込めないことから、詳細な情報が必要とされなくなったとも考えられる。しかし、現実には施設機能を廃止した後も維持管理が必要なケースもあり、形式や情報量はともかく一定の内容を伴った更新は行う方が良いと思われる。

また、全国には個々の施設カルテを公表している自治体もある。市においても、将来に向けた施策として検討していくことが考えられる。

⑤施設マネジメントにおけるデータの利用 1

施設マネジメントの目標が市有財産の適切な維持管理にあるところ、計画の効果を測定する指標としては歳出決算額の抑制を明示することが最も合理的である。そのためには歳出決算額を施設ごとに分析できることが前提となるが、現状ではこうしたデータの取得は困難とのことであった。

【意見】 施設マネジメントにおける歳出決算額データの利用について<総論>

今後、会計システムの更新にあわせ、可能であれば施設マネジメントに活用できるようなデータの“持たせ方”を検討することも有用である。

市は施設マネジメントを実践する一方で、財政再建計画によるコスト削減を行っており、その分析の手法として管理対象とする施設の歳入及び歳出に関する予算額と決算額を時系列で取りまとめている。現状、システムの対応が困難であるため、個々の施設ごとに情報収集している状況であるが、データの抽出及び集計誤りや一元管理を実施するためにも将来的には会計システムで管理できるよう、今のうちから準備すべきと考える。この点、監査の過程で事前準備の必要性を認めた取り組みは、以下の2点である。

①会計システムにおける事業マスタの整理

現在の会計システムでは、会計データを作成する際に「事業番号」及び「事業番号名称」を登録する一方、「摘要」欄に会計データの内容を記載する。その際、「摘要」欄に施設名を含む事業名称を登録しているケースが多数見受けられた。結果として、1つの会計データの中に重複して事業名称がデータ登録されている状況にある。今後、いずれかのタイミングで登録すべき内容を整理する方が良い。また、システム更新時の対応になるかもしれないが、施設マネジメントに利用することを想定するのであれば、施設名もあわせて登録できるようにしておく方が望ましい。一つの施設で複数の事業を実施する場合、施設に着目した集計を可能とすることが期待できる。

②公会計システムにおける事業マスタと会計システムにおける事業マスタの整合性

現状、会計システムのデータを公会計システムに転送して、財務諸表等を作成している。その際、会計システムの事業名称と公会計システム上の事業名称が必ずしも整合していないケースがあった（例えば、各論「Ⅲ－9. 国民宿舎鷹巣荘」）。マスタ登録の内容について、早い段階で整合性の確認を行っておくことが望ましい。

⑥施設マネジメントにおけるデータの利用2

借地や過去の施設譲渡といった、施設マネジメントを推進する上で有用と考えられる情報の管理について所管する施設活用推進課へヒアリングしたところ、以下の回答を得た。こうしたデータ管理は、将来の施策推進に役に立つものと考えられるが、体制整備及び全庁的な共有に至っていない。

- ・各施設に関する借地の内容や年間借地料について一覧性を有するような資料は作成されていない。
- ・これまでの譲渡事案に関する資料については所管する各課が保管しているのみで、全庁的な共有がなされていない。

【意見】 施設マネジメントにおける必要情報のデータベース化について<総論>

施設マネジメントを推進する上で、これまでの事実や実績の情報は少なからず何らかのフィードバックをもたらすと考えられる。借地権に関する年間借地料、借地期間及び原状回復義務の有無は、施設ごとに比較することで最終処理の優先順位判定に役立つ可能性が高い。また、過去に実施した民間譲渡の経緯を示す資料は、各課の担当者が参考とすることで、所管する施設の新しいアイデアの基礎となることも期待される。

現状、これらの資料は各課で適切に保管されているが、ヒアリングの結果から判断する限り、全庁的に利用することを踏まえた体制整備までには至っていない。利用の頻度や方法にもよるため導入が強制されるべきものではないが、各課だけでなく全庁的に施設マネジメントを推進するためのツールとして、これら情報のデータベース化を検討する方が良い。

なお、総合管理計画でもうたわれているが、固定資産台帳の整備理由として「情報の管理、共有及びデータベース化の手段」が挙げられている。現状、固定資産台帳システムにこうしたデータを保管するだけの余裕（機能）が無いとのことであり対応が難しいが、将来のシステム更新時に、固定資産台帳にこれらの情報を集約して一元管理することが最も望ましい。

⑦公共施設等総合管理基金の活用

施設マネジメントを推進していく上で施設の集約化・複合化や除却を伴う場合には、特に財源の確保が大きな課題となりやすい。国の政策に基づいた事業債の活用も有効な手段の一つであるが、これと比較して基金による財源の確保及び利用も、以下の観点において非常に有効な手段となりうる。

i) 利用時期の判断

実際に積み立てられた基金は、市長の判断で取り崩すことが可能である。国庫の支援を受けることはできないものの、施設マネジメントの推進に関する限り用途の制限はほとんどない。

ii) 将来世代の負担軽減

起債によった場合、将来に返還を要する。しかし、基金については過去に獲得した財産であり将来世代の財政負担はない。

【意見】 公共施設等総合管理基金の活用について<総論>

【表Ⅱ-2】で示したように、市の財政を確認すると直近年度では約50億円の積立てがなされており、施設マネジメント推進の観点からすれば相当額の財源が確保されているとも考えられる。ただし、市は現在、新ごみ処理施設整備事業を手掛けており、主にこうした施設の建設にも相当の財政負担が予想される。施設の適切な維持管理にあたり新設と既存

施設除却のバランスは必要であるが、財源使途の優先順位では緊急度の高い新規建設の方に目が向かいやすくなることも事実である。今後、市の財政を考えて施設マネジメント、特に既存施設へのアプローチを重視するアクションプランを踏まえると、積立方針及び取崩方針のそれぞれについて以下のような対応を行うことも一つのアイデアと考えられる。

○積立方針：年度決算（一般会計）において資金余剰が発生した場合、一定の率にて計画的に基金を積み立てる

○取崩方針：積立額の一定割合は、既存施設の処分に割り当てる

その上で、機能廃止してもなお解体まで至らず、暫定的に倉庫等として利用されるような施設について、優先順位を踏まえながら市の全体予算として処分していくことも考えられる。各課の単独予算では方向性も固まらない状況が継続されるようなら、全庁的に資金を確保し選択肢を広げて検討するほうが、より施設マネジメントを推進することに寄与するものと思われる。

2. 国の施策及び他自治体との比較からみた福井市の施設マネジメントの特徴

(1) 国の施策と福井市の施設マネジメント

「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）により、各自治体宛に公共施設等総合管理計画の策定が要請された。合わせて、「公共施設総合管理計画の策定にあたっての指針（以下、「指針」）」が策定されており、その記載すべき内容が示された。その後、指針は令和4年4月及び令和5年10月に改定されているものの、現在も計画策定の拠り所となっている。

前述のとおり、市においても総合管理計画を平成28年3月に策定するとともに、令和4年8月に一部を改訂して対応している。以下では、市が推進する公共施設マネジメントを概観するとともに、国が指針で要請する記載内容に照らして市の対応状況を検討した。この点、検討の対象は、総務省のホームページで公開されているデータ²を基礎としており、必要に応じて市が公表する総合管理計画及びその他計画を参照した。

なお、【表Ⅱ-3】の記載中に**太文字**で示した項目は、次に意見として取りまとめた内容に関連するものである。

² 総務省HP <https://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html> 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表（令和7年3月31日現在） 「04 中部地方」エクセルファイル（令和8年1月確認）

【表Ⅱ-3】国の指針に照らした福井市の公共施設総合管理計画の内容

計画に記載が要請される項目	福井市の記載対応	福井市の公共施設等総合管理計画に記載されている内容																																																
公共施設等の現況及び将来の見通し																																																		
公共施設等の状況及び過去に行った対策の実績	有	「別添資料1 これまでの取り組み事例」として、令和元年度から令和3年度までの直近3か年で行った対策を一例として記載している。記載内容は、方向性のほか、施設名称及び取組内容が含まれる。																																																
総人口や年代別人口についての今後の見通し	有	人口（将来人口）の状況として、福井市の年齢階級別人口構成の推移を記載している。当初、総合管理計画を策定した時期が平成28年3月であり、平成27年度から令和32年度までのシミュレーションを実施、総人口は令和32年度に19.4万人に減少し、老年人口は市の人口の40%に達するとする。																																																
中長期的な経費の見込み	有	<p>構築物とインフラとに区別し、それぞれ向こう50年又は40年の経費見込みを記載している。なお、将来経費のシミュレーション内容については、当初計画策定時から直近総務省HP公開分にかけて一部更新されている。</p> <p>【将来経費見込額（当初計画策定時）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総額 (億円)</th> <th>期間 (年)</th> <th>年平均 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構築物</td> <td>3,500</td> <td>50</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>インフラ</td> <td>5,171</td> <td>40</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>1,640</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>2,071</td> <td>40</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>1,460</td> <td>40</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>構築物：平成24年度～令和44年度 インフラ：平成27年度～令和36年度</p> <p>【将来経費見込額（令和7年3月31日 総務省HP内データ）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総額 (億円)</th> <th>期間 (年)</th> <th>年平均 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構築物</td> <td>3,500</td> <td>50</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>インフラ</td> <td>11,170</td> <td>40</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>2,975</td> <td>40</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>2,777</td> <td>40</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>5,418</td> <td>40</td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table> <p>構築物：平成24年度～令和44年度 インフラ：令和4年度～令和44年度</p>		総額 (億円)	期間 (年)	年平均 (億円)	構築物	3,500	50	70	インフラ	5,171	40	130	道路	1,640	40	41	水道	2,071	40	52	下水道	1,460	40	37		総額 (億円)	期間 (年)	年平均 (億円)	構築物	3,500	50	70	インフラ	11,170	40	279	道路	2,975	40	74	水道	2,777	40	69	下水道	5,418	40	135
	総額 (億円)	期間 (年)	年平均 (億円)																																															
構築物	3,500	50	70																																															
インフラ	5,171	40	130																																															
道路	1,640	40	41																																															
水道	2,071	40	52																																															
下水道	1,460	40	37																																															
	総額 (億円)	期間 (年)	年平均 (億円)																																															
構築物	3,500	50	70																																															
インフラ	11,170	40	279																																															
道路	2,975	40	74																																															
水道	2,777	40	69																																															
下水道	5,418	40	135																																															
総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針																																																		
計画策定年度、改訂年度及び計画期間	有	平成28年3月に策定、令和4年8月に一部改訂としている。																																																
全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	有	全庁的な推進体制として、市長が本部長を務め、全部局長が本部委員となる「福井市公共施設等総合管理本部」を平成27年5月に設置。総合管理計画の進捗管理を行う組織として「幹事会」を設置を設置するほか、建物施設については「施設マネジメント審査部会」を設置。																																																
現状や課題に関する基本認識	有	<p>課題として、以下の3点を掲げている。</p> <p>① 建物施設では平成27年度以降10年間で、学校などの公共施設の更新時期が集中する。</p> <p>② インフラ施設では既存施設の改修や維持管理の計画的な推進が必要となる。</p> <p>③ 施設の質・量について人口等社会情勢の変化に対応していくことが必要となる。</p>																																																
公共施設等の管理に関する基本的な考え方																																																		
点検・診断等の実施方針	有	建物の点検にあたっては、建築基準法や消防法等に基づく法定点検と、緊急度に応じた対策を適切に実施する。また、各施設を管理する職員が自ら定期的に施設を点検するとともに、適切な予防的処理を実施する。																																																

維持管理・更新等の実施方針	有	<p>①維持管理・修繕の実施 予防保全型の維持管理を採用し、施設にかかるトータルコストの削減を目指す。また、長期修繕計画を策定し、大規模改修や長寿命化改修を計画的に実施する。</p> <p>②更新の実施 様々な診断に基づき更新理由を明確にする中で、更新、統合や複合化などの検討を実施する。</p>										
安全確保の実施方針	有	<p>インフラ施設では、一斉点検の強化実施による安全確保に努める。建物施設では、点検による安全確保に加え、火災、傷害・損傷、有害物質及び公害など広い範囲での安全性を確保する。また、各種点検や安全性の評価において高度な危険性が認められた場合、施設の改修を行う。</p>										
耐震化の実施方針	有	<p>昭和56年以前に建築された建物施設を対象に、耐震補強工事が必要と診断された建物は計画的な改修を実施する。福井市では、小中学校の耐震化事業を平成27年度で完了しているが、今後も維持する公共施設等については計画的に耐震化を実施する方針。</p> <p>なお、公共施設等の耐震化状況については、固定資産台帳での適切な管理を行う。</p>										
長寿命化の実施方針	有	<p>「福井市施設マネジメント計画」を適用すると記載し、「長寿命化」を含めた再編パターンによる事例を紹介している。</p> <p>なお、「福井市施設マネジメント計画」では、4つの取組方針のうち「方針③：保全による長寿命化（質の見直し）」として、「計画的な保全の実施により、建替え周期を70年まで延ばす」ことを主な方策とした長寿命化に取り組むとする。</p>										
ユニバーサルデザイン化の推進方針	有	<p>施設の更新や改修等に当たっては、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に取り組むとする。</p>										
脱炭素化の推進方針	有	<p>福井市は令和3年3月に2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロ「ゼロカーボン」を目指すことを宣言している。これを踏まえ、施設の更新や改修等に当たっては、再生エネルギーの活用や省エネルギー・省資源に努め、脱炭素化に取り組むとする。</p>										
統合や廃止の推進方針	有	<p>「維持管理・更新等の実施方針」や「長寿命化の実施方針」の記載にあわせ、施設の長寿命化が見込めない施設、安全確保が技術的にできない施設、改修コストがかかりすぎる施設などは、利用状況を踏まえ、施設の供用廃止などを検討することとする。</p>										
数値目標	有	<p>「別添資料3 建物施設の数値目標の設定（福井市施設マネジメント計画）より」として、平成27年3月に策定された同計画の数値目標を適用しており、コスト削減目標も有している。</p> <p>【施設マネジメント計画における削減効果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>削減効果額 (億円/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長寿命化による更新費削減効果</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>施設総面積縮減による更新費削減効果</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>施設維持管理経費の削減効果</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>削減効果額合計</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>	施策	削減効果額 (億円/年)	施設長寿命化による更新費削減効果	5	施設総面積縮減による更新費削減効果	12	施設維持管理経費の削減効果	10	削減効果額合計	27
施策	削減効果額 (億円/年)											
施設長寿命化による更新費削減効果	5											
施設総面積縮減による更新費削減効果	12											
施設維持管理経費の削減効果	10											
削減効果額合計	27											
地方公会計（固定資産台帳等）の活用	有	<p>各所属に散在する公共施設等のデータを収集し、一元化して情報を管理、共有及びデータベース化する手段として、固定資産台帳システムを構築する。固定資産台帳は公共施設等の管理台帳として活用するとともに新地方公会計の資産台帳としても利用するほか、個別施設の進捗管理を行う。</p> <p>なお、固定資産台帳の活用方法については、上記「耐震化の実施方針」についても関連する記載がある。</p>										
保有する財産の活用や処分に関する基本方針	有	<p>限られた財源を効率的に使い、社会情勢の変化や市民ニーズに対応した、最適な状態での公共施設等の維持管理・更新を目指すとして、4つの基本方針を示している。この内、基本方針1として「公共施設等の更新や維持管理を計画的かつ効率的に実施する」ことを掲げている。</p>										

広域連携	無	—
地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携	無	—
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	有	公共施設等の総合的な管理・活用に関する基本方針である総合管理計画の策定及び進捗管理、公共施設等の更新及び廃止等に関する統括するために、福井市公共施設等総合管理本部を設置している。同本部は、市長が本部長を務め、全部局長が本部委員とされる。
PDCAサイクルの推進方針	有	施設マネジメント計画及び個別施設計画における、Plan（策定）、Do（事項）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルによる進行管理の結果、本計画の見直しが必要な場合には、適宜見直しを実施。
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	有	<ul style="list-style-type: none"> ① 建物施設 (方針1) 施設情報の一元化 (方針2) 機能の複合化と集約化 (方針3) 保全による長寿命化 (方針4) 施設更新コストの平準化 ② インフラ施設 (方針1) 必要な施設の計画的整備 (方針2) 予防保全への転換と計画的な維持管理 (方針3) 現状の投資額の維持 (方針4) 新技術や新制度への対応 ③ 公営企業施設 (方針) 経営的視点での施設管理 ④ 土地 (方針1) 新規取得の抑制 (方針2) 未利用地の積極的な処分 (方針3) 民間との連携強化 ⑤ 維持管理費を負担する施設 (方針) 所有団体と協議の上、負担軽減に努める

【意見】 中長期的な経費（施設更新費用）の発生見込みについて<総論>

市は総合管理計画の中で示す中長期的な経費（施設更新費用）の発生見込みに関して、構築物とインフラ施設とに区分して公開している。この内、最新の総務省ホームページに公表されたデータ中のインフラ施設については、シミュレーションの対象時期を平成27年度～令和36年度（40年間）から令和4年度～令和44年度（40年間）へ変更しただけで、将来の経費発生見込みが当初計画策定時の130億円/年から279億円/年へと大幅に増額することとなった。一方、構築物についてはシミュレーション期間を変更することなく、当初計画策定時のまま平成24年度～令和44年度（50年間）において70億円/年の経費が発生するとしている。

この点、インフラ施設に関してシミュレーションの期始時点を平成27年度から令和4年度へ8年間変更しただけで将来の年間発生経費が倍増している状況に照らすと、構築物に関しても相当の経費負担が増加しているものと推察される。そこで、構築物に関する将来の経費発生見込みをあらためてシミュレーションするとともに、施設マネジメントに関する市民の理解を促すため、市が見通す経費発生状況を広く周知することも有益である。

施設マネジメントについては効果削減のインパクトに注目が集まりやすいが、効果の影響を適切に把握するには、まず現状及び将来の経費発生見通しを明確にする必要がある。市では総合管理計画の下位計画としてマネジメント計画、ひいてはアクションプランを策定しており、現状は少なくとも5年ごとに実績を把握する体制が整備されている。そこで、構築物についてもこうした下位計画の終了時点をもって、都度、当初計画の見直しを見直していくことも一つのアイデアとして考えられる。

【意見】 現状や課題の基本認識に関する経過報告について<総論>

当初策定した総合管理計画の「現状や課題に対する基本認識」について、市は以下に示す3点を掲げている。

- ①建物施設は平成27年度以降10年間で、学校などの公共施設の更新時期が集中する。
- ②インフラ施設では既存施設の改修や維持管理の計画的な推進が必要となる。
- ③施設の質・量について人口等社会情勢の変化に対応していくことが必要となる。

この内、特に①については課題を掲げた平成27年度から既に10年が経過しようとしており、具体的に市がどのように対応したのか、あるいは課題が解決したのかについて取りまとめて公表することも、市の施設マネジメントを遂行していくにあたって有益であると考えられる。また、実際に課題が解決しているのであれば、直近における新たな課題を検討していくことが望ましい。

市はこれまで小中学校についての耐震工事を完了しているだけでなく、新校舎建築などの再編を踏まえた施策を順次行ってきている。施設マネジメントの結果としてこうした成果を明示し、総合管理計画における次の課題への対応へ向かうような体制が整うようなら、PDCAサイクルを意識した対応に繋がっていくものと思われる。

【意見】 耐震化に関する固定資産台帳の有効活用について<総論>

耐震化の実施方針として、市は「固定資産台帳での適切な管理を行う」³とする。現状、毎年更新された固定資産台帳は市のホームページ上にて公表されているが⁴、一見して耐震化の状況を判別することができない。実施方針に明確に施策として記載していることもあり、固定資産台帳の整備を検討すべきである。また、将来的にはホームページを通じて、広く市民にも周知されることが期待される。

なお、次の①及び②を加味して外部公表への対応を検討すると、間接的にはあるが、今後の耐震化への取り組みを広く周知することにつながると考えられる。

- ①市が耐震化を要すると現に識別している施設

³ 「総合管理計画」 p.15 を参照。

⁴ 福井市HP <https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/zaisei/kessan/koteidaityou.html> (令和8年1月確認)

②既に耐震化の取り組みを完了した施設

現状、固定資産台帳データは誰もがダウンロードして内容を確認できるようになっている。これらの情報が公表されれば、市が全体の中でどれくらいの数の施設について耐震化が必要と考えているのか、あわせてどれくらいの進捗であるのかの検討が市民の立場で可能となる。技術的な問題もあり、直ちに対応することに難しい面があることは承知しているが、固定資産台帳を有効に活用する将来的な取り組みの一つとして考えられる。

【意見】施設マネジメントにおける効果削減の数値目標と結果の公表について<総論>

総務省の調査結果上、福井市におけるトータルコストの縮減に関する目標は設定されていないとされる。しかし、総合管理計画では、「別添資料3 建物施設の数値目標の設定（福井市施設マネジメント計画より）」として、同計画にある目標数値を適用するとし、策定時点で保有する394施設、99.4万㎡を全て維持し続けた場合、今後50年間で必要な施設の更新費用は、総額で3,500億円、年間平均で約70億円と推計する。その上で、これにより年間当たり27億円（約40%）の削減効果が見込まれるとする。

この点、福井市では延床面積の縮減に着目し、アクションプラン第1期の結果として延床面積を指標とした縮減効果のみを公表している。

A) 要更新費用		70億円/年
B) 削減効果額		
i 長寿命化による縮減	5億円/年	
ii 施設総面積縮減による縮減	12億円/年	
iii 施設総面積縮減による維持管理経費削減	10億円/年	27億円/年
C) 削減効果比率 (B/A)		約40%

(1) 金額目標に対する削減効果の公表について

総合管理計画において既存施設に関する金額目標を設定しているが、所管する施設活用推進課へのヒアリングによれば金額ベースでの公表までは不要とする。現状、公表している延床面積の縮減はコスト削減につながるものであり、延床面積の縮減効果のみの公表で足りるとの判断である。しかし、以下に示す理由からすれば、本来、金額ベースでの経済効果についても公表することが望ましい。

- ①当初より金額目標が設定・公表されており、これに対する結果が求められること
- ②延床面積の縮減がコスト削減につながることに異論はない。しかし、現在の市の見解では機能が廃止されたタイミングをもって延床面積の縮減がなされたとされており、建物施設の物理的な廃止を伴っていない。そのため、例えば借地料の支払い停止時期など、金額ベースでのコスト削減のタイミングとは必ずしも整合しないこと

③延床面積の縮減効果が少なからず行政サービスの低下を招くことからすれば、市民の関心は資金の効率的かつ効果的な経済影響に向かうと考えられること

(2) 金額目標再設定に関する再検討について

施設活用推進課へのヒアリングにおいて、前述したように金額目標を定めた当時の資料が残されていないことが確認された。また、利用するシステム上、細かに金額ベースでの経済効果を捕捉することが困難であり集計には時間を要するとのことであった。これらの結果、現状はマネジメント計画に示した金額削減目標についての公表には至っていない、との立場をとっている。具体的な金額削減目標を公表できないと判断される場合、あらかじめ集計を可能とする範囲で金額削減目標の再設定を検討すべきであると考えられる。少なくとも、策定時資料が残されていないこと、及び集計が困難であることを理由に結果を公表できないと放置することは市民の理解を得難いと思われる。

この点、金額目標の設定に関し、監査の過程で気付いた点を参考として以下に示す。

- ①具体的な金額目標を定めたマネジメント計画は、平成27年度～令和32年度までの36年間に渡る長期間の計画であるところ、「この数値目標については、今後の社会経済情勢等の変化にあわせて、必要に応じて見直す」こととしているが、これまで見直しが行われていない。
- ②現状インフレが進行しており、目標を策定した時点とは異なり物価上昇が著しい。そのため、計画当初の前提とは実態が乖離する可能性が極めて高く、今後はインフレ率を加味した金額目標が必要となる。
- ③現在アクションプランの講評では延床面積の縮減効果が強調され、既存施設に関する縮減状況に関心が向けられやすい。しかし、既存施設の縮減の一方で、市は行政サービスの維持のために代替施設の建設・運用もあわせて取り組んでいる状況にある。施設マネジメント全体からすれば、全庁的な視点としてこれら新規施設に要する現在及び将来の経済的負担への言及まで検討すべきである。

【意見】 広域連携及び国管理施設との連携に関する方針の記載について<総論>

総務省のホームページにて公開されている、各自治体が公表している公共施設等総合管理計画の内容を取りまとめたデータによれば、市は「広域連携」や「国管理施設との連携」に関する記載を行っていない。福井市の置かれた状況を踏まえると、この先、自治体のみで施設マネジメントを完結するのではなく、広く協力関係を構築しながら対応していくことが考えられる。

これら記載のうち、広域連携については他の自治体との関係性にも影響されることから、方針の記載が強制されるべきではない。しかし、福井市は県都であるだけでなく、県内の複数の市町に囲まれたロケーションにある。また、市町村合併の結果、西部には海岸

線を、東部には山間地をといった広大なエリアを有する。そのため、施設マネジメントの観点から協力し合えるような施設を多数所有しているとも考えられ、少なくとも広域連携を掲げる他の自治体よりも施策を進めやすい状況にあるともいえる。この点、次に示す市が置かれた環境を踏まえ、広域連携の対応を検討していくことが望ましい。

① 県都としての特徴

福井市は県都でもあり、県内他の自治体と比較すれば福井県とのつながりが深い。実際、県都の“まちづくり”として、福井県と市が平成25年に策定した「県都デザイン戦略」に始まる長期的な取り組みがなされてきているほか、令和4年10月には福井商工会議所を加えて策定された「県都グランドデザイン」が公表され、JR福井駅近辺の再開発が進められている。なお、福井県が公表する公共施設等総合管理計画では、「国や市町との間で、集約や交換等を通じた地域における公共施設の最適利用を進める「エリアマネジメント」に取り組んでいる」としており、広域連携にも前向きな姿勢を示している。

② 8市町に囲まれたロケーション

福井市は県内5市3町と隣接しているが、各自治体はそれぞれ平野部だけでなく海岸や山地といった特色を有するものの、福井市はこれらの特色を併せ持つ。そのため、他の自治体と比較しても施設マネジメント上の広域連携を深めやすい環境にあると考えられる。また、隣接する坂井市、永平寺町及び越前町といった市町は、公共施設等総合管理計画において広域連携に努める立場を明確にしている。

(2) 他自治体との比較からみた福井市の施設マネジメント

各自治体が推進する施設マネジメントに関し総務省の働きかけにより策定が求められる公共施設等総合管理計画について、福井市を含む62の中核市の内容を比較すると以下ようになる。なお、これらの分析に際しては、総務省が公表する令和7年3月31日時点のデータを使用し、監査人自らが集計を行った⁵。

① 策定年度及び計画期間

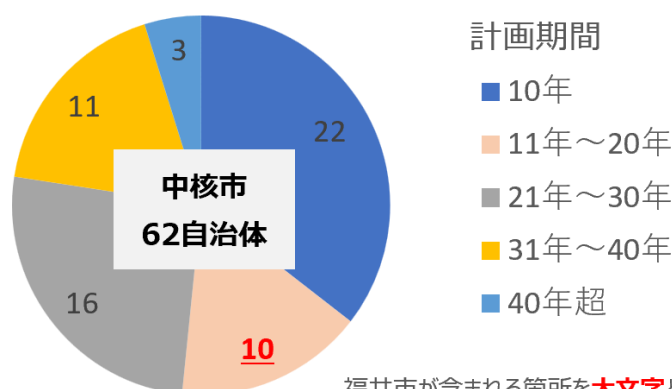
【図Ⅱ-11】に示すように、いずれの中核市も平成26年度～平成28年度に策定しているが、計画期間は各自治体によってばらつきがある。10年とする自治体が多いが、全62中核市のうち2自治体を除き各々の計画期間中に改訂を行っている。これは、総務省から令和4年4月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について」、令和5年10月に

⁵ 総務省 HP <https://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>。「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表（令和7年3月31日現在）」の「01 北海道」～「08 九州地方」のエクセルファイルから62中核市を抽出した。

「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改定について」が発出されたことによるものと推察され、実際のところ各自治体が改定した時期は令和4年度又は令和5年度に集中している。

この点、福井市では総合管理計画の対象期間を11年間としており、他自治体と同様、令和4年度にその改訂を行っている。なお、福井市がこの下位計画として具体的な施策を取りまとめたマネジメント計画の対象期間は36年間であり、総合管理計画の対象計画期間を大きく上回る。

【図Ⅱ-11】 中核市の公共施設等総合管理計画の計画期間



福井市が含まれる箇所を**太文字**とした。

(出典：総務省データを監査人が加工して作成した)

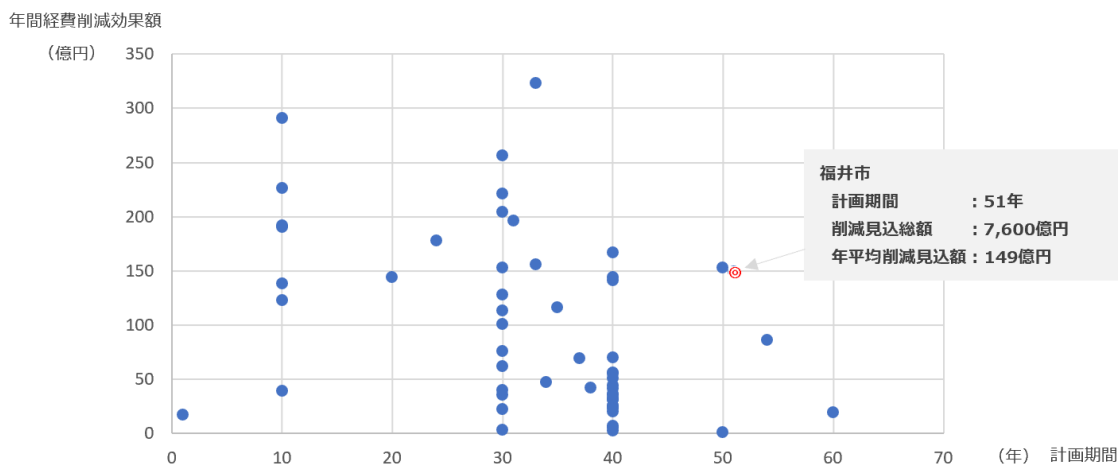
②対策後の経済効果

i) 削減効果額の比較

計画に沿った対策を行うことによる経済効果を経費の年平均削減見込み額で比較すると、【図Ⅱ-12】のようになる。この点、総務省にて取りまとめた削減効果のシミュレーション期間は30～40年間に集中するなか、1年あたりに換算した削減効果額は各自治体によってばらつきが生じている。福井市の場合、平成24年(2012年)～令和44年(2062年)を想定して総額7,600億円の削減効果額を見込んでおり、1年あたりは149億円ほどとなる。他の中核市と比較して長期間を見込むものであるが、削減効果自体について特異な点は見受けられない。

なお、62中核市のうち3自治体は効果額の公表を行っておらず、1自治体は図表による記載のみで具体的な金額の公表がなされていなかった。また、1自治体は資産種類別に詳細を記載していたが、一律に分析できないため今回の比較対象からは除いた。このほか、1自治体については効果の測定期間が200年を超過しており、今回の比較対象には含めていない。これらの結果、福井市を含む56中核市を対象として分析を行っている。また、総合管理計画のシミュレーションに際しては、事業用の建物施設だけでなくインフラ設備を含めて検討を加えていることに注意が必要である。

【図Ⅱ-12】 公共施設等総合管理計画による削減効果額の比較



(出典：総務省データを監査人が加工して作成した)

ii) 総合管理計画上の削減数値目標

総務省によれば、「a) 公共施設の数」、「b) 延床面積等」、「c) トータルコストの縮減」及び「d) 平準化等」の4区分について各自治体の計画目標を取りまとめている。この内、公共施設等総合管理計画においていずれかの数値目標を記載している中核市は62の自治体のうち41自治体にとどまっており、残21自治体は全く公表を行っていない。一方で、4区分すべての目標を掲げていた中核市は1自治体のみであった（【表Ⅱ-4】）。

この点、福井市では「a) 公共施設の数」及び「b) 延床面積等に関する目標」について、目標「有」とするものの、「c) トータルコストの縮減」及び「d) 平準化に関する目標」については記載なしとして集計されている。ただし、「c) トータルコストの縮減」については、一定の条件の下ではあるが目標値を記載している。

【表Ⅱ-4】 計画目標の公表状況

記載の有無		(福井市が含まれている区分を 太文字 とした)				
細目の内、1つでも該当すれば「有」とした。		細目	a)公共施設の数	b)延床面積等に関する目標	c)トータルコストの縮減	d)平準化等に関する目標
有	41	有	2	32	17	9
		無	39	9	24 (※)	32
無	21					
合計	62					

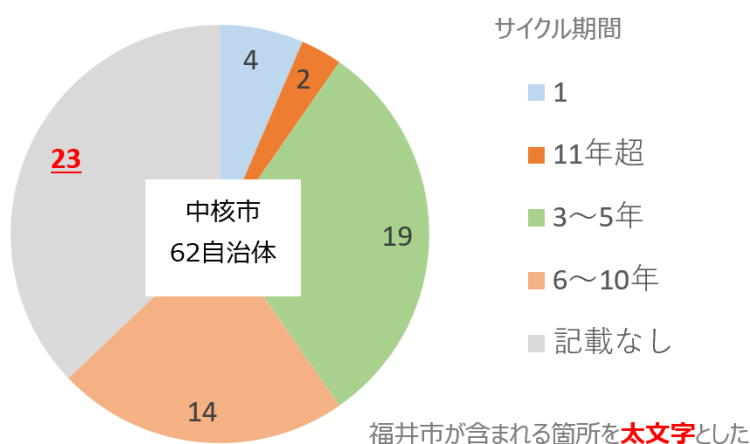
(※) 福井市が掲げる削減効果額の数値目標に関しては、上記「2 (1) 国の施策と福井市の施設マネジメント」の箇所に意見として取りまとめている。

(出典：総務省データを監査人が加工して作成した)

③PDCAサイクルの推進方針

総務省のとりまとめたデータによれば、全国に62ある中核市すべてについてPDCAサイクルに関する記載がなされている。ただし、見直し期間については特定のサイクル期間を明示する自治体もあれば、「適宜」としてサイクル期間を明示しないケースもあり、各自治体によって対応にはばらつきがある【図Ⅱ-13】。この点、福井市は「PDCAサイクルによる進行管理の結果、施設マネジメント計画等の見直しが必要な場合には、適宜見直しを実施」するとして、具体的なPDCAサイクル期間を明示していない。

【図Ⅱ-13】 中核市におけるPDCAサイクル期間の公表状況



(出典：総務省データを監査人が加工して作成した)

【意見】 PDCAサイクル期間の再検討について<総論>

PDCAサイクル期間を具体的に示す自治体が数多くあるところ、福井市では「適宜」として具体的なPDCAサイクル期間を明示していない。

この点、PDCAサイクルについてのみ着目するのであれば、市は総合管理計画の下位計画として、マネジメント計画についてはアクションプランを策定しているが、このうちアクションプランは計15年の計画を5年ごと、計3期に分けて対応する方針である。各アクションプランが終了したタイミングで当該期間の取りまとめを行うことが見込まれることを踏まえると、少なくとも各アクションプランが一旦終了したタイミング（5年）をサイクル期間とする方が良いように思われる。現状、第2期（令和6年度～令和10年度）の途中であるだけでなく、他の計画期間との兼ね合いもあることから一律に決定することが難しい側面もある。しかし、これまで市が取り組んできた実態や他自治体の動向を踏まえると、PDCAサイクル期間をあらためて再検討することも有用であると考えられる。また、進捗管理のタイミングを明確にしておくことは市民の全体計画への理解を促すことにつながる。

なお、福井市の場合には計画体系が複雑になる傾向があり、PDCAサイクル期間にと
 らわれず抜本的に検討することが可能であれば、上記「1. (3) ②施設マネジメントの推
 進と体系の整理」に意見として述べたように、各計画の期限を統一するような対応も考え
 られる。

3. 各論の総括

今回の監査にあたり、アクションプラン第1期中に市が廃止したとする28施設をサンプル
 として抽出している。各施設に関する固有の課題については、それぞれのパートにて【指摘】
 又は【意見】として記述したが、中にはルールを整備といった全庁的に検討すべき課題も発見
 されている。各論では7つの監査項目を設定して各施設の内容を検討しており、以下では当該
 順に総括する。なお、それぞれの監査項目、発見された課題及び関連する各論での対象施設を
 示すと以下の通りである。

■各論の監査で総括として記載すべきと判断した監査項目と関連する施設数

監査項目と課題	
(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について	
①施設及び市所有地の所管換手続	8施設
②行政財産の市庁舎内使用許可	3施設
(2) 情報の一元化管理について	
①施設及び市所有地の用途変更	4施設
②機能廃止後のライフサイクルを踏まえた情報管理	5施設
③固定資産台帳登録に関する事務処理誤り	5施設
④廃止施設に関する固定資産台帳上の名称変更	1施設
(3) 施設の管理状況について	
①施設の鍵に関する管理について	3施設
(4) 契約関係の状況について (該当無し)	-
(5) KPIの達成状況について	
①延床面積の削減効果に関する判定	20施設
②削減効果額の再検討	17施設
(6) 今後の対応及び取組みについて	
①施設に関する財産の管理方針	1施設
(7) その他	
①施設内に保管する美術品の取扱い	4施設
②施設マネジメント推進に向けての全庁的な取り組み姿勢	全般

■総括として記載すべきと判断した項目と各論との関係

各論No.	対象施設	各論での監査項目と課題										
		(1)①	(1)②	(2)①	(2)②	(2)③	(2)④	(3)①	(5)①	(5)②	(6)①	(7)①
Ⅲ-1.	越廼総合支所			○	○				○	○		○
Ⅲ-2.	マイドーム清水								○	○		
Ⅲ-3.	旧麻生津西保育園								○	○		
Ⅲ-4.	清水社会福祉センター	○			○				○	○		○
Ⅲ-5.	すかっとランド九頭竜	○			○	●			○	○		○
Ⅲ-6.	美山デイサービスセンター和貴苑								○	○		
Ⅲ-7.	旧足羽保育園								○	○		
Ⅲ-8.	研修センター											
Ⅲ-9.	国民宿舎鷹巣荘											
Ⅲ-10.	美山森林温泉みらくる亭								○	○		
Ⅲ-11.	野外趣味活動施設	○			○				○	○		
Ⅲ-12.	越前水仙の里公園（浜北山町）	○			○				○	○		
Ⅲ-13.	大安寺キャンプ場									○		
Ⅲ-14.	美山庭球場「ウインク」	○		○		●			○	○		
Ⅲ-15.	川西テニスコート			○					○	○		
Ⅲ-16.	文化会館			○		●			○	○		○
Ⅲ-17.	旧市民福祉会館（H30解体済）								○			
Ⅲ-18.	そば工房木ごころ	○						○	○		●	
Ⅲ-19.	みやま長寿そば道場ごっつおさん亭	○						○	○	○		
Ⅲ-20.	国見岳休養施設									○		
Ⅲ-21.	S S Tランド											
Ⅲ-22.	リズムの森											
Ⅲ-23.	美山啓明幼稚園		●			●	○	○				
Ⅲ-24.	東部保育園（H30解体済）								○			
Ⅲ-25.	さつき児童館（H30解体済）		●						○			
Ⅲ-26.	活性化施設・一乗ふるさと交流館								○	○		
Ⅲ-27.	森田分遣所	○							○	○		
Ⅲ-28.	旧越廼保健センター（越廼公民館内）		●			●						

○：各論にて検討し、総論とすべきと判断した施設

●：総論に至るまでに関連して検討を行った施設。各論では、総論への記載に当たり特に触れていない。

（１）関連する予算の執行状況を含む合规性について

①施設及び市所有地の所管換手続

機能が廃止された市所有の財産について、所管部署は原則として担当課から施設活用推進課へ変更される（福井市財務会計規則第163条第2項）。ただし、「建築物又は工作物で取壊しを目的に用途を廃止するもの」や「当該財産を施設活用推進課長が管理し、又は処分することが不適当と認められるもの」については、施設活用推進課への引継ぎは不要とされる（同但書き及び同第171条第2項但書き）。

今回抽出した検証サンプルはアクションプラン第1期において機能が廃止されたとする28施設であり、同規則によれば原則として全て施設活用推進課の所管とされる。しかし、実際にはこれまで所管していた部署がそのまま管理している状況であり、その理由が、同但し書きにある「取壊し」や「所管換が不適当」というものであった。現に施設を所管する担当課に対し、例外的に所管換しない点につきどのような決裁手続を経たのかをヒアリングしたが、特段の処理は行っていないとのことであった。また、所管換の手続をしていない理由についても明確な回答を得ることができなかった。

【指摘】施設及び市所有地の所管換手続について<総論>

現状、機能が廃止された施設について所管換の十分な決裁手続を経ないまま、従来の担当課が継続して管理に当たっている。今一度、財務会計規則を踏まえた手続を確認するとともに、運用していくことが必要である。今回検討した中には、適切に理解されかつ運用

されている施設もあり（例えば、商工労政課が所管する「Ⅲ－８．研修センター」）、全ての部署にて運用に問題があるわけでもない。しかし、複数の施設において運用が曖昧なものとなっており、全庁的に対応すべき課題であると判断した。

なお、今回のケースではアクションプランに従い、主に取壊しを前提として機能を廃止している。そのため、所管換についての決裁手続は当面不要とする一方、必要があれば解体等を行うタイミングで所管換の決裁処理をすれば良いとの考え方もありうる。しかし、本来であれば機能廃止のタイミングで所管換手続が必要であり、決裁手続を当面不要とする考え方は同規則に照らせば原則と例外が逆転している。また、解体まで時間を要するケースで具体的な所管換のタイミングが決定されていない状況では、担当課の判断により決裁する時期も異なる可能性が高く、責任の所在が曖昧になりかねない。

現状、機能廃止とされているが解体等がなされず、遊休とされたまま以前からの担当課が管理している施設が複数ある。少なくとも、これら施設については、将来的にどのような事実に基づいて所管換がなされるのかを決定しておく必要がある。

②行政財産の市庁舎内使用許可

福井市財務会計規則によれば、市長は特定のケースに該当する場合に限り、行政財産（教育財産を含む）の使用を許可できるとする（同 172 条）。そこで、本来の行政目的以外の用途で市有財産を利用する場合には、市に対して「行政財産目的外使用許可申請書」を提出し市長の承認を得る必要がある（同 172 条の 2）。ただし、これらの規程は外部の利用者に適用されるものであり、行政財産について市の所属間における使用までを規定したものではない。

この点、施設活用推進課から全職員に向けて「行政財産の目的外使用 事務処理マニュアル」がイントラネット上で発信されており、市庁舎内の各部署間で行政財産の使用を行う際には当該マニュアルに従った対応が要請されるが、一部、市職員への周知が徹底されていない状況であった。

【意見】 行政財産の市庁舎内使用許可について<総論>

市庁舎内の部署間において行政財産に関する使用がなされる際、手続の拠り所として施設活用推進課よりイントラネットを通じ「行政財産の目的外使用 事務処理マニュアル」が発信されているが、その存在を含め市職員が十分に理解している状況にはない。今回の監査において結果として事務処理に問題はなかったものの、監査人と担当課との質疑応答において事務処理の判断に混乱が認められた。

今後、施設の集約化などにより、特に教育施設や公民館などの行政財産を共用するケースが多数見込まれる。マニュアルの存在を含め、事務手続の処理について市職員の理解を深めるような周知の徹底が望まれる。

(2) 情報の一元化管理について

①施設及び市所有地の用途変更

福井市財務会計規則では行政財産（教育財産を含む）の用途の廃止について、次に掲げる事項を記載した書面により施設活用推進課長を経て市長の決定を受けなければならない、とされる（同第 171 条）。

- i) その行政財産の表示
- ii) 用途を廃止する理由

そして、普通財産へ用途変更された後、原則として施設活用推進課長へ引き継がれるものと解される（同第 163 条第 2 項）。

今回サンプル抽出した先はアクションプラン第 1 期に機能が廃止された施設であり、監査人が自ら廃止条例（又は機能廃止に至る条例の変更）を確認している。そのため、監査対象とされた 28 施設は、原則として、行政財産としての用途が廃止され普通財産へ用途変更されるものと考えられる。

この点、一部の施設については令和 5 年度末（令和 6 年 3 月 31 日時点）の固定資産台帳上においても、行政財産として登録されたままで推移していた。中には、施設の廃止に伴い用途変更手続を単純に失念していたケースもあったが、これを除けば、敢えて普通財産とはせず行政財産のままとしていた状況である。

【意見】施設及び市所有地の用途変更について<総論>

アクションプラン第 1 期中に機能を廃止した施設のうち、一部について固定資産台帳上の登録が普通財産ではなく行政財産のままとされていた。実際、機能が廃止されてから数年間にも亘って用途変更されていないケースも散見されている。福井市財務会計規則に照らせば、本来は用途廃止手続の上、固定資産台帳上の登録を行政財産から普通財産へ用途変更すべきであったと考えられる。

各論における監査では、「解体の準備が整った時点」で用途変更を予定していた施設や、機能廃止に至るも「(将来的に) 公共の目的に供することを想定して」用途変更を見合わせる施設などが確認された。それぞれの主張に関する合理性の判断は各論での検討に委ねるが、まずは福井市財務会計規則にあるように、機能廃止の時点で用途の廃止かつ変更の手続が必要であったと考えられる。

この点、所管課へのヒアリングでは、条例廃止に伴い所管する施設の行政目的がなくなった場合でも、漠然とした何らかの公共性に寄与するような目標があれば行政財産のまま普通財産へ用途変更しなくてもよいとの判断がなされているようであった。しかし、その後の普通財産への具体的な用途変更の時期をどのように判定するのか、長期に亘って遊休化している「行政財産」の公共性をどのように説明するのか、について具体的な検討がない。今回、各論において監査対象とされていない施設を含め、用途変更すべきタイミングについてあらためて運用状況を整理すべきである。

②機能廃止後のライフサイクルを踏まえた情報管理

今回、各論にて監査対象とした28施設はアクションプラン第1期に全て機能が廃止されており、基本的にアクションプラン上の取組状況が「達成」されたとされる。一部の施設についてはその後も暫定的に倉庫として利用され、あるいは遊休となっているが、アクションプラン第2期では今後の方針について言及されず、明確な管理対象として取り扱われてもいない。また、アクションプランの対象となった施設は「施設カルテ」が作成され、施設概要、延床面積及び財務会計情報の管理がなされるが、こうした書類の更新も行われていない。

なお、各論の監査において、廃止された施設に関するその後の歳入・歳出データについても検討したが、賃借料だけではなく水道光熱費といった経費も継続的に計上されていたケースが散見された。

【意見】機能廃止施設のライフサイクルを踏まえた情報管理について<総論>

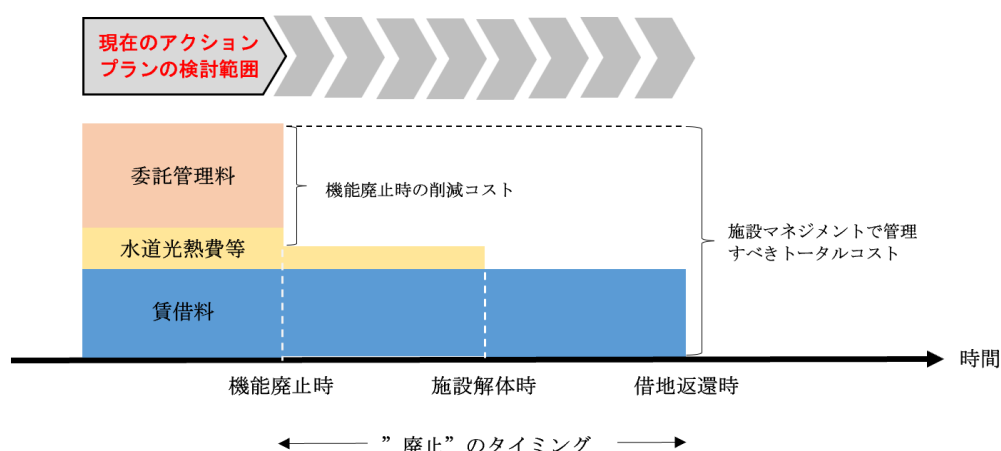
アクションプラン第1期中に機能の廃止をもって取組状況が「達成」されたとする施設について、一部についてはその後も物理的に存続している。また、こうした施設については、経費が継続的に発生している状況にある。しかし、アクションプラン第2期では今後の方針を含め何ら言及されておらず、また「施設カルテ」の更新もなされていない。実質、施設マネジメントの枠組みから外れている状況でもあり、施設の情報管理を含め今後の対応について早期に検討しておくことが望ましい。

施設マネジメントの趣旨が市有財産の適切な維持管理にあるところ、機能廃止に至った施設は各課の対応に任されており、その後の管理について全庁的なサポートがなされていない。機能を廃止したとはいえ、物理的に建物施設が残されている限りは金銭的なコストが発生するものであり、施設のライフサイクルを考えると機能の廃止が施設マネジメントの終着ではなく、実際の解体もしくは今後の用途見通しの決定に至るまでを管理する必要がある。そのためには、施設カルテほどの詳細な定性的・定量的な情報までは求められなくても、どれくらいのコストがかかっているのか、どのように対応すべきかを検討するための材料として、引き続き何らかの情報管理は必須である。

この点、こうした施設の現状を把握するとともに、今後は維持するにせよ、除売却するにせよ、その判断に必要となる情報を収集・共有するような体制を全庁的な視点から構築することが望ましい。単純に各課に任せて情報管理を継続することも考えられるが、施設活用の観点から全庁的に情報共有することを想定するのであれば、統一的なフォームの作成など全体を見据えて管理する方が、結果として将来の事務負担を軽減することにつながる。

また、今回の監査結果からは、対象範囲に含まれる施設の状況をあらためて確認し、どのタイミングをもって施設マネジメントのゴールとするかを再度検討する方が良いと感じられた。アクションプランはあくまで短期的な実行計画に過ぎないところ、中長期的な施

設マネジメントからすれば各施設の最終的なゴールを示さないケースも多いと推測される。“廃止”とするタイミングをどのように定義するのかにもよるが、現在のアクションプランでは“施設機能の廃止”のタイミングを施設マネジメントにおける当面のゴールとしている。委託管理料をコストの主な要因とする施設であれば実態と整合するケースもあるが、市が保有する施設では借地の上に建設された施設も多数あるため、多くの場合、トータルコストの削減は解体を経た借地返還のタイミングになる。施設のライフサイクルを踏まえた中長期の視点から各施設の最終目標を見据え、最終ゴールまでの情報管理を通じて第1期から第2期及び第3期と続く各アクションプランでの継続的な検討を実施していく明確な姿勢を持つ方が良いと思われる。



③固定資産台帳登録に関する事務処理誤り

今回の監査では施設に着目しており、検証に当たっては固定資産台帳上の登録内容についても検討を加えた。その結果、サンプル抽出した施設の一部について、減価償却計算の誤りと考えられる事実が発見された。計算された内容を確認すると、不適切とされる算出結果が生じている施設については、過去に同じような事務処理がなされていた。その内容について、考えられる影響と合わせて示すと以下ようになる。

- i) 資本的支出について別登録せず、既存施設の取得価格を直接増額している
 - ・新規に実施した資本的支出の内容が台帳上に明示されない
 - ・既存施設と資本的支出の耐用年数が一本化され、償却計算を誤る
- ii) 所管換時に新規登録又は修正するものの、既存施設に関する内容の修正が十分でない
 - ・台帳上、取得価格＝期末簿価＋減価償却累計額の等価式が成立しない
 - ・取得価額について二重登録となり、内容が施設の正確な状況を示さない
 - ・場合によっては、耐用年数が到来した場合でも100%の償却累計率を示さない

なお、資本的支出の取扱いについては、総務省から公表されている「資産評価及び固定資産

台帳整備の手引き」にて、「既存の償却資産に対して行った資本的支出については、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び対象年数を同じくする別個の資産を新規に取得したのものとして、その種類と対象年数に応じて減価償却を行っていく（第37項）」とされている。

【指摘】 固定資産台帳登録に関する事務処理誤りについて<総論>

総合管理計画では、施策の具体化にあたり「資産の適正管理（固定資産台帳の整備）」を掲げている。その中で、「情報の管理、共有及びデータベース化の手段として、固定資産台帳システムを構築」し、「公共施設等の管理台帳として活用するとともに、平成29年度から実施している新地方公会計の資産台帳としても利用」するとある。

今回、サンプル抽出した施設について固定資産台帳の登録内容を確認したところ、一部の施設について減価償却計算の誤りと考えられる事実が確認された。詳細を分析した結果では、過去に処理した資本的支出の取扱い、又は所管換時の登録に不備が生じていた。各論における課題はそれぞれのパートに記載しているが、今回償却計算誤りと考えられる内容が共通の事実・事象に基づいて発生しており、他の物件についても同様の誤りが発生する可能性が高いと思慮される。そのため、全庁的に取り組むことが相当と判断し、注意喚起の意図を込めて総論に記載することとした。

この点、誤りやすい事務処理の内容を事例として周知する等、対策や体制整備を検討するとともに、固定資産台帳の有効利用を図るためにも、適切な運用管理が望まれる。また、事務処理誤りとの観点からすれば、公会計や固定資産台帳整備といった施設マネジメントに関連する業務について、職員のスキルアップを図るような研修や周知案内を徹底するなどの対策もあわせて検討する方が良い。

このほか、資本的支出に関する固定資産台帳への登録については、以下の2パターンが想定されるが、現状、使い分けができておらず、各施設又は各所管部署により登録方法にばらつきが認められる。いずれによっても登録情報に基づいた減価償却計算は適切になされるが、施設の種類や主となる施設の存在の有無を踏まえ、登録ルールを明確にする方が良い。固定資産登録の頻度が高くなく一般職員に馴染みがない市の現状を踏まえると、それぞれのメリットとデメリットを勘案して登録方法を限りなく定型化しておく方が望ましい。

① 1施設を1物件として登録

メリット：固定資産台帳上にそれぞれの物件が区分表記される

デメリット：メインとなる施設との関連性が台帳上は不明瞭

② 関連する施設があれば、主とする施設に紐づける形式で枝番管理して登録

メリット：附属する設備などは枝番管理され、メイン施設との関連性を整理しやすい

デメリット：固定資産台帳だけではどれだけの施設が登録されているか不明瞭
 (台帳の明細まで遡らなければ、登録資産全体を確認できない)

なお、令和7年12月18日付で市のホームページ上に、令和7年3月末時点の固定資産台帳が公表された⁶。この内、事業用建物2,263件について取得価格、期末簿価及び減価償却累計額の整合性について分析を行ったところ、以下に示すように85億円の不整合が確認された。このデータをそのまま利用して償却累計率の計算等を実施すると、ミスリードする可能性が高い。公表内容の正確性について、今一度確認する方が良い。

この点、所管する施設活用推進課に追加ヒアリングしたところでは、別途、取得価格、期末簿価及び減価償却累計額の等価式が成立するデータを保存しているとのことであった。固定資産台帳データの利活用を踏まえると、このデータの公表を検討すべきである。その際、市から別途公表される財務諸表4表との整合性をまずは確認する必要がある。また、施設マネジメントの観点からすれば、既に作成された施設カルテの内容と固定資産台帳上の内容に乖離が発生している可能性があり(例えば、「Ⅲ-23. 美山啓明幼稚園」、公表前に整合性を確認しておくべきである。

■令和7年3月末時点 固定資産台帳 ー事業用建物のみ抜粋ー (単位：千円)

資産種別 名称	件数 (件)	① 取得価格	内訳		③差額 (①-②)	
			② 内訳合計	期末簿価		減価償却 累計額(※)
建 物	1,465	188,766,899	179,367,430	54,081,958	125,285,472	9,399,469
附属設備	798	8,556,343	9,453,554	6,792,391	2,661,162	▲897,211
合計	2,263	197,323,243	188,820,984	60,874,349	127,946,634	8,502,259

(※) 固定資産台帳上では、当年度と過年度とに区分されているがまとめて記載した。

④廃止施設に関する固定資産台帳上の名称変更

各施設に関する固定資産台帳の登録内容を検討していたところ、件名として登録されている名称について機能廃止された旧施設名のままとされていた。当該所管課へのヒアリングによれば、件名変更に関する庁内の明確なルールはないとのことであった。組織横断的なルールの整備及び運用については、当該部署に限らず全庁的に対応すべき課題でもあり、総論において取り上げることとした。

⁶ 福井市HP <https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/zaisei/kessan/koteidaityou.html> (令和8年1月確認)

【意見】 廃止施設に関する固定資産台帳上の名称変更について<総論>

固定資産台帳は市有財産を適切に維持管理するためのツールとして整備・運用されるものであり、共有されることが前提である。福井市の場合、庁内のみならずホームページを通じて外部にも公表しており、その内容は正確かつわかりやすいことが求められる。

今回、固定資産台帳上の件名について機能が廃止されたとする施設名称を、そのまま使用している状況であった。明確なルールが無かったことが要因とされ、今後の対応として全庁的な名称変更のルールを整備するとともに、適切に運用されるよう周知していくことが望まれる。

なお、廃止施設について固定資産台帳を閲覧したところ、件名に関する登録修正内容について主に次に示す2つのパターンが確認された。

- ・機能廃止とともに、施設名の前に「旧」の文言を付して廃止前の施設とは区別する
- ・他施設の一部となった場合には、当該他施設の名称に合わせる

いずれにせよ減価償却計算は適切になされるが、今後の利用状況や検索の容易さを踏まえて「件名」の変更のルールを検討する方が良い。その際、どのタイミングで名称変更するのかまで確認すべきである。前述したように、現状では所管換や用途変更についての時期に統一性がないため、名称変更もこれらのタイミングに合わせると、必ずしも機能廃止の実態と適時に整合しない可能性がある。

(3) 施設の管理状況について

①施設の鍵に関する管理

各論の対象とした施設について機能廃止後も倉庫等として利用されているほか、一部の施設では外部貸付だけでなく、転用により指定管理を伴う事業として再利用されているケースも見受けられた。こうした施設の利用にあっては、外部利用者又は指定管理業者へスペアキーを貸与することになるが、管理のための規程やマニュアルが整備されていない。

【意見】 施設の鍵に関する管理について<総論>

機能廃止後も一部の施設について、外部貸付や転用により指定管理を伴う事業を行うなどの利用がなされているが、所管課では鍵の貸与状況や本数を記録する管理台帳を作成しておらず、スペアキーの定期的な所在管理も行っていない状況であった。そのため、鍵の保有者が防犯や安全を意識して適切に管理しているかについても不明である。

財産の保全及び施設のセキュリティ確保の観点から、スペアキーを含めた鍵の本数、所有者及び鍵のシリアルナンバー等を示す管理台帳を整備すべきである。そして、鍵の運用及び取り扱い管理に関して統一的なルールを定めること、また、台帳と現物の定期的な照合により、定期的に外部利用者の鍵の保管状況を確認することが望ましい。

鍵の管理台帳が存在せず、現物管理が適切に行われていない場合、鍵の紛失、無断複

製、または盗難等のリスクを適時に把握することが困難となる。万が一、鍵の不正使用による侵入や盗難等の事故が発生した場合、施設のセキュリティ管理が不十分であったとして、財産の管理責任を問われる可能性がある。また、将来的に鍵を返還する場面が発生する際においても、現物管理等の重要性が問われることとなる。

施設のセキュリティ確保及び財産の保全という観点から、今一度、鍵の保管状況を正確に把握すること等の管理体制を整備することが望まれる。

(4) 契約関係の状況について

総論に記載すべき、該当する課題は発見されなかった。

(5) KPIの達成状況について

①延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」のタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。そのため、アクションプラン第1期では【表Ⅱ-5】のように28施設等について延床面積4.8万㎡の削減があったとする。また、同期間における施設数及び延床面積の増減を示すと【表Ⅱ-6】のようになる。

【表Ⅱ-5】アクションプラン第1期における施設数及び延床面積削減の結果

用途	平成30年4月1日現在			令和5年4月1日現在			増減		
	施設数	床面積	割合	施設数	床面積	割合	施設数	床面積	
広域施設	庁舎等	11	4.3万㎡	4.3%	10	4.2万㎡	4.4%	▲1	▲0.1万㎡
	文化施設	26	8.6万㎡	8.5%	22	7.3万㎡	7.6%	▲4	▲1.3万㎡
	産業系施設	11	7.3万㎡	7.3%	8	6.5万㎡	6.8%	▲3	▲0.8万㎡
	観光・レクリエーション施設	27	3.0万㎡	3.0%	16	1.1万㎡	1.1%	▲11	▲1.9万㎡
	スポーツ施設	21	4.1万㎡	4.1%	19	4.1万㎡	4.3%	▲2	0.0万㎡
	市営住宅	21	12.8万㎡	12.7%	21	12.6万㎡	13.2%	0	▲0.2万㎡
	消防・防災施設【消防署・分署】	21	1.7万㎡	1.7%	17	1.6万㎡	1.7%	▲4	▲0.1万㎡
	その他施設	32	8.4万㎡	8.3%	28	8.1万㎡	8.5%	▲4	▲0.3万㎡
地域施設	中学校	24	17.7万㎡	17.6%	24	17.7万㎡	18.5%	0	0.0万㎡
	小学校	47	25.7万㎡	25.5%	47	25.7万㎡	26.9%	0	0.0万㎡
	幼稚園	5	0.2万㎡	0.2%	4	0.2万㎡	0.2%	▲1	0.0万㎡
	児童館・児童クラブ	33	1.1万㎡	1.1%	33	1.1万㎡	1.1%	0	0.0万㎡
	保育園・こども園	29	1.9万㎡	1.9%	28	1.8万㎡	1.9%	▲1	▲0.1万㎡
	公民館	53	3.5万㎡	3.5%	53	3.5万㎡	3.7%	0	0.0万㎡
	消防・防災施設【分団本部等】	35	0.3万㎡	0.3%	38	0.3万㎡	0.3%	3	0
計	396	100.6万㎡	100.0%	368	95.8万㎡	100.2%	▲28	▲4.8万㎡	

(出典：「アクションプラン第2期」 p. 13)

【表Ⅱ-6】市が取りまとめた施設削減数と延床面積の削減数の推移

(単位；m²、個。いずれも4月1日時点)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
延 床 面 積	1,006,764	1,002,538	989,656	980,623	962,186	958,093
面 積 増 減 比 (上段：各年、下段：累計)	—	-4,226	-12,882	-9,093	-18,437	-4,093
		-4,236	-17,108	-26,141	-44,578	-48,671
総 施 設 数	396	392	387	380	375	368
施 設 数 増 減 比 (上段：各年、下段：累計)	—	-4	-5	-7	-5	-7
		-4	-9	-16	-21	-28

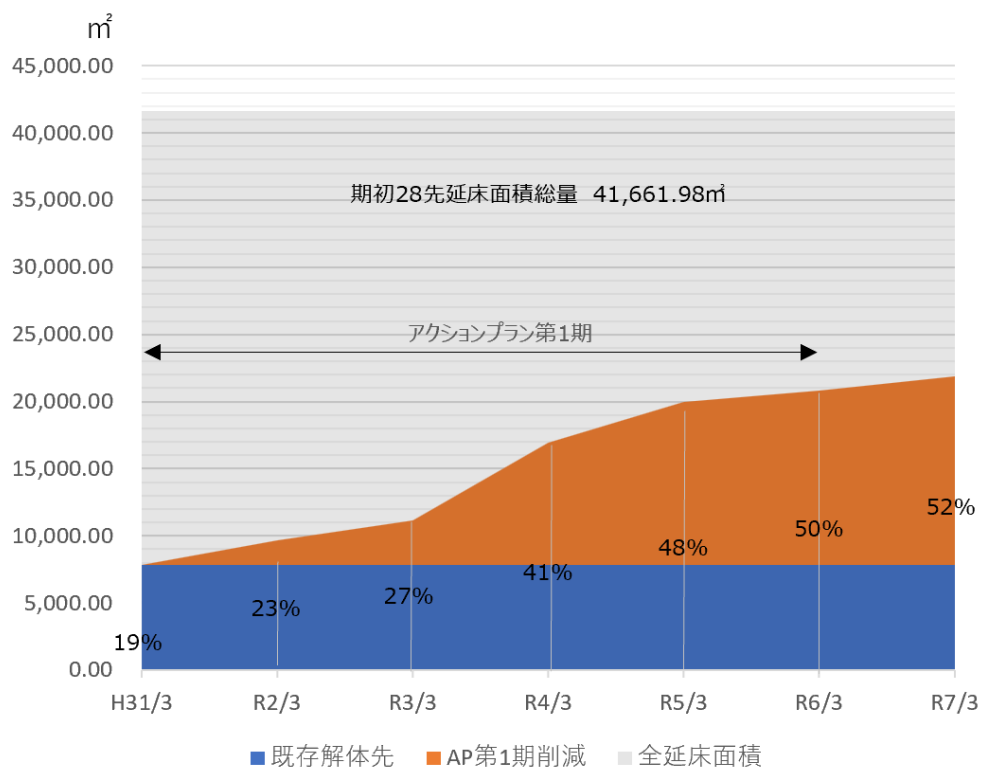
(出典：財政再建計画 資料2)

各論では、削減されたとする28施設をサンプルとして抽出し詳細を検討したが、中には機能廃止後も物理的に存続するだけでなく、倉庫等として暫定利用されているケースも散見された。実際、維持管理費が発生していることもあり、監査人としては機能の廃止時点ではなく譲渡や解体といった、完全に市の管理から外れたタイミングで実際に削減効果があったものとしてシミュレーションし、取りまとめることとした。そのため、各論で実施したシミュレーションの内容は、機能廃止時に延床面積の縮減に至ったとする市の視点とは異なる。なお、市から提供された資料に判断の相違がない場合には当該資料にある結果をそのまま利用しており、各論において特段の言及を行っていない。

以下に示す【図Ⅱ-14】が、全28施設のシミュレーション結果である。

グラフ中に示すパーセンテージは、28施設の全延床面積41,661m²に対する物理的な延床面積削減の割合となる。なお、既存解体先とあるのは、「Ⅲ-17. 旧市民福祉会館」、「Ⅲ-24. 東部保育園」及び「Ⅲ-25. さつき児童館」の3施設である。これらは、アクションプラン第1期の始点となる平成31年4月より前に既に解体されており、期間の整合性を踏まえ別掲したものである。また、上記【表Ⅱ-6】に示すように、市は令和5年度までに延床面積が48,671m²縮減されたとするが、これには機能廃止とは関係なく増床・減床(単なる修正を含む)が含まれていることによる。この内、機能廃止とした28施設の当初延床面積が41,661m²である。

【図Ⅱ-14】 監査人による延床面積の削減推移シミュレーション



(単位：㎡)

	アクションプラン (AP) 第1期 (令和元年度～令和5年度)						(参考)
	H31/3 末	R2/3 末	R3/3 末	R4/3 末	R5/3 末	R6/3 末	R7/3 末
既存解体先	7,836.59	7,836.59	7,836.59	7,836.59	7,836.59	7,836.59	7,836.59
AP第1期削減	—	1,864.05	3,288.65	9,094.58	12,140.59	12,996.66	14,031.40
合計	7,836.59	9,700.64	11,125.24	16,931.17	19,977.18	20,833.25	21,867.99
全延床面積	41,661.98	41,661.98	41,661.98	41,661.98	41,661.98	41,661.98	41,661.98
削減割合 (解体等割合)	19%	23%	27%	41%	48%	50%	52%

【意見】 延床面積の削減効果に関する判定について<総論>

譲渡や解体といった実態に着目して延床面積の削減効果を検討した場合、現状、単に遊休や倉庫といった暫定利用もあることから、令和6年3月末現在の物理的な削減割合は機能廃止したとする28施設に関する当初延床面積の50%ほどにすぎない。この主な要因は、削減効果を測定するタイミングを「機能廃止」としたことが大きい。延床面積の縮減という最終的な施設マネジメントの方向性に問題はなく、市が現在遂行している方針を否定するものではないが、実態を示し市民の理解を得るとの観点からすれば、もう少し説明を加えて対応してもよいのかと思われる。なお、今回のシミュレーションを通じて気が付いた

点を以下に記載する。

①現在、市が公表しているアクションプラン第1期の講評では、単に28施設分の削減効果が4.8万㎡であった、との誤解がうまれやすい。この点、実際の削減28施設分の面積とそれ以外の削減内容を明確にして示す方がよい。例えば、各論における検討結果に照らすと、以下のような状況であった。

i) 「Ⅲ-26. 活性化施設・一乗ふるさと交流館」では、これまでの「一乗ふるさと交流館」事業を廃止し、利用していた施設を一乗公民館へ転用した。実際に延床面積が縮減されたのは、最終的に解体された旧一乗公民館の施設であるにもかかわらず、こうした実態が見えてこない。

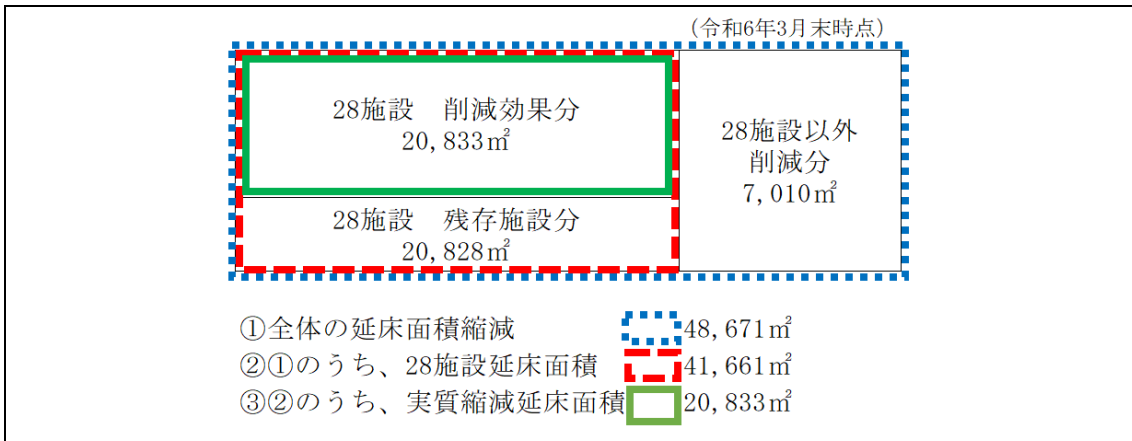
ii) 「Ⅲ-27. 森田分遣所」では、複数の既存施設における機能を集約したあと、新設した建物に移転している。今回、結果として延床面積は既存施設よりも増床となっているが、アクションプランでは令和元年度以降の新設分を対象外とすることを含め、現状ではこうした実態が見えてこない。

②機能廃止とされた施設について、それ以降も維持管理コストや解体等の処分コストも必要となってくるのが想定されるが、現在の説明ではあたかも延床面積が削減され最終処理まで完了した体裁となっており、こうした実態が見えにくい。単に、「廃止」と記載するのではなく、「機能廃止」とした上で、今後の最終処理までに財政負担があることを明示すべきである。例えば、各論における検討結果に照らすと、以下の状況であった。

i) 「Ⅲ-05. すかつとランド九頭竜」は機能廃止とされたものの、それ以降も年間26百万円ほどの維持管理経費が必要となっている。また、これ以外にも実際の処分ということになれば相応の財政負担が生じるが、こうした実態が見えてこない。

ii) 「Ⅲ-12. 越前水仙の里公園（浜北山町）」についても機能廃止とされたが、遊休となっているだけで維持管理経費が発生している。また、物的に損壊していることもあり、維持するにも追加的な財政負担が強えられる可能性があるが、こうした実態が見えてこない。

なお、今回の分析結果を踏まえ、アクションプラン第1期の講評にある「28施設の削減と4.8万㎡延床面積削減」の詳細を示すと以下の通りである。市の説明では機能廃止したとする28施設にフォーカスするが、これ以外にも7,010㎡の延床面積が縮減されている。このうち主な縮減効果については具体的な施設名と紐づけて詳細を公表すると、施設マネジメントの取り組みに関してより市民の理解を得やすいと考えられる。

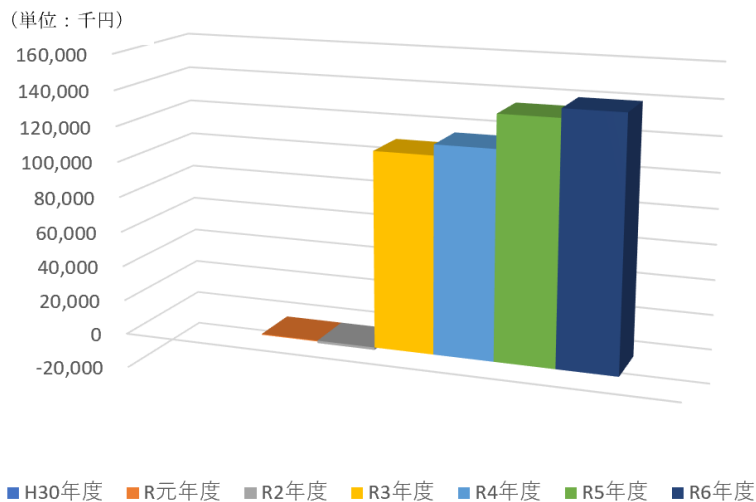


②削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した縮減効果を公表するにとどめ、削減効果額には触れていない。そこで各論では、監査人自ら、市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、平成30年度の年間経費を比較対象とした各年度の削減効果額シミュレーションを実施した。ただし、平成30年度及び令和元年度については関連書類の保存年限を超過しているため市から提供されたデータを利用することとし、令和2年度以降については実際の歳入及び歳出データの内容を分析して対応した。なお、これらの検討は市が財政再建計画のために取りまとめている資料を基礎に実施しているが、比較分析のために決算実績をそのまま使用していることから、必ずしも市が実施する分析結果とは一致しない。また、市から提供された資料に判断の相違がない場合には、市から提供された資料にあるデータをそのまま利用しており、各論において特段の言及を行っていない。

今回サンプルとして抽出した28施設の各年度の削減効果額は、【図Ⅱ-15】の通りである。

【図Ⅱ-15】 監査人による削減効果額のシミュレーション



(単位：千円)

	H30 年度 (H31/3 期)	R 元年度 (R2/3 期)	R2 年度 (R3/3 期)	R3 年度 (R4/3 期)	R4 年度 (R5/3 期)	R5 年度 (R6/3 期)	R6 年度 (R7/3 期)
削減効果額※	—	-493	-1,631	113,726	117,276	135,955	141,293

※ここでは、グラフ化のため削減効果があれば正值として表記している。各論では平成 30 年度との対比で資料を作成しているため、削減効果があれば▲表記としており記載方法が異なる。

【意見】削減効果額の再検討について<総論>

削減効果額が令和 3 年度から増加した理由は、いずれも令和 3 年 3 月末に機能廃止され、翌年には解体が始まった「Ⅲ－8. 研修センター」と「Ⅲ－16. 文化会館」の影響が大きい。この両者だけで、削減効果額のおおよそ 95%を占めている。内容はいずれも委託料の削減効果であり、比較対象とした平成 30 年度に計上されていた委託管理費用分が減少したことによる。これら以外の施設について削減効果が大きく示されない理由は、委託管理をほとんど行っていない施設、又は機能廃止後も借地料を払い続けている施設が多いことによる。なお、今回のシミュレーションを通じて気が付いた点を以下に記載する。

①委託管理料や借地料が占める割合が大きい施設の処分における優先順位

当然ではあるが、処分の時期が早いほど削減効果が大きい。また、傾向として歳出額のうち委託管理料や借地料の占める割合が大きな施設であるほど、削減効果が大きい。そのため、施設マネジメントの優先順位の判断として、普段から意識する方がよい。特に、借地料については各施設で管理するだけでなく、他の施設を比較できるように一覧性を持たせた資料等で管理しておくことも有益である。

②縮減された施設の面積当たりコスト削減効果の分析

各施設の費用対効果を想定して分析を行うのであれば現在価値法といった手法も想定されるが、専門的でもあり現実的ではない。ただし、上述のシミュレーションに利用した過去の実績データは、面積当たりのコスト削減効果といった分析材料を提供する。そこで、例えば延床面積当たりの削減効果額について年度間や施設間で比較し、優先順位付けの判断指標やインフレ率等の検討に役立てることも考えられる。

(6) 今後の対応及び取り組みについて

①アクションプランの対象外とされている遊休施設の再検討

監査の一環として現場視察する中、対象となった施設の隣接地に市有財産とされる施設があることが判明した(各論「Ⅲ－18. そば工房木ごころ」を参照)。後日、あらためて詳細を検討したところ、現在は遊休施設となっておりアクションプラン上の対象には含まれていないことが確認できた。なお、新たに判明した施設は耐用年数未到来であり、アクションプラン

の対象とすべき延床面積 300 m²以上の要件をみたすものの、その範囲外とされた理由は不明とのことであった。

今回の監査ではこうした事例が 28 件中 1 件発見されただけであるが、実際のところ継続的な維持管理が必要であるにもかかわらず、そもそもアクションプランの対象外とされている遊休施設がほかにも存在している可能性がある。

【意見】 アクションプランの対象外とされている遊休施設の再検討について<総論>

今回の監査の過程で、アクションプランの対象外とされている遊休施設の存在が確認された。今後の取扱いについて早期に検討しておく方が良いとも考えられ、総括として記載することとした。他にも同様の施設があるのか、ある場合に今後全庁的にどのように対応してすべきなのかを再度、確認する方が良い。

アクションプラン等の対象が延床面積 300 m²以上の施設でもあり、本来であれば要件を満たす限りは該当する施設を全て対象範囲に含めて管理する方が有用であったと考えられる。この点、施設マネジメントの範囲に関する過去の判断はともかく、施設マネジメント計画やアクションプランにて議論の対象となっていない施設の存在が懸念される。市の現状のスタンスでは、既に機能が廃止されている遊休施設については施設マネジメントの対象外とされやすい傾向があるため、今一度、こうした対応でよいものかを検討する方が良い。少なくとも、以下に示す 2 つについて各範疇に含まれる施設を特定し、福井市の描く将来的な施設管理の在り方に照らして今後の施設マネジメント上の取扱いを再検討する方が望ましい。アクションプランの目標達成を優先するあまり、アクションプランの対象外とされ、かつ早急の対応を要する遊休施設への対応が遅れることがあってはならない点、施設マネジメントの観点に立ち返って確認されたい。

- ①アクションプランにおいて機能廃止とされたが、その後も存続している施設
- ②そもそもアクションプランの範疇に含まれない大型遊休施設

(7) その他

①施設内に保管する美術品の取扱い

機能を廃止されたとする施設の現場視察を行ったが、中にはその後も倉庫として継続利用されているケースが散見された。すべてが当初より倉庫としての再利用を意図していたわけではないと考えられるが、施設内には数多くの物品が保管されている状況であった。ただ、こうした物品には絵画や彫刻といった美術品も含まれていたものの、温度や湿度などへの配慮がなされておらず通常の什器備品と同様に保管されていた。

【意見】 施設内に保管する美術品の取扱いについて<総論>

機能廃止となった施設が倉庫として継続利用されているケースもあったが、この中には

絵画や彫刻といった美術品が一般的な什器備品等と同様に保管されていた。

美術品について、価値の毀損への影響を踏まえ、その保存については温度等に関する一定の配慮が必要であると考えられる。今後、施設マネジメントの進捗によって廃止する施設が増加するほど、保存すべき数多くの美術品が生じてくる。現状、各課が所管する施設の廃止に伴い、それぞれで所管する場所を確保して対応しているが、一つのアイデアとして、全庁的に一定の保存ルールを定め保管場所や保管手続を統一することも有用と考えられる。少なくとも、各課が逐一对応するよりも事務コストの面で負担を軽減することが期待される。

この点、各施設や各地域に関連した美術品も数多く所有しているため、全庁的に対応するよりも各部署が柔軟に対応するほうが望ましい、との意見もありうる。しかし、全庁的に美術品の台帳を整備し、保管場所と所管する部署を明確に管理できるのであれば、全体として保管コストを安くできるだけでなく、こうした情報を共有することで他部署や他施設での活用も可能となるなど、メリットの方が多く思われる。

なお、市が所有する大半の美術品は地元住民からの寄贈によるものであり、それぞれの思いもあることから慎重に取り扱う必要がある。しかし、保管に関して財政負担が大きくなることも事実であり、例えば保管期限を設けるなどして倉庫に10年間保存され一度も利用される機会がないなどの美術品については、できるだけ寄贈者の思いに寄り添いつつ、返還や廃棄を検討するなどの取り組みも必要になってくる。

②施設マネジメント推進に向けての全庁的な取り組み姿勢

各論の監査において各施設を管理する所管課へ都度ヒアリングを行ったが、施設カルテや固定資産台帳の内容を検討するに際し、幾度となく「管理している施設活用推進課へ照会していただきたい」との回答を得た。また、施設情報の詳細を質問する際にも所管課の意見ではなく、「施設活用推進課はこのように回答している」といった内容の返答が数多く寄せられた。

【意見】施設マネジメント推進に向けての全庁的な取り組み姿勢について<総論>

各論の監査においてヒアリングを実施する際、特に施設カルテや固定資産台帳といった施設情報に関し、各施設の所管課からは施設活用推進課への照会を促されるケースが多数見受けられた。そのため、一義的には所管課が対応すべき質問と思われる内容であっても、多くは他人事のような印象を受けた。

この点、マネジメント計画では、「施設マネジメントの取組の具体化にあたって」として「1. 推進体制」の項目に「施設マネジメントの取組は、市の関係部局の全てが協力し、一体となって推進しなければ実現出来るものではありません」とする。施設マネジメントが全庁的な取り組みであることを踏まえ、施設情報の管理について施設活用推進課へ一方的に依存するのではなく、所管課がそれぞれ管理する施設情報についての理解を深めるよ

うな体制整備を再検討することが望まれる。その上で、施設活用推進課と所管課との間での相互補完的なコミュニケーションが図られるような関係が構築できるのであれば、より効率的かつ効果的な施設マネジメントの推進に寄与するものと考えられる。

具体的な対応策としては、【意見】として前述した「施設カルテの整備方針と利用の拡大について」を参照されたい。今後、各所管の役割を今一度明確にするとともに、定期的な研修等を通じて施設マネジメントへの参加意識を高めるような土壌を築いていくことが望まれる。

Ⅲ. 各論

序論

市は平成24年11月のマネジメント基本方針に基づき、平成27年3月にマネジメント計画を策定するとともに、具体的な行動指針として令和2年3月にアクションプラン第1期を策定・公表した。これを踏まえ、令和5年9月にはアクションプラン第1期の講評とともに第2期の行動指針を明確にするため、「アクションプラン第2期」を策定している。なお、アクションプランの第1期は令和元年度から令和5年度（平成31年4月1日～令和6年3月31日）の5年間を期間として策定されたものであり、対象の施設数及び延床面積は【表Ⅲ-1】に示す通りである。

【表Ⅲ-1】用途別施設数及び延床面積（平成29年度末時点）

広域施設（※1）				地域施設（※2）			
用途	施設数	床面積	割合	用途	施設数	床面積	割合
庁舎等	11	4.3万㎡	4.3%	小学校	47	25.7万㎡	25.5%
文化施設	26	8.6万㎡	8.5%	中学校	24	17.7万㎡	17.6%
産業系施設	11	7.3万㎡	7.3%	幼稚園	5	0.2万㎡	0.2%
観光・レクリエーション施設	27	3.0万㎡	3.0%	児童館・児童クラブ	33	1.1万㎡	1.1%
スポーツ施設	21	4.1万㎡	4.1%	保育園・こども園	29	1.9万㎡	1.9%
市営住宅	21	12.8万㎡	12.7%	公民館	53	3.5万㎡	3.5%
消防・防災施設〔消防署・分署〕	21	1.7万㎡	1.7%	消防・防災施設〔分団本部等〕	35	0.3万㎡	0.3%
その他施設	32	8.4万㎡	8.3%				
小計	170	50.2万㎡	49.9%	小計	226	50.4万㎡	50.1%

※1 地域を限定せず、多くの人に利用される施設

※2 主に建物が立地する地域の住民に利用される施設

計（広域施設＋地域施設）	施設数	床面積	割合
	396	100.6万㎡	100.0%

（出典：「施設マネジメントアクションプラン第2期」P.2）

今回、施設マネジメントを監査テーマとする中、市が掲げるアクションプラン第1期が終了しその間の財務及び施設データを確認できるだけでなく、施設の廃止状況と廃止に関する事務執行手続の合規性及び施設廃止の効果に着目することが可能となった。また、こうした視点から個別施設の置かれた状況に照らして事務執行手続を検証することは、今後、市が対応するアクションプラン第2期、ひいては第3期においても有効なフィードバックを期待することができる。そこで、各論として市がアクションプラン第1期中に「廃止」とした28施設をサンプル抽出し、具体的な検討を行う方針とした（【表Ⅲ-2】）。

【表Ⅲ-2】アクションプラン第1期における施設数の推移と現場視察対応

		H30.4.1	R5.4.1	差異	現場視察			各論
施設数		396	368	▲ 28				
延床面積計 (㎡)		1,006,765	958,087	▲ 48,678				
種類	施設名	(㎡)	(㎡)	(㎡)	責任者	補助者	市職員	
庁舎等	越遷総合支所	1,121	0	▲ 1,121	○	-	○	Ⅲ-1
産業系施設	マイドーム清水	993	0	▲ 993	○	-	○	Ⅲ-2
その他施設	旧麻生津西保育園	559	0	▲ 559	○	-	○	Ⅲ-3
文化施設	清水社会福祉センター	1,268	0	▲ 1,268	○	-	○	Ⅲ-4
観光・レクリエーション施設	すかっとランド九頭竜	8,901	0	▲ 8,901	○	○	○	Ⅲ-5
その他施設	美山デイサービスセンター和貴苑	1,051	0	▲ 1,051	○	○	○	Ⅲ-6
その他施設	旧足羽保育園	963	0	▲ 963	-	○	-	Ⅲ-7
産業系施設	研修センター	1,851	0	▲ 1,851	-	○	○	Ⅲ-8
観光・レクリエーション施設	国民宿舎鷹巣荘	1,864	0	▲ 1,864	○	○	○	Ⅲ-9
観光・レクリエーション施設	美山森林温泉みらくる亭	3,671	0	▲ 3,671	○	○	○	Ⅲ-10
観光・レクリエーション施設	野外趣味活動施設	436	0	▲ 436	○	○	○	Ⅲ-11
観光・レクリエーション施設	越前水仙の里公園(浜北山町)	1,492	0	▲ 1,492	○	○	○	Ⅲ-12
観光・レクリエーション施設	大安寺キャンプ場	111	0	▲ 111	○	○	○	Ⅲ-13
スポーツ施設	美山庭球場「ウイंक」	158	0	▲ 158	○	○	○	Ⅲ-14
スポーツ施設	川西テニスコート	42	0	▲ 42	○	○	○	Ⅲ-15
文化施設	文化会館	5,439	0	▲ 5,439	○	○	○	Ⅲ-16
文化施設	旧市民福祉会館(解体済)	6,918	0	▲ 6,918	○	○	○	Ⅲ-17
観光・レクリエーション施設	そば工房木ごころ	75	0	▲ 75	○	○	○	Ⅲ-18
観光・レクリエーション施設	みやま長寿そば道場ごっつおさん亭	525	0	▲ 525	○	○	○	Ⅲ-19
観光・レクリエーション施設	国見岳休養施設	728	0	▲ 728	○	○	○	Ⅲ-20
観光・レクリエーション施設	SSTらんど	846	0	▲ 846	○	○	○	Ⅲ-21
観光・レクリエーション施設	リズムの森	685	0	▲ 685	○	○	○	Ⅲ-22
幼稚園	美山啓明幼稚園	282	0	▲ 282	○	○	○	Ⅲ-23
保育園	東部保育園(解体済)	575	0	▲ 575	○	○	○	Ⅲ-24
児童館・児童クラブ	さつき児童館(解体済)	344	0	▲ 344	○	○	○	Ⅲ-25
産業系施設	活性化施設・一乗ふるさと交流館	498	0	▲ 498	○	○	○	Ⅲ-26
消防・防災施設(消防署、分署等)	森田分遣所	150	0	▲ 150	○	○	○	Ⅲ-27
その他施設	旧越遷保健センター(越遷公民館内)	348	0	▲ 348	○	○	○	Ⅲ-28
消防・防災施設(消防署、分署等)	河合分遣所	158	0	▲ 158				*1
消防・防災施設(消防署、分署等)	大安寺分遣所	82	0	▲ 82				*1
消防・防災施設(消防署、分署等)	鶯分遣所	133	0	▲ 133				*1
消防・防災施設(分団本部等)	河合分団本部	0	158	158				*1
消防・防災施設(分団本部等)	大安寺分団本部(旧大安寺分遣所)	0	82	82				*1
消防・防災施設(分団本部等)	鶯分団本部(旧鶯分遣所)	0	133	133				*1
文化施設	治水記念館	738	0	▲ 738				*2
児童館・児童クラブ	のびっ子クラブ(旧治水記念館)	0	738	738				*2
状況の変更無し(327施設)		737,801	737,801	▲ 0				
施設数変更なく増床のみ(19施設)		69,378	72,190	2,812				
施設数変更なく減床のみ(18施設)		156,581	146,985	▲ 9,596				

*1 川西分署の整備に合わせ、機能を分団本部へ転用している。そのため、この3施設は延べ床面積の縮減には至っていない。
 なお、森田分遣所と河合分遣所は新設された北分署へ移転しており、河合分遣所として利用されていた施設が現在の河合分団本部とされている。
 *2 治水記念館の機能は廃止としたものの、施設を「のびっ子クラブ」へ転用。そのため、この1施設は延べ床面積の縮減には至っていない。

(出典：監査人がアクションプランのデータを取りまとめた)


各論における監査項目及び監査手続については、別途、巻末の「Ⅳ. 資料」中に「2. 各論における監査項目及び監査手続の一覧」として取りまとめた。なお、事務執行手続に関する合規性のほか、市が策定した基本方針に示される「施設マネジメントの取組方針」や3Eの観点等を踏まえ、7つの監査項目を設定している。

また、検証にあたっては、原則として責任者及び補助者が所管課の市職員立会のもと、市が廃止とした28施設すべての現場視察を実施する方針とした。この点、既に民間への事業譲渡が完了しているケースでは現場視察が不要とも考えられたが、市が施設をそのまま事業とともに

に外部へ譲渡する場合、通常、譲受人には譲渡後数年間の事業継続義務が課される。そのため、譲渡後の状況についても実態を確認する必要があると判断し、現場視察を行うこととした。ただし、市が建物施設を取壊した後に敷地のみを譲渡しているケースについてはこうした懸念がないことから、補助者のみが現場視察を行った。なお、現場視察にあたっては、各監査人の目線が大きく相違することがないように「現場視察チェックリスト」を作成・共有することでビューポイントを統一した。当該リストについては、巻末の「IV. 資料」中に「3. 現場視察チェックリスト」として記載している。

Ⅲ－ 1. 越廼総合支所

1. 施設概要

所管所属	財政部 施設活用推進課	
代表所在地	蒲生町 1-88	
機能廃止前の用途	庁舎等	
当初取得価格	201, 778, 200 円	
建築年度	昭和 45 年	
建物施設の構造	鉄筋コンクリート造	
耐用年数	50 年	
耐震性の状況	有	
延床面積合計	1, 120. 99 m ²	
利活用の履歴	昭和 45 年 供用開始 令和 2 年 4 月 隣接する越廼公民館に複合化	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

2. 敷地概要

敷地面積合計	登記地積 448. 60 m ²
所有の状況	【市有地】 面積 : 448. 60 m ² 取得価格 : 12, 301, 516 円

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	隣接する越廼公民館へ複合化
廃止年月	令和 3 年 3 月末
削減した延床面積	1, 120. 99 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	機能廃止に伴い、行政の窓口機能を現在の越廼公民館へ移転

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	倉庫 (旧越廼総合支所) として存続
	敷地	市有地として継続管理

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

令和 7 年度 解体に向けたアスベスト調査、解体設計

令和8年度 解体工事

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
工事請負費	58,292千円	解体工事

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	201,778	201,778	201,778	201,778	201,778	201,778	201,778
償却累計額(千円)	195,389	199,424	201,778	201,778	201,778	201,778	201,778
償却累計率 ※	96.8%	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	12,302	12,302	12,302	12,302	12,302	12,302	12,302

(2) 収支及び関連費用の状況(公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
①収入計(千円)	419	—	—	—	—	—
使用料収入	—	—	—	—	—	—
その他収入	419	—	—	—	—	—
②支出計(千円)	2,562	557	—	—	—	—
物件費	2,562	—	—	—	—	—
(うち借地料)	—	—	—	—	—	—
(うち指定管理料)	—	—	—	—	—	—
維持補修費	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
③収支差額(千円)(①-②)	▲2,143	▲557	—	—	—	—
④利用者数(人)	2,287		—	—	—	—

利用者1人当たり 収支(円) (③/④)	▲ 937	—	—	—	—	—
減価償却費(千円)	4,036	2,354	—	—	—	—
改築更新費(千円)	—	—	—	—	—	—

※ 令和3年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定(アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	1,120.99	1,120.99	—	—	—	—	—
H31年度削減比	/	—	1,120.99	1,120.99	1,120.99	1,120.99	1,120.99

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績(決算額)

(単位: 千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R2	2,900	歳出	経常	2,867	2,563	731	815	930	881	988
			政策	108	—	—	—	—	—	—
		歳入(経常)	313	366	—	—	—	—	—	
		経常歳出-歳入	2,554	2,197	731	815	930	881	988	
		削減効果 ※ (H31/3期比)	/	▲357	▲1,823	▲1,739	▲1,624	▲1,673	▲1,566	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

① 歳入(政: 政策、経: 経常)

(単位: 千円)

上段: 予算額 下段: 決算額	H31/3※	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3※	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経) 庁舎使用光熱水費実費分	—	—	405	467	445	512	544

合	計	—	—	405	467	445	512	544
---	---	---	---	-----	-----	-----	-----	-----

(施設活用推進課では施設ごとの予算を設定しておらず、予算の欄をグレーアウトした)

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

②歳出(政:政策、経:経常)

(単位:千円)

上段:予算額 下段:決算額	H31/3※	アクションプラン第1期					第2期	
		R2/3※	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
(経)経旧総合支所庁舎維持管理費								
需用費 電気料	—	—	731	772	792	818	859	
(経)旧総合支所庁舎維持管理費								
需用費 水道料	—	—	—	—	5	—	46	
(経)旧総合支所庁舎維持管理費								
需用費 委託料	—	—	361	43	496	83	435	
合	計	—	—	1,092	815	1,343	881	1,341

(施設活用推進課では施設ごとの予算を設定しておらず、予算の欄をグレーアウトした)

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合規性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

■施設及び市所有地の用途変更

当該施設は令和3年3月末に機能を廃止しているが、固定資産台帳上の資産用途は行政財産のまま普通財産への変更手続きがなされていない。そのため、アクションプラン第1期の最終年度である令和6年3月末の固定資産台帳上も、行政財産として区分されたままである。所管する施設活用推進課へヒアリングしたところ、暫定的に倉庫等の公用財産として使用してきた中、解体の準備が整った時点で普通財産とする方針とのことであった。

【意見】施設及び市所有地の用途変更について<施設活用推進課>

固定資産台帳上、機能廃止とされた越廼総合支所の建物及び土地について行政財産のまま、普通財産への用途変更がなされていない。以下の状況を踏まえると、「機能廃止」とし

た客観的な事実が示すタイミングで普通財産へ用途変更すべきであったと考えられる。

①当該施設は老朽化を理由として機能を廃止しており、そもそも解体に向けた方向性が打ち出されていた。

②アクションプラン第1期が終了した令和6年3月末時点で機能廃止から既に3年間が経過しており、「解体の準備」に長期間を要している。

この点、所管する施設活用推進課からは、今後「解体の準備が整った時点」で普通財産へ用途変更するとの回答を得ている。具体的にどのようなタイミングに基づくものか、施設マネジメントを全部署が統一的に遂行するためにも客観的な事実に基づく今後の判断基準を検討する方が良い。

なお、施設の機能廃止に伴い用途変更するタイミング及び手続についてはルール適用が曖昧であり、他の施設の状況を見ても統一的に取り扱われていない。ルール整備については全庁的に取り組むべき課題でもあり、当該論点に対する考察を別途【意見】として総論に取りまとめた（総論P.41参照）。

■機能廃止施設のライフサイクルを踏まえた情報管理

越廼総合支所の建物自体は現在も存続しているが、令和3年3月末に機能が廃止されていることから市が実践してきたアクションプラン第1期では「令和2年度に庁舎機能を越廼公民館へ移転した」として、取組状況の「達成」とされる。アクションプラン第2期では当該施設に関する今後の方針等についての言及はなく、アクションプランの明確な管理対象とは取り扱われていない。実際、アクションプランの対象となった施設は、「施設カルテ」と呼ばれる管理ツールを用いて施設概要、延床面積及び財務会計情報を管理されてきているが、機能が廃止されて以降はその更新も行われていない。

この点、他の施設においても同様であり、全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめている（総論P.42参照）。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」のタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。越廼総合支所は令和3年

3月末に機能を廃止しており、そのためアクションプラン第1期において面積削減の効果があつたとされる。しかし、監査時点において建物施設は現存している状況であり、監査人としては機能の廃止時点ではなく、譲渡や解体といった完全に市の管理から外れたタイミングで実際に削減効果があつたと仮定し、シミュレーションを行うこととした。検討した結果及び実態に照らせば、上記「5.（1）床面積の削減効果」は以下のようになる。

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	1,120.99	1,120.99	1,120.99	1,120.99	1,120.99	1,120.99	1,120.99
H31年度(解体等)比		—	—	—	—	—	—

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた(総論P.47参照)。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表することとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、文書保存年限前の令和2年度から令和6年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

なお、越廼総合支所に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた(総論P.51参照)。

(単位：千円)

着手年度	アクションプラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R2	2,900	歳出	経常	2,867	2,563	763	815	930	881	989
			政策	108	—	328	—	413	—	352
		歳入(経常)	313	366	405	467	445	512	544	
		経常歳出－歳入	2,554	2,197	358	348	485	369	445	
		削減効果 ※ (H31/3期比)		▲357	▲2,196	▲2,206	▲2,069	▲2,185	▲2,109	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

(7) その他

■施設内に保管する美術品の取扱い

暫定的に倉庫利用している越廼総合支所内に複数の美術品と思われる物品が保管されているが、美術品台帳が見当たらない状況であった。あわせて備品台帳を閲覧したが、該当する美術品の登録はなかった。

【意見】施設内に保管する美術品の取扱いについて<施設活用推進課>

現場視察時に美術品と思われる物品の所在を確認したが、所管する施設活用推進課からは、美術品については「書画、彫刻等美術品として価値あるもの（1件の購入価格又は評価価格が50万円以上のもの又は市長が特に認めたもの）」、「評価価額が1万円未満のもの」や「作者不明のもの」は備品台帳に記載しない方針との回答を得た。

今回、市町村合併時に旧越廼村からの引継ぎ品でもあり当時の状況を確認するに至っていないが、以下の理由から所管課において他部署と同様に美術品台帳を整備するか、もしくは備品台帳への計上可否を再検討することが望ましい。

- ①他の廃止施設にて保管されている美術品の評価及び台帳管理との整合性を図ること
- ②当該施設が老朽化しており将来的にこれら美術品を移動や処分する際、今後の保管対応に向けて管理台帳が必要となるケースが想定されること

なお、今回の監査テーマである施設マネジメントの観点からすれば、将来的な施設の廃止や解体に向けてこうした美術品保管の課題が今後も多数生じてくることが予想される。管理の方針や方向性については全庁的に検討されるべき課題でもあることから、総論においても将来に向けた【意見】として取りまとめている。(総論P.53参照)。

Ⅲ-2. マイドーム清水

1. 施設概要

所管所属	財政部 施設活用推進課	<p>所管していた施設活用推進課へ照会したところ、所有時の写真を保管していないとのことであった。</p> <p>また、既に民間へ譲渡済みであることから、写真の掲載を見合わせる方針とした。</p>
代表所在地	真栗町 48-2	
機能廃止前の用途	会館	
当初取得価格	305,825,000 円	
建築年度	平成 7 年度	
建物施設の構造	木造亜鉛メッキ鋼 板ぶき平屋建	
耐用年数	22 年	
耐震性の状況	有	
延床面積合計	992.96 m ²	
利活用の履歴	平成 7 年 地域住民活動の利便に資するため開館 令和 2 年 3 月末 施設を廃止し、機能をきらら館へ集約	

※ 記載内容は当初のデータ。

2. 敷地概要

敷地面積合計	15,991 m ²
所有の状況	<p>【市有地】</p> <p>面積 : 11,491 m² 取得価格 : 517,095 円</p> <p>【借地】</p> <p>面積 : 4,500 m² 使用期間 : 1 年 (令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月) 借地料 : 無償 (貸主は福井県) 原状回復義務 : 有</p>

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	機能廃止
廃止年月	令和 2 年 3 月末
削減した延床面積	992.96 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	きらら館に機能を集約

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	令和6年4月に民間へ譲渡済み（売却額：無償）
	敷地	【市有地】 令和6年4月より施設譲受人へ貸与（無償） 【借地】 令和6年3月に施設譲受人へ契約移転

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

施設及び敷地ともに民間譲渡済みであり、当該物件に対する今後の関与なし。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格（千円）	305,825	305,825	305,825	305,825	305,825	305,825	—
償却累計額（千円）	305,825	305,825	305,825	305,825	305,825	305,825	—
償却累計率 ※	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—

※ 償却累計率＝償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格（千円）	517	517	517	517	517	517	517

(2) 収支及び関連費用の状況（公会計ベース）

		アクションプラン第1期対象期間					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計（千円）		222	—	—	—	—	—
	使用料収入	222	—	—	—	—	—
	その他収入	—	—	—	—	—	—

② 支出計 (千円)	3,794	820	—	—	—	—
物 件 費	3,794	119	—	—	—	—
(うち借地料)	—	—	—	—	—	—
(うち指定管理料)	3,647	—	—	—	—	—
維 持 補 修 費	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	701	—	—	—	—
③収支差額 (千円) (①-②)	▲ 3,573	▲ 820	—	—	—	—
④ 利用者数 (人)	11,717	—	—	—	—	—
利用者 1 人 当 たり 収支 (円) (③/④)	▲ 305	—	—	—	—	—
減価償却費 (千円)	—	—	—	—	—	—
改築更新費 (千円)	—	—	—	—	—	—

※令和2年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定 (アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延 床 面 積	992.96	992.96	—	—	—	—	—
H31 年度削減比		—	▲992.96	▲992.96	▲992.96	▲992.96	▲992.96

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績 (決算額)

(単位: 千円)

着手 年度	アクシ ョン プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R2	3,200	歳出	経常	3,860	3,794	181	—	—	—	—
			政策	—	—	—	—	—	—	—
		歳入 (経常)	667	222	—	—	—	—	—	
		経常歳出—歳入	3,193	3,572	181	—	—	—	—	
		削減効果 ※ (H31/3 期比)		379	▲3,012	▲3,193	▲3,193	▲3,193	▲3,193	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
土地建物貸付収入	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	104	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	104	—	—	—	—

(施設活用推進課では施設ごとの予算を設定しておらず、予算の欄をグレーアウトした)

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
旧マイドーム清水維持管理事業 委託料	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	147	—	—	322	—
旧マイドーム清水維持管理事業 役務費	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	191	—
旧マイドーム清水維持管理事業 報償費	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	65	—
旧マイドーム清水維持管理事業 使用料及び賃借料	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	9	—	—	—	—
旧マイドーム清水維持管理事業 需用費 修繕料	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	61	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	217	—	—	578	—

(施設活用推進課では施設ごとの予算を設定しておらず、予算の欄をグレーアウトした)

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合規性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

■固定資産台帳への適切な面積の反映

当該施設は令和6年4月に民間譲渡されており、延床面積について譲渡契約書を閲覧したところ「978.91 m²」との記載がなされていた。この点、固定資産台帳上では「992.96 m²」と登録されており、両者間に乖離が生じていた。乖離の理由について所管する施設活用推進課へヒアリングしたところ、「民間譲渡にあたり、登記のため土地家屋調査士に依頼し」て調査した際、固定資産台帳上の面積と実測の結果が異なるとのことであった。なお、アクションプラン上は固定資産台帳上に記載がある延床面積「993 m²」が当該施設の削減面積として表記されている。

【意見】固定資産台帳への適切な面積の反映について<施設活用推進課>

譲渡したマイドーム清水について、実測による譲渡契約書上の面積と固定資産台帳上の面積とに乖離が生じていた。この点、アクションプラン上における削減効果としては、固定資産台帳上に登録された延床面積とされているが、厳密には実測結果による面積が削減されたものとするべきであった。

今回のケースでは、民間移譲の手続き開始から実際の引き渡しまでの期間が短いこともあり、固定資産台帳への反映が間に合わなかったものとも推察される。実際、固定資産台帳の遡及修正が困難であり、年に1度の更新手続であることを踏まえると、適時の対応が難しいことも考えられる。しかし、アクションプランの報告書において延床面積の縮減が重要な目標値であることからすれば、より厳密に対応することも考慮すべきであったと思われる。

今後、マネジメント計画及びアクションプランの実践にあたり、同様の乖離が発生することが想定される。軽微な乖離はともかく軽視できない乖離が生じた場合、どのように対応するかについて検討を加えておくことが望ましい。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

■土地の無償貸与期間に係る見直し

当該施設に関して市は令和6年4月に民間譲渡しており、あわせて市が所有する敷地部分11,491 m²については普通財産として駐車場利用の名目で無償貸与を行っている。この点、「土地使用貸借契約書」を確認したところ、契約期間は契約締結日である令和6年4月から10年間であり、その後は特段の申し出が無ければ契約条件を同じくして1年毎に更新される内容となっている。なお、市が所有する一部を除き、施設の譲受人が駐車場として利用する土地につ

いては、福井県が譲受人へ直接、県有財産の使用許可（無償）を与えている。

【意見】 土地の無償貸与期間に係る見直しについて<施設活用推進課>

マイドーム清水の施設は令和6年4月に民間譲渡されているが、その後も市と福井県は譲受人に対し敷地を貸与している。このうち、市が所有する敷地部分は向こう10年間に渡り無償とされている。契約締結のタイミングで長期間に亘り無償であることが確定する内容であるが、以下の点を踏まえ、定期的な見直しの機会を設けておく方が望ましい。少なくとも、無償であることを前提とするのではなく、まずは有償とすることを検討する継続的な取組み姿勢が求められるべきである。

- ①市の財政負担や行政コストを踏まえると、一旦は有償とすることを念頭において検討を加えていくことが望ましい。
- ②貸与する土地は市の所有する財産でもあり、3Eの観点からすれば、より有効な活用を図るべく貸付条件の継続的な見直しの可能性について検討することが望ましい。
- ③別途、福井県が施設の譲受人へ発行した「県有財産使用許可証」を閲覧すると、直近の使用期間は「令和6年4月1日から令和7年3月31日」の1年間とされている。

なお、既に当該条件にて契約が締結されており、今回の無償貸与である内容について問題視するものではない。あくまで、長期的にわたり条件を見直す機会を想定していない点を意見とするものであり、今後、市の施設を無償貸与する場合に例えば毎年の条件見直しを検討するなどの対応を求めるものである旨を申し添える。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」のタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。マイドーム清水は令和2年4月に廃止条例が施行されており、そのためアクションプラン第1期上は令和2年度に面積削減の効果があつたとされている。しかし、実際にはその後も暫定的に倉庫として利用されてきた実績があり、令和6年4月に民間譲渡されるまで市の所有物として存続していた。そこで、監査人としては機能の廃止時点ではなく、譲渡といった完全に市の管理から外れたタイミングで実際に削減効果があつたと仮定し、シミュレーションを行うこととした。検討した結果及び実態に照らせば、上記「5. (1) 床面積の削減効果」は以下のようになる。

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	992.96	992.96	992.96	992.96	992.96	992.96	—
H31年度（解体等）比		—	—	—	—	—	▲992.96

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.47参照）。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表することとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、文書保存年限前の令和2年度から令和6年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

なお、マイドーム清水に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.51参照）。

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R2	3,200	歳出	経常	3,860	3,794	217	—	—	—	—
			政策	—	—	—	—	—	578	—
		歳入（経常）		667	222	104	—	—	—	—
		経常歳出－歳入		3,193	3,572	113	—	—	—	—
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			379	▲3,080	▲3,193	▲3,193	▲3,193	▲3,193

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ－３．旧麻生津西保育園

１．施設概要

所管所属	財政部 施設活用推進課	
代表所在地	中野町 13-10	
機能廃止前の用途	保育園	
当初取得価格	75,462,300 円	
建築年度	昭和 52 年度	
建物施設の構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根平屋建	
耐用年数	47 年	
耐震性の状況	有	
延床面積合計	558.98 m ²	
利活用の履歴	昭和 45 年 麻生津西保育園として開園 平成 24 年 4 月 休園、倉庫として活用 平成 28 年 3 月 用途廃止	

※ 記載内容は当初のデータ。また、既に民間移譲後であるため写真は当時のものである。

２．敷地概要

敷地面積合計	1,445.57 m ²
所有の状況	【市有地】 面積 : 1,445.57 m ² 取得価格 : 23,602,793 円

３．該当施設に対する福井市の取組み状況

(１) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	廃園
廃止年月	平成 28 年 3 月末
削減した延床面積	558.98 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	公立保育園と公立幼稚園を統合した公立認定こども園へ移行

(２) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	令和 4 年 7 月に民間へ売却済み (売却額 : 2,203,300 円)
	敷地	【市有地】 施設と合わせ令和 4 年 7 月に売却済み

		(売却額：12,953,000円)
--	--	-------------------

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

施設及び敷地ともに売却済みであり、当該物件に対する今後の関与なし。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	75,462	75,462	75,462	75,462	—	—	—
償却累計額(千円)	68,067	69,727	71,387	73,047	—	—	—
償却累計率 ※	90.2%	92.4%	94.6%	96.8%	—	—	—

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	23,603	23,603	23,603	23,603	—	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況(公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
①収入計(千円)	—	—	—	—	—	—
使用料収入	—	—	—	—	—	—
その他収入	—	—	—	—	—	—
②支出計(千円)	—	—	—	—	—	—
物件費	—	—	—	—	—	—
(うち借地料)	—	—	—	—	—	—
(うち指定管理料)	—	—	—	—	—	—
維持補修費	—	—	—	—	—	—

	そ の 他	-	-	-	-	-	-
③収支差額 (千円) (①-②)		-	-	-	-	-	-
④利用者数 (人)		-	-	-	-	-	-
利用者1人当たり 収支 (円) (③/④)		-	-	-	-	-	-
減価償却費 (千円)		-	-	-	-	-	-
改築更新費 (千円)		-	-	-	-	-	-

※ 平成28年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定 (アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	558.96	558.96	-	-	-	-	-
H31年度削減比		-	▲558.96	▲558.96	▲558.96	▲558.96	▲558.96

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績 (決算額)

(単位: 千円)

着手 年度	アクシ ョン プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R3	100	歳出	経常	16	2	-	-	-	-	-
			政策	-	-	-	-	-	-	-
		歳入 (経常)	-	-	-	-	-	-	-	
		経常歳出-歳入	16	2	-	-	-	-	-	
		削減効果 ※ (H31/3期比)		▲14	▲16	▲16	▲16	▲16	▲16	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
土地建物貸付収入	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	2	2	1	—	—
土地建物売払収入	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	15,156	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	2	2	15,157	—	—

(施設活用推進課では施設ごとの予算を設定しておらず、予算の欄をグレーアウトした)

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
旧麻生津保育園維持管理事業 工事請負費	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	3,021	—	—	—	—
旧麻生津保育園維持管理事業 委託費	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	430	—	—	—	—
旧麻生津保育園維持管理事業 役務費	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	369	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	3,820	—	—	—	—

(施設活用推進課では施設ごとの予算を設定しておらず、予算の欄をグレーアウトした)

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

特に記載すべき事項はない。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

当該施設の保育園としての機能は平成28年3月末に廃止されており、倉庫として利用された後、令和4年7月に民間譲渡されることとなった。市は「令和2年度に（倉庫としての）機能を廃止し、施設機能は旧清水総合支所庁舎へ集約した」として、アクションプラン第1期の延床面積削減に寄与したとする。

この点、民間譲渡に当たり所管する施設活用推進課で取りまとめた「事前協議書」を閲覧したところ、当該施設に関して「平成28年3月末で廃園となり（保育園としての）行政目的での利用を終えた」としており、「今後、他の行政目的での利用が見込まれないことから、土地及び建物について一般競争入札での売却処分を提案する」としている。そのため、市が主張するように機能を廃止したタイミングで延床面積の削減効果があったとするのであれば、平成28年3月末には削減効果が見込まれていたと考えられる。一方、当該施設が令和4年7月に民間譲渡されるまで市の所有物として存続していた実態に照らせば、実際に譲渡されたこのタイミングまで延床面積は削減されていなかったことになる。

このように関連する資料の閲覧及び把握した実態の状況からすると、延床面積が削減されたタイミングの判断が困難な状況にある。そこで、監査人としては機能の廃止時点ではなく、譲渡といった完全に市の管理から外れたタイミングで実際に削減効果があったと仮定し、シミュレーションを行うこととした。検討した結果及び当該施設が存続していた実態に照らせば、上記「5.（1）床面積の削減効果」は以下ようになる。

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	558.96	558.96	558.96	558.96	—	—	—
H31年度（解体等）比		—	—	—	▲558.96	▲558.96	▲558.96

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意

見】として総論に取りまとめた（総論P.47参照）。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表することとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、文書保存年限前の令和2年度から令和6年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

なお、旧麻生津西保育園に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.51参照）。

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R2	3,200	歳出	経常	16	2	—	—	—	—	—
			政策	—	—	3,820	—	—	—	—
		歳入（経常）		—	—	2	2	1	—	—
		経常歳出—歳入		16	2	▲2	▲2	▲1	—	—
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			▲14	▲18	▲18	▲17	▲16	▲16

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ-4. 清水社会福祉センター

1. 施設概要

所管所属	福祉健康部 福祉政策課	 <p style="text-align: right;">上段：センター跡 下段：車庫</p>
代表所在地	小羽町 27-10	
機能廃止前の用途	ホール・貸館施設	
当初取得価格	163,365,750 円	
建築年度	北側：昭和 42 年度 南側：昭和 53 年度 車庫：平成 6 年度	
建物施設の構造	鉄筋コンクリート造 (車庫は鉄骨造)	
耐用年数	50 年 (車庫は 31 年)	
耐震性の状況	有。ただし D 判定 (車庫：不明)	
延床面積合計	1,268.45 m ² (車庫 105.00 m ² を含む)	
利活用の履歴	昭和 42 年 町民の福祉増進及び憩いの場として供用開始 昭和 50 年 清水町社会福祉協議会が事務局を設置 昭和 52 年 農家高齢者創作館を増築 令和 2 年 3 月 貸館機能廃止、車庫は倉庫として利用開始 令和 3 年 3 月 清水社会福祉センターを解体撤去	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

2. 敷地概要

敷地面積合計	1,936.45 m ²
所有の状況	【市有地】 面積 : 991.00 m ² 取得価格 : 13,188,915 円 【借地】 面積 : 945.45 m ² 使用期間 : 平成 16 年 4 月～令和 3 年 3 月

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	近隣施設への集約化
廃止年月	令和2年3月末
削減した延床面積	1,268.45 m ² （市から提示された資料データに基づく）
廃止後の事業の状況	機能廃止に伴い、貸館機能については「きらら館」に集約。

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	【社会福祉センター】	令和3年3月に解体撤去
		【車庫】	倉庫として継続利用
	敷地	【市有地】	車庫の敷地として継続利用
		【借地】	令和3年3月に返還

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

当該土地は旧清水総合支所や消防の清水分遣所の敷地と一体になっていることから、その有効な利用方法について関係所属と検討していく。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

① 建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	163,365	163,365	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
償却累計額(千円)	159,092	160,152	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
償却累計率 ※	97.4%	98.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

② 敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	13,188	13,188	13,188	13,188	13,188	13,188	13,188

(2) 収支及び関連費用の状況（公会計ベース）

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計（千円）	79	—	—	—	—	—
使用料収入	78	—	—	—	—	—
その他収入	1	—	—	—	—	—
② 支出計（千円）	1,781	—	—	—	—	—
物件費	1,781	—	—	—	—	—
（うち借地料）	375	—	—	—	—	—
（うち指定管理料）	—	—	—	—	—	—
維持補修費	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
③ 収支差額（千円）（①-②）	▲ 1,702	—	—	—	—	—
④ 利用者数（人）	2,244	—	—	—	—	—
利用者1人当たり 収支（円）（③/④）	▲ 758	—	—	—	—	—
減価償却費（千円）	959	—	—	—	—	—
改築更新費（千円）	—	—	—	—	—	—

※ 令和2年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定（アクションプラン第1期終了時）

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	1,268.45	1,268.45	—	—	—	—	—
H31年度削減比		—	▲1,268.45	▲1,268.45	▲1,268.45	▲1,268.45	▲1,268.45

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績（決算額）

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R2	2,400	歳出	経常	2,185	1,782	379	—	—	—	—

	政策	—	—	55,595	—	—	—	—
	歳入(経常)	83	78	—	—	—	—	—
	経常歳出-歳入	2,102	1,704	379	—	—	—	—
	削減効果 ※ (H31/3期比)		▲398	▲1,723	▲2,102	▲2,102	▲2,102	▲2,102

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入(政:政策、経:経常)

(単位:千円)

上段:予算額 下段:決算額	H31/3※	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3※	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(政)社会福祉債	—	—	74,900	—	—	—	—
社会福祉施設整備事業債	—	—	43,500	—	—	—	—
合 計	—	—	74,900	—	—	—	—
	—	—	43,500	—	—	—	—

※ H31/3期及びR2/3期は文書保存年限を超過しているため、R4/3以降は実績なしのため「—」とした。

②歳出(政:政策、経:経常)

(単位:千円)

上段:予算額 下段:決算額	H31/3※	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3※	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)清水社会福祉センター管理運 営費 需用費・水道料	—	—	15	—	—	—	—
(経)清水社会福祉センター管理運 営費 使用料及び賃借料	—	—	369	—	—	—	—
(政)福祉施設整備事業 委託料	—	—	3,710	—	—	—	—
(政)福祉施設整備事業 工事請負費	—	—	63,035	—	—	—	—
(政)福祉施設整備事業 補償、補填及び賠償金	—	—	26	—	—	—	—
(政)福祉施設整備事業 委託料	—	—	1,989	—	—	—	—
	—	—	1,989	—	—	—	—

合 計	-	-	69,144	-	-	-	-
	-	-	55,974	-	-	-	-

※ H31/3期及びR2/3期は文書保存年限を超過しているため、R4/3以降は実績なしのため「-」とした。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

■施設及び市所有地の所管換手続

機能が廃止された市所有の財産について、所管部署は原則として担当課から施設活用推進課へ変更される（福井市財務会計規則第163条第2項）。ただし、「構築物又は工作物で取壊しを目的に用途を廃止するもの」や「当該財産を施設活用推進課長が管理し、又は処分することが不相当と認められるもの」については、施設活用推進課への引継ぎは不要とされる（同但書き及び同第171条第2項但書き）。

この点、清水社会福祉センターは令和2年3月末に廃止されており、本体建物については既に解体撤去されたものの、敷地（市有地）や敷地内に建設された車庫は引き続き福祉政策課が所管している。状況に照らせばこうした施設については、「当該財産を施設活用推進課長が管理し、又は処分することが不相当と認められるもの」に該当し、そのまま福祉政策課が所管することとされたものと推察されるが、市からはこれを裏付ける資料の提示が無かった。

今回、他の施設においても同様の事実が発見されており、全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【指摘】として総論に取りまとめている（総論P.39参照）。

(2) 情報の一元化管理について

■施設及び市所有地の用途変更手続の失念

当該施設は令和2年3月末に機能廃止となり、清水社会福祉センターの本体建物は令和3年3月までに解体撤去された。現状、車庫部分105.00㎡が倉庫として転用されている状況にあるが、固定資産台帳上は敷地991.00㎡と合わせ行政財産のままとされている。この点、所管する福祉政策課の担当者にヒアリングしたところ、用途変更の事務処理を失念していたとのことであった。

【意見】施設及び市所有地の用途変更手続の失念について<福祉政策課>

用途を廃止した清水社会福祉センター施設について建物本体は既に解体撤去がなされているものの、倉庫として継続利用する車庫部分105.00㎡及び市所有の敷地991.00㎡について、固定資産台帳上、行政財産から普通財産への用途変更手続がなされていない（福井市財務会計規則第163条第2項及び第171条）。用途の変更がなされている実態に照らし、記載を修正すべきである。

■機能廃止施設のライフサイクルを踏まえた情報管理

清水社会福祉センターの本体建物が解体撤去されているものの、一部の施設はそのまま福祉政策課が倉庫として継続利用している状況であり、当該施設の維持管理は今後も継続する。しかし、市が実践してきたアクションプラン第1期では「令和2年度に機能をきらら館へ集約した」として、取組状況の「達成」とされる。アクションプラン第2期では解体されずに残された当該施設に関し今後の方針等についての言及はなく、アクションプランの明確な管理対象とは取り扱われていない。実際、アクションプランの対象となった施設は、「施設カルテ」と呼ばれる管理ツールを用いて施設概要、延床面積及び財務会計情報を管理されてきているが、機能が廃止されて以降はその更新も行われていない。

この点、他の施設においても同様であり、全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめている（総論P.42参照）。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」のタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。清水社会福祉センターは令和2年3月末に機能を廃止しており、そのためアクションプラン第1期ではこのタイミングで延床面積1,268㎡（端数は切り捨てて表示）の削減があったとする。

ただし、当該施設に関して全体の施設延床面積は1,268.45㎡であるものの、一部の施設が倉庫（105.00㎡）として残されており、実態として削減された延床面積は解体工事の対象となった建物施設1,163.45㎡であった。この点、監査人としてはこうした事実を反映する方がより延床面積削減の実態を反映するものと判断し、シミュレーションを行うこととした。検討した結果及び実態に照らせば、上記「5.（1）床面積の削減効果」は以下のようになる。

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	1,268.45	1,268.45	105.00	105.00	105.00	105.00	105.00
H31年度（解体等）比		—	▲1,163.45	▲1,163.45	▲1,163.45	▲1,163.45	▲1,163.45

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.47参照）。

（6）今後の対応及び取組みについて

■施設及び市所有地の管理方針

現場視察を行ったところ、当該施設が旧清水総合支所庁舎と隣接する敷地内にあることが分かった。後日に実施した施設活用推進課へのヒアリング調査では、旧清水総合支所庁舎の行政機能は既に清水健康管理センターへ移転されており、現在は同課が書庫や倉庫として継続利用しているとのことであった。

【意見】施設及び市所有地の管理方針について<福祉政策課><施設活用推進課>

清水社会福祉センターの本体建物は既に解体撤去されているものの、車庫部分及び敷地部分については今も現存しており、福祉政策課所管の下、倉庫として継続利用されている。一方、隣接する旧清水総合支所庁舎についても既に当初の行政機能は廃止されており、現在は施設活用推進課所管の下、倉庫として継続利用されている状況にある。

両者は以下のような類似点があるだけでなく、法規性や3Eの観点からも、施設活用推進課所管の下でまとめて管理する方が望ましいと考えられる。

- ・当該車庫部分と旧清水総合支所庁舎はいずれも機能廃止後の施設管理対象であり、倉庫として継続利用されている。
- ・隣接する敷地内に建設されており、立地条件が同じである。
- ・福井市役所から10kmほどの距離にあり、巡回視察等をまとめて実施することが維持管理コスト削減に寄与する。
- ・当該車庫は本来普通財産として取り扱うべき施設であり、福井市財務会計規則が定める原則に従い（第171条第2項）、施設活用推進課が所管することに合理性が認められる。
- ・車庫部分については倉庫以外の用途がない状況であり、隣接する旧清水総合支所庁舎と合わせて検討する方が将来的な用途の幅を広げることにつながりやすい。

（7）その他

■施設内に保管する美術品の取扱い

現場視察において、倉庫として利用する旧車庫内に複数の美術品が保管されている事実が確認された。福祉政策課へヒアリングしたところ、これらの美術品はすべて地元有志からの寄贈によるものであり、旧市民福祉会館の解体に伴いそれまで同施設で利用していた美術品の一部を当該施設（旧車庫）へ保管しているとの回答を得た。後日あらためて令和7年9月29日時点の備品一覧表を確認したところ、同施設内には絵画や彫刻等合わせて18点の美術品が保管

されている状況であった。

【意見】施設（旧車庫）内に保管する美術品の取扱いについて<福祉政策課>

旧市民福祉会館内に置かれていた複数の美術品について、同施設の解体のため、現在は福祉政策課が所管する当該施設（旧車庫）に保管されている。これらは、市美術館で収蔵対象外とされた美術品とのことであるが、寄贈品でもあり、施設（旧車庫）の有効利用の観点だけでなく保存場所の環境を踏まえ、費用対効果の観点から保管方法について再検討することが望まれる。

なお、今回の監査テーマである施設マネジメントの観点からすれば、将来的な施設の廃止や解体に向けてこうした美術品保管の懸念が今後も多数生じてくることが予想される。管理の方針や方向性については全庁的に検討されるべき課題でもあることから、総論においても将来に向けた【意見】として取りまとめた（総論P.53 参照）。

Ⅲ-5. すかっとランド九頭竜

1. 施設概要

所管所属	福祉健康部 地域包括ケア推進課	
代表所在地	天菅生町3-10	
機能廃止前の用途	高齢者福祉施設	
当初取得価格	1,213,893,280円	
建築年度	平成5年度	
建物施設の構造	鉄筋コンクリート造 (一部、軽量鉄骨造)	
耐用年数	38年～47年	
耐震性の状況	有	
延床面積合計	8,900.60㎡	
利活用の履歴	平成6年4月 温泉及び宿泊施設として開館 平成18年4月 指定管理者制度導入 令和3年4月 閉館 令和3年6月 条例及び施行規則廃止 令和3年9月 財産有効活用民間提案制度による募集開始	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

2. 敷地概要

敷地面積合計	33,717.36㎡
所有の状況	【借地】 面積 : 33,717.36㎡ (内訳) 民間 32,256.09㎡ 福井財務事務所 1,461.27㎡ 使用期間 : 平成3年10月～ 借地料 : 年額14,935千円(令和6年度) 原状回復義務 : 有

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	機能廃止
廃止年月	令和3年6月
削減した延床面積	8,900.60㎡(市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	温泉・宿泊施設としての機能は喪失(代替施設なし)。

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	施設及び敷地とも、概ね機能廃止時の状態 ただし、令和3年度に財産有効活用民間提案制度による募集開始
	敷地	

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

<p>令和7年度の民間提案制度にかかる募集では、事業者負担としていた修繕費の一部を市が負担するといった提案など、公募条件の緩和による幅広い提案を募集することを検討する。</p> <p>また、都市計画法等の制限を受けない事業である、例えば医療や教育、社会福祉に関わる各種団体等に対して、積極的に民間提案制度の周知を行う。</p>

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
委託料	約 3,800 千円/年	
光熱水費	約 4,500 千円/年	
土地賃借料	約 15,000 千円/年	
その他の費用	約 3,000 千円/年	修繕費等
合計	約 26,300 千円/年	

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

① 建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格 (千円)	1,210,523	1,210,523	1,213,893	1,213,893	1,213,893	1,213,893	1,213,893
償却累計額 (千円)	800,649	832,349	865,050	897,392	929,855	962,320	987,111
償却累計率 ※	66.1%	68.8%	71.3%	73.9%	76.6%	79.3%	81.3%

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

② 敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格 (千円)	—	—	—	—	—	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況 (公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間	第2期

	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計 (千円)	3,897	66	62	62	62	2,307
使用料収入	2,479	66	62	62	62	-
その他収入	1,418	-	-	-	-	2,307
② 支出計 (千円)	31,100	24,090	28,576	29,557	28,723	26,378
物件費	19,847	21,677	28,576	29,557	28,723	23,453
(うち借地料)	16,804	16,528	15,715	15,707	15,707	14,935
(うち指定管理料)	-	-	-	-	-	-
維持補修費	11,253	2,413	-	-	-	2,925
その他	-	-	-	-	-	-
③ 収支差額 (千円) (①-②)	▲ 27,203	▲ 24,024	▲ 28,514	▲ 29,495	▲ 28,661	▲ 24,071
④ 利用者数 (人)	124,561	-	-	-	-	-
利用者1人当たり 収支 (円) (③/④)	▲ 218	-	-	-	-	-
減価償却費 (千円)	31,173	32,464	32,464	32,464	32,464	32,464
改築更新費 (千円)	-	-	-	-	-	-

5. 効果測定 (アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	8,900.60	8,900.60	8,900.60	-	-	-	-
H31年度削減比		-	-	▲8,900.60	▲8,900.60	▲8,900.60	▲8,900.60

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績 (決算額)

(単位: 千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R3	16,700	歳出	経常	2,067	602	337	847	1,307	808	813
			政策	21,299	35,411	31,902	28,570	30,643	29,790	31,248
		歳入 (経常)	3,646	2,479	67	62	62	587	2,307	
		経常歳出-歳入	▲ 1,579	▲ 1,877	270	785	1,245	221	▲ 1,494	

		削減効果 ※ (H31/3 期比)		▲298	1,849	2,364	2,824	1,800	85
--	--	----------------------	--	------	-------	-------	-------	-------	----

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入(政：政策、経：経常)

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(政)財産貸付収入	—	—	—	—	—	574	1,738
土地建物貸付収入	—	—	—	—	—	301	1,653
(政)雑入	104	—	—	—	—	—	655
民生費雑入	104	104	—	—	—	224	502
(政)雑入	5,700	502,400	—	—	—	—	—
社会福祉施設整備事業債	—	—	—	—	—	—	—
(経)雑入	4,705	5,177	5,793	—	—	—	—
高齢者福祉施設指定管理者納付金	—	—	—	—	—	—	—
合 計	10,509	507,577	5,793	—	—	574	2,393
	104	104	—	—	—	525	2,155

②歳出(政：政策、経：経常)

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(政)すかつとランド九頭竜等管理運営費 報償費	—	—	200	32	—	—	—
	—	—	200	—	—	—	—
(政)すかつとランド九頭竜等管理運営費 旅費	—	—	127	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
(政)すかつとランド九頭竜等管理運営費 需用費 消耗品費	—	84	—	95	95	80	80
	—	84	—	84	65	67	74
(政)すかつとランド九頭竜等管理運営費 需用費 燃料費	—	—	—	10	—	—	—
	—	—	—	9	—	—	—
(政)すかつとランド九頭竜等管理運営費 需用費 電気料	—	—	—	3,201	3,656	3,589	4,711
	—	—	—	3,201	3,391	3,522	4,711

(政)すかっとランド九頭竜等管理運営費	—	—	—	243	209	200	270
需用費 水道料	—	—	—	214	189	200	191
(政)すかっとランド九頭竜等管理運営費	—	38	300	488	138	532	843
需用費 修繕料	—	38	—	488	138	531	843
(政)すかっとランド九頭竜等管理運営費	—	—	—	228	172	84	84
役務費 一般電話料	—	—	—	168	168	78	75
(政)すかっとランド九頭竜等管理運営費	—	—	1,843	499	420	355	400
役務費 手数料	—	—	1,843	287	250	261	225
(政)すかっとランド九頭竜等管理運営費	—	4,835	—	8,497	6,364	6,397	7,237
委託料	—	4,809	—	6,095	6,359	5,870	4,980
(政)すかっとランド九頭竜等管理運営費	19,257	18,991	19,024	18,474	17,836	17,829	17,829
使用料及び賃借料	19,002	18,972	18,596	17,566	17,829	17,829	16,950
(政)すかっとランド九頭竜等管理運営費	2,354	11,510	3,557	395	2,255	1,433	3,300
工事請負費	2,297	11,508	3,513	352	2,255	1,433	3,197
(政)すかっとランド九頭竜等管理運営費	—	—	2,000	—	—	—	—
備品購入費	—	—	1,340	—	—	—	—
(政)すかっとランド九頭竜等管理運営費	—	—	6,246	—	—	—	—
負担金、補助及び交付金	—	—	6,246	—	—	—	1
(経)すかっとランド九頭竜等管理運営	1,923	458	162	662	1,164	665	675
委託料	1,922	458	162	496	1,164	664	675
(経)すかっとランド九頭竜等管理運営	146	145	190	191	143	143	143
使用料及び賃借料	144	144	340	456	143	143	138
合 計	23,680	36,061	33,649	33,015	32,452	31,307	35,572
	23,365	36,013	32,240	29,416	31,951	30,598	32,060

※ 「②歳出」は、すかっとランド九頭竜のほか、すこやかドーム事業及び大安寺温泉事業分を含む

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

■施設及び市所有地の所管換手続

機能が廃止された市所有の財産について、所管部署は原則として担当課から施設活用推進課へ変更される（福井市財務会計規則第163条第2項）。ただし、「財産管理者の所管に属する事業と関連する事業の用途に供するために貸し付けるもの」、「建築物又は工作物で取壊しを目的に用途を廃止するもの」や「当該財産を施設活用推進課長が管理し、又は処分することが不適当と認められるもの」については、施設活用推進課への引継ぎは不要とされる（同但書き及び同第171条第2項但書き）。

この点、すかつとランド九頭竜は令和3年6月に機能廃止となっているが、建物は解体撤去されないまま地域包括ケア推進課が所管する状態が継続している。当該施設に関しては、財産有効活用民間提案制度により利活用の検討を行っており、「財産管理者の所管に属する事業と関連する事業の用途に供するために貸し付けるもの」となる可能性があること、又は「当該財産を施設活用推進課長が管理し、又は処分することが不相当と認められるもの」に該当することを理由として、そのまま地域包括ケア推進課が所管することとなったものと推察されるが、所管課も明確な理由は不明であるとのことであった。

今回、他の施設においても同様の事実が発見されており、全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【指摘】として総論にとりまとめている（総論 P. 39 参照）。

■大安寺温泉事業のコスト負担

市はすかつとランド九頭竜の関連事業として、外部へ温泉供給する大安寺温泉事業を行っている。元々、近隣の民間施設へ付随的に温泉を供給する事業であったが、令和3年にすかつとランド九頭竜が機能廃止となり、現在の温泉供給先は一民間施設のみである。

当該事業の収支状況は、下表のとおりである。温泉の供給先からは、福井市大安寺温泉配湯条例に基づき配湯料を徴収しているが、設備の保守点検及び修繕等のコストを賄えず、公費の負担が継続している。

(単位：千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収入（配湯料）	66	61	61	61	61
支出（保守点検料、修繕費他）※	2,676	451	311	420	887
収支差額	△2,610	△389	△249	△358	△825

※水道光熱費については、すかつとランド九頭竜での使用分と区分して把握ができず、金額を算定することが困難であるため、上記支出に含めていない。

所管する地域包括ケア推進課もこの状況を認識しており、今後の対応について検討を行っているとのことである。

【意見】大安寺温泉事業のコスト負担について〈地域包括ケア推進課〉

すかつとランド九頭竜が機能廃止となった現在、大安寺温泉事業は受益者が特定の民間施設のみと、公共性の低いサービスとなっている。この状況において、当該事業に係るコストを公費で負担することは適当ではない。今後、すかつとランド九頭竜において温泉設備を活用する可能性が低いのであれば、受益者負担の見直し、又は事業の譲渡若しくは廃止を検討すべきと考える。

■すかっとランド九頭竜関連施設の予算事業区分

市の歳出予算は、事業情報が付されることで事業別の管理が可能となっている。しかし、すかっとランド九頭竜に関しては、次の二つの事業と併せて一つの事業として取り扱われている。

事業	内容
すこやかドーム	すかっとランド九頭竜に隣接する屋内ゲートボール競技場。すかっとランド九頭竜とは別の条例に基づき設置された施設であり、現在も事業を継続している。
大安寺温泉	すかっとランド九頭竜及び近隣に温泉を供給する設備。すかっとランド九頭竜の機能廃止により、近隣の民間施設への温泉供給のみを行う事業となっている。

そのため、市の財務会計システムでは、これら事業単体での予算・決算の状況を直接的に把握することが困難となっており、また、予算・決算情報に基づき作成される地方公会計の情報においても同様である。さらに、施設の状況を管理する施設カルテには、コスト情報として過去の収支の状況が記載されるが、この情報は地方公会計のデータを基にしているため、その情報も正確に記載されないこととなる。

所管する地域包括ケア推進課に確認したところ、元々これらの施設は一体的に整備し、管理してきた経緯があり、また、共通的な経費もあることから、予算も一体的に管理しているとのことである。なお、施設別の情報が必要となる場合もあることから、地域包括ケア推進課では、システム外で施設別の収支を集計しているとのことであった。

【意見】すかっとランド九頭竜関連施設の予算事業区分について<地域包括ケア推進課>

市では、「福井市施設マネジメント計画」に基づき、各施設の方向性を検討することを重要な課題としている。加えて、すかっとランド九頭竜は大規模かつ今後の利活用の方向性が注目されている施設である。そのため、当該施設単独での収支の状況を適切に把握することは重要である。

所管する地域包括ケア推進課では、財務会計システム外で施設別の収支を作成しており支障はないとのことであった。しかし、共通経費の按分等を含めより正確かつ効率的に財務データを集計するだけでなく、地方公会計データや施設カルテなど下流での情報を適切に作成するためにも、予算を施設別に管理できるよう事業区分を設定することが適切と考える。

(2) 情報の一元化管理について

■既存の償却資産に対して行った資本的支出の固定資産台帳登録

所管する地域包括ケア推進課から入手した上記の施設情報「4. (1) ①建物施設の推移」上の金額について固定資産台帳と照合したところ、取得価格情報に不整合が生じていた。詳細を検討したところ、当初の固定資産台帳登録から不整合が生じており、令和2年度に大規模修繕したため、より複雑になったものと推察される。これらの状況について、市から提供された建物の内容を令和元年度末及び令和2年度末における固定資産台帳（抜粋）に紐づけて示せば、以下ようになる。

i) 所管課から入手した「建物施設の推移」情報の一部（再掲）

	令和元年度 (R2/3)	令和2年度 (R3/3)
取得価格	1,210,523 千円	1,213,893 千円
償却累計額	832,349 千円	865,050 千円
償却累計率	68.8 %	71.3 %

ii) 固定資産台帳 抜粋

■令和元年度 (R2.3.31時点)

(単位：千円)

固定資産番号	資産種別名称	件名	数量 (㎡)	①取得価格	②内訳の合計	内訳			③差額 (①-②)
						期末簿価	当年度減価償却累計額	過年度減価償却累計額	
2000007889	建物	すかっとランド九頭竜	924.70	120,211	120,211	33,118	3,246	83,847	
2000007890	建物	すかっとランド九頭竜	704.60	126,828	126,828	52,190	2,790	71,848	
2000007891	建物	すかっとランド九頭竜	662.20	89,397	89,397	36,787	1,967	50,643	
2000007892	建物	すかっとランド九頭竜	150.00	19,500	19,500	5,416	527	13,557	
2000008284	建物	すかっとランド九頭竜	6,459.10	847,135	839,683	237,001	22,671	580,011	7,452
6000015806	附属設備	浄化槽設備	0.00	6,156	6,156	5,125	412	619	
6000015807	附属設備	ボイラー設備	0.00	1,296	1,296	1,086	87	123	
6000018732	附属設備	電気設備 (その他)							
6000018733	附属設備	冷暖房設備							
6000018734	附属設備	通風設備							
6000018735	附属設備	ボイラー設備							
6000018737	附属設備	冷暖房設備							
6000018739	附属設備	電気設備 (その他)							
			8,900.60	1,210,523	1,203,071	370,722	31,700	800,649	7,452

所管課が管理する取得価格

■令和2年度 (R3.3.31時点)

(単位：千円)

固定資産番号	資産種別名称	件名	数量 (㎡)	①取得価格	②内訳の合計	内訳			③差額 (①-②)
						期末簿価	当年度減価償却累計額	過年度減価償却累計額	
2000007889	建物	すかっとランド九頭竜	924.70	120,211	120,211	29,872	3,246	87,093	
2000007890	建物	すかっとランド九頭竜	704.60	126,828	126,828	49,400	2,790	74,638	
2000007891	建物	すかっとランド九頭竜	662.20	89,397	89,397	34,820	1,967	52,610	
2000007892	建物	すかっとランド九頭竜	150.00	19,500	19,500	4,890	527	14,084	
2000008284	建物	すかっとランド九頭竜	6,459.10	857,957	839,683	214,329	22,671	602,682	18,274
6000015806	附属設備	浄化槽設備	0.00	6,156	6,156	4,712	412	1,031	
6000015807	附属設備	ボイラー設備	0.00	1,296	1,296	999	87	210	
6000018732	附属設備	電気設備 (その他)	0.00		1,080	959	72	48	-1,080
6000018733	附属設備	冷暖房設備	0.00		1,299	1,149	100	50	-1,299
6000018734	附属設備	通風設備	0.00		1,229	1,106	82	41	-1,229
6000018735	附属設備	ボイラー設備	0.00		1,298	1,175	87	36	-1,298
6000018737	附属設備	冷暖房設備	0.00		1,296	1,121	100	75	-1,296
6000018739	附属設備	電気設備 (その他)	0.00		4,620	4,310	310		-4,620
			8,900.60	1,221,345	1,213,893	348,843	32,451	832,599	7,452

所管課が管理する取得価格

- ①令和元年度末において市が管理する取得価格 1,210,523 千円は、固定資産台帳に登録されている関連施設の「取得価格」合計と整合する。
- ②令和2年度末において市が管理する取得価格 1,213,893 千円は、固定資産台帳に登録されている関連施設の「期末簿価＋当年度減価償却累計額＋過年度減価償却累計額」と整合する。
- ③令和元年度も令和2年度も、関連施設の「取得価格」と「期末簿価＋当年度減価償却累計額＋過年度減価償却累計額」は、7,452 千円だけ整合していない。これは、過去に附属設備として登録されていた浄化槽設備とボイラー設備の取得価格に相当し、固定資産台帳上は金額が二重登録されている可能性がある。
- ④上記③のうち、ボイラー設備 1,296 千円については令和3年度に固定資産台帳上から抹消されているが、その後の年度末においても 7,452 千円の不整合は生じたままである。

【指摘】 既存の償却資産に対して行った資本的支出の固定資産台帳登録について<地域包括ケア推進課><施設活用推進課>

固定資産台帳の内容を検討したところ、関連する施設の「取得価格」が「減価償却累計額及び期末簿価」の合計と整合していない状況であった。

固定資産台帳に登録されている金額の詳細分析や年度間比較の結果から、過年度における固定資産台帳登録に関する問題であると考えられるが、監査の時点ではその理由までは特定できなかった。この点、あらためて登録内容及びシステム上における集計内容の正確性について検討すべきである。

固定資産台帳は減価償却計算の基礎であり、市は情報の一元管理のためのツールとして利用されるだけでなく、減価償却率算定のためのデータを提供する。また、1年毎に更新され、市のホームページ上にて広く周知される。こうした点を踏まえ、あらためて登録の正確性について慎重に対応すべきである。なお、登録方法に起因した不整合である場合、当該ケースのみならず他の施設でも同様の不整合が発生している可能性がある。そのため、こうした不整合の発生する具体的な要因が特定された際には、他の施設についてもあわせて再検証することが望まれる。

■機能廃止施設のライフサイクルを踏まえた情報管理

すかつとランド九頭竜の建物自体は現在も存続しているが、市が実践してきたアクションプラン第1期では「令和2年度末に指定管理者の指定管理期間が満了したことに伴い、令和3年度に機能を廃止した」として、取組状況の「達成」とされる。なお、同アクションプランの講評では「具体的な方向性が示されている」68施設を公表しているが、ここに同施設は含まれていない。

現状、アクションプランの対象となった施設は、「施設カルテ」と呼ばれる管理ツールを用いて施設概要、延床面積及び財務会計情報を管理されてきている。しかし、同書類を所管する

施設活用推進課からは、「機能廃止」をもって更新は不要との回答を得ており、市は廃止後の更新について各所管課が任意で継続していると整理している。そのため、同施設についての施設カルテについても、今後の管理に向けて更新されることが決定しているものではない。

この点、機能廃止後も存続する他の施設についても同様の事実が発見されており、機能廃止後の施設管理方針及び管理手法については全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめている（総論P.42 参照）。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」のタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。すかつとランド九頭竜は令和3年6月に機能を廃止しており、そのためアクションプラン第1期において面積削減の効果があつたとされる。しかし、監査時点において建物施設は現存している状況であり、監査人としては機能の廃止時点ではなく、譲渡や解体といった完全に市の管理から外れたタイミングで実際に削減効果があつたと仮定し、シミュレーションを行うこととした。検討した結果及び実態に照らせば、上記「5.（1）床面積の削減効果」は以下のようになる。

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	8,900.60	8,900.60	8,900.60	8,900.60	8,900.60	8,900.60	8,900.60
H31年度（解体等）比		—	—	—	—	—	—

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.47 参照）。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表することとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、削減効果シミュレーションを実施した。なお、所管する地域

包括ケア推進課から平成31年3月期からの資料を入手しており、令和7年3月期までを対象として分析を行っている。

なお、すかっとランド九頭竜に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.51参照）。

(単位：千円)

着手年度	アクションプラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R2	2,900	歳出	経常	21,068	24,505	22,281	29,064	29,696	29,165	28,862
			政策	2,297	11,508	9,959	352	2,255	1,433	3,198
		歳入(経常)		104	104	—	—	—	525	2,155
		経常歳出-歳入		20,964	24,401	22,281	29,064	29,696	28,640	26,707
		削減効果 ※ (H31/3期比)			3,437	1,317	8,100	8,732	7,676	5,743

※ ▲表記は効果あり、正値表記は効果なしとして記載している。

※ すこやかドーム、大安寺温泉を含む歳入・歳出データに基づく。

(6) 今後の対応及び取組みについて

■すかっとランド九頭竜の利活用検討に関する期限設定

すかっとランド九頭竜は令和3年6月に機能廃止となっているが、建物及び敷地(借地)はそのまま維持され、その後は「財産有効活用民間提案制度」による利活用の検討が行われている。同制度は、市有財産を有効活用するため、民間事業者から市の財政コストの削減や市民サービスの向上、地域の活性化等に繋がるユニークな提案を求めるものである。

財産有効活用民間提案制度による提案及び採否の状況は次のとおりである。

令和3年度	1件の提案あり採用。体育館を民間事業者に貸付け、スポーツ教室の会場等として活用(令和5年度より実施)
令和4年度	応募なし
令和5年度	応募なし
令和6年度	1件の提案あったが不採用
令和7年度	報告書作成日現在で募集中

民間提案制度の結果、体育館については活用につながったものの、その活用範囲は施設全体の延床面積の10%にも満たず、宿泊施設等の主たる建物は未活用の状態が続いている。所管する地域包括ケア推進課では、「3(3)敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向

性」に記載のとおり、公募条件の緩和や提案制度の周知を行い、施設活用の検討を進める方針とのことである。

一方で、当該施設は機能廃止後においても、毎年 26 百万円程度の維持管理費や借地料が継続して発生する見込みである。

【意見】すかっとランド九頭竜の利活用検討に関する期限設定について<地域包括ケア推進課>

すかっとランド九頭竜に関して、機能廃止後の令和3年度より、財産有効活用民間提案制度等による検討が行われているが、十分な活用に結び付いていない。その間も、毎年 26 百万円程度のコストが発生しており、監査人による削減効果シミュレーションでは、機能廃止前よりも大幅に財政負担が増加していることが示されている。アクションプランの進捗からすれば「機能廃止」とされたことで目標の「達成」とするものの、財政負担を軽減するとの目的までは達成できていない。

所管する地域包括ケア推進課では、活用検討の期限を特段設けていないとのことであったが、ほぼ未活用の施設維持に多額のコストを要している状態にあり、無計画に継続すべきではない。所管課も民間提案制度による提案が増加するよう取り組みを行っているところではあるが、既に5年間の実施で有力な提案が集まらなかった状態であり、今後も、十分な活用に結び付くような提案が出てこない可能性を十分に考慮すべきである。数年程度の期限を設け、有効な活用案がなかった場合には、早期に解体等の処分を実施し財政負担を軽減すべきと考える。

(7) その他

■施設内に保管する美術品の取扱い

現場視察において、すかっとランドの建物内に、多数の美術品が保管されている事実が確認できた。この点、所管する地域包括ケア推進課の担当者へヒアリングしたところ、これらの美術品の多くは市民からの寄贈によるものであり、同施設で利用していたものがそのまま残されているとの回答を得た。なお、令和7年7月10日時点の備品台帳を確認したところ、美術品番号が付された絵画や彫刻等が39点、その他にも作品名の記録があるものが10点程度保管されている状況であった。

【意見】施設内に保管する美術品の取扱いについて<地域包括ケア推進課>

すかっとランド九頭竜で利用されていた美術品について、同施設廃止後もそのまま建物内に保管されている。建物は保守管理のために最低限の人の出入りがあるものの、基本的には締め切られた状態となっている。

現在、すかっとランド九頭竜は遊休の状態が継続しており、こうした美術品についての

利活用場について今一度検討する方が良い。また、保管されている美術品の多くは寄贈品でもあり、保存場所の環境を踏まえ、費用対効果の観点から保管方法について再検討することが望まれる。

なお、今回の監査テーマである施設マネジメントの観点からすれば、将来的な施設の廃止や解体に向けてこうした美術品保管の課題が今後も多数生じてくることが予想される。管理の方針や方向性については全庁的に検討されるべき課題でもあることから、総論においても将来に向けた【意見】として取りまとめている。(総論P. 53 参照)。

Ⅲ-6. 美山デイサービスセンター和貴苑

1. 施設概要

所管所属	福祉健康部 地域包括ケア推進課	東棟	
代表所在地	市波町 32-7		
機能廃止前の用途	デイサービスセンター		
当初取得価格	243,064,710 円		
建築年度	西棟 : 昭和 61 年度 車寄せ : 平成 21 年度 東棟 : 昭和 63 年度 渡り廊下 : 平成元年度 車庫 : 平成 2 年度	車庫	
建物施設の構造	西棟 : 鉄骨造 平屋建 車寄せ : 鉄骨造 平屋建 東棟 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建 渡り廊下 : 鉄骨造 平屋建 車庫 : 木造 平屋建		
耐用年数	西棟 : 34 年、車寄せ : 15 年、東棟 : 47 年、 渡り廊下 : 34 年、車庫 : 17 年		
耐震性の状況	有		
延床面積合計	西棟:692.82 m ² 、車寄せ 9.90 m ² 、東棟:236.73 m ² 、 渡り廊下:42.45 m ² 、車庫:69.56 m ²		
利活用の履歴	昭和 61 年度 旧美山町により老人福祉センター貴楽苑設置(現西棟) 昭和 63 年度 旧美山町によりデイサービスセンター和貴苑設置(現東棟) 平成 元年度 渡り廊下を整備(西棟と東棟をつなぐ) 平成 9 年度 直営から美山町社会福祉協議会(当時)への委託に変更 平成 11 年度 和貴苑の設置及び管理に関する条例を廃止 平成 12 年度 介護保険制度開始に伴い、美山町社会福祉協議会(当時)に 無償貸与 平成 18 年度 社協の合併により福井市社会福祉協議会が運営を引き継ぐ 平成 22 年度 公募で選定した J A 福井市(当時)による運営開始 令和 4 年度 社会福祉法人あすなろ会が事業を承継 令和 5 年度 社会福祉法人あすなろ会に西棟及び借地権を無償譲渡 " 市が西棟と東棟をつなぐ渡り廊下を解体 令和 7 年度 市が東棟及び車庫を解体(予定)		

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は東棟及び車庫であり、監査のため現場視察した時点のものである(西棟は民間へ譲渡済みであるため、写真を掲載していない)。

2. 敷地概要

敷地面積合計	【借地①】	1,365.00 m ² (西棟)
	【借地②】	2,227.24 m ² (東棟)

	合計	3,592.24 m ²
所有の状況	【借地①】	面積 : 1,365.00 m ² 開始年月 : 昭和60年6月 契約期間 : 60年間(旧借地法) (昭和60年6月～令和27年5月) 借地料 : 年額382,541円(令和4年度) 原状回復義務 : 有
	【借地②】	面積 : 2,227.24 m ² 開始年月 : 昭和62年10月 契約期間 : 20年間(自動更新特約有) (平成19年10月～令和9年9月) 借地料 : 年額524,737円(令和6年度) 原状回復義務 : 有

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	機能廃止
廃止年月	平成12年3月末 条例廃止
削減した延床面積	令和5年4月 西棟692.82 m ² 、車寄せ9.90 m ² (無償譲渡) 令和5年9月 渡り廊下42.45 m ² (解体) (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	西棟の無償譲渡先である社会福祉法人あすなろ会が事業を継続

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・西棟 : 令和5年4月に社会福祉法人あすなろ会に無償譲渡 ・車寄せ : 令和5年4月に社会福祉法人あすなろ会に無償譲渡 ・渡り廊下 : 令和5年9月に解体
	敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・借地① : 令和5年4月に社会福祉法人あすなろ会に借地権を譲渡 (借地②は現在も借地契約継続中)

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

令和7年度	東棟及び車庫を解体予定
令和8年度以降	敷地(借地)を畑に整備し、地権者へ返還予定

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
------	-----	----

委託料	3,677千円	境界確定測量業務
工事請負費	26,550千円	東棟解体工事 22,410千円 整地・植栽工事 4,140千円

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	243,065	243,065	243,065	243,065	243,065	92,167	92,167
償却累計額(千円)	158,726	163,561	168,397	173,231	178,067	68,206	69,917
償却累計率 ※	65.3%	67.3%	69.3%	71.3%	73.3%	74.0%	75.9%

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	—	—	—	—	—	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況(公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
①収入計(千円)	3	—	—	—	—	—
使用料収入	—	—	—	—	—	—
その他収入	3	—	—	—	—	—
②支出計(千円)	1,393	1,235	907	1,968	837	1,019
物件費	1,393	955	907	1,968	837	1,019
(うち借地料)	956	955	907	907	524	524
(うち指定管理料)	—	—	—	—	—	—
維持補修費	—	280	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
③収支差額(千円)(①-②)	▲1,390	▲1,235	▲907	▲1,968	▲837	▲1,019
④利用者数(人)	5,229	4,649	4,939	3,559	—	—
利用者1人当たり 収支(円)(③/④)	▲266	▲266	▲184	▲553	—	—

減価償却費（千円）	4,835	4,835	4,835	4,835	1,866	1,712
改築更新費（千円）	—	—	—	—	—	—

5. 効果測定（アクションプラン第1期終了時）

（1）市の主張に基づく延床面積の削減効果

（単位：㎡）

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	1,051.46	1,051.46	1,051.46	1,051.46	1,051.46	—	—
H31年度削減比		—	—	—	—	▲1,051.46	▲1,051.46

（2）財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績（決算額）

（単位：千円）

着手年度	アクションプラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R4	1,000	歳出	経常	—	—	—	—	—	—
			政策	956	1,393	1,235	908	1,969	8,037
		歳入（経常）	—	—	—	—	—	—	—
		経常歳出－歳入	—	—	—	—	—	—	—
		削減効果 ※ （H31/3期比）		—	—	—	—	—	—

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

（3）当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

（単位：千円）

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(政)美山地域サービスセンタ ー管理事業 社会福祉債 社会福 祉施設整備事業債	—	—	—	—	7,000	—	—
	—	—	—	—	6,400	—	—
合 計	—	—	—	—	7,000	—	—
	—	—	—	—	6,400	—	—

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(政)美山地域デイサービスセンタ 一管理事業 報償費	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	106	—	—
(政)美山地域デイサービスセンタ 一管理事業 需用費 消耗品費	—	—	—	—	—	2	—
	—	—	—	—	—	2	—
(政)美山地域デイサービスセンタ 一管理事業 需用費 電気料	—	—	—	—	—	28	—
	—	—	—	—	—	7	—
(政)美山地域デイサービスセンタ 一管理事業 役務費 手数料	—	443	—	—	—	0	—
	—	438	—	—	—	7	—
(政)美山地域デイサービスセンタ 一管理事業 委託料	—	—	—	—	—	197	—
	—	—	—	—	950	297	495
(政)美山地域デイサービスセンタ 一管理事業 使用料及び賃借料	970	956	956	956	908	620	525
	956	956	956	908	914	525	525
(政)美山地域デイサービスセンタ 一管理事業 工事請負費	—	—	280	—	—	7,800	—
	—	—	280	—	—	7,200	—
合 計	970	1,399	1,236	956	908	8,647	525
	956	1,394	1,236	908	1,969	8,037	1,020

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

■施設カルテの記載情報の正確性確保

下表は、各年度の美山デイサービスセンター和貴苑に関する施設カルテの基本情報及び棟別施設情報を抜粋、比較したものである。

棟名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(R4年4月1日現在)	(R5年4月1日現在)	(R6年4月1日現在)
施設全体	取得価格(千円)	243,065	243,065	113,857
	累計減価償却費(千円)	173,231	178,067	87,689
	減価償却率(%)	71.27	73.26	77.02

	延床面積(㎡)	1,051.31	1,051.46	428.20
西棟	取得価格(千円)	135,800	135,800	-
	累計減価償却費(千円)	95,965	98,681	-
	減価償却率(%)	70.67%	72.67%	-
	延床面積(㎡)	692.67	692.82	-
東棟	取得価格	85,575	85,575	85,575
	累計減価償却費	58,191	59,903	61,614
	減価償却率	68.00%	70.00%	72.00%
	延床面積	236.73	236.73	236.73
渡り廊下	取得価格	13,750	13,750	13,750
	累計減価償却費	12,004	12,375	12,375
	減価償却率	87.30%	90.00%	90.00%
	延床面積	42.45	42.45	42.45
不明	取得価格	6,592	6,592	13,184
	累計減価償却費	6,592	6,592	13,184
	減価償却率	100.00%	100.00%	100.00%
	延床面積	69.56	69.56	139.12
車寄せ	取得価格	1,348	1,348	1,348
	累計減価償却費	479	516	516
	減価償却率	35.53%	38.28%	38.28%
	延床面積	9.90	9.90	9.90

「3. (2) 機能廃止後の施設状況」に記載のとおり、西棟及び車寄せは令和5年4月に民間事業者に無償譲渡されており、また、渡り廊下は令和5年9月に解体されている。しかし、令和5年度(令和6年4月1日現在)の施設カルテには、車寄せ及び渡り廊下が市有財産として残っているものとして記載されている。

また、施設カルテ上で棟名が「不明」とされている車庫について、建物の状況に何ら変化がないにもかかわらず、取得価格、累計減価償却費及び延床面積が二倍に増加している。

これらの誤った情報の結果、施設全体の基本情報も誤った情報となっており、監査人が算出した数値との比較は次のとおりである。

棟名	項目	R5年度 (R6年4月1日現在)	
		修正前(施設カルテ)	修正後(監査人計算)
施設全体	取得価格(千円)	113,857	92,167
	累計減価償却費(千円)	87,689	68,206

	減価償却率(%)	77.02	74.00
	延床面積(m ²)	428.20	306.29

【意見】施設カルテ記載情報の正確性確保について<地域包括ケア推進課><施設活用推進課>

美山デイサービスセンター和貴苑の施設カルテについて、基本情報が誤っていた。施設カルテは、「福井市施設マネジメント計画」に基づき、施設データを統合・一元化することで各施設の状況を把握し、施設の有効活用検討の基礎とするために作成されているものであり、施設マネジメントを推進するに当たって重要な資料であり修正を要する。また、各施設に関する施設カルテが正確に作成されるよう、あらためて作成プロセスを見直すことが必要と考える。

なお、施設活用推進課では機能廃止した施設については、施設カルテの更新を行わない方針である。こうした方針に照らせば、美山デイサービスセンター和貴苑は平成12年3月末に機能を廃止しており、そもそも施設カルテの作成は不要であったと整理される。しかし、市の施設マネジメント上は行政上の要請もあり、これまで同施設についても施設カルテを作成・更新してきた経緯がある。今回、その記載内容が実態に照らして不整合であることが確認されたことから、意見として取りまとめることとした。なお、施設カルテ作成の可否について意見を述べるものではなく、あくまで記載内容の不備について意見を付すものであることを申し添える。

(3) 施設の管理状況について

■廃止施設の防犯管理

廃止された施設の一部である東棟を現場視察した結果、次のような管理状況であることが確認できた。

- ・車庫入口の施錠がされておらず、誰でも出入りできる状態であった。
- ・敷地への入口も、第三者の侵入を防止する対策等はなく、誰でも出入りできる状態であった。

この状況について所管する地域包括ケア推進課に確認したところ、当該施設の防犯管理について以下の回答を得た。

- ①車庫入口の鍵は見当たらず、いつから無施錠の状態であったかは不明である。
- ②敷地の入口については、コストの関係で特段の対策は行っていない。
- ③必要に応じて訪問する程度で、所管課による定期的な見回りは実施していない。

【意見】廃止施設の防犯管理について<地域包括ケア推進課>

機能廃止となった美山デイサービスセンター和貴苑に関して、車庫の入口が無施錠であ

り、鍵も見当たらない状態であった。

今回のケースでは、敷地への侵入に対するフェンスやチェーン、掲示板といった対策だけでなく、建物施設への侵入についても施錠等の対策がなされておらず、防犯への意識が著しく低い状況であった。今後、費用対効果を検討の上、定期的な巡回視察を含めた防犯管理体制の整備に注力すべきである。

(4) 契約関係の状況について

■施設の分割利用を前提とした方向性の検討

美山デイサービスセンター和貴苑には西棟と東棟があり、これまでの利用状況は次のとおりである。

	西棟	東棟
昭和 61 年度 老人福祉センター設置 (旧美山町)	老人福祉センター	
昭和 63 年度 デイサービスセンター設置 (旧美山町)		デイサービスセンター
平成 11 年度 設置条例廃止 (旧美山町)		
平成 12 年度 美山町社協に無償貸付 (旧美山町)	デイサービスセンター	職員休憩所 ・職員駐車場
平成 18 年度 福井市社協に事業承継 (以降、福井市)		
平成 22 年度 JA 福井市に事業承継		
令和 4 年度 あすなる会に事業承継		
令和 5 年度 西棟をあすなる会に無償譲渡		利用なし
令和 7 年度 東棟を解体 (予定)		

西棟は、昭和 61 年度の建築以降、継続的に高齢者向けの福祉施設として利用されてきた。一方で、東棟については建築当初は福祉施設として利用されていたものの、平成 12 年度以降は西棟と一体で事業者は無償で貸付けられ、事業者の職員休憩所及び職員駐車場として利用されていた。なお、東棟に関しては、借地料 (令和 6 年度は年額 524 千円) 等がコストとして発生している。

所管する地域包括ケア推進課にヒアリングしたところ、東棟と西棟は渡り廊下で接続されていたこともあり、建物利活用の方方向性は一体的に整理する必要があったとのことである。

【意見】施設の分割利用を前提とした方向性の検討について<地域包括ケア推進課><施設活用推進課>

美山デイサービスセンター和貴苑東棟は、平成 12 年度以降、西棟と併せて事業者は無償で貸付けられていた。これらの施設は事業者の職員休憩所及び職員駐車場としての利用に留まり、十分な活用がなされない中、令和 7 年度に解体されるまで借地料等のコストを市が負担している状態にあった。東棟と西棟は渡り廊下で接続されており、一体として利用

が行われていたものであるが、最終的には渡り廊下を解体し、西棟と東棟を別の方法で処分するに至っている。当初より二つの棟を分けて方向性を検討し、東棟のみ解体及び借地を返還する判断がなされていれば、不要なコストを避けられた可能性がある。

結果論でもあるが、当事案を踏まえると当初から施設を分割利用する前提での検討も有益であった。今後の施設マネジメントにおいて、施設の一体利用のみならず分割利用についても積極的に検討していくことが望まれる。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

①施設の機能廃止時期に関する検討

当該施設の公営福祉施設としての機能は平成12年3月末に廃止されており、その後は、民間事業者は無償で貸し付けられ、民間の福祉施設として利用されてきた。当該施設は、令和5年度に西棟が民間事業者は無償譲渡され、令和7年度には東棟が解体される予定となっている。

この点、市はアクションプラン第1期（令和元年度～令和5年度）において、延床面積が削減されたとしている。アクションプラン第1期の開始前に機能廃止された施設であるものの、市の財産として維持されコストの負担も発生していた状態にあり、アクションプラン第1期において延床面積削減に寄与したとする取扱いは実態に即したものである。

ただし、アクションプラン第1期の開始前に機能廃止されており、建物等が市の財産として保有されている施設は他にもあるが、それらの中には、アクションプランの対象施設として取り扱われていないものもあり、市の対応に一貫性がない。

②分割利用された施設の延床面積削減時期に関する検討

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」のタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義している。当該施設については、平成12年3月に機能を廃止しているものの、西棟の無償譲渡が行われたアクションプラン第1期において施設全体の面積削減の効果があつたとする。しかし、監査時点において東棟の建物は現存している状況であり、実態に照らせば施設のすべてが一律に延床面積の削減に至ったわけではない。

この点、監査人としては機能の廃止時点ではなく、譲渡や解体といった完全に市の管理から外れたタイミングで実際に削減効果があつたと仮定し、あらためてシミュレーションを行うこととした。検討した結果及び実態に照らせば、上記「5.（1）床面積の削減効果」は以下のようになる。

(単位：m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	1,051.46	1,051.46	1,051.46	1,051.46	1,051.46	306.29	306.29
H31年度(解体等)比		—	—	—	—	▲745.17	▲745.17

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた(総論P.47参照)。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表することとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、文書保存年限前の令和2年度から令和6年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

なお、美山デイサービスセンター和貴苑に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた(総論P.51参照)。

(単位：千円)

着手年度	アクションプラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R2	2,900	歳出	経常	956	1,393	1,234	907	907	533	524
			政策	—	—	—	—	1,061	7,502	494
		歳入(経常)	—	—	—	—	—	—	—	
		経常歳出-歳入	956	1,393	1,234	907	907	533	524	
		削減効果 ※ (H31/3期比)		437	278	▲49	▲49	▲423	▲432	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ－ 7. 旧足羽保育園

1. 施設概要

所管所属	福祉健康部 地域包括ケア推進課	
代表所在地	足羽 1 丁目 15-25	
機能廃止前の用途	保育園	
当初取得価格	129,984,750 円	
建築年度	昭和 45 年度	
建物施設の構造	鉄筋コンクリート造	
耐用年数	47 年	
耐震性の状況	D 判定（平成 20 年度に 耐震改修工事有）	
延床面積合計	962.86 m ²	
利活用の履歴	昭和 45 年度 保育園と公民館の複合施設として開設 平成 5 年度 公民館部分の移転に伴い旧公民館部分を改修し、 あじさい児童館として開館 平成 24 年度 保育園休園 平成 28 年度 児童館が移転、設置条例の一部改正。 倉庫、よろず茶屋及び自治会型デイホーム会場として活用 令和 3 年度 建物解体に着手 令和 4 年度 建物解体を完了	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、既に解体済みであるため、写真は当時のものである。

なお、固定資産台帳上の延床面積は 962.93 m² であり、上記の延床面積合計 962.86 m² と相違するが、集計上の端数とも考えられ監査上の問題とはしない。

2. 敷地概要

敷地面積合計	942.79 m ²
所有の状況	【市有地】 面積 : 942.79 m ² 取得価格 : 56,670,688 円

※ 固定資産台帳上の敷地面積合計は 942.04 m² であり、上記の面積とは相違するが、集計上の端数とも考えられ監査上の問題とはしない。

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	機能廃止
廃止年月	平成 28 年 3 月末

	令和 3年3月 倉庫、よろず茶屋及び自治会型デイホームの会場としての利用を終了 令和 4年4月 建物解体完了
削減した延床面積	962.86 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	足羽保育園 : 園児はみどりこども園等に転園 よろず茶屋 : 担い手不足等の理由により令和3年度に解散 自治会型デイホーム : 別会場で活動

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	令和4年4月に解体済み
	敷地	令和5年1月から同年5月にかけて、隣接地権者5名を含む計6名に売却済み(売却額 : 計 28,384,951円)

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

施設及び敷地ともに売却済みであり、当該物件に対する今後の関与なし。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	129,985	129,985	129,985	129,985	—	—	—
償却累計額(千円)	129,985	129,985	129,985	129,985	—	—	—
償却累計率 ※	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	56,671	56,671	56,671	56,671	50,055	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況（公会計ベース）

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計（千円）	—	—	—	—	—	—
使用料収入	—	—	—	—	—	—
その他収入	—	—	—	—	—	—
② 支出計（千円）	812	—	—	—	—	—
物件費	812	—	—	—	—	—
（うち借地料）	—	—	—	—	—	—
（うち指定管理料）	—	—	—	—	—	—
維持補修費	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
③ 収支差額（千円）（①-②）	▲ 812	—	—	—	—	—
④ 利用者数（人）	—	—	—	—	—	—
利用者1人当たり 収支（円）（③/④）	—	—	—	—	—	—
減価償却費（千円）	—	—	—	—	—	—
改築更新費（千円）	—	—	—	—	—	—

※令和3年3月末に施設の利用を取りやめており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定（アクションプラン第1期終了時）

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	962.86	962.86	962.86	962.86	—	—	—
H31年度削減比		—	—	—	▲ 962.86	▲ 962.86	▲ 962.86

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績（決算額）

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R3	800	歳出	経常	770	820	681	150	70	—	—

	政策	—	1,057	—	—	45,571	—	—
	歳入(経常)	83	70	49	—	3,785	24,600	—
	経常歳出-歳入	687	750	632	150	▲3,715	▲24,600	—
	削減効果 ※ (H31/3期比)		63	▲55	▲537	▲4,402	▲25,287	▲687

※ ▲表記は効果あり、正値表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入(政:政策、経:経常)

(単位:千円)

上段:予算額 下段:決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)地域包括ケア推進課事務諸経費	100	100	100	—	—	—	—
民生費雑入・その他民生費雑入	83	69	48	—	—	—	—
(政)福祉施設整備事業	—	—	—	—	—	—	—
土地建物売却収入・土地売却収入	—	—	—	—	3,785	24,600	—
合計	100	100	100	—	—	—	—
	83	69	48	—	3,785	24,600	—

②歳出(政:政策、経:経常)

(単位:千円)

上段:予算額 下段:決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)地域包括ケア推進課事務諸経費	240	221	220	110	—	—	—
需用費 電気料	203	203	175	85	—	—	—
(経)地域包括ケア推進課事務諸経費	480	401	400	200	—	—	—
需用費 ガス料	348	374	235	20	—	—	—
(経)地域包括ケア推進課事務諸経費	47	83	87	44	—	—	—
需用費 水道料	54	85	85	46	—	—	—
(経)地域包括ケア推進課事務諸経費	126	168	195	19	70	—	—
委託料	165	150	181	—	70	—	—
(経)地域包括ケア推進課事務諸経費	8	8	8	—	—	—	—
負担金、補助及び交付金	—	8	8	—	—	—	—

(政) 福祉施設整備事業	—	—	—	19	—	—	—
需用費 消耗品費	—	—	—	22	—	—	—
(政) 福祉施設整備事業	—	—	—	—	252	—	—
役員費 手数料	—	—	—	9	252	—	—
(政) 福祉施設整備事業	—	1,200	—	34,740	18,840	—	—
委託料	—	1,057	—	15,639	12,244	—	—
(政) 福祉施設整備事業	—	—	—	65,000	45,454	—	—
工事請負費	—	—	—	19,400	33,076	—	—
(政) 福祉施設整備事業	—	—	—	—	—	—	—
補償、補填及び賠償金	—	—	—	143	—	—	—
合 計	901	2,081	910	100,132	64,616	—	—
	770	1,877	684	35,364	45,642	—	—

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合規性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

特に記載すべき事項はない。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

当該施設の保育園としての機能は平成28年3月末に廃止されており、その後は、市の倉庫、よろず茶屋及び自治会型デイホームの会場として、用途を変更して利用されてきた。当該施設は、令和3年度にその利用を終了し、令和4年度に解体されている。

この点、市はアクションプラン第1期（令和元年度～令和5年度）において、延床面積が削減されたとしている。アクションプラン第1期の開始前に元々の機能が廃止された施設であるものの、市の財産として維持されコストの負担も発生していた状態にあり、アクションプラン第1期において延床面積削減に寄与したとする扱いは実態に即したものであると考える。

ただし、アクションプラン第1期の開始前に機能廃止されており、建物等が市の財産として保有されている施設は他にもあるが、それらの中には、アクションプランの対象施設として取り扱われていないものもあり、市の対応に一貫性がない。こうした機能の廃止時期の解釈に関しては他の施設を含め全庁的に取り組むべき課題であると判断し、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.47参照）。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表することとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、文書保存年限前の令和2年度から令和6年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

なお、旧足羽保育園に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.51参照）。

（単位：千円）

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R3	800	歳出	経常	770	820	675	149	70	—	—
			政策	—	1,057	—	35,211	45,571	—	—
		歳入（経常）		83	69	48	—	—	—	—
		経常歳出－歳入		687	751	627	149	70	—	—
		削減効果 ※ （H31/3期比）			64	▲60	▲538	▲617	▲687	▲687

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

（6）今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ－８．研修センター

１．施設概要

所管所属	商工労働部 商工労政課	
代表所在地	文京 6 丁目 8-18	
機能廃止前の用途	産業系施設	
当初取得価格	30,942,000 円	
建築年度	研修棟 : 昭和 58 年度 実習棟 : 昭和 53 年度 渡り廊下 : 平成 16 年度	
建物施設の構造	主に鉄筋コンクリート造	
耐用年数	38 年	
耐震性の状況	有	
延床面積合計	研修棟 : 1,355.24 m ² 実習棟 : 480.00 m ² 渡り廊下 : 15.29 m ²	
利活用の履歴	昭和 58 年 12 月 雇用促進事業団が「福井中高年齢労働者福祉センター（通称：サンライフ福井）」をオープン 平成 15 年 4 月 「福井中高年齢労働者福祉センター」を雇用・能力開発機構から譲渡を受け、「福井市研修センター」として設置 令和 3 年 4 月 施設廃止 令和 4 年 3 月 取り壊し	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、既に解体済みであるため、写真は当時のものである。

２．敷地概要

敷地面積合計	4,254.39 m ² (うち借地 3,537.38 m ²)
所有の状況	<p>【市有地】</p> <p>面積 : 717.01 m² 取得価格 : 44,871,510 円 (平成 30 年 7 月地権者より寄贈。 再調達価額により評価)</p> <p>【借地】</p> <p>面積 : 3,537.38 m² 開始年月 : 平成 16 年 4 月 契約期間 : 3 年 (自動更新特約有 : 3 年) 平成 16 年 4 月～令和 4 年 9 月 借地料 : 無 (返還済)</p>

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	廃止
廃止年月	令和3年3月末
削減した延床面積	1,850.53 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	指定管理期間満了後に機能廃止、事業終了

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	令和4年3月 解体
	敷地	市有地：令和5年4月売却 (売却額：45,678,000円) 借地：令和4年9月返還

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

施設及び敷地ともに民間譲渡済みであり、当該物件に対する今後の関与なし。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格 (千円)	30,942	30,942	30,942	—	—	—	—
償却累計額 (千円)	29,742	29,806	29,870	—	—	—	—
償却累計率 ※	96.1%	96.3%	96.5%	—	—	—	—

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格 (千円)	44,872	44,872	44,872	44,872	44,872	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況 (公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計 (千円)	7	1,837	—	—	—	—
使用料収入	7	30	—	—	—	—
その他収入	—	1,807	—	—	—	—
② 支出計 (千円)	41,148	52,157	—	—	—	—
物件費	41,148	52,157	—	—	—	—
(うち借地料)	8,202	—	—	—	—	—
(うち指定管理料)	33,303	—	—	—	—	—
維持補修費	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
③ 収支差額 (千円) (①-②)	▲ 41,141	▲ 50,320	—	—	—	—
④ 利用者数 (人)	75,522	—	—	—	—	—
利用者1人当たり 収支 (円) (③/④)	▲ 545	—	—	—	—	—
減価償却費 (千円)	64	64	—	—	—	—
改築更新費 (千円)	—	—	—	—	—	—

※令和3年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定 (アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	1,850.53	1,850.53	1,850.53	—	—	—	—
H31年度削減比		—	—	▲1,850.53	▲1,850.53	▲1,850.53	▲1,850.53

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績 (決算額)

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R3	42,500	歳出	経常	41,200	41,008	42,680	7,713	3,529	—	—
			政策	—	—	—	—	20,099	—	—
		歳入(経常)		—	—	29	—	—	—	—
		経常歳出-歳入		41,200	41,008	42,650	7,713	3,529	—	—
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			▲192	1,450	▲33,487	▲37,671	▲41,200	▲41,200

※ ▲表記は効果あり、正値表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入(政：政策、経：経常)

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経) 労働使用料	6	6	29	—	—	—	—
	6	6	29	—	—	—	—
(政) 総務債	—	—	—	149,400	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
合 計	6	6	29	149,400	—	—	—
	6	6	29	—	—	—	—

②歳出(政：政策、経：経常)

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経) 福井市研修センター管理運営事業 委託料	32,997	33,303	33,697	—	—	—	—
	32,997	33,219	33,067	—	—	—	—
(経) 福井市研修センター管理運営事業 使用料及び賃借料	9,501	7,713	7,715	7,713	3,919	—	—
	8,203	7,713	7,715	7,713	3,529	—	—

(経) 福井市研修センター管理運営事業	—	—	1,807	—	—	—	—
負担金、補助及び交付金	—	—	1,807	—	—	—	—
(経) 福井市研修センター管理運営事業	—	77	91	—	—	—	—
補償、補填及び賠償金	—	77	91	—	—	—	—
(政) 研修センター整備事業	98	216	—	—	—	—	—
委託料	87	216	—	—	—	—	—
(政) 研修センター整備事業	462	—	—	—	—	—	—
工事請負費	458	—	—	—	—	—	—
(政) 研修センター整備事業	71	—	—	—	—	—	—
備品購入費	—	—	—	—	—	—	—
(政) 研修センター機能移転事業	—	—	—	30	2	—	—
需要費 消耗品費	—	—	—	26	2	—	—
(政) 研修センター機能移転事業	—	—	—	380	—	—	—
需要費 電気料	—	—	—	228	—	—	—
(政) 研修センター機能移転事業	—	—	—	70	—	—	—
需要費 水道料	—	—	—	13	—	—	—
(政) 研修センター機能移転事業	—	—	3	—	—	—	—
役務費 郵便料	—	—	3	—	—	—	—
(政) 研修センター機能移転事業	—	—	—	8	—	—	—
役務費 一般電話料	—	—	—	8	—	—	—
(政) 研修センター機能移転事業	—	—	—	12	—	—	—
役務費 手数料	—	—	—	12	—	—	—
(政) 研修センター機能移転事業	—	—	14,712	5,079	17,015	—	—
委託料	—	—	10,164	3,979	17,015	—	—
(政) 研修センター機能移転事業	—	—	—	1	—	—	—
使用料及び賃借料	—	—	—	1	—	—	—
(政) 研修センター機能移転事業	—	—	1,285	165,746	6,461	—	—
工事請負費	—	—	1,247	116,713	267	—	—
(政) 研修センター機能移転事業	—	—	—	20,000	—	—	—
負担金、補助及び交付金	—	—	—	17,600	—	—	—
(政) 研修センター機能移転事業	—	—	—	—	2,816	—	—
補償、補填及び賠償金	—	—	—	—	2,816	—	—
合 計	43,129	41,309	59,310	199,039	30,213	—	—
	41,745	41,225	54,094	146,293	23,629	—	—

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

特に記載すべき事項はない。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) K P I の達成状況について

特に記載すべき事項はない。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ－９．国民宿舎鷹巣荘

1. 施設概要

所管所属	商工労働部 観光文化スポーツ局 観光振興課	
代表所在地	藁町 22-17-1	
機能廃止前の用途	温泉・宿泊施設	
当初取得価格	280,605,500 円	
建築年度	昭和 44 年	
建物施設の構造	鉄筋コンクリート造	
耐用年数	47 年	
耐震性の状況	有	
延床面積合計	1,864.05 m ²	
利活用の履歴	昭和 44 年 7 月 温泉付き観光宿泊施設として開業 平成 17 年 10 月 指定管理者制度を導入 平成 26 年 11 月 耐震補強を経てリニューアルオープン 令和 2 年 4 月 施設及び敷地を民間へ有償売却	

※記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現地視察した時点のものである。

また、当初取得価格は市から提供された金額を記載している。

2. 敷地概要

敷地面積合計	8,864.44 m ² （民間譲渡に当たり実測した面積を記載）
所有の状況	【市有地】 面積 : 8,864.44 m ² 取得価格 : 64,609,893 円

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	民間に譲渡
廃止年月	令和 2 年 3 月末
削減した延床面積	1,864.05 m ² （市から提示された資料データに基づく）
廃止後の事業の状況	民間事業者が温泉・宿泊事業を継続

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	令和2年4月に民間へ売却済み（売却額：133,000千円）
	敷地	【市有地】 施設と合わせ令和2年4月に売却済み （売却額：19,500千円）

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

施設及び敷地ともに民間譲渡済みであり、当該物件に対する今後の関与なし。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格（千円）	215,995	215,995	—	—	—	—	—
償却累計額（千円）	—	—	—	—	—	—	—
償却累計率 ※	—%	—%	—	—	—	—	—

※ 償却累計率＝償却累計額÷取得価格

なお、H31/3期及びR2/3期について、市から提示された取得価格等のデータを記載している。

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格（千円）	64,610	64,610	—	—	—	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況（公会計ベース）

		アクションプラン第1期対象期間					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計（千円）		—	—	—	—	—	—
	使用料収入	—	—	—	—	—	—
	その他収入	—	—	—	—	—	—

② 支出計 (千円)	—	—	—	—	—	—
物件費	—	—	—	—	—	—
(うち借地料)	—	—	—	—	—	—
(うち指定管理料)	—	—	—	—	—	—
維持補修費	83	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
③収支差額(千円) (①-②)	▲83	—	—	—	—	—
④利用者数(人)	—	—	—	—	—	—
利用者1人当たり 収支(円) (③/④)	—	—	—	—	—	—
減価償却費(千円)	—	—	—	—	—	—
改築更新費(千円)	—	—	—	—	—	—

※令和2年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定 (アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	1,864.05	—	—	—	—	—	—
H31年度削減比		▲1,864.05	▲1,864.05	▲1,864.05	▲1,864.05	▲1,864.05	▲1,864.05

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績 (決算額)

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R2	—	歳出	経常	828	846	1	—	—	—	—
			政策	846	170	—	12	—	—	—
		歳入(経常)	4,121	3,230	—	—	—	—	—	
		経常歳出-歳入	▲3,293	▲2,384	1	—	—	—	—	
		削減効果 ※ (H31/3期比)		909	3,294	3,293	3,293	3,293	3,293	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(政) 諸収入 雑入 商工費雑入	—	—	—	—	—	—	—
観光施設指定管理者納付金	4,121	3,230	—	—	—	—	—
(政) 財産収入 財産売却収入	—	—	—	—	—	—	—
不動産売却収入 土地建物売却収入	—	—	165,800	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—
	4,121	3,230	165,800	—	—	—	—

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経) 観光地維持管理事業	—	—	—	—	—	—	—
需用費 委託料	828	846	1	—	—	—	—
(政) 指定管理者施設維持管理事業	—	—	—	—	—	—	—
需用費 修繕料・委託料	846	170	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—
	1,674	1,016	1	—	—	—	—

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

■公会計データの事業名称登録誤り

市が作成している公会計データにおいて、公会計事業名称「鷹巣荘」に紐づけられている勘定科目名称「11030 BS 事業用資産」の減価償却費が、令和4年3月期に867千円、令和5年3月期及び令和6年3月期にそれぞれ66千円計上されている。しかし、鷹巣荘は令和2年4月に民間譲渡されており、令和4年3月期から令和6年3月期にかけて減価償却費が計上されている理由を所管する観光振興課及び施設活用推進課に確認した。

この点、鷹巣荘で計上されている減価償却費は、公会計システム上の公会計事業名称「野外

趣味活動施設」に関連した事業に紐づけられるべきであったところ、誤って「鷹巣荘」の公会計事業名称で登録しているとの回答を得た。

【意見】 公会計データの事業名称登録誤りについて<施設活用推進課>

鷹巣荘に関する公会計データの事業名称区分を誤登録したため、当該売却済の施設に対する減価償却費が計上され続けている。その結果、他の施設で計上されるはずの減価償却費が過少計上されているほか、償却累計額の計算を通じて過去の償却累計率算定に影響を及ぼしていた可能性が高い。

市が遂行する施設マネジメントにおいて償却累計率は施設老朽化の目安ともなっており、施設カルテにおいても重要な役割を果たす。減価償却費及び償却累計率はこうした施設カルテの基礎データを構成しており、誤計上は施設マネジメント上の意思決定をミスリードする可能性があることから、事業区分名称を正しく修正する必要がある。

なお、当該施設で生じている影響は金額的に僅少であるが、同様の誤りが他の事業区分でも発生している可能性を否定できないため、注意喚起の意味も込めて今回は【意見】として取り扱うこととした。今回のケースを踏まえ、他事業での登録の正確性を今一度検証することが望まれる。

■建物及び土地の評価額に関する資料の管理状況

国民宿舎鷹巣荘として事業に供されていた建物及び土地について、市が主張する取得価格の情報と固定資産台帳上の登録内容を比較照合したところ、両者間に差異が生じていることが確認された。この点、施設を所管する観光振興課及び固定資産台帳管理を所管する施設活用推進課からは、市の規程に定める保存年限（5年）を超過しており調査に限界があることから、詳細の確認が困難とのことであった。なお、これらの差異の内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

		平成 30 年度末		令和元年度末	
		固定資産台帳	市の主張	固定資産台帳	市の主張
建物 国民宿舎鷹巣荘	取得価格	281,904	215,995	281,904	215,995
	減価償却累計額	35,221	-	41,194	-
	簿価	246,683	-	239,411	-
	償却累計率	12.50%	-	14.60%	-
土地 国民宿舎鷹巣荘	取得価格	64,610	64,610	64,708	64,610

また、敷地面積についても、令和2年4月当時の土地建物等売買仮契約書上における記載内容と固定資産台帳上の記載内容とに乖離が生じていた。これらの差異の内容は以下のとおりであり、当時の「施設カルテ（評価シート）」上の当該施設に係る土地の面積は8,135.05㎡とされていた。

(単位：m²)

	土地建物等売買仮契約書		固定資産台帳	
	公募面積	実測面積	平成30年度末	令和元年度末
土地 国民宿舎鷹巣荘面積	8,108.99	8,864.44	8,135.05	8,550.81

【意見】建物及び土地の評価額に関する資料の管理状況について<観光振興課>

国民宿舎鷹巣荘の建物及び土地について固定資産台帳上の金額を集計し、市の主張する取得価格等と比較照合した結果、両者間に差異が生じていることが確認された。そこで、差異の発生理由を検証すべく所管する観光振興課へ照会したところ、文書保存年限（5年）を超過しており詳細を確認することが困難であるとの回答を得た。

今回の監査では、アクションプラン第1期の初期にまで遡って検証していることもあり、文書保存年限を超過することによる書類の処分を理由とした検証の限界があることは否めない。そのため、今回の差異について監査上の問題があるとまでは断言できないと判断した。

ただし、今回の国民宿舎鷹巣荘のケースに限っては、市が民間提案制度を利用して譲渡した物件でもあり、物件の詳細情報や売却に関する一連の事務手続に関する資料は、今後同様の提案制度が発生した際の参考情報として極めて有益である。そこで、永久資料として残しておくことも検討の余地があった。この点、今後こうした民間制度に関する検討が発生した際、固定資産台帳の登録情報との整合性を踏まえ、該当する資料を永久資料として残しておくような対応を検討する方が良い。公会計への影響を考えると、少なくとも譲渡契約書と固定資産台帳を比較し両者間で整合性を確認しておくべきである。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

特に記載すべき事項はない。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ－１０．美山森林温泉みらくる亭

１．施設概要

所管所属	商工労働部 観光文化スポーツ局 観光振興課	
代表所在地	市波町第38-2	
機能廃止前の用途	観光レクリエーション施設	
当初取得価格	900,850,230円	
建築年度	平成元年	
建物施設の構造	管理棟： 鉄筋コンクリート造 宿泊・浴室棟： 木造	
耐用年数	22年～47年	
耐震性の状況	有	
延床面積合計	3,670.63㎡	
利活用の履歴	平成元年 7月 美山森林温泉みらくる亭開館 平成19年10月 指定管理者制度導入 令和2年 4月 休館 令和3年 9月 機能廃止、民間譲渡契約締結 令和4年 1月 引き渡し	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

２．敷地概要

敷地面積合計	21,403.70㎡
所有の状況	【市有地】 面積 : 1,149.17㎡ 取得価格 : 5,630,933円 【借地】 面積 : 20,254.53㎡ 使用期間 : 18先との各契約による 借地料 : 有償（契約案件によって異なる） 原状回復義務 : 有

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	公募型プロポーザルによる民営化
廃止年月	令和3年9月末
削減した延床面積	3,670.63 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	施設機能を維持したまま民間へ譲渡

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	令和4年1月に民間へ譲渡済み (売却額：無償)
	敷地	【市有地】 令和4年1月より施設譲受人へ譲渡 (売却額：2,569,999円) 【借地】 令和4年1月に施設譲受人へ契約移転

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

施設及び敷地ともに民間譲渡済みであり、当該物件に対する今後の関与なし。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

① 建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格 (千円)	902,850	902,850	900,850	—	—	—	—
償却累計額 (千円)	790,261	797,598	803,220	—	—	—	—
償却累計率 ※	87.5%	88.3%	89.2%	—	—	—	—

※ 償却累計率＝償却累計額÷取得価格

なお、R3/3期に取得価格が減少しているのは、金額誤謬のため過去に修正したことによる。

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	5,631	5,631	5,631	—	—	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況(公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間						第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
① 収入計(千円)	2,996	—	—	—	—	—	
使用料収入	—	—	—	—	—	—	
その他収入	2,996	—	—	—	—	—	
② 支出計(千円)	2,499	—	—	—	—	—	
物件費	2,499	—	—	—	—	—	
(うち借地料)	2,499	—	—	—	—	—	
(うち指定管理料)	—	—	—	—	—	—	
維持補修費	—	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	—	
③ 収支差額(千円)(①-②)	497	—	—	—	—	—	
④ 利用者数(人)	44,710						
利用者1人当たり 収支(円)(③/④)	11	—	—	—	—	—	
減価償却費(千円)	7,337	7,283	—	—	—	—	
改築更新費(千円)	—	—	—	—	—	—	

※令和3年9月末に施設を廃止したこともあり、担当課では令和3年3月以降の更新を行っていない。

5. 効果測定(アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	3,670.63	3,670.63	3,670.63	—	—	—	—
H31年度削減比		—	—	▲3,670.63	▲3,670.63	▲3,670.63	▲3,670.63

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績 (決算額)

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R2	2,500	歳出	経常	2,500	2,500	2,500	4,514	—	—	—
			政策	767	4,834	3,490	3,846	—	—	—
		歳入(経常)		2,651	2,996	35	2,642	—	—	—
		経常歳出-歳入		▲151	▲496	2,465	1,872	—	—	—
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			▲345	2,616	2,023	151	151	151

※ ▲表記は効果あり、正値表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入(政：政策、経：経常)

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(政)土地建物売払収入	—	—	—	—	—	—	—
土地売払収入	—	—	—	2,570	—	—	—
(経)商工費	—	—	—	—	—	—	—
観光費雑入	—	—	35	35	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	35	2,605	—	—	—

※ H31/3 期及びR2/3 期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

②歳出(政：政策、経：経常)

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)観光地維持管理事業 使用料及び賃借料	—	—	2,500	2,500	—	—	—
	—	—	2,500	1,935	—	—	—
(経)観光地維持管理事業 委託料	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	164	65	450	—	—

(経)観光地維持管理事業	—	—	1,150	—	—	—	—
需用費 水道料	—	—	36	—	—	—	—
(経)観光地維持管理事業	—	—	—	—	—	—	—
需用費 修繕料	—	—	—	—	91	—	—
(政)観光地維持管理事業	—	—	—	—	—	—	—
工事請負費 維持補修工事	—	—	—	—	128	—	—
(政)指定管理者施設維持管理事業	—	—	—	520	—	—	—
需用費 修繕料	—	—	—	519	—	—	—
(政)指定管理者施設維持管理事業	—	—	57	84	—	—	—
需用費 燃料費	—	—	—	83	—	—	—
(政)指定管理者施設維持管理事業	—	—	827	806	—	—	—
需用費 電気料	—	—	826	798	—	—	—
(政)指定管理者施設維持管理事業	—	—	19	152	—	—	—
需用費 水道料	—	—	19	152	—	—	—
(政)指定管理者施設維持管理事業	—	—	36	44	—	—	—
役務費 一般電話料	—	—	33	32	—	—	—
(政)指定管理者施設維持管理事業	—	—	1,521	58	—	—	—
役務費 手数料	—	—	1,520	57	—	—	—
(政)指定管理者施設維持管理事業	—	—	2,210	2,453	—	—	—
委託料	—	—	2,176	2,435	—	—	—
(政)指定管理者施設維持管理事業	—	—	394	3,727	—	—	—
工事請負費	—	—	576	3,722	—	—	—
(政)指定管理者施設維持管理事業	—	—	162	122	—	—	—
報償費	—	—	162	0	—	—	—
(政)指定管理者施設維持管理事業	—	—	13,606	—	—	—	—
工事請負費	—	—	11,878	—	—	—	—
合 計	—	—	22,482	10,466	—	—	—
	—	—	19,890	9,798	669	—	—

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

特に記載すべき事項はない。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」があったタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。美山森林温泉みらくる亭は令和3年9月末に機能を廃止しており、そのため、アクションプラン第1期において、延床面積3,671㎡（端数は切り捨てて表示）の削減があったとされる。

しかし、同アクションプランに記載されている延床面積は、旧美山町時代から引き継がれたと思われる数値であり、実測されたものではなかった。その後、令和2年度に登記のために測量した結果では、当該施設の正しい施設延床面積は3,618.93㎡であることが判明した。この点、本来であれば令和3年3月末時点における固定資産台帳上の面積を修正するとともに、実測に基づく延床面積にて削減効果を検討すべきであったと考えられる。なお、事実確認した結果に照らせば、上記「5.（1）床面積の削減効果」は以下のようなになる。

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	3,618.93	3,618.93	3,618.93	—	—	—	—
H31年度（解体等）比		—	—	▲3,618.93	▲3,618.93	▲3,618.93	▲3,618.93

今回、他の施設においても実態に照らしたシミュレーションを実施しており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.47参照）。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表することとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、文書保存年限前の令和2年度から令和6年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

なお、美山森林温泉みらくる亭に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.51参照）。

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R2	2,500	歳出	経常	2,500	2,500	2,700	2,000	—	—	—
			政策	767	4,834	17,190	7,798	669	—	—
		歳入（経常）		2,651	2,996	35	35	—	—	—
		経常歳出－歳入		▲151	▲496	2,665	1,965	—	—	—
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			▲345	2,816	2,116	151	151	151

※ ▲表記は効果あり、正値表記は効果なしとして記載している。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ-11. 野外趣味活動施設

1. 施設概要

所管所属	商工労働部 観光文化スポーツ局 観光振興課	
代表所在地	菟町1字田ノ尻1-1	
機能廃止前の用途	観光レクリエーション施設	
当初取得価格	75,830,600円	
建築年度	昭和50年度	
建物施設の構造	体育館： 鉄筋コンクリート造 その他： 鉄骨造又は木造	
耐用年数	24～50年	
耐震性の状況	不明	
延床面積合計	435.92㎡	
利活用の履歴	昭和50年度 野外趣味活動施設設置 平成5年度 体育館休止 平成6年度 フィッシングセンター休止 令和2年度 機能廃止	

上段：フィッシングセンター跡 下段：体育館

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

2. 敷地概要

敷地面積合計	4,907.00㎡
所有の状況	【市有地】 面積 : 4,907.00㎡ 取得価格 : 49,011,116円

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	機能廃止
廃止年月	令和2年3月末
削減した延床面積	435.92㎡（市から提示された資料データに基づく）
廃止後の事業の状況	遊休の状態を継続

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	令和2年4月～ 遊休の状態を継続
	敷地	令和2年4月～ 遊休の状態を継続

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

令和2年から令和6年にかけて民間提案制度による提案の募集がないため、今後は条件を変えて再公募を行う等の検討を行い、場合によっては施設の一部解体等も検討する。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	75,831	75,831	75,831	75,831	75,831	75,831	75,831
償却累計額(千円)	71,631	73,186	74,741	75,609	75,675	75,741	75,808
償却累計率 ※	94.5%	96.5%	98.6%	99.7%	99.8%	99.9%	99.9%

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	49,011	49,011	49,011	49,011	49,011	49,011	49,011

(2) 収支及び関連費用の状況(公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計(千円)	702	—	—	—	—	—
使用料収入	—	—	—	—	—	—
その他収入	702	—	—	—	—	—
② 支出計(千円)	—	—	—	—	—	—
物件費	—	—	—	—	—	—

	(うち借地料)	—	—	—	—	—	—
	(うち指定管理料)	—	—	—	—	—	—
	維持補修費	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
③収支差額(千円)(①-②)		702	—	—	—	—	—
④利用者数(人)		—	—	—	—	—	—
利用者1人当たり 収支(円)(③/④)		—	—	—	—	—	—
減価償却費(千円)		1,555	—	—	—	—	—
改築更新費(千円)		—	—	—	—	—	—

※令和2年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定(アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	435.92	435.92	—	—	—	—	—
H31年度削減比		—	▲435.92	▲435.92	▲435.92	▲435.92	▲435.92

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績(決算額)

(単位: 千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R2	500	歳出	経常	464	442	449	132	—	132	—
			政策	—	—	—	—	—	—	—
		歳入	20	16	282	283	283	265	680	
		経常歳出-歳入	444	426	167	▲151	▲283	▲133	▲680	
		削減効果 ※ (H31/3期比)		▲18	▲277	▲595	▲727	▲577	▲1,124	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)土地建物貸付収入	—	—	1,184	292	292	292	544
土地貸付収入	20	16	282	283	283	265	680
合 計	—	—	1,184	292	292	292	544
	20	16	282	283	283	265	680

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)観光地維持管理費	—	—	—	—	793	516	300
需用費 委託料	—	—	495	132	—	132	—
合 計	—	—	—	—	793	516	300
	—	—	495	132	—	132	—

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

■施設及び市所有地の所管換手続

機能が廃止された市所有の財産について、所管部署は原則として担当課から施設活用推進課へ変更される（福井市財務会計規則第163条第2項）。ただし、「構築物又は工作物で取壊しを目的に用途を廃止するもの」や「当該財産を施設活用推進課長が管理し、又は処分することが不相当と認められるもの」については、施設活用推進課への引継ぎは不要とされる（同但書き及び同第171条第2項但書き）。

この点、野外趣味活動施設は令和2年3月末に機能廃止となっているが、施設は解体撤去されないまま観光振興課が所管する状態が継続している。当該施設に関しては、機能廃止後から令和6年にかけて「財産有効活用民間提案制度」による提案の募集を行っていた。このような状況に照らせば、「当該財産を施設活用推進課長が管理し、又は処分することが不相当と認められるもの」に該当し、そのまま観光振興課が所管することとなったものと推察されるが、市からはこれを裏付ける資料の提示がなかった。

今回、他の施設においても同様の事実が発見されており、全庁的に取り組むべき課題である

と判断した。そこで、当該論点に対する考察を【指摘】として総論に取りまとめている（総論 P. 39 参照）。

（2）情報の一元化管理について

■機能廃止施設のライフサイクルを踏まえた情報管理

現状、野外趣味活動施設については体育館等を含め敷地全体を遊休化したまま観光振興課が管理しており、施設の維持管理は今後も継続する。機能廃止によって民間提案制度の俎上に載せることはできたものの、募集がないままに終了したことで機能廃止前と廃止後の実態は大きく変化していない。しかし、近い将来に何らかの大規模修繕（もしくは取壊し）が必要とされそう中、アクションプラン第1期では「令和2年度に機能を廃止」したことをもって、取組状況の「達成」とされる。アクションプラン第2期では当該施設に関する今後の方針等についての言及はなく、アクションプランの明確な管理対象とは取り扱われていない。実際、アクションプランの対象となった施設は、「施設カルテ」と呼ばれる管理ツールを用いて施設概要、延床面積及び財務会計情報を管理されてきているが、機能が廃止されて以降はその更新も行われていない。

この点、他の施設においても同様の事実が発見されており、全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめている（総論 P. 42 参照）。

（3）施設の管理状況について

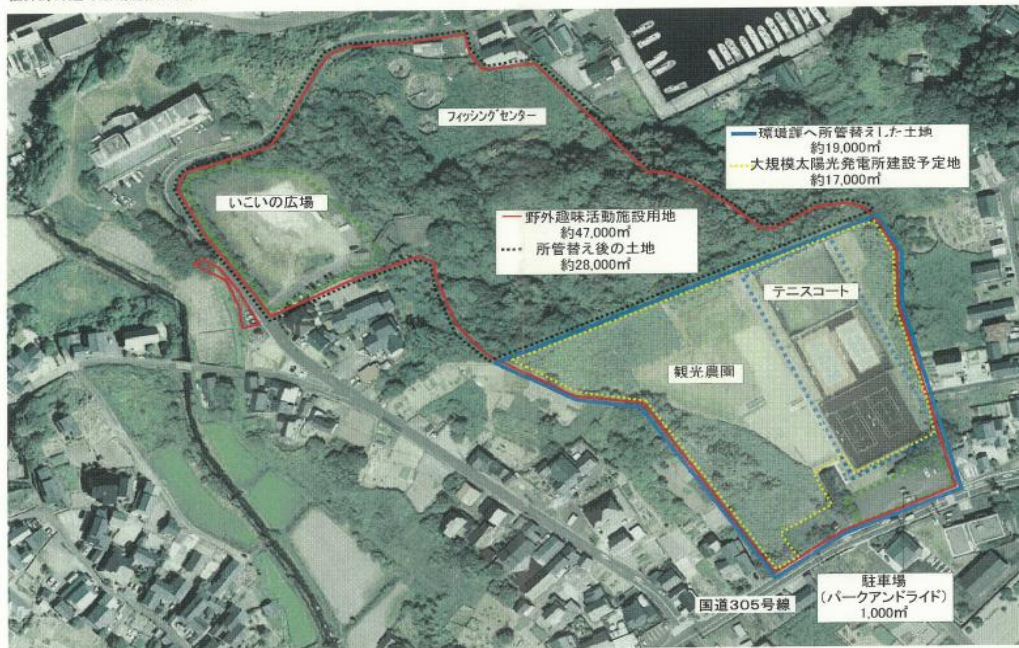
■野外趣味活動施設として管理すべき土地の範囲の特定

当該施設の概要を把握するため所管する観光振興課から入手した資料と固定資産台帳を比較照合したところ、対象とする土地の範囲について乖離が生じていた。上記、「4（1）②敷地の推移」にあるように、同課では野外趣味活動施設の土地として4,907.00 m²、49,011千円を管理している。しかし、固定資産台帳上ではこれ以外にも土地が登録されており、令和5年度末では26,981.42 m²、113,482千円と所管課が管理する面積よりもはるかに大きい。

所管課へヒアリングしたところ、「アクションプラン第1期の対象範囲は（固定資産台帳に登録されている全体の）一部と推測される」とのことであった。この点、観光振興課が野外趣味活動施設として管理する土地と固定資産台帳の登録内容を比較すると、以下のようになる。

		現状管理して いる土地	その他	固定資産台帳 の登録値
H30	面積 (㎡)	4,907.00	21,653.10	26,560.10
	取得価格 (千円)	49,011	65,422	114,433
R1	面積 (㎡)	4,907.00	21,613.49	26,520.49
	取得価格 (千円)	49,011	65,422	114,433
R2	面積 (㎡)	4,907.00	22,074.42	26,981.42
	取得価格 (千円)	49,011	64,471	113,482
R3	面積 (㎡)	4,907.00	22,074.42	26,981.42
	取得価格 (千円)	49,011	64,471	113,482
R4	面積 (㎡)	4,907.00	22,074.42	26,981.42
	取得価格 (千円)	49,011	64,471	113,482
R5	面積 (㎡)	4,907.00	22,074.42	26,981.42
	取得価格 (千円)	49,011	64,471	113,482

福井野外趣味活動施設位置図



【意見】 野外趣味活動施設として管理すべき土地の範囲の特定について<観光振興課>

観光振興課が管理する野外趣味活動施設の土地の面積について、固定資産台帳に登録されている内容とは大きく異なる。内容を精査して、「野外趣味活動施設」として管理すべき土地の範囲を今一度確認することが望ましい。

この点、現状管理する敷地のみを「野外趣味活動施設」とすることも想定される。しかし、地図を確認する限り施設として広大な土地を有しており、明確に一部を切り取って管

理することは合理性を欠くものと考えられる。なお、広大な土地を一体活用することに実務的な懸念があり、むしろ一部の土地についてのみ積極的な利活用を図っていくとの方針であれば、こうした事実を明確にするために少なくとも固定資産台帳上は区分して管理すべきである。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」のタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。野外趣味活動施設は令和2年4月に廃止条例が施行されており、そのためアクションプラン第1期上は令和2年度に面積削減の効果があつたとされている。しかし、監査時点において建物施設は現存している状況であり、監査人としては機能の廃止時点ではなく、譲渡や解体といった完全に市の管理から外れたタイミングで実際に削減効果があつたと仮定し、シミュレーションを行うこととした。検討した結果及び実態に照らせば、上記「5. (1) 床面積の削減効果」は以下ようになる。

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	435.92	435.92	435.92	435.92	435.92	435.92	435.92
H31年度(解体等)比		—	—	—	—	—	—

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた(総論P.47参照)。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表することとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、文書保存年限前の令和2年度から令和6年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

なお、野外趣味活動施設に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた(総論P.51参照)。

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R2	500	歳出	経常	464	442	449	132	—	132	—
			政策	—	—	—	—	—	—	—
		歳入(経常)		20	16	282	283	283	265	680
		経常歳出－歳入		444	426	167	▲151	▲283	▲133	▲680
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			▲18	▲277	▲595	▲727	▲577	▲1,124

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(6) 今後の対応及び取組みについて

■野外趣味活動施設の利活用検討に関する期限設定

野外趣味活動施設は令和2年3月末に機能廃止となっているが、建物及び敷地はそのまま維持され、令和2年度から令和6年度にかけて「財産有効活用民間提案制度」による利活用の検討が行われている。しかしながら、民間提案制度を利用したものの募集がなかったことで、これらの建物及び敷地は有効に活用されることなく推移している。

ここで、延床面積が縮減されたとされる野外趣味活動施設の延床面積 435.92 m²の内訳は、旧体育館 375.92 m²、フィッシングセンター事務所 16 m²、フィッシングセンター詰所 18.5 m²、フィッシングセンター機械室 25.5 m²である。このうち、旧体育館については遊休化している建物を観光振興課が主に倉庫として二次利用しているが、事前に転用の意図があったわけではなく、遊休化している建物を暫定的に倉庫として利用しているにすぎない。

この点、施設活用推進課に今後の野外趣味活動施設の方針を確認したところ、所管する観光振興課が条件を変えて再公募を行う等の方向性を検討するとの回答を得ている。

【意見】 野外趣味活動施設の活用検討に関する期限設定について<観光振興課>

令和2年の機能廃止以降、野外趣味活動施設について財産有効活用民間提案制度等による検討が行われているが十分な活用に結び付いていない。現状、当施設に関する財政的負担は軽微であるものの、建物の経年劣化による将来的な金銭負担は避けられない状況にある。そのため、アクションプランの進捗からすれば「機能廃止」とされたことで目標の「達成」とするものの、財政負担を軽減するという目的までは達成できていない。

当該施設を所管する観光振興課も民間提案制度を含め活用をより推進する予定ではあるが、当初の企画から既に5年の期間を経ており、今後も十分な活用に結び付くような提案が出てこない可能性を十分に考慮すべきである。この点、数年程度の期限を設け、有効な活用案がなかった場合には、早期に解体等の処分を検討すべきと考える。

(7) その他

■施設（旧体育館）内に保管する備品等の取扱い

現場視察において、野外趣味活動施設内にある旧体育館に多数の備品や書類が保管されていることを確認した。これらの物品は多種多様であり、何がどこに保管されているのか簡単には識別できない状況にある。なお、後日あらためて令和5年度末時点の備品台帳を確認したところ、事務備品をはじめとした物品が約180点計上されていた。

所管する観光振興課からは、主に他の施設の閉鎖等により置き場を失った同課の物品を一時的に当該施設（旧体育館）へ保管しているものであり、備品台帳にはその一部のみ計上されているとの回答を得た。なお、保管されている物品の管理方法については、明確に定められていないとのことであった。



【意見】施設（旧体育館）内に保管する物品の取扱いについて<観光振興課>

野外趣味活動施設内の施設（旧体育館）に保管されている物品について、現物管理及び台帳管理が適切になされていない。施設内に保管されている物品をあらためて所管課内で共有し、今後の使用可能性を踏まえ管理方針を明確にしておくことが望ましい。少なくとも、今後使用可能性が高いものについては価値が毀損することがないように管理すべきであるし、使用可能性が低いものについては廃棄を検討していく必要がある。また、現状、旧体育館は遊休施設との位置づけにあるが、将来の解体も視野に入れ、今後の事務及び財務負担を増やさないような保管方法を今のうちから検討する方が良い。

Ⅲ-12. 越前水仙の里公園（浜北山町）

1. 施設概要

所管所属	商工労働部 観光文化スポーツ局 観光振興課	
代表所在地	居倉町 22-8	
機能廃止前の用途	観光展示施設	
当初取得価格	205,900,000 円	
建築年度	平成 4 年度	
建物施設の構造	鉄筋コンクリート造	
耐用年数	50 年	
耐震性の状況	有	
延床面積合計	1,492.18 m ²	
利活用の履歴	平成 5 年 1 月 水仙ミュージアムとして開館 平成 21 年 12 月 休館 平成 22 年 3 月 閉館	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

なお、延床面積合計は市から提示されたデータに基づく。

2. 敷地概要

敷地面積合計	7,888.99 m ²
所有の状況	<p>【市有地】</p> <p>面積 : 300.00 m² 取得価格 : 1,178,700 円</p> <p>【借地】</p> <p>面積 : 7,588.99 m² 使用期間 : 5 年毎自動更新 借地料 : 760,000 円/年 原状回復義務 : 有</p> <p>※機能廃止とした「水仙ミュージアム」は「水仙の里公園」の一施設であり、借地については全体の敷地面積を記載した。</p>

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	機能廃止（閉館）
廃止年月	平成22年3月末
削減した延床面積	1,492.18㎡（市から提示された資料データに基づく）
廃止後の事業の状況	遊休の状態を継続

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	遊休施設として存続
	敷地	他施設の敷地として共同利用を継続

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

令和2年から令和6年にかけて民間提案制度による提案の応募がないため、今後は施設の解体及び売却の検討を行う。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
借地料	760千円/年	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

① 建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格（千円）	329,528	329,528	329,528	329,528	329,528	329,528	329,528
償却累計額（千円）	202,943	210,842	219,261	227,355	235,449	241,800	246,094
償却累計率 ※	61.6%	64.0%	66.5%	69.0%	71.5%	73.4%	74.7%

※ 償却累計率＝償却累計額÷取得価格

なお、上記の数値は市から提供されたデータに基づく。

② 敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格（千円）	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179	1,179

(2) 収支及び関連費用の状況（公会計ベース）

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計（千円）	—	—	—	—	—	—
使用料収入	—	—	—	—	—	—
その他収入	—	—	—	—	—	—
② 支出計（千円）	3,572	—	—	—	—	—
物件費	3,572	—	—	—	—	—
（うち借地料）	999	—	—	—	—	—
（うち指定管理料）	—	—	—	—	—	—
維持補修費	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
③ 収支差額（千円）（①-②）	▲ 3,572	—	—	—	—	—
④ 利用者数（人）	—	—	—	—	—	—
利用者1人当たり 収支（円）（③/④）	—	—	—	—	—	—
減価償却費（千円）	7,889	8,094	—	—	—	—
改築更新費（千円）	—	—	—	—	—	—

※令和3年9月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定（アクションプラン第1期終了時）

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	1,492.18	—	—	—	—	—	—
H31年度削減比		▲1,492.18	▲1,492.18	▲1,492.18	▲1,492.18	▲1,492.18	▲1,492.18

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績（決算額）

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R2	3,400	歳出	経常	3,502	4,014	2,832	2,912	3,178	3,195	3,355

	政策	3,026	361	—	450	—	—	
	歳入(経常)	—	—	—	—	—	—	—
	経常歳出-歳入	3,502	4,014	2,832	2,912	3,178	3,195	3,355
	削減効果 ※ (H31/3期比)		512	▲670	▲590	▲324	▲307	▲147

※ ▲表記は効果あり、正値表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入(政:政策、経:経常)

(単位:千円)

上段:予算額 下段:決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(該当なし)	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

②歳出(政:政策、経:経常)

(単位:千円)

上段:予算額 下段:決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)越前水仙の里公園運営事業	760	760	760	760	760	760	760
使用料及び賃借料	760	760	760	760	760	760	760
合計	760	760	760	760	760	760	760
	760	760	760	760	760	760	760

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

■施設及び市所有地の所管換手続

機能が廃止された市所有の財産について、所管部署は原則として担当課から施設活用推進課へ変更される(福井市財務会計規則第163条第2項)。ただし、「構築物又は工作物で取壊しを目的に用途を廃止するもの」や「当該財産を施設活用推進課長が管理し、又は処分することが不適当と認められるもの」については、施設活用推進課への引継ぎは不要とされる(同但書き及び同第171条第2項但書き)。

この点、越前水仙の里公園(浜北山町)のうち、水仙ミュージアムは平成22年3月末に廃

止されているが、建物部分や市所有の敷地は解体撤去等処分されないまま観光振興課が所管する状態が現在まで継続している。

観光振興課によると、当該施設は平成22年3月末に閉館し条例を廃止しているものの、それ以降も隣接している水仙球根保存施設等を植物の栽培・保管スペースとして利用しているため、こうした施設については、「当該財産を施設活用推進課長が管理し、又は処分することが不相当と認められるもの」に該当し、そのまま所管しているとのことであった。しかしながら、市からはこうした実態を裏付ける資料の提示はない。

今回、他の施設においても同様の事実が発見されており、全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【指摘】として総論に取りまとめている（総論 P.39 参照）。

（2）情報の一元化管理について

■施設の定義と曖昧な表題の使用

アクションプラン上、廃止した施設の名称として「越前水仙の里公園（浜北山町）」との表題が付されている。ここで「越前水仙の里公園」は、単独施設の名称ではなく、ナルシスプラザ、水仙ドーム、水仙ミュージアム等、複数の施設を包括した施設全体の名称である。そのため、表題からは施設全体を廃止しているような印象を受けるが、実際に機能を廃止しているのは、「越前水仙の里公園」ではなく、「越前水仙の里公園（浜北山町）」とエリアで限定された施設群のうちの水仙ミュージアムのみである。

この点、所管する観光振興課によると、公園全体で設置管理条例の対象となっているため、表題が「越前水仙の里公園（浜北山町）」になっているのではないかと推察されるが、明確な理由は不明とのことであった。

【意見】施設の定義と曖昧な表題の使用について<観光振興課><施設活用推進課>

実際に機能廃止されている施設が「水仙ミュージアム」のみであるにもかかわらず、アクションプラン上での表題が「越前水仙の里公園（浜北山町）」とされている。そのため、あたかもアクションプランの対象が越前水仙の里公園全体の施設であるとの印象を与えかねない。

「越前水仙の里公園（浜北山町）」がどの施設を指しているのかについては、所管する観光振興課とアクションプランを所管する施設活用推進課の間で整理・共有しきれていないように見受けられる。あたらめて「越前水仙の里公園（浜北山町）」が施設のどの部分を指しているのか定義を明確にし、適当な名称とあわせ全庁的に共有することが望ましい。

なお、「越前水仙の里公園」に関連した施設について、アクションプラン上の記載と固定資産台帳上の記載を比較すると以下ようになる。総合管理計画では「一元化して情報管理するための体制を構築する」として固定資産台帳の整備を行うとするが、同台帳上の名

称に合わせて施設マネジメントを推進していくことがより当初の方針に整合するものと考えられる。

アクションプラン上の記載	固定資産台帳上の記載 (※)	延床面積
越前水仙の里公園 (居倉町)	越前水仙の里公園水仙ドーム	1,651 m ²
越前水仙の里公園 (居倉町) 資料館	越廼ふるさと資料館	1,248 m ²
越前水仙の里公園 (浜北山町)	旧水仙ミュージアム	1,492 m ²
	水仙球根処理保存施設	

※ 令和6年3月31日時点の登録内容に基づく

■機能廃止施設のライフサイクルを踏まえた情報管理

水仙ミュージアムの建物は現在も解体されることなく遊休化したまま観光振興課が管理しており、施設の維持管理は今後も継続する。しかし、市が実践してきたアクションプラン第1期では「令和2年度に機能を廃止した」として、取組状況の「達成」とされる。アクションプラン第2期では遊休化した当該施設に関し今後の方針等についての言及はなく、アクションプランの明確な管理対象とは取り扱われていない。実際、アクションプランの対象となった施設は、「施設カルテ」と呼ばれる管理ツールを用いて施設概要、延床面積及び財務会計情報を管理されてきているが、機能が廃止されて以降はその更新も行われていない。

この点、他の施設においても同様の事実が発見されており、全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめている（総論P.42参照）。

(3) 施設の管理状況について

■建物の損傷に対する処置

現場視察したところ、2階部分の屋根が一部風で吹き飛ばされており、屋上はガラスや建材が散乱している状態であった。また、屋根がないことで雨漏りが発生しており、1階展示室の天井は腐食し、床にも雨だれによる著しい損傷が見られた。

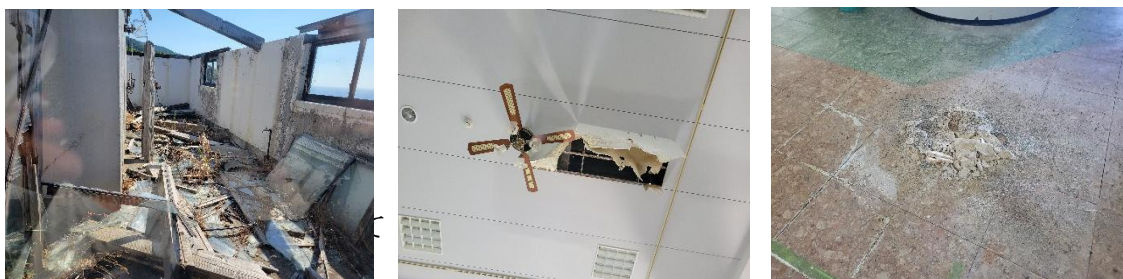
この点、所管する観光振興課へヒアリングしたところ、「廃止施設であり将来的な見通しがないままに修繕を実施することは困難」であるものの、「展示室のある建物は通常施設されており、屋上及び展示室に一般人が立ち入ることはないため、安全性に問題は生じていない」との回答を得た。

(参考：廃止された水仙ミュージアムに関する固定資産台帳データ)

令和6年3月31日時点

延床面積	614.93 m ²
取得価格	205,900 千円

減価償却累計額	128,687 千円
簿価	77,212 千円
経過年数 / 耐用年数	31年 / 50年



【意見】 建物の損傷に対する処置について<観光振興課>

水仙ミュージアムの施設について著しく損傷している箇所があるが、損壊部分が放置されており適切に処置できていない。海岸に近い立地を踏まえると、単なる経年劣化だけでなく雨風による損傷個所の拡大も予想され、将来の安全性を脅かすことにもつながりかねない状況にある。

基本的には、一般人が立ち入らない建物ではあるが、屋上に破損したガラス等が吹きさらしの状態で放置されているなど施設管理の観点から懸念がある。また、何ら処置されることなくこのまま放置しているだけでは、施設の状況は悪化するのみである。

この点、耐用年数到来前であり、市が所有する中でも比較的新しい部類の施設でもあることから二次利用することも考えられる。しかし、応急処置で対応するには限界があること、及び減価償却負担だけでなく借地料負担もあることを踏まえると、将来的な財政負担の予防的対応として早期に解体等に向けて取り組むことも考慮に入れた方が良い。少なくとも、従前の管理方針を継続することで良いとするものかをあらためて所管課内で検討すべきである。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

①施設廃止とする時期の解釈

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」があったタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。ここで、水仙ミュージアムは、平成22年3月末にて閉館し機能が廃止されているものの、市は「令和2年度に（ミュージアムとしての）機能を廃止した」として、アクションプラン第1期の延床面積削減

に寄与したとしている。

当該施設について、市の主張する廃止時点が閉館の時点と乖離している理由を観光振興課に確認したところ、「財産有効活用民間提案制度」の利用を開始した令和2年度を「機能廃止」の時期としたと推察される旨の回答を得た。また、平成22年3月の閉館時に「機能廃止」としなかった理由は、閉館後も隣接する水仙球根保存施設を水仙ドーム展示用の植物を栽培保管するスペースとして利用し続けているためとのことであった。なお、行政財産から普通財産への切替は、令和3年10月1日となっており、閉館時点（平成22年3月末）とも、市が主張する廃止時点（令和2年度）とも一致していない。

【指摘】機能廃止とする時期の解釈について<観光振興課><施設活用推進課>

市が主張するように機能を廃止したタイミングで延床面積の削減効果があるとすれば、水仙ミュージアムについては、アクションプラン第1期より前の平成22年3月末にはすでに削減効果が見込まれていたことになる。また、建物施設の物理的な解体時期に照らして機能の廃止時期を判断した場合でも、当施設ははまだ解体には至っておらず、延床面積の削減はなされていないこととなる。

この点、市は民間提案制度の募集開始時点をもって機能廃止との結論に至っているが、民間提案制度の募集開始時点をもって機能廃止とすることに合理的な理由はなく、普通財産への切替時点及び他の施設の廃止の定義とも整合性が図れていない。そのため、水仙ミュージアムの廃止時点は、実際は平成22年3月末であることが合理的であった。

なお、既に機能廃止されていることもあり、結果として、将来に向けた施設マネジメントの状況と実態とが乖離する状況にはない。そのため、この件について追加的な措置を求めるものではない。ただし、将来的な事務処理の混乱を避けるためにも、こうした機能廃止とする時期に不整合が生じるような可能性がある施設の有無について、あらためて調査及び検証しておく必要がある。

②延床面積の削減効果の測定誤り

越前水仙の里公園（浜北町）については、アクションプランでの延床面積の削減効果が1,492.00㎡と記載されている。しかし、「(2)情報の一元化管理について」で記載したとおり、アクションプランでの対象施設は、越前水仙の里公園のうちの水仙ミュージアムに限定されている。その水仙ミュージアムについても、固定資産台帳に登録されている延床面積は1,492.00㎡ではなく、614.93㎡であることを確認した。

この点、面積の差異分について観光振興課に質問したところ、アクションプランの削減延床面積には、水仙ミュージアムに隣接している水仙球根保存施設等の面積877.07㎡が含まれているとの回答を得た。なお、水仙球根保存施設については、上述したように水仙ドーム展示用の植物を栽培保管するスペースとして使用を続けており、水仙ミュージアムとは区分して管理されているとのことであった。

【指摘】 延床面積の削減効果の測定誤りについて<施設活用推進課>

アクションプランにおいては、水仙ミュージアムと水仙球根保存施設を合わせた延床面積 1,492.00 m²が削減されたと記載されているが、正しくは水仙ミュージアム施設のみ面積となる 614.93 m²とされるべきであった。

この点、市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、機能の廃止があったタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義している。そのため、水仙ミュージアムの機能廃止時点をもって水仙球根保存施設を含めた施設全体の延床面積すべてを廃止したとしている。しかしながら、水仙球根保存施設については、区分管理されており、また水仙ミュージアム廃止後も継続して利用している施設であることから、削減面積に含めるべきではない。

なお、上記①及び②の内容を踏まえて監査人が検討した結果に照らせば、上記「5. (1) 床面積の削減効果」は以下のようになる。

(単位：m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	877.07	877.07	877.07	877.07	877.07	877.07	877.07
H31年度(解体等)比		—	—	—	—	—	—

今回、他の施設においても同様に実態に照らしたシミュレーションを実施しており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた(総論P.47参照)。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表することとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら実際の歳入及び歳出データを比較分析し、削減効果シミュレーションを実施した。

なお、「越前水仙の里公園(浜北山町)」については、上述したように機能廃止となった施設は水仙ミュージアム 877.07 m²部分のみである。所管する観光振興課へヒアリングしたところ、当該施設について発生が確認された収支は敷地の借地料 760 千円のみとのことであった。そのため、実際に機能が廃止された施設シミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた(総論P.51参照)。

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
-	-	歳出	経常	760	760	760	760	760	760	760
			政策	-	-	-	-	-	-	-
		歳入(経常)		-	-	-	-	-	-	-
		経常歳出-歳入		760	760	760	760	760	760	760
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			-	-	-	-	-	-

※ ▲表記は効果あり、正値表記は効果なしとして記載している。

(6) 今後の対応及び取組みについて

■利用施設の管理方針

当該施設に関する固定資産情報を把握するため、所管する観光振興課から上記、「4. (1) ①建物施設の推移」にある回答を得た。内容の正確性を確認するために固定資産台帳との比較照合を行ったところ、過去に固定資産台帳の内容が修正されており、両者間の不一致が確認された。

この点、平成31年度から令和5年度までに固定資産台帳上に登録されている内容は以下の通りであり、現状、所管課ではこれらを明確に区別することなく管理している。

(固定資産台帳上からの抜粋)

(単位：千円)

	延床面積 (㎡)	H31/3	アクションプラン第1期				
			R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3
取得価格(千円)	1,492.18	329,528	329,528	329,528	329,528	329,528	329,528
旧水仙ミュージアム	614.93	-	-	-	205,900	205,900	205,900
水仙球根処理保存施設	877.25	-	-	-	123,628	123,628	123,628
償却累計額(千円)		203,072	211,166	219,261	227,355	235,449	241,800
旧水仙ミュージアム		-	-	-	120,451	124,569	128,688
水仙球根処理保存施設		-	-	-	106,904	110,880	113,112
償却累計率 ※		61.6%	64.1%	66.5%	69.0%	71.5%	73.4%
旧水仙ミュージアム		-	-	-	58.5%	60.5%	62.5%
水仙球根処理保存施設		-	-	-	86.5%	90.0%	91.5%

※ 償却累計率＝償却累計額÷取得価格

従来、水仙ミュージアムとしてまとめて管理してきたが、R4/3期以降は「旧水仙ミュージアム」と「水仙球根処理保存施設」とに区別して管理されている。

【意見】 利用施設の管理方針について<観光振興課><施設活用推進課>

固定資産台帳上、「水仙ミュージアム」としていた資産名称を、令和4年3月期に「旧水仙ミュージアム」と「水仙球根処理保存施設」とに区別して登録し直した。しかし、所管する観光振興課では、これらを明確に区分して管理していない。

今回、アクションプラン第1期では、こうした区分がなされる前の「水仙ミュージアム(1,492.18㎡)」全体が機能廃止したものとして取り扱っている。福井市施設マネジメント計画によれば、原則として延床面積が300㎡以上の施設については管理対象とされるところ、実際に機能廃止した施設は今回あらたに「旧水仙ミュージアム」とされた部分のみであり、これ以外の「水仙球根処理保存施設(877.25㎡)」は、今後も利活用の方向性を踏まえた管理が必要となる。両者の区別を明確にするとともに、特に継続利用する「水仙球根処理保存施設」については、アクションプラン上の取扱いや施設カルテの更新要否などの管理方針を早い段階で明確にしておくことが望ましい。

■敷地の把握と管理

水仙ミュージアムの敷地はほぼ借地であるが、固定資産台帳及び公有財産台帳の閲覧により、別途土地300㎡が計上されていることを確認した。この市有地は、水仙ミュージアムの隣にある水仙畑周辺にある土地であり、令和2年度中に所管課不明(市所有)のため、水仙畑周辺にある土地という理由で、施設活用推進課から観光振興課に移管されたとのことであった。

所管する観光振興課によれば、水仙ミュージアムに関連する借地及び市有地については、一覧表は存在するものの、平面図等は作成されておらず、具体的にどこからどこまでが水仙ミュージアムとして管理されているかは明示できないとのことであった。

(固定資産台帳からの抜粋)

固定資産番号	件名	所在地	財産区分	地目	数量	取得価格
1000042679	旧水仙ミュージアム	浜北山町0021字6-1	普通財産	畑	300㎡	1,178千円

【意見】 敷地の把握と管理について<観光振興課><施設活用推進課>

水仙ミュージアムに関連する土地について、一覧は存在するものの平面図等が作成されておらず、全体像が不明確な状況である。

この点、平面図等の作成には時間的及び金銭的コストがかかるため、費用対効果を考慮すると作成していないという状況も理解できる。しかし、今後水仙ミュージアムの方向性

を議論する際に、土地の範囲についても議論の対象になってくることが想定される。

現状、当該施設に隣接する形で「越廼ふるさと資料館」や「水仙球根処理保存施設」が運営されている中、明確に「水仙ミュージアム」に関連する土地であるかも不明である。そもそもが「所管課不明の土地」であり、また取得時の資料が残されていない点を踏まえ、まずは実態を確認した上で「水仙ミュージアム」に紐づけて管理すべき土地であるかを早い段階で明確にする方が良い。少なくとも、将来的な利活用に備え情報の不足が懸念されることから、令和2年度に所管換された際の手続きについて、文書保存年限を超過する前にその所在を今一度確認しておくべきである。

(7) その他

■施設（旧展示室）内に保管する過去の販売品の取扱い

現場視察において、倉庫として利用する旧展示室内に過去に販売していた品（入浴剤等）が多数保管されていることが確認された。過去の販売品は、数十もの段ボールに詰められた状態で放置されており、正確な数量は確認できていないものの、数百～千個超程度が保管されていると思われる。

この点、所管する観光振興課へヒアリングしたところ、少なくとも平成22年3月の閉館前に購入された過去の販売品と推測されるとのことであった。なお、管理台帳上では所在を確認できず、これらの物品はすべて処分済みとして取り扱われているものと推察される。

【意見】施設（旧展示室）内に保管する過去の販売品の取扱いについて〈観光振興課〉

水仙ミュージアム内の展示室に、過去の販売品が多数放置されている状況にある。品目が入浴剤や芳香剤であり、すでに使用期限が切れていることから再利用はできない。一度、施設内の不要となった在庫を確認の上、処分を検討する方が良い。

なお、一般的に在庫の保有は保管コストが発生することから、価値のない物品についてはまずは廃棄を検討すべきである。また、今回のケースに限れば、そもそも大量の滞留在庫が生じないように購入時点で現実的な販売予測をたてたうえで予算を実行すべきであったし、使用期限切れ前であれば景品や販促品として有効利用することも考えられた。

費用対効果の観点から、他にもこのように放置されている過去の販売品や什器備品がないかを所管課内で確認し、使用価値がないものについては計画的に処分していくことが望ましい。

Ⅲ-13. 大安寺キャンプ場

1. 施設概要

所管所属	商工労働部 観光文化スポーツ局 スポーツ課	
代表所在地	四十谷町 24-1	
機能廃止前の用途	スポーツ施設	
当初取得価格	20,682,800 円	
建築年度	管理棟：昭和 51 年 トイレ：平成 23 年	
建物施設の構造	管理棟：鉄筋コンクリート造 トイレ：木造	
耐用年数	管理棟：38 年 トイレ：15 年	
耐震性の状況	管理棟：不明 トイレ：有	
延床面積合計	管理棟：81.92 m ² トイレ：28.98 m ²	
利活用の履歴	昭和 52 年 3 月 竣工 令和 5 年 3 月 機能廃止 令和 5 年 10 月 建物解体 令和 6 年 3 月 土地賃貸借契約解除	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

2. 敷地概要

敷地面積合計	20,421 m ²
所有の状況	【借地】 面積 : 20,421 m ² 開始年月 : 昭和 53 年 5 月 1 日 使用期間 : 5 年 (自動更新特約有) ※令和 3 年 4 月に自動更新期間を 5 年から 1 年変更 借地料 : 163,368 円/年 原状回復義務 : 有

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	機能廃止
廃止年月	令和5年3月末
削減した延床面積	110.90 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	キャンプ場運営については、近隣施設へ機能を移転。利用団体(ボーイスカウト等)については、類似施設(少年自然の家)へ活動拠点を移転。

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	令和5年10月に解体
	敷地	令和6年3月に返還

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

施設は解体、敷地(借地)は返還済みであり、当該物件に対する今後の関与なし。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

① 建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
取得価格(千円)	20,683	20,683	20,683	20,683	20,683	—	—	
償却累計額(千円)	13,838	14,730	15,622	16,514	17,405	—	—	
償却累計率 ※	66.9%	71.2%	75.5%	79.8%	84.2%	—	—	

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

② 敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
取得価格(千円)	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 収支及び関連費用の状況 (公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計 (千円)	—	61	56	67	—	—
使用料収入	—	61	56	67	—	—
その他収入	—	—	—	—	—	—
② 支出計 (千円)	738	799	899	952	—	—
物件費	738	773	899	952	—	—
(うち借地料)	163	163	164	164	—	—
(うち指定管理料)	—	—	—	—	—	—
維持補修費	—	26	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
③ 収支差額 (千円) (①-②)	▲ 738	▲ 738	▲ 843	▲ 885	—	—
④ 利用者数 (人)	1,300	518	493	1,033	—	—
利用者1人当たり 収支 (円) (③/④)	▲ 568	▲ 1,425	▲ 1,710	▲ 857	—	—
減価償却費 (千円)	892	892	892	892	—	—
改築更新費 (千円)	—	—	—	—	—	—

※R2/3は実績値(所管課照会)、R3/3以降は公会計ベース(複数施設を複合している経費については、延床面積で案分して算出)

※令和5年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定 (アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	110.90	110.90	110.90	110.90	110.90	—	—
H31年度削減比		—	—	—	—	▲110.90	▲110.90

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績 (決算額)

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R4	900	歳出	経常	1,022	856	801	894	910	164	—
			政策	—	—	—	—	—	7,249	—
		歳入 (経常)		—	—	—	—	—	—	—
		経常歳出-歳入		1,022	856	801	894	910	164	—
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			▲166	▲221	▲128	▲112	▲858	▲1,022

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入 (政：政策、経：経常)

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(政) 体育施設廃止事業	—	—	—	—	—	10,700	—
保健体育債 保健体育施設整備事業債	—	—	—	—	—	6,500	—
合 計	—	—	—	—	—	10,700	—
	—	—	—	—	—	6,500	—

※ H31/3 期及びR2/3 期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

②歳出 (政：政策、経：経常)

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経) 体育施設管理運営費	—	—	509	509	519	—	—
委託料	—	—	509	498	519	—	—
(経) 体育施設管理運営費	—	—	130	121	249	—	—
電気料	—	—	130	121	249	—	—
(経) 体育施設管理運営費	—	—	164	164	164	164	—
使用料及び賃借料	—	—	164	164	164	164	—

(経) 体育施設維持補修費	—	—	—	—	—	—	—
需用費 修繕料	—	—	—	103	33	—	—
(政) 体育施設廃止事業	—	—	—	—	—	11,992	—
工事請負費	—	—	—	—	—	7,249	—
合 計	—	—	803	794	932	12,156	—
	—	—	803	886	965	7,413	—

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

■ 固定資産台帳への登録名称

固定資産台帳を閲覧したところ、今回監査の対象とした「大安寺キャンプ場」110.90㎡のほか、事業用資産として「大安寺キャンプ場観光トイレ（延床面積10.16㎡、取得価格1,430千円）」が別途登録されていた。この点、大安寺キャンプ場を所管するスポーツ課へヒアリングしたところ、当該施設は観光振興課が所管する別地域の施設のことであり、「大安寺キャンプ場」とは関係が無いとのことであった。また、現場視察による利用実態までは確認できていないものの、現在も利用しているとの回答を得た。

【意見】 固定資産台帳への登録名称について<スポーツ課><観光振興課>

固定資産台帳を閲覧したところ、すでに最終処理まで完了している「大安寺キャンプ場」とは別に、「大安寺キャンプ場観光トイレ」が登録されていた。事実確認の結果、「大安寺キャンプ場観光トイレ」は観光振興課が所管しており、スポーツ課が廃止に向けて対応してきた「大安寺キャンプ場」とは全く異なる施設とのことであった。

「大安寺キャンプ場」に関連する施設は令和5年10月に解体されており、敷地についても令和6年3月にはすべて返還処理がなされている。既に、アクションプラン上も廃止がうたわれている実態からすれば、固定資産台帳上においてこうした名称で登録しておくことはいたずらに誤解を招く可能性がある。この点、観光振興課と協議し、固定資産台帳利用者の目線に立って区別しやすい名称に登録し直す方が良い。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) K P I の達成状況について

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表するにとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、文書保存年限前の令和2年度から令和6年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

なお、大安寺キャンプ場に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた（総論 P. 51 参照）。

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R4	900	歳出	経常	1,022	856	803	886	965	164	—
			政策	—	—	—	—	—	7,249	—
		歳入（経常）		—	—	—	—	—	—	—
		経常歳出－歳入		1,022	856	803	886	965	164	—
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			▲166	▲219	▲136	▲57	▲858	▲1,022

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	市所有の施設として地元団体へ無償貸与
	敷地	令和5年4月に借地料を当該年度の固定資産税相当額に改訂の上、継続使用

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

令和8年3月に行政財産から普通財産へ用途変更し、使用貸借契約へ変更予定。その後、地元団体による活用期間の終了後に解体工事、用地測量を実施し土地賃貸借契約を解除する方針。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
借地料	1,840千円	@当該年度の固定資産税額×5年分
業務委託料	未定	返還方法による (令和3年度時点の想定額：6,400千円)
工事請負費	未定	返還方法による (令和3年度時点の想定額：107,500千円)

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	101,817	101,817	101,817	101,817	101,817	101,817	101,817
償却累計額(千円)	101,817	101,817	101,817	101,817	101,817	101,817	101,817
償却累計率 ※	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	—	—	—	—	—	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況 (公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計 (千円)	—	86	79	95	—	—
使用料収入	—	86	79	95	—	—
その他収入	—	—	—	—	—	—
② 支出計 (千円)	3,881	3,491	3,368	3,444	—	—
物件費	3,881	3,454	3,368	3,444	—	—
(うち借地料)	2,445	2,445	2,324	2,324	—	—
(うち指定管理料)	1,436	—	—	—	—	—
維持補修費	—	37	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
③ 収支差額 (千円) (①-②)	▲ 3,881	▲ 3,405	▲ 3,289	▲ 3,349	—	—
④ 利用者数 (人)	1,729	778	572	911	—	—
利用者1人当たり 収支 (円) (③/④)	▲ 2,245	▲ 4,377	▲ 5,750	▲ 3,676	—	—
減価償却費 (千円)	—	—	—	—	—	—
改築更新費 (千円)	—	—	—	—	—	—

※令和5年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定 (アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	157.60	157.60	157.60	157.60	157.60	—	—
H31年度削減比		—	—	—	—	▲157.60	▲157.60

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績 (決算額)

(単位: 千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R4	3,900	歳出	経常	6,421	6,542	3,101	2,691	2,570	2,324	368

	政策	—	—	—	—	—	—	—
	歳入（経常）	472	380	208	156	—	—	—
	経常歳出－歳入	5,949	6,162	2,893	2,535	2,570	2,324	368
	削減効果 ※ (H31/3 期比)		213	▲3,056	▲3,414	▲3,379	▲3,625	▲5,581

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)教育使用料	—	—	—	—	—	—	—
保健体育使用料 体育施設使用料	—	—	211	156	203	—	—
(経)雑入	—	—	—	—	—	—	—
教育費雑入 自動販売機電気料	—	—	11	11	14	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	222	167	217	—	—

※ H31/3 期及び R2/3 期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)体育施設管理運営費 一般電話料	—	—	35	32	32	—	—
	—	—	32	32	24	—	—
(経)体育施設管理運営費 委託料	—	—	529	234	237	—	—
	—	—	529	234	237	—	—
(経)体育施設管理運営費 電気料	—	—	96	100	84	—	—
	—	—	96	100	84	—	—
(経)体育施設管理運営費 水道料	—	—	31	41	34	—	—
	—	—	31	41	34	—	—
(経)体育施設管理運営費 使用料及び賃借料	—	—	2,446	2,324	2,324	2,324	368
	—	—	2,446	2,324	2,324	2,324	367

(経) 体育施設維持補修費	—	—	—	—	—	—	—
修繕料	—	—	—	—	23	—	—
(経) 体育施設維持補修費	—	—	—	—	—	—	—
工事請負費	—	—	—	—	864	—	—
合 計	—	—	3,137	2,731	2,711	2,324	368
	—	—	3,134	2,731	3,590	2,324	367

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

■市所有施設の所管換手続

機能が廃止された市所有の財産について、所管部署は原則として担当課から施設活用推進課へ変更される（福井市財務会計規則第163条第2項）。ただし、「構築物又は工作物で取壊しを目的に用途を廃止するもの」や「当該財産を施設活用推進課長が管理し、又は処分することが不適当と認められるもの」については、施設活用推進課への引継ぎは不要とされる（同但書き及び同第171条第2項但書き）。

この点、美山庭球場「ウイंक」は令和5年3月末に機能廃止となっているが、所管するスポーツ課の管理の下、現在も地域住民に利用されている。所管課へヒアリングしたところ、地域住民からの存続要望もあり継続して交渉窓口を担ってきたとのことであり、実際、交渉記録の閲覧を通じてこうした事実を確認することができた。そのため、規程の例外事項として、

「当該財産を施設活用推進課が管理し、又は処分することが不適当とみとめられるもの」に該当し、そのままスポーツ課が管理することにも合理性があるようにも思われる。ただし、こうした例外的な取り扱いを行うのであれば所管換しないとした明確な決裁手続を行うべきであると考えられるが、こうした手続を示す書類は示されていない。

今回、他の施設においても同様の事実が確認されており、全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【指摘】として総論に取りまとめている（総論P.39参照）。

(2) 情報の一元化管理について

■固定資産台帳に登録された物件の誤入力及び適正な名称の反映

固定資産台帳を閲覧したところ、美山庭球場「ウイंक」に関連する建物施設として以下に示す2棟のほか、これらとは別に「工作物（管理棟、コートフェンス、照明）」が登録されていた。

この内、倉庫・物置利用される建物について、延床面積13.20㎡にもかかわらず取得価格88,099千円と、高額の施設であることが判明した。この点、所管するスポーツ課にヒアリン

がしたところ、事務所と倉庫・物置を同時期に取得した際、取得価格を誤登録したとのことであった。正確には、事務所（144.40㎡）の取得価格が88,098千円、倉庫・物置（13.20㎡）の取得価格が13,718千円である。

また、現場視察を行ったところ、工作物として登録されている管理棟については該当する施設を確認できなかった。あらためて所管課にヒアリングしたところ、隣接する自転車置き場が該当するとのことであった。

【固定資産台帳の登録状況（R6.3.31）】

固定資産 番号	取得日	資産勘定 名称	数量 (㎡)	取得価格 (千円)	期末簿価 (千円)	財産区分 名称	用途	耐用年数 (年)
2000001388	H6.3.30	建物	144.40	13,718	0	行政財産	事務所	24
2000008014	H6.3.30	建物	13.20	88,099	0	行政財産	倉庫・物置	15
		(建物合計)	157.60	101,817	0			
6000000059	H5.4.1	工作物（※）	2,964.00	211,770	17,965			30

（※）固定資産台帳上、件名に「美山庭球場『ウインク』（管理棟、コートフェンス、照明）」との登録あり。

【指摘】固定資産台帳に登録された物件の誤入力について<スポーツ課><施設活用推進課>

美山庭球場「ウインク」に関して固定資産台帳を閲覧したところ、倉庫利用されている小規模な建物について非常に高額であることが判明した。所管するスポーツ課に詳細を確認したところ、同時期に取得した事務所施設との間で相互に取得価格を誤入力したとのことであった。

当該施設はアクションプラン第1期において機能廃止とされ、取組状況においては目的が達成されたとされる。しかし、施設が現存しているだけでなく、現在も地域住民の利用に供されている実態に照らせば、固定資産台帳を適切に修正して管理すべきである。

なお、現場視察時には明確に確認できなかったものの、所管課から回答された「鉄筋コンクリート造」との施設構造からすれば、事務所施設が24年、倉庫・物置が15年とされる耐用年数も誤入力されている可能性が極めて高い。取得価格を修正登録する際には、あわせて検討すべきである。この点、該当する施設は平成6年3月に取得されており、耐用年数を考慮すると既に償却済みであることから今後の実態に影響を及ぼさないとも思われる。そのため、耐用年数まで修正することに意味がないと考えるかもしれないが、過去に作成した当該施設に関する施設カルテ上の減価償却費に影響を及ぼす可能性があった点に留意が必要である。

【意見】固定資産台帳への登録名称について<スポーツ課>

現場視察を行い確認できた施設について固定資産台帳との照合を行ったところ、実態を把握できていない「工作物（管理棟）」が登録されていた。内容について所管するスポーツ

課にヒアリングしたところ、管理棟とあるのは自転車置き場を指すものであり、別途登録されている建物とは別の施設であるとのことであった。

美山庭球場「ウイंक」はテニスコートを含む一体化した施設を指すものであり、事務所や倉庫を含め登録すべき施設を多数有する。そのため、今後の情報管理を容易にするためにも、「管理棟」としてではなく、正確な名称である「自転車置き場」として登録しておく方が望ましい。

■施設及び市所有地の用途変更

当該施設は令和5年3月末に機能廃止とされており、前提として行政目的で保有する財産ではないと考えられる。しかし、直近の固定資産台帳を閲覧したところ、美山庭球場「ウイंक」に関連する事務所や倉庫等施設は「行政財産」として登録されたままであった。

所管するスポーツ課へヒアリングしたところ、当該施設について一旦は機能廃止としたものの、地域住民からの継続利用といった要望を踏まえて調整した結果、「普通財産」に用途変更することなく、「行政財産」のまま据え置いたとのことであった。実際、決裁伺書や契約書等の関連資料を閲覧しても、「行政財産」の目的外使用として適切に事務処理がなされている実態が確認できた。

【意見】用途変更に関するタイミングの事前検討について<スポーツ課>

美山庭球場「ウイंक」について、アクションプラン上は機能廃止として行政目的での使用を行わない方針としつつも、固定資産台帳上は「行政財産」のまま用途変更がなされていない。所管するスポーツ課によれば、施設の利用に関する地域住民との意見調整の結果であり、「行政財産」として取り扱うことに問題はないとする。

この点、運用の曖昧さは残るものの、所管課の判断が著しく不合理であるとは言えず、また「行政財産」としての目的外利用に関する事務手続に関しても適切になされている実態に照らして、監査上の問題があるとは言えないと判断した。しかし、現状では「普通財産」とするタイミングが明確になっておらず、将来に向けて事務処理が混乱する可能性がある。状況を踏まえ、どのような事実をもって用途変更（ひいては所管換）を行うのかについて、事前に検討しておくことが望ましい。

なお、施設の機能廃止に伴い用途変更するタイミング及び手続についてはルール適用が曖昧であり、他の施設の状況を見ても統一的に取り扱われていない。ルール整備については全庁的に取り組むべき課題でもあり、関連論点として考察を別途【意見】として総論に取りまとめた（総論P.41参照）。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」のタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。美山庭球場「ウイंक」は、庭球場施設としての機能が令和5年3月末に廃止されており、そのためアクションプラン第1期において面積削減の効果があつたとされる。しかし、当該施設は現在もテニスコートとして地元住民に貸与されているだけでなく、建物施設も休憩所や倉庫として利用されており、延床面積が削減されたとする状況にはない。

そこで、当該施設が存続し利用されている実態に照らし、監査人としては機能の廃止時点ではなく、譲渡や解体といった完全に市の管理から外れたタイミングで実際に削減効果があつたと仮定し、シミュレーションを行うこととした。検討した結果及び実態に照らせば、上記「5. (1) 床面積の削減効果」は以下のようになる。

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	157.60	157.60	157.60	157.60	157.60	157.60	157.60
H31年度(解体等)比		-	-	-	-	-	-

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた(総論P.47参照)。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表するにとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、文書保存年限前の令和2年度から令和6年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

なお、美山庭球場「ウイंक」に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた(総論P.51参照)。

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R4	3,900	歳出	経常	6,421	6,542	3,134	2,731	3,590	2,324	367
			政策	—	—	—	—	—	—	—
		歳入(経常)		472	380	222	167	217	—	—
		経常歳出－歳入		5,949	6,162	2,912	2,564	3,373	2,324	367
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			213	▲3,037	▲3,385	▲2,576	▲3,625	▲5,582

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ-15. 川西テニスコート

1. 施設概要

所管所属	商工労働部 観光文化スポーツ局 スポーツ課	
代表所在地	砂子坂町5-9-1	
機能廃止前の用途	スポーツ施設	
当初取得価格	16,427,470円	
建築年度	平成3年	
建物施設の構造	木造	
耐用年数	24年	
耐震性の状況	有	
延床面積合計	41.78㎡	
利活用の履歴	平成4年 1月 竣工 令和5年 3月 機能廃止 令和6年 9月 建物解体 令和6年 12月 構造物解体及び跡地造成 令和7年 3月 土地賃貸借契約解除	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

2. 敷地概要

敷地面積合計	6,029㎡
所有の状況	【借地】 面積 : 6,029㎡ 開始年月 : 平成2年7月 使用期間 : 2年9ヶ月（自動更新特約有） ※令和2年3月に自動更新期間を3年から1年へ変更 借地料 : 令和6年度実績 2,302,453円 原状回復義務 : 有

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	機能廃止
廃止年月	令和5年3月末
削減した延床面積	41.78㎡（市から提示された資料データに基づく）
廃止後の事業の状況	ホームページ等を活用し、近隣の類似施設（わかばテニスコート等）の利用を周知して行政事業を継続

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	令和6年9月に解体
	敷地	令和7年3月に返還

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

施設は解体、敷地（借地）は返還済みであり、当該物件に対する今後の関与なし。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格（千円）	16,427	16,427	16,427	16,427	16,427	16,427	—
償却累計額（千円）	16,427	16,427	16,427	16,427	16,427	16,427	—
償却累計率 ※	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—

※ 償却累計率＝償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格（千円）	—	—	—	—	—	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況（公会計ベース）

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計（千円）	—	23	21	25	39	—
使用料収入	—	23	21	25	39	—
その他収入	—	—	—	—	—	—
② 支出計（千円）	2,570	2,701	2,580	2,600	2,547	—
物件費	2,570	2,691	2,580	2,600	2,547	—

	(うち借地料)	2,423	2,423	2,303	2,303	2,303	—
	(うち指定管理料)	—	—	—	—	—	—
	維持補修費	—	10	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
③収支差額(千円)(①-②)		▲2,570	▲2,678	▲2,559	▲2,575	▲2,508	—
④利用者数(人)		208	135	111	111	—	—
利用者1人当たり 収支(円)(③/④)		▲12,356	▲19,837	▲23,054	▲23,198	—	—
減価償却費(千円)		—	—	—	—	—	—
改築更新費(千円)		—	—	—	—	—	—

※ 令和5年3月末に施設を廃止、同年9月に施設を解体しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定(アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
延床面積	41.78	41.78	41.78	41.78	41.78	—	—	
H31年度削減比		—	—	—	—	▲41.78	▲41.78	

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績(決算額)

(単位: 千円)

着手年度	アクションプラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R4	2,700	歳出	経常	2,506	2,663	2,598	2,482	2,475	2,303	2,303
			政策	—	—	—	—	—	473	73,351
		歳入(経常)	—	—	—	—	—	—	—	
		経常歳出-歳入	2,506	2,663	2,598	2,482	2,475	2,303	2,303	
		削減効果 ※ (H31/3期比)		157	92	▲24	▲31	▲203	▲203	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経) 雑入	—	—	—	—	—	—	—
教育費雑入 保健体育費雑入	—	—	2	—	2	—	—
(政) 体育施設廃止事業	—	—	—	—	—	—	61,500
保険体育債 保険体育施設整備事業債	—	—	—	—	—	—	54,700
合 計	—	—	—	—	—	—	61,500
	—	—	2	—	2	—	54,700

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経) 体育施設管理運営費	—	—	184	184	184	—	—
委託料	—	—	184	184	138	—	—
(経) 体育施設管理運営費	—	—	16	15	15	—	—
電気料	—	—	16	15	15	—	—
(経) 体育施設管理運営費	—	—	13	19	13	—	—
水道料	—	—	13	19	13	—	—
(経) 体育施設管理運営費	—	—	6	6	6	—	—
手数料	—	—	6	6	6	—	—
(経) 体育施設管理運営費	—	—	2,424	2,303	2,303	2,303	2,303
使用料及び賃借料	—	—	2,424	2,303	2,303	2,303	2,303
(経) 体育施設廃止事業	—	—	—	—	—	893	3,490
委託料	—	—	—	—	—	473	3,201
(経) 体育施設廃止事業	—	—	—	—	—	—	76,392
工事請負費	—	—	—	—	—	—	87,689
合 計	—	—	2,643	2,527	2,521	3,196	82,185
	—	—	2,643	2,527	2,475	2,776	93,193

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

■施設の用途変更

川西テニスコートは令和5年3月末に機能廃止とされており、前提として行政目的で保有する財産ではなくなっている。しかし、固定資産台帳を閲覧したところ、令和6年9月における解体時点の直前まで行政財産として登録されていた。所管するスポーツ課へヒアリングしたところ、「同時期に廃止しかつ解体まで終えている大安寺キャンプ場と同様、直ちに取壊す見通しであった」ため、普通財産とはせず行政財産のまま登録変更しなかったとのことであった。ヒアリングの結果を受け、当該施設だけでなく、同時期に機能廃止及び解体を行っている大安寺キャンプ場の決裁伺書を閲覧したところ、同様のスケジュール感で解体に向けた対応がなされていた事実を確認できた。

通常、機能廃止から解体に至るまでに長期間を要することはないと考えられ、このような場合には行政財産から普通財産への変更を行わないことにも合理性が認められる。しかし、借地権返還交渉や予算措置のために解体時期が遅延することが判明した場合、このタイミングで用途変更し固定資産台帳上の記載を修正しておくことが望ましい。

今回のケースでは、当初想定していたよりも地域住民との意見調整に時間を要したことが確認できており、固定資産台帳上、行政財産から普通財産へ修正しなかった点について問題があるとまでは言えないものと判断した。

ただし、こうした実態に照らして用途変更の要否判断を行う場合でも、まずは市全体での方針が明確にされており、かつ運用されていることが必要である。今回の監査では、用途変更に関するルール適用が曖昧であることにより、他の施設の状況を見ても統一的に取り扱われていない状況が確認された。ルール整備については全庁的に取り組むべき課題でもあり、当該論点に関連する考察を別途【意見】として総論に取りまとめた（総論P.41参照）。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」のタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。川西テニスコートは令和5年3月末に機能を廃止しており、そのため、アクションプラン第1期において面積削減の効果があったとされる。しかし、当該施設自体は令和6年9月の解体時まで存続していただけでなく、敷地は借地であったために実際に土地が返還される令和7年3月末までは年間2,303千円の借地料が発生している状況であった。令和6年度まで建物施設は存続しており、監査人としては機能の廃止時点ではなく、譲渡や解体といった完全に市の管理から外れたタイミングで実際に削減効果があったと仮定し、シミュレーションを行うこととした。検討した結果及び実態に照らせば、上記「5.(1)床面積の削減効果」は以下のようになる。

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	41.78	41.78	41.78	41.78	41.78	41.78	—
H31年度(解体等)比		—	—	—	—	—	▲41.78

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた(総論P.47参照)。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表することとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、文書保存年限前の令和2年度から令和6年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

なお、川西テニスコートに関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた(総論P.51参照)。

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R4	2,700	歳出	経常	2,506	2,663	2,643	2,527	2,475	2,776	2,303
			政策	—	—	—	—	—	473	90,890
		歳入(経常)	—	—	2	—	2	—	—	
		経常歳出—歳入	2,506	2,663	2,641	2,527	2,473	2,776	2,303	
		削減効果 ※ (H31/3 期比)		157	135	21	▲33	270	▲203	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ－１６．文化会館

１．施設概要

所管所属	商工労働部 観光文化スポーツ局 文化振興課	
代表所在地	春山２丁目 7-1	
機能廃止前の用途	多目的ホール	
当初取得価格	1,278,443,950 円	
建築年度	昭和 43 年	
建物施設の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
耐用年数	50 年	
耐震性の状況	有 (C・D ランク)	
延床面積合計	5,439.13 ㎡	
利活用の履歴	昭和 43 年 開館 令和 3 年 3 月 閉館 令和 3 年 4 月 機能廃止 令和 7 年 7 月 解体	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

２．敷地概要

敷地面積合計	5,197.08 ㎡
所有の状況	【市有地】(※) 面積 : 5,197.08 ㎡ 取得価格 : 229,485,646 円 (※) 面積及び取得価格には、後述の平成 30 年度に解体された「Ⅲ－１７．旧市民福祉会館」の土地の一部 (2,505.97 ㎡、229,485,645 円) が含まれる。

３．該当施設に対する福井市の取り組み状況

(１) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	機能廃止
廃止年月	令和 3 年 3 月末
削減した延床面積	5,439.13 ㎡ (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	多目的ホール機能は近隣のフェニックス・プラザへ代替

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	解体工事（工期：令和5年9月～令和7年7月）
	敷地	市有地として継続管理

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

令和7年度に解体工事完了。その後、敷地は施設活用推進課へ所管替えし関係所属と公共的な利活用を検討する。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
工事請負費	163,784千円	旧文化会館建物の維持管理費

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

① 建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格（千円）	1,372,404	1,372,404	1,372,404	1,372,404	1,372,404	1,372,404	1,372,404
償却累計額（千円）	1,278,203	1,281,355	1,287,656	1,278,213	1,184,257	1,184,262	1,184,272
償却累計率 ※	93.1%	93.4%	93.8%	93.1%	86.3%	86.3%	86.3%

※ 償却累計率＝償却累計額÷取得価格

なお、上記の数値は市から提供されたデータに基づく。

② 敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格（千円）	229,485	229,485	229,485	229,485	229,485	229,485	229,485

(2) 収支及び関連費用の状況（公会計ベース）

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計（千円）	7,560	3,907	—	—	—	—
使用料収入	4,029	3,907	—	—	—	—
その他収入	3,531	—	—	—	—	—
② 支出計（千円）	85,041	89,093	—	—	—	—

物 件 費	83,371	89,093	—	—	—	—
（うち借地料）	—	—	—	—	—	—
（うち指定管理料）	75,732	84,785	—	—	—	—
維 持 補 修 費	1,670	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
③収支差額（千円）（①-②）	▲77,481	▲85,186	—	—	—	—
④利用者数（人）	74,183	32,988	—	—	—	—
利用者1人当たり 収支（円）（③/④）	▲1,044	▲2,582	—	—	—	—
減価償却費（千円）	3,153	6,300	—	—	—	—
改築更新費（千円）	—	—	—	—	—	—

※令和3年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定（アクションプラン第1期終了時）

（1）市の主張に基づく延床面積の削減効果

（単位：㎡）

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延 床 面 積	5,439.13	5,439.13	5,439.13	—	—	—	—
H31 年度削減比	/	—	—	▲5,439.13	▲5,439.13	▲5,439.13	▲5,439.13

（2）財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績（決算額）

（単位：千円）

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R3	64,100	歳出	経常	76,293	81,862	89,093	926	5	5	5
			政策	21,338	97,604	3,338	16,331	27,882	119,181	210,174
		歳入（経常）	320	4,029	3,906	—	—	—	—	
		経常歳出－歳入	75,973	77,833	85,187	926	5	5	5	
		削減効果 ※ （H31/3 期比）	/	1,860	9,214	▲75,047	▲75,968	▲75,968	▲75,968	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)教育使用料 社会教育使用料	—	—	27	—	—	—	—
文化会館使用料	—	—	27	—	—	—	—
(経)教育使用料 社会教育使用料	—	—	3,176	—	—	—	—
文化会館駐車場使用料	—	—	3,879	—	—	—	—
(政)国庫支出金 社会教育費補助金	—	—	—	—	—	—	17,468
社会資本整備総合交付金	—	—	—	—	1,294	8,734	17,468
(政)国庫支出金 社会教育費補助金	—	—	—	—	1,666	8,734	—
都市構造再編集中支援事業補助金	—	—	—	—	—	—	—
(政)教育債 社会教育債	—	—	—	—	3,000	74,400	172,100
文化施設整備事業債	—	—	—	—	2,300	74,400	172,100
合 計	—	—	3,203	—	4,666	83,134	189,568
	—	—	3,906	—	3,594	83,134	189,568

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)文化会館管理運営費	—	—	90,509	—	—	—	—
委託料	—	—	87,949	—	—	—	—
(経)文化会館管理運営費	—	—	1,145	925	5	5	5
使用料及び賃借料	—	—	1,145	925	5	5	5
(政)文化会館管理運営費	—	—	—	37	12	30	3
需用費 消耗品費	—	—	—	29	12	27	3
(政)文化会館管理運営費	—	—	—	8	—	—	—
需用費 燃料費	—	—	—	—	—	—	—
(政)文化会館管理運営費	—	—	—	1,000	1,000	600	—
需用費 電気料	—	—	—	874	866	476	—

(政) 文化会館管理運営費	—	—	—	—	297	—	—
需用費 修繕料	—	—	—	—	297	—	—
(政) 文化会館管理運営費	—	—	—	177	—	—	—
役務費 運搬料	—	—	—	125	—	—	—
(政) 文化会館管理運営費	—	—	—	1	—	6	—
役務費 手数料	—	—	—	1	—	6	—
(政) 文化会館管理運営費	—	—	—	18,396	45,284	25,563	484
委託料	—	—	—	15,168	26,625	25,253	484
(政) 文化会館管理運営費	—	—	—	2	5	44	53
使用料及び賃借料	—	—	—	2	5	27	16
(政) 文化会館管理運営費	—	—	—	—	—	92,699	209,637
工事請負費	—	—	—	—	—	92,692	209,637
(政) 文化会館管理運営費	—	—	—	58	—	—	—
備品購入費	—	—	—	58	—	—	—
(政) 文化会館管理運営費	—	—	1,691	79	79	79	78
負担金、補助及び交付金	—	—	1,691	79	79	40	36
(政) 文化会館管理運営費	—	—	1,647	—	—	664	—
補償、補填及び賠償金	—	—	1,647	—	—	664	—
合 計	—	—	94,992	20,683	46,682	119,690	210,260
	—	—	92,432	17,261	27,889	119,190	210,181

※ H31/3 期及び R2/3 期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合規性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

■固定資産台帳に登録された物件の誤入力

文化会館として登録されている建物に関して取得価格 1,278,444 千円の施設であったところ、令和元年度に調光装置 93,960 千円を取得し 1,372,404 千円となった。その後、文化会館の解体に際し同装置を近隣の代替施設であるフェニックス・プラザへ移設しており、市はあらためて固定資産台帳上における同装置の名称等を登録し直した。しかし、既存登録されていた取得価格そのものの修正がなされていない。これらの状況について、市から提供された建物の内容を令和 2 年度末及び令和 3 年度末における固定資産台帳（抜粋）に紐づけて示せば、以下のようなになる。

i) 所管課から入手した「4 (1) ①建物施設の推移」情報の一部 (再掲)

	令和2年度 (R3/3)	令和3年度 (R4/3)
取得価格	1,372,404 千円	1,372,404 千円
償却累計額	1,287,656 千円	1,278,213 千円
償却累計率	93.8 %	93.1 %

ii) 固定資産台帳 抜粋

■令和2年度 (R3.3.31時点)

(単位: 千円)

固定資産 番号	件名	数量 (㎡)	① 取得価格	②内訳の 合計	内訳			③差額 (①-②)
					期末簿価	当年度 減価償却 累計額	過年度 減価償却 累計額	
2000001508	文化会館(建物)	5,439.13	1,372,404	1,278,444	231	5	1,278,208	93,960
6000017350	福井市文化会館 舞台調光装置(附属設備)	0.00		93,960	84,517	6,295	3,148	-93,960
6000018861	フェニックス・プラザ 調光装置(附属設備)							
		5,439.13	1,372,404	1,372,404	84,748	6,300	1,281,355	

減価償却累計額 1,287,656

■令和3年度 (R4.3.31時点)

(単位: 千円)

固定資産 番号	件名	数量 (㎡)	① 取得価格	②内訳の 合計	内訳			③差額 (①-②)
					期末簿価	当年度 減価償却 累計額	過年度 減価償却 累計額	
2000001508	文化会館(建物)	5,439.13	1,372,404	1,184,484	226	-93,955	1,278,213	187,920
6000017350	福井市文化会館 舞台調光装置(附属設備)							
6000018861	フェニックス・プラザ 調光装置(附属設備)	0.00	93,960	93,960	78,222	6,295	9,443	
		5,439.13	1,466,364	1,278,444	78,448	-87,660	1,287,656	187,920

減価償却累計額 1,184,257

- ①令和2年度末において、調光装置 93,960 千円は文化会館の附属設備として減価償却計算されており、全体の取得価格は期末簿価と減価償却累計額の合計と一致していた。
- ②令和3年度末において、固定資産台帳上の取得価格 1,372,404 千円は、期末簿価 226 千円と減価償却累計額 1,184,257 千円の合計と 187,920 千円だけ相違する。これは、調光装置 93,960 千円を別途登録し直した際に文化会館の取得価格を修正せず、かつ減価償却累計額のみを減額したことによる。
- ③その後の年度末においても、この 187,920 千円の不整合は生じたままである。

【指摘】 固定資産台帳に登録された物件の誤入力について<文化振興課><施設活用推進課>

市が管理する文化会館の取得価格について固定資産台帳上の推移を検討したところ、追加取得ののち、同施設の解体に伴い代替施設であるフェニックス・プラザへ移設した調光装置の更新処理に不備があった。この結果、同施設の償却累計率の算定基礎に誤りが生じ

ているほか、取得価格そのものが過大に計上されており、固定資産台帳の修正を要する。

■施設の用途変更

文化会館は令和3年3月末に機能廃止とされており、その後、令和7年7月に解体されるまで遊休の状態であった。そのため、廃止時点では既に行政目的を有する施設とは言えない状況であったが、令和5年度末の固定資産台帳を閲覧すると「行政財産」のまま登録されている事実が確認された。所管する文化振興課の担当者へヒアリングしたところ、「解体工事完了後、敷地は施設活用推進課へ所管換し、関係所属と公共的な活用を検討していく」とし、解体後の施設跡地の将来的な活用については今後検討する方針とのことであった。その上で、「公的利用としての方向性をもって行政財産として管理していく以上、利用のあり方についても継続的に検討していくことになる。また、施設活用推進課の説明では、設置管理条例の廃止が必ずしも普通財産になるわけではなく、公用の目的がある場合は、『行政財産』としての取扱いがなされる」との回答を得た。

この点、既に事業を廃止しており将来において施設解体が計画されている状況の中、公的利用するとの方向性のみで行政財産のまま用途変更しないことは管理方針として十分ではない。今回のケースでは将来的に公共的な活用を検討していくとするが、少なくとも具体的な「公用の目的」を明らかにすべきである。また、「公用の目的」といった曖昧なルールで用途変更の時期を決定すると、用途変更の時機が各所管課の判断に委ねられ各対応が異なることにつながりかねない。

今回、当該施設だけではなく他の施設においても同様の運用がなされており、全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめている（総論P.41参照）。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」のタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。文化会館は令和3年3月末に機能を廃止しており、そのためアクションプラン第1期において面積削減の効果があつたとされる。しかし、当該施設は令和7年7月に解体されるまで市の所有物として存続しており、監査人としては機能の廃止時点ではなく、解体といった完全に市の管理から外れたタイミ

ングで実際に削減効果があったと仮定し、シミュレーションを行うこととした。検討した結果及び実態に照らせば、上記「5. (1) 床面積の削減効果」は以下ようになる。

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	5,439.13	5,439.13	5,439.13	5,439.13	5,439.13	5,439.13	5,439.13
H31年度(解体等)比		—	—	—	—	—	—

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた(総論P.47参照)。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表することとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、文書保存年限前の令和2年度から令和6年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

なお、文化会館に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた(総論P.51参照)。

(単位：千円)

着手年度	アクションプラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R3	64,100	歳出	経常	76,293	81,862	89,094	925	5	5	5
			政策	21,338	97,604	3,338	16,336	27,884	119,184	210,176
		歳入(経常)	320	4,029	3,906	—	—	—	—	
		経常歳出—歳入	75,973	77,833	85,188	925	5	5	5	
		削減効果 ※ (H31/3期比)		1,860	9,215	▲75,048	▲75,968	▲75,968	▲75,968	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

(7) その他

■固定資産台帳に登録されている土地の評価

当該施設に関する物件情報の整合性を検証するため固定資産台帳を閲覧したところ、敷地として供されている以下の土地について、1円で評価されている事実が確認された。所管する文化振興課へヒアリングしたところ、「施設活用推進課のマニュアルに則った記載額」として、備忘価格1円により登録されている旨の回答を得た。

(固定資産台帳 令和5年度)

固定資産 番号	勘定名称	件名	財産区分	数量 (㎡)	取得価格 (円)
1000014524	土地	文化会館	行政財産	2,691.11	1

【指摘】固定資産台帳に登録されている土地の評価について<文化振興課><施設活用推進課>

固定資産台帳を閲覧したところ、当該施設の敷地として供されている土地2,691.11㎡について、備忘価格1円にて評価されている事実が確認された。

この点、市の固定資産台帳の整備を所管する施設活用推進課が作成した「地方公会計 事務の手引き（平成30年4月 財政課・施設活用推進室）」によれば、「固定資産の金額については、取得時の金額（開始当初は再調達価格等）となり、処分するまで基本的に変更することはない」とされている。そのため、同「手引き」が作成される前から市が所有していた当該施設の土地については単に備忘価格1円ではなく、再調達価格等により評価すべきであった。実際、対象とされる土地は福井市内の主要街道沿いに位置するものであり、2,691.11㎡もの面積を有する土地が1円と評価されることは想定されにくい。また、仮に将来的な譲渡を想定すると、公会計上において実態とは乖離した極端に多額の売却益が計上されることになりかねない。

なお、こうした土地の備忘価格1円による評価の懸念については、今回の監査において当該敷地のみにて確認された。しかし、今回の監査において各論の対象とした28施設はアクションプラン第1期において廃止された施設であり、市が管理対象とする施設を代表するサンプルではない。そのため、市が管理する他の施設においても同様の事案が発生していないかを広く確認すべきである。

■施設内に保管していた美術品の取扱い

当該施設は令和7年7月までに解体されており、所管する文化振興課によれば施設内に飾られていた美術品は、市立美術館や郷土歴史博物館内の倉庫のほか、美山総合支所にて保管されているとのことであった。あらためて、美術品台帳を確認したところ、解体前の当該施設内に

は作者不明の絵画を含む33品の美術品が設置されていたことを確認できた。そこで、各論で検討した他施設内の美術品と比較すると必ずしも同様の取扱いは行われておらず、各課が所管する倉庫等にて各々が管理している状況であった（例えば、「Ⅲ－1．越廼総合支所」や「Ⅲ－5．すかっとランド九頭竜」など）。

この点、今回の監査テーマである施設マネジメントの観点からすれば、将来的な施設の廃止や解体に向けてこうした美術品保管の課題が今後も多数生じてくることが予想される。管理の方針や方向性については全庁的に検討されるべき課題でもあることから、総論において将来に向けた【意見】として取りまとめた（総論P.53参照）。

Ⅲ-17. 旧市民福祉会館 (H30 解体済)

1. 施設概要

所管所属	商工労働部 観光文化スポーツ局 文化振興課	
代表所在地	春山2丁目7-15	
機能廃止前の用途	ホール・貸館施設	
当初取得価格	不明	
建築年度	昭和48年	
建物施設の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
耐用年数	50年	
耐震性の状況	有(ランクC)	
延床面積合計	6,917.79 m ²	
利活用の履歴	昭和48年 市民の福祉増進と生活文化向上のため開館 平成29年3月 老朽化のため閉館、機能廃止 平成30年度 解体	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

2. 敷地概要

敷地面積合計	2,519.05 m ²
所有の状況	【市有地】 面積 : 2,519.05 m ² 取得価格 : 230,680,536 円

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	近隣のフェニックス・プラザ内に機能移転
廃止年月	平成29年3月末
削減した延床面積	6,917.79 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	機能を移転して事業を継続

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	平成30年度に解体済み
	敷地	市有地として跡地を整備し、隣接する文化会館の駐車場として利用

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

令和7年度に隣接していた文化会館の解体工事が完了し、文化会館の駐車場として利用していた当旧市民福祉会館の跡地と合わせ、文化振興課から施設活用推進課へ所管替えを予定している。その上で、関係所属と公共的な利活用を検討する。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	—	—	—	—	—	—	—
償却累計額(千円)	—	—	—	—	—	—	—
償却累計率 ※	—	—	—	—	—	—	—

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

(※)	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	—	—	—	—	—	—	—

※平成30年度に施設が解体された後、敷地は隣接する文化会館の駐車場として利用されている。

(2) 収支及び関連費用の状況(公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
①収入計(千円)	—	—	—	—	—	—
使用料収入	—	—	—	—	—	—
その他収入	—	—	—	—	—	—
②支出計(千円)	—	—	—	—	—	—
物件費	—	—	—	—	—	—
(うち借地料)	—	—	—	—	—	—

	(うち指定管理料)	—	—	—	—	—	—
	維持補修費	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
③収支差額(千円) (①-②)		—	—	—	—	—	—
④利用者数(人)		—	—	—	—	—	—
利用者1人当たり 収支(円) (③/④)		—	—	—	—	—	—
減価償却費(千円)		—	—	—	—	—	—
改築更新費(千円)		—	—	—	—	—	—

※平成29年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定(アクションプラン第1期終了時)

(1) 延床面積の削減効果(市の主張に基づく)

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	—	—	—	—	—	—	—
H31年度削減比		▲6,917.79	▲6,917.79	▲6,917.79	▲6,917.79	▲6,917.79	▲6,917.79

※ 同施設は平成30年度に解体済みであり、H31/3期を比較対象とすると削減効果「-」となる。

ただし、市はアクションプラン第1期において当初延床面積6,918 m²が削減されたとする。

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績(決算額)

(単位: 千円)

着手年度	アクションプラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R2	2,900	歳出	経常	—	—	—	—	—	—
			政策	—	—	—	—	—	—
		歳入(経常)	—	—	—	—	—	—	
		経常歳出-歳入	—	—	—	—	—	—	
		削減効果 ※ (H31/3期比)		—	—	—	—	—	

※ ▲表記は効果あり、正値表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(該当なし)	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(該当なし)	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合規性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

特に記載すべき事項はない。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

当該施設における旧市民福祉会館としての機能は平成29年3月末に近隣のフェニックス・プラザ内に移転しており、施設そのものは平成30年度に解体されている。この点、市はアクションプラン第1期（令和元年度～令和5年度）において当該施設の延床面積6,918㎡が削減されたとするが、機能移転及び解体された時期はいずれもアクションプラン第1期の開始時よりも前である。そのため、市が主張する延床面積の削減の時期と、実際の機能移転や解体の時期とに乖離が生じており、延床面積が削減されたタイミングの判断が困難な状況にある。

そこで、監査人としては機能の廃止時点ではなく、解体といった完全に市の管理から外れたタイミングで実際に削減効果があったと仮定し、シミュレーションを行うこととした。検討した結果及び当該施設が平成30年度に解体されていた実態に照らせば、上記「5.（1）床面積の削減効果」は以下ようになる。

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	—	—	—	—	—	—	—
H31年度（解体等）比	—	—	—	—	—	—	—

※ ▲表記は効果あり、正値表記は効果なしとして記載している。

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.47参照）。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

(7) その他

■市民福祉会館の機能移転に伴う施設運営のあり方

旧市民福祉会館施設の解体に合わせ、平成29年度に市民福祉会館の機能を近隣のフェニックス・プラザ内へ移転した。その際、「福井市民福祉会館の設置及び管理に関する条例」を改正しているが、固定資産台帳上、「福井市民福祉会館の設置及び管理に関する条例」に定められた事業を遂行するために利用する行政財産が明示されていない。

この点、事実関係を整理すると以下ようになる。

- ①現在、福井市民福祉会館について、施設活用推進課所管の「フェニックス・プラザの設置及び管理に関する条例」及び福祉政策課所管の「福井市民福祉会館の設置及び管理に関する条例」が定められており、同一施設内に条例を異にする複数の行政機能が存在する。

- ②「フェニックス・プラザの設置及び管理に関する条例」第3条では「フェニックス・プラザは、次に掲げる機能を有する施設の複合施設とする」とし、第3項として「市民や団体の福祉活動の拠点としての機能」としての「福井市民福祉会館」を掲げている。
- ③上記の②とは別に、「福井市民福祉会館の設置及び管理に関する条例」第1条にて「福井市民の福祉の増進と生活文化の向上を図るため、福井市民福祉会館を設置する」としている。
- ④ホームページ上にあるフェニックス・プラザの「ホール利用料金表」上で、ホール種別ごとに条例で定める範囲を明示すると、以下のようになる。

ホール利用料金表

(単位:円)

時間区分 種別		利用料金						
		基本利用料金(セット料金)						超過料金
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過時間 1時間 当たりの 料金
		9時~12時 3時間	13時~17時 4時間	18時~22時 4時間	9時~17時 8時間	13時~22時 9時間	9時~22時 13時間	
エルピス 大ホール	平日	55,000	79,200	84,700	133,100	163,900	198,000	18,700
	土・日・休日	67,100	96,800	104,500	163,900	201,300	242,000	22,000
楽屋1号	B1F	1,210	1,760	1,870	2,970	3,520	4,290	440
楽屋2号		1,210	1,760	1,870	2,970	3,520	4,290	440
楽屋3号		4,950	7,150	7,700	12,100	14,850	17,820	1,650
楽屋4号		4,950	7,150	7,700	12,100	14,850	17,820	1,650
楽屋事務室		660	880	990	1,540	1,870	2,310	220
楽屋控室		770	1,100	1,210	1,980	2,420	2,860	220
第1浴室		880	1,320	1,430	2,200	2,750	3,300	330
第2浴室		880	1,320	1,430	2,200	2,750	3,300	330
小ホール	平日	16,500	24,200	26,400	40,700	49,500	60,500	5,500
	土・日・休日	19,800	28,600	30,800	48,400	59,400	71,500	6,600
楽屋5号	2F	1,650	2,420	2,640	4,070	4,950	5,940	550
楽屋6号		1,430	1,980	2,200	3,410	4,180	4,950	440
楽屋7号		2,200	3,300	3,520	5,610	6,930	8,250	770

※消費税10%を含んでいます

- 「フェニックス・プラザの設置及び管理に関する条例」第3条(3)で示す内容
- 「福井市民福祉会館の設置及び管理に関する条例」第3条(1)で示す内容

これらの事実関係について施設活用推進課へヒアリングしたところ、「フェニックス・プラザの小ホールを市民福祉会館としても位置付ける（機能を兼ねる）もの」であり、「完全な機能移転ではなく、各種コンベンション等の開催時には、大ホールや他の会議室と併せてフェニックス・プラザとして使用する」とのことであった。

【意見】市民福祉会館の機能移転に伴う施設運営のあり方について<福祉政策課><施設活用推進課>

旧市民福祉会館施設の解体に伴い、「福井市民福祉会館の設置及び管理に関する条例」を改正して近隣の代替施設であるフェニックス・プラザへ市民福祉会館機能を移転している。条例では同施設内にある小ホール等についての料金を定めており、対象とする資産を明確に区別しているが、固定資産台帳上は当該条例で定めた事業を遂行するために必要な行政財産が明示されていない。

この点、「フェニックス・プラザの設置及び管理に関する条例」では同施設について複数機能を有する複合施設と定めていることもあり、1つの建物として取り扱うことも考えられる。しかし、同一施設にて複数の事業を行う他のケースでは（例えば、「Ⅲ－28．旧越廼保健センター」で触れる越廼公民館）、それぞれの条例に定められた資産を行政財産として登録している状況である。これらとの整合性を踏まえると、当該ケースについても条例の内容を踏まえた行政財産の固定資産管理台帳への登録を検討することが望ましい。

条例に定められた行政サービスを提供するにあたり、保有すべき行政資産を明確に区別しておくことは、行政に対する市民の理解を促進すると考えられる。現状、当該施設を対象に「フェニックス・プラザの設置及び管理に関する条例」と「福井市民福祉会館の設置及び管理に関する条例」といった2つの行政目的を有する事業が混在しているが、それぞれの財産範囲を明確にしておくことは、事業内容を市民へより具体的に周知することにもつながる。

なお、フェニックス・プラザの施設全体を複数の条例に基づく行政目的のために機能的に使い分けており、そのため行政財産の区分を明確にする積極的な理由はないとの考え方もありうる。また、一体運用している施設を各行政目的に応じて明確に区分することは、実務を煩雑にすることにもなりうる。しかし、明確な行政目的をもって条例を制定する中、まずはそれぞれの行政目的を達成するために必要な財産を明確にしておくべきであると考えられる。

Ⅲ-18. そば工房木ごころ

1. 施設概要

所管所属	農林水産部 農政企画課	
代表所在地	瀬ヶ口町 24-90-1	
機能廃止前の用途	特産品加工	
当初取得価格	23,456,190 円	
建築年度	平成 9 年	
建物施設の構造	木造	
耐用年数	15 年	
耐震性の状況	有	
延床面積合計	75.36 m ²	
利活用の履歴	平成 9 年 4 月 美山町直営の施設として営業開始 令和 3 年 4 月 設置管理条例廃止 令和 3 年度 行政財産から普通財産へ移行、民間へ貸付 ～令和 5 年 みやまそば加工研究会 令和 6 年～ NPO 法人越前みやまそば元気の会	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

2. 敷地概要

敷地面積合計	7,591.10 m ²
所有の状況	<p>【借地】</p> <p>面積 : 7,591.10 m² 開始年月 : 平成 3 年 4 月 使用期間 : 1 年 (自動更新特約有) 借地料 : 958,564 円/年 原状回復義務 : 有</p> <p>※敷地は隣接する「ごっつおさん亭」と共同利用</p>

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	機能廃止
廃止年月	令和 3 年 3 月末
削減した延床面積	75.36 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	事業は廃止、ただし地域振興規定を適用し地元団体へ施設貸与 令和 3 年～ みやまそば加工研究会

	令和6年～ NPO 法人越前みやまそば元気の会
--	-------------------------

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	普通財産として地元団体へ貸与
	敷地	市所有施設の敷地として継続使用

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

令和7年度	アスベスト調査
令和8年度	備品廃棄
令和9年度	解体工事及び借地返還

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
業務委託料	662千円	アスベスト含有量調査
工事請負費	(未定)	アスベスト含有量によって費用が変動

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	23,456	23,456	23,456	23,456	23,456	23,456	23,456
償却累計額(千円)	23,456	23,456	23,456	23,456	23,456	23,456	23,456
償却累計率 ※	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	—	—	—	—	—	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況（公会計ベース）

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計（千円）	—	—	—	—	—	—
使用料収入	—	—	—	—	—	—
その他収入	—	—	—	—	—	—
② 支出計（千円）	—	—	—	—	—	—
物件費	—	—	—	—	—	—
（うち借地料）	—	—	—	—	—	—
（うち指定管理料）	—	—	—	—	—	—
維持補修費	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
③ 収支差額（千円）（①-②）	—	—	—	—	—	—
④ 利用者数（人）	261	152	—	—	—	—
利用者1人当たり 収支（円）（③/④）	—	—	—	—	—	—
減価償却費（千円）	—	—	—	—	—	—
改築更新費（千円）	—	—	—	—	—	—

※令和3年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

また、収支については、近隣の「Ⅲ-19. みやま長寿そば道場ごっつおさん亭」とまとめて管理している。

5. 効果測定（アクションプラン第1期終了時）

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	75.36	75.36	75.36	—	—	—	—
H31年度削減比		—	—	▲75.36	▲75.36	▲75.36	▲75.36

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績（決算額）

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3

R3	1,100	歳出	経常	-	-	-	-	-	-	-
			政策	-	-	-	-	-	-	-
		歳入(経常)		-	-	-	-	-	-	-
		経常歳出-歳入		-	-	-	-	-	-	-
		削減効果 ※ (H31/3期比)			-	-	-	-	-	-

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

また、収支については近隣の「Ⅲ-19. みやま長寿そば道場ごっつおさん亭」とまとめて管理している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入(政:政策、経:経常)

(単位:千円)

上段:予算額 下段:決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(該当なし)	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

※ 収支については近隣の「Ⅲ-19. みやま長寿そば道場ごっつおさん亭」とまとめて管理している。

②歳出(政:政策、経:経常)

(単位:千円)

上段:予算額 下段:決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(該当なし)	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

※ 収支については近隣の「Ⅲ-19. みやま長寿そば道場ごっつおさん亭」とまとめて管理している。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

■施設の所管換手続

機能が廃止された市所有の財産について、所管部署は原則として担当課から施設活用推進課

へ変更される（福井市財務会計規則第 163 条第 2 項）。ただし、「構築物又は工作物で取壊しを目的に用途を廃止するもの」や「当該財産を施設活用推進課長が管理し、又は処分することが不相当と認められるもの」については、施設活用課への引継ぎは不要とされる（同但書き及び同第 171 条第 2 項但書き）。

この点、そば工房木ごころは令和 3 年 3 月末に廃止されているが、本体建物についてはそのまま解体されることなく、現在 NPO 法人越前みやまそば元気の会に無償貸与され、農政企画課が所管する状態が継続している。状況に照らせばこうした施設については、「当該財産を施設活用推進課長が管理し、又は処分することが不相当と認められるもの」に該当し、そのまま農政企画課が所管することとされたものと推察されるが、市からはこれを裏付ける資料の提示がなかった。

今回、他の施設においても同様の事実が発見されており、全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【指摘】として総論に取りまとめている（総論 P. 39 参照）。

（2）情報の一元化管理について

特に記載すべき事項はない。

（3）施設の管理状況について

■施設の鍵に関する管理

現状、そば工房木ごころは NPO 法人越前みやまそば元気の会に無償貸与されており、市は利用者との間で使用貸借契約書を締結している。同第 16 条第 1 項では、「甲（福井市）は、乙（利用者）が第 3 条（使用目的）に掲げる事業を円滑に行うことができるように鍵を貸与するものとする」、第 2 項では、「乙は、鍵の紛失、盗難等が生じないよう鍵を適切に管理するものとする」と鍵の管理について規定している。しかし、現場視察や所管する農政企画課へのヒアリングによれば、マスターキーを同課が保有し、スペアキーを利用者に渡すのみであり、シリアルナンバーなどによる現物管理や台帳管理は行われていない状況であった。

今回、他の施設においても同様の事実が発見されており、特に管理ルールの整備については全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめている（総論 P. 46 参照）。

（4）契約関係の状況について

■使用貸借契約書上の損害保険加入に関する事実確認漏れ

施設の貸付に際して締結された使用貸借契約書第 15 条において、「乙（利用者）は火災、漏水、ガス爆発等借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故が発生した時に備えて、原則として乙の費用で賠償責任特約付の損害保険に加入しなければならない。」とされている。しかし、利用者は当該損害保険に加入しておらず、契約上の義務が履行されていなかった。また、所管す

る農政企画課においても、利用者に対する保険加入の事実確認を行っておらず、契約条項の履行状況を把握・管理していなかった。

【指摘】 使用貸借契約書上の損害保険加入に関する事実確認漏れについて<農政企画課>

現状、そば工房木ごころは地域団体へ無償貸与されており、使用貸借契約書上、利用者による損害保険への加入を義務付けている。この点、利用者が損害保険に加入していないだけでなく、所管する農政企画課においてもこうした事実の確認を行っていない。

保険への加入は、火災等不慮の事故発生時に利用者の賠償責任を担保するためである。万が一事故が発生した場合に、結果として施設所有者である市が不測の損害を被るリスクもあり、現在の管理体制は著しく不十分な状態と言わざるを得ない。今後は、所管課において契約更新時や年に1回の定期的な確認を行うなど、契約条項の履行状況を適切に管理・監督する体制を整備されたい。この点、所管課は契約条項確認の義務を怠っていることから、**【指摘】**として取り扱うことが相当と判断した。

なお、初動監査の後、報告書作成日時点までに、所管課は利用者による損害保険加入の事実を確認している。

■無償貸与検討におけるルールの特明確化

普通財産を無償で貸与する場合には、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に従い、「福井市普通財産（土地・建物）貸付要領」第11条（地域の振興に資することを目的とした事業）によって検討がなされる。

具体的な運用としては、無償貸与検討時に施設マネジメント審査部会（総務部長、財政部長等が委員）に諮り、了承が得られた場合、無償貸与を行う方針等があるが、当該ルールは文書として明確化されていない。また、無償貸与実施後においては、所管課が利用者に対してミーティングや電話連絡による状況把握を口頭ベースにて行うのみであり、継続的な無償貸与の検討もなされていない状況であった。

・財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 第4条

普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸与することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸与を受けたものが当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。
- (3) 市長が別に定める地区において普通財産を活用し、地域の振興に資することを目的とした事業を行うものに当該財産を貸し付けるとき。

・福井市普通財産（土地・建物）貸付要領 第11条第2項

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項第3号に規定する「地域の振興に資することを目的とした事業」とは、次の各号のいずれかの要件を満たす事業をいう。

- (1) 地域の産業の振興に資する事業
- (2) 地域の雇用創出につながる事業
- (3) 地域の社会福祉の増進に資する事業
- (4) 地域の教育・文化の振興につながる事業
- (5) その他前各号に掲げるもののほか、地域の実情に則した土地利用や地域活性化につながる事業

【意見】無償貸与検討におけるルールの特明確化について<農政企画課>

普通財産を無償で貸与する場合、「福井市普通財産（土地・建物）貸付要領」第11条（地域振興規定）に基づき検討がなされている。しかし、同規定を適用する際の具体的な手続き、また、無償貸与を開始した後に、その妥当性を継続的に確認するための具体的な運用ルールについては、文書として明確化されていない状況であった。この結果、無償貸与後は、利用者に対する状況把握が口頭ベースで行われるに留まっており、無償貸与を継続することの妥当性について、市として定期的な検討が行われていない事実が認められた。

無償貸与は、市にとって有償貸与（賃料収入）として収入を得る機会を逸している状態である。それゆえ、無償とする判断の妥当性は、貸与時だけでなく、その後の状況変化を踏まえ、継続的に検証される必要がある。現状のように定期的な検証が行われない場合、有償とすべき事由が発生してもこれを適時に把握できず、結果として不合理な状態が継続するリスクがある。無償貸与の妥当性を少なくとも年に1回検討し、翌年度の方針を決定することは、財産管理の合理化及び適正化の観点から有効であると考えられる。

よって、無償貸付制度の適正な運用を確保するため、以下の点について運用ルールを文書として明確化することが望ましい。

- ・貸与開始時における、無償化の可否を判断するための具体的な手続き
- ・貸与期間後において、無償の妥当性を継続的に検証するためのルール

また、継続的にモニタリングする際には口頭ベースの確認に留まるのみならず、文書として記録保存することが望まれる。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」があったタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。そば工房木ごころ

は令和3年3月末に機能廃止となっており、そのため、アクションプラン第1期では延床面積75㎡（端数は切り捨てて表示）の削減があったとして報告書に取りまとめられている。

ただし、調査の結果から、当該施設に関しては施設そのものが残されたまま無償貸与されており、実態として削減された延床面積はないことが確認された。この点、監査人としてはこうした事実を反映する方がより延床面積縮減の実態を反映するものと判断し、シミュレーションを行うこととした。検討した結果及び実態に照らせば、上記「5.（1）床面積の削減効果」は以下のようなになる。

（単位：㎡）

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	75.36	75.36	75.36	75.36	75.36	75.36	75.36
H31年度（解体等）比		—	—	—	—	—	—

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.47参照）。

（6）今後の対応及び取組みについて

■施設に関する財産の管理方針

現場視察を行ったところ、隣接する敷地内に旧若鮎の里「あいくいてえ」施設の所在が明らかとなった。同行した農政企画課の担当者へヒアリングを行ったところ、市町村合併前の旧美山町時代に機能が廃止されており、現在は施設活用推進課が管理する施設とのことであった。後日、マネジメント計画についてはアクションプランを閲覧したが、当該施設はこれら計画の対象とはされていないことが確認できた。

この点、あらためて施設マネジメント全体を所管する施設活用推進課へヒアリングしたところ、「当時の（マネジメント計画の範囲に含めるか否かの）判断に係る詳細は不明」としながらも、「倉庫や物置等による利活用が全く行われておらず、立地条件や施設の老朽化の状況等から更新の必要性がないことが明らか」であるとのことであった。なお、当該施設に関する固定資産台帳上の記録は以下のとおりであり、現在も減価償却負担は継続している状況にある。

(固定資産台帳 より転記)

件名	旧若鮎の里「あいくいてえ」
取得時期	平成4年12月10日
延床面積	740.38㎡
耐用年数	38年
用途	事務所

(単位：千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
取得価格	412,132	412,132	412,132	412,132	412,132	412,132
減価償却累計額	292,098	303,226	314,353	325,481	336,609	347,736
期末簿価	120,033	108,906	97,778	86,651	75,523	64,396
減価償却費/年	11,128	11,128	11,128	11,128	11,128	11,128

【意見】 施設に関する財産の管理方針について<農政企画課><施設活用推進課>

現場視察の際、隣接地に旧若鮎の里「あいくいてえ」の施設が確認できた。後日の調査によれば、現在は機能が廃止されており、遊休施設として施設活用推進課が所管しているとのことであった。

「あいくいてえ」は耐用年数到来前の施設でもあり、今後の利活用を踏まえた選択肢もありうる。しかし、立地条件や老朽化を要因として利活用が進まないのであれば、最終的には解体等へ向けて粛々と対応手続きを推し進めていくことになる。この点、今回の調査対象であった「そば工房木ごころ」や隣接する「みやま長寿そば道場ごつつおさん亭」は「3(3)敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性」にもあるように、令和9年度に解体を予定している。そこで、以下の観点からこれら3施設をあわせて検討していくことも有用ではないかと考えられる。

- ・いずれも機能廃止後の施設管理対象であり、「普通財産」として継続管理の対象とされている。
- ・そば工房木ごころの隣接地に建設されており、立地条件が同じである。
- ・福井市役所から15kmほどの距離にあり、巡回視察等をまとめて実施することが維持管理コスト削減に寄与する。

Ⅲ-19. みやま長寿そば道場ごっつおさん亭

1. 施設概要

所管所属	農林水産部 農政企画課	  上段：外観 下段：内観
代表所在地	瀬ヶ口町第 24-7	
機能廃止前の用途	文化施設・食堂	
当初取得価格	37,246,200 円	
建築年度	平成 3 年	
建物施設の構造	主施設：鉄骨造 機械室：コンクリート 車庫：軽量鉄骨造	
耐用年数	24～41 年	
耐震性の状況	有	
延床面積合計	524.68 m ²	
利活用の履歴	平成 4 年度 営業開始(美山町直営) 平成 17 年度 指定管理者制度の導入 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染リスク等により業務停止 (指定管理者廃止) 令和 3 年度 設置管理条例廃止、普通財産として外部貸付	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

2. 敷地概要

敷地面積合計	7,591.10 m ²
所有の状況	【借地】 面積：7,591.10 m ² 開始年月：平成 3 年 4 月 使用期間：1 年（自動更新特約有） 借地料：958,564 円/年 原状回復義務：有 ※敷地は隣接する「そば工房木ごころ」と共同利用

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	機能廃止
廃止年月	令和3年3月末
削減した延床面積	524.68 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	事業は廃止、ただし地域振興規定を適用し地元団体へ施設貸与 令和3年～ NPO 法人越前みやまそば元気の会

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	普通財産として地元団体へ貸与
	敷地	市所有施設の敷地として継続使用

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

令和7年度	アスベスト調査
令和8年度	備品廃棄
令和9年度	解体工事及び借地返還

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
借地料・電気代	3,016千円	借地料959千円×2年 電気料549千円×2年
業務委託料	1,829千円	アスベスト含有量調査・電気保安管理業務
工事請負費	(未定)	アスベスト含有量によって費用が変動

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

① 建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	37,246	37,246	37,246	37,246	37,246	37,246	37,246
償却累計額(千円)	33,365	34,518	35,671	36,609	36,676	36,742	36,809
償却累計率 ※	89.6%	92.7%	95.8%	98.3%	98.5%	98.6%	98.8%

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

② 敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	—	—	—	—	—	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況 (公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計 (千円)	—	—	—	—	—	—
使用料収入	—	—	—	—	—	—
その他収入	—	—	—	—	—	—
② 支出計 (千円)	1,399	1,405	—	—	—	—
物件費	1,399	1,405	—	—	—	—
(うち借地料)	1,070	1,063	—	—	—	—
(うち指定管理料)	—	—	—	—	—	—
維持補修費	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
③ 収支差額 (千円) (①-②)	▲1,399	▲1,405	—	—	—	—
④ 利用者数 (人)	10,277	449	—	—	—	—
利用者1人当たり 収支 (円) (③/④)	▲136	▲3,129	—	—	—	—
減価償却費 (千円)	1,153	1,153	—	—	—	—
改築更新費 (千円)	—	—	—	—	—	—

※令和3年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定 (アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	524.68	524.68	524.68	—	—	—	—
H31年度削減比		—	—	▲524.68	▲524.68	▲524.68	▲524.68

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績 (決算額)

(単位: 千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R3	1,100	歳出	経常	1,400	1,400	2,471	2,917	2,071	2,013	2,416

	政策	—	—	—	—	—	—	—
	歳入（経常）	404	405	144	277	99	128	158
	経常歳出－歳入	996	995	2,327	2,640	1,972	1,885	2,258
	削減効果 ※ (H31/3 期比)		▲1	1,331	1,644	976	889	1,262

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
(経)長寿そば道場ごっつおさん亭	—	—	—	—	—	48	60	
農林水産業費雑入・電気料負担金	—	—	—	34	52	57	56	
(経)長寿そば道場ごっつおさん亭	77	74	74	74	276	59	59	
土地建物貸付収入・建物貸付収入	74	75	144	277	99	71	101	
(経)長寿そば道場ごっつおさん亭	330	330	330	—	—	—	—	
農林水産業費雑入・指定管理者納付金	330	330	0	—	—	—	—	
合 計	407	404	404	74	276	107	119	
	404	405	144	311	151	128	157	

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
(経)長寿そば道場ごっつおさん亭	337	337	344	579	558	455	913	
委託料	337	337	344	579	558	455	913	
(経)長寿そば道場ごっつおさん亭	—	—	—	388	504	549	580	
需用費・電気料	—	—	—	337	504	549	546	
(経)長寿そば道場ごっつおさん亭	1,067	1,063	1,063	1,010	1,010	1,010	1,003	
使用料及び賃借料	1,063	1,063	1,063	1,010	1,010	1,010	956	
(政)長寿そば道場ごっつおさん亭	—	—	1,011	—	—	—	—	
負担金、補助及び交付金	—	—	1,011	—	—	—	—	

(政)ごっつおさん亭	—	—	—	996	—	—	—
設備維持補修事業 工事請負費	—	—	—	993	—	—	—
合 計	1,404	1,400	2,418	2,973	2,072	2,014	2,496
	1,400	1,400	2,418	2,919	2,072	2,014	2,415

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

■施設の所管換手続

機能が廃止された市所有の財産について、所管部署は原則として担当課から施設活用推進課へ変更される（福井市財務会計規則第163条第2項）。ただし、「構築物又は工作物で取壊しを目的に用途を廃止するもの」や「当該財産を施設活用推進課長が管理し、又は処分することが不適当と認められるもの」については、施設活用推進課への引継ぎは不要とされる（同但書き及び同第171条第2項但書き）。

この点、みやま長寿そば道場ごっつおさん亭は令和3年3月末に廃止されているが、建物についてはそのまま解体されることなく、現在NPO法人越前みやまそば元気の会に無償貸与され、農政企画課が所管する状態が継続している。状況に照らせばこうした施設については、「当該財産を施設活用推進課長が管理し、又は処分することが不適当と認められるもの」に該当し、そのまま農政企画課が所管することとされたものと推察されるが、市からはこれを裏付ける資料の提示がなかった。

今回、他の施設においても同様の事実が発見されており、全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【指摘】として総論に取りまとめている（総論P.39参照）。

(2) 情報の一元化管理について

特に記載すべき事項はない。

(3) 施設の管理状況について

■施設の鍵に関する管理

みやま長寿そば道場ごっつおさん亭の無償貸与に関する鍵の管理について、「Ⅲ-18. そば工房木ごころ」と同様の課題が発見された。

今回、他の施設においても同様に鍵の管理についての不備が発見されており、特に管理ルールの整備については全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめている（総論P.46参照）。

(4) 契約関係の状況について

■使用貸借契約書上の損害保険加入に関する事実確認漏れ

みやま長寿そば道場ごっつおさん亭の使用貸借契約書上の損害保険加入条件に関し、施設利用者に対する確認が漏れていた。この点、「Ⅲ－18. そば工房木ごころ」と同様の課題が発見されており、この【指摘】については、同施設に関する各論のパートを参照されたい。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」があったタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。みやま長寿そば道場ごっつおさん亭は令和3年3月末に機能廃止となっており、そのためアクションプラン第1期において、延床面積524㎡（端数は切り捨てて表示）の削減があったとして報告書に取りまとめられている。

ただし、調査の結果から、当該施設に関しては施設そのものが残されたまま無償貸与されており、実態として削減された延床面積はないことが確認された。この点、監査人としてはこうした事実を反映する方がより延床面積削減の実態を反映するものと判断し、シミュレーションを行うこととした。検討した結果及び実態に照らせば、上記「5. (1) 床面積の削減効果」は以下ようになる。

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	524.68	524.68	524.68	524.68	524.68	524.68	524.68
H31年度（解体等）比		—	—	—	—	—	—

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.47参照）。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表するにとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、書類保存年限前の令和2年度から令和6年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

なお、みやま長寿そば道場ごっつおさん亭に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.51参照）。

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R3	1,100	歳出	経常	1,400	1,400	1,407	1,926	2,072	2,014	2,415
			政策	—	—	1,011	993	—	—	—
		歳入(経常)		404	405	144	311	151	128	157
		経常歳出－歳入		996	995	1,263	1,615	1,921	1,886	2,258
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			▲1	267	619	925	890	1,262

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ－２０．国見岳休養施設

１．施設概要

所管所属	農林水産部 林業水産課	
代表所在地	国見元町	
機能廃止前の用途	観光レクリエーション施設	
当初取得価格	142,673,500 円	
建築年度	管理棟：昭和 55 年	
建物施設の構造	管理棟：鉄筋コンクリート造	
耐用年数	管理棟：50 年	
耐震性の状況	有	
延床面積合計	728.13 m ²	
利活用の履歴	昭和 56 年度 供用開始 平成 18 年度 指定管理者制度導入 平成 30 年度 直営管理 令和 3 年度 休園 令和 4 年 3 月 施設廃止 令和 5 年度 解体・跡地整備	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

２．敷地概要

敷地面積合計	143,884 m ²
所有の状況	【市有地】 面積 : 2,778.00 m ² 取得価格 : 36,114 円 【借地】 面積 : 141,106 m ² (所有者 3 名) 開始年度 : 昭和 53 年 10 月 使用期間 : 契約日から 20 年間 借地料 : 1,834,378 円/年 (令和 5 年 4 月)

３．該当施設に対する福井市の取り組み状況

(１) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	集約化 (廃止)
廃止年月	令和 4 年 3 月末
削減した延床面積	728.13 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	近隣の類似施設 (ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場) へ集約化

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	令和4年度 建物解体 令和5年度 跡地整備
	敷地	令和4年12月末 途中解約による一部借地返還 令和5年3月末 借地返還

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

施設は解体済みであり、敷地（借地）も返還しており、特になし。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	142,674	142,674	142,674	142,674	—	—	—
償却累計額(千円)	130,560	132,563	134,268	135,556	—	—	—
償却累計率 ※	91.5%	92.9%	94.1%	95.0%	—	—	—

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	36	36	36	36	36	36	36

(2) 収支及び関連費用の状況(公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計(千円)	25	9	1	—	—	—
使用料収入	15	9	1	—	—	—
その他収入	10	—	—	—	—	—

② 支出計 (千円)	3,720	2,916	4,477	—	—	—
物件費	3,720	2,916	4,477	—	—	—
(うち借地料)	1,834	1,834	1,834	—	—	—
(うち指定管理料)	—	—	—	—	—	—
維持補修費	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
③収支差額(千円) (①-②)	▲ 3,695	▲ 2,907	▲ 4,476	—	—	—
④利用者数(人)	54	28	28	—	—	—
利用者1人当たり 収支(円) (③/④)	▲ 68,426	▲ 103,821	▲ 159,857	—	—	—
減価償却費(千円)	2,003	1,705	1,288	—	—	—
改築更新費(千円)	—	—	—	—	—	—

※令和4年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定 (アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	728.13	728.13	728.13	—	—	—	—
H31年度削減比		—	—	▲728.13	▲728.13	▲728.13	▲728.13

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績 (決算額)

(単位: 千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R3	8,000	歳出	経常	5,187	3,720	2,916	1,837	1,838	1,385	—
			政策	—	—	—	3,454	23,845	22,832	—
		歳入(経常)	35	15	9	1	1	9	—	
		経常歳出-歳入	5,152	3,705	2,907	1,836	1,837	1,376	—	
		削減効果 ※ (H31/3期比)		▲1,447	▲2,245	▲3,316	▲3,315	▲3,776	▲5,152	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)国見岳森林公園維持管理業務	—	64	10	1	1	—	—
事業 国見岳森林公園施設使用料	—	15	9	1	—	—	—
(経)国見岳森林公園維持管理業務	—	—	—	—	—	9	—
事業 国見岳周辺市有地使用料	—	—	—	—	562	6,660	6,660
(経)国見岳森林公園維持管理業務	—	9	9	9	9	—	—
事業 土地貸付収入	—	10	10	11	2	1	—
(政)国見岳森林公園維持管理業務	—	—	—	1,900	31,800	20,500	—
事業 林業振興整備事業債	—	—	—	—	—	19,900	—
合 計	—	73	19	1,910	31,810	20,509	—
	—	25	19	12	564	26,561	6,660

※ H31/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)国見岳森林公園維持管理業務	—	4	—	—	—	—	—
事業 需用費・消耗品費	—	—	—	—	—	—	—
(経)国見岳森林公園維持管理業務	—	350	363	—	—	—	—
事業 需用費・電気料	—	356	327	—	—	—	—
(経)国見岳森林公園維持管理業務	—	93	66	—	—	—	—
事業 役員費・一般電話料	—	81	51	—	—	—	—
(経)国見岳森林公園維持管理業務	—	1,640	694	—	—	—	—
事業 委託料	—	1,445	693	—	—	—	—
(経)国見岳森林公園維持管理業務	—	1,857	1,846	1,838	1,838	1,835	—
事業 使用料及び賃借料	—	1,838	1,845	1,838	1,838	1,385	—
(政)国見岳森林公園維持管理業務	—	—	—	—	—	—	—
事業 手数料	—	—	—	—	44	—	—

(政)国見岳森林公園維持管理業務	—	—	—	3,000	618	157	—
事業 委託料	—	—	—	2,640	1,495	157	—
(政)国見岳森林公園維持管理業務	—	—	—	—	35,382	22,843	—
事業 工事請負費	—	—	—	814	22,306	22,675	—
合 計	—	3,944	2,969	4,838	37,838	24,835	—
	—	3,720	2,916	5,292	25,683	24,217	—

※ H31/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

■インフラ資産の事業利用

当該施設は当初より、固定資産台帳上において建物及び土地のいずれもインフラ資産（かつ行政財産）として登録されていた。休養施設として運営されていた期間においても、インフラ資産と認識する一方、事業用施設として使用収益していたことになる。

この点、所管する林業水産課へヒアリングをしたところ、「新地方公会計制度実務会研究会報告書（平成19年10月総務省）」において、林業関係施設がインフラ資産に区分されていることから、過去より土地及び建物ともインフラ資産に設定し続けていたと推察されるとのことであった。なお、最終的に施設の廃止及び取壊しを受け、現在までに建物は台帳から削除されている。

【指摘】インフラ資産の事業利用について<林業水産課>

所管する林業水産課は国見岳休養施設をインフラ資産として認識しつつも、事業用として使用収益のための施設に供していた。

この点、そもそも土地はインフラ資産ではなく事業用資産として区分変更すべきであったし、建物は特定の行政サービス（集客、レクリエーション等）を提供するための市有財産でもあり、当初より事業用資産とすべきであった。その上で、機能廃止のタイミングでインフラ資産へ区分変更し直すべきであった。そして、こうした状況の背景には、所管課の認識不足があったものと考えられる。

所管課は、平成19年の総務省からの報告書を根拠に「林業関係施設＝インフラ資産」と判断したとするが、インフラ資産は本来、道路や堤防のように不特定多数の者が常に利用可能であり、代わりの資産を取得することが困難なものを指す。建物等の償却資産が含まれ、かつ特定の事業運営（指定管理等）に供されていた本施設を、土地、建物ともにインフラ資産として登録し続けたことは、資産の性質および実態を正確に反映していない。また、本件においては、形式上「インフラ資産（土地）」の上に施設を建設し、事実上の事業用として使用収益させていたことになる。土地がインフラ資産（行政財産）として維持さ

れていた以上、その土地の上に特定の施設を設置し、指定管理者等に排他的に使用収益させる行為は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく「行政財産の目的外使用許可」の手続きを経る必要があったと解される。

施設マネジメントの観点からすると、そもそもマネジメント計画ではインフラ資産を対象外とするところ、この下位計画であるアクションプランにおいて当該施設を対象範囲に含めていること自体が矛盾する。少なくとも、マネジメント計画やアクションプランを策定し対象範囲を検討する際、もしくは固定資産台帳を整備する際にインフラ資産として区分しておくことの合理性を検討する機会があったと思われる。

なお、今回のケースでは既に施設が取り壊されており今後の措置を求めるものではないが、施設跡地について普通財産ではなくインフラ資産としておくことの合理性を再度確認するべきである。また、所管課における対応は公有財産管理の観点から不適切であり、他施設においても同様の取組みがないかを含め、今一度、インフラ資産の取扱いについて確認すべきである。

(2) 情報の一元化管理について

特に記載すべき事項はない。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPI の達成状況について

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表することとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果と実際の歳入及び歳出データを比較分析し、資料を確認することができた令和元年度から令和 6 年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

なお、国見岳休養施設に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた（総論 P. 51 参照）。

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R3	8,000	歳出	経常	5,187	3,720	2,916	1,838	1,838	1,385	—
			政策	—	—	—	3,454	23,845	22,832	—
		歳入(経常)		35	25	19	12	2	1	—
		経常歳出－歳入		5,152	3,695	2,897	1,826	1,836	1,384	—
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			▲1,457	▲2,255	▲3,326	▲3,316	▲3,768	▲5,152

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

また、上記(3)当該施設の関連事業に関する予算実績の推移の①歳入(政：政策、経：経常)中の(経)国見岳森林公園維持管理業務事業 国見岳周辺市有地使用料については、周辺市有地において風力発電事業のため、二枚田風力合同会社に対し目的外使用としての貸付収入である。国見岳休養施設の削減効果を算出するに当たり、目的が異なるものであることから歳入(経常)からは除外している。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ-21. SSTらんど

1. 施設概要

所管所属	農林水産部 林業水産課	
代表所在地	笹谷町 115	
機能廃止前の用途	観光レクリエーション施設	
当初取得価格	142,296,000 円	
建築年度	総合案内所：平成4年度	
建物施設の構造	総合案内所：木造	
耐用年数	総合案内所：24年	
耐震性の状況	有	
延床面積合計	846.00 m ²	
利活用の履歴	平成5年度 供用開始 平成20年度 指定管理者制度を導入 令和5年3月 民間譲渡 令和5年4月 民間事業者が運営開始	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

2. 敷地概要

敷地面積合計	90,352 m ²
所有の状況	【借地】 面積 : 90,352 m ² (所有者 19名) 開始年度 : 平成元年 11月 契約期間 : 契約日から 20年間 ※平成 21年 4月に 20年間延長あり 令和 3年 4月に 1年 (自動更新) 借地料 : 2,550,384 円 (令和 4年 4月)

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	集約化 (廃止)
廃止年月	令和5年3月末
削減した延床面積	846.00 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	近隣の類似施設 (ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場) へ集約化

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	令和5年3月末 建物売却（売却額：7,150,000円）
	敷地	令和5年3月末 賃借権譲渡契約により施設購入者へ譲渡

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

施設及び敷地ともに民間譲渡済みであり、当該物件に対する今後の関与なし。

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格（千円）	142,296	142,296	142,296	142,296	142,296	—	—
償却累計額（千円）	138,499	138,935	139,373	139,808	140,246	—	—
償却累計率 ※	97.3%	97.6%	97.9%	98.3%	98.6%	—	—

※ 償却累計率＝償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格（千円）	—	—	—	—	—	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況（公会計ベース）

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計（千円）	10	—	—	757	—	—
使用料収入	—	—	—	757	—	—
その他収入	10	—	—	—	—	—
② 支出計（千円）	8,699	8,988	8,812	34,138	—	—
物件費	8,699	8,988	8,812	34,138	—	—
（うち借地料）	2,550	2,550	2,550	2,550	—	—

	(うち指定管理料)	6,129	6,266	5,917	5,632	—	—
	維持補修費	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
③収支差額(千円) (①-②)		▲ 8,699	▲ 8,988	▲ 8,812	▲ 33,381	—	—
④利用者数(人)		21,154	10,420	7,575	10,494	—	—
利用者1人当たり 収支(円) (③/④)		▲ 411	▲ 863	▲ 1,163	▲ 3,181	—	—
減価償却費(千円)		437	437	437	437	—	—
改築更新費(千円)		—	—	—	—	—	—

※ 令和5年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定(アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	846.00	846.00	846.00	846.00	—	—	—
H31年度削減比	/	—	—	—	▲846.00	▲846.00	▲846.00

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績(決算額)

(単位: 千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R4	8,700	歳出	経常	8,723	8,700	8,989	8,510	8,225	—	—
			政策	668	—	4,066	3,394	33,446	27,632	—
		歳入(経常)		—	—	—	—	—	—	—
		経常歳出-歳入		8,723	8,700	8,989	8,510	8,225	—	—
		削減効果 ※ (H31/3期比)		/	▲23	266	▲213	▲498	▲8,723	▲8,723

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(政)SST らんど維持管理業務事業	—	—	—	—	—	13,500	—
林業振興整備事業債	—	—	—	—	—	—	—
(政)SST らんど維持管理業務事業	—	—	—	—	—	—	—
土地建物売却収入・建物売却収入	—	—	—	—	7,150	—	—
合 計	—	—	—	—	—	13,500	—
	—	—	—	—	7,150	—	—

※ H31/3 期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)SST らんど維持管理業務事業	—	—	—	—	—	187	—
需用費・電気料	—	—	—	—	—	—	—
(経)SST らんど維持管理業務事業	—	6,210	6,266	6,266	6,266	1,980	—
委託料	—	6,130	6,265	5,917	5,632	—	—
(経)SST らんど維持管理業務事業	—	2,570	2,592	2,593	2,593	2,551	—
使用料及び賃借料	—	2,569	2,585	2,593	2,593	—	—
(政)SST らんど維持管理業務事業	—	—	—	—	187	—	—
需用費・修繕料	—	—	—	—	0	—	—
(政)SST らんど維持管理業務事業	—	—	—	—	1,819	—	—
役務費・手数料	—	—	—	—	1,815	—	—
(政)SST らんど維持管理業務事業	—	—	—	—	194	—	—
報償費	—	—	—	—	81	—	—
(政)SST らんど維持管理業務事業	—	—	140	32,000	—	—	—
委託料	—	—	138	303	27,850	—	—
(政)SST らんど維持管理業務事業	—	—	—	—	—	15,000	—
工事請負費	—	—	—	—	2,561	16,379	—

(政)SST らんど維持管理業務事業	—	—	4,358	3,091	1,139	—	—
負担金、補助及び交付金	—	—	4,066	3,091	1,139	—	—
合 計	—	8,780	13,356	43,950	12,198	19,718	—
	—	8,699	13,054	11,904	41,671	16,379	—

※ H31/3 期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

※ R6/3 期については、道路課で予算を採った隣接する市道改修工事 11,253 千円が別途発生しているが、監査に影響しないものとして上記には含めていない。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

■インフラ資産の事業利用

当該施設は当初より、固定資産台帳上において建物及び土地のいずれもインフラ資産（かつ行政財産）として登録されていた。また、「SST らんど」として運営されていた期間においてもインフラ資産と認識する一方、事業用施設として使用収益していた。この点、「Ⅲ－20. 国見岳休養施設」と同様の課題が発見されており、この【指摘】については同施設に関する各論のパートを参照されたい。

なお、「SST らんど」は令和 5 年 3 月末に民間譲渡されたことから、固定資産台帳上は建物の登録が抹消されている。そのため、当該施設について今後の具体的な措置を求めるものではない。

(2) 情報の一元化管理について

特に記載すべき事項はない。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPI の達成状況について

特に記載すべき事項はない。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	令和5年度 建物解体 令和6~7年度 跡地整備
	敷地	引き続き借地として市が管理

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

令和7年度 借地返還予定

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
工事請負費	21,000 千円	造成工事（盛土）、造園工事、遊具・大型ブロック撤去
委託費	450 千円	境界復旧業務委託
借地料	1,845 千円	借地料

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
取得価格（千円）	97,606	97,606	97,606	97,606	97,606	—	—	
償却累計額（千円）	97,606	97,606	97,606	97,606	97,606	—	—	
償却累計率 ※	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
取得価格（千円）	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 収支及び関連費用の状況（公会計ベース）

	アクションプラン第1期対象期間					第2期	
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
① 収入計（千円）	13	3	3	760	—	—	
使用料収入	3	3	3	3	—	—	

	その他収入	10	0	0	757	—	—
②	支出計（千円）	4,481	4,246	13,657	6,579	—	—
	物件費	4,262	4,246	13,657	6,579	—	—
	（うち借地料）	1,845	1,845	1,845	1,845	—	—
	（うち指定管理料）	2,398	2,218	2,420	2,335	—	—
	維持補修費	219	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
③	収支差額（千円）（①-②）	▲4,468	▲4,243	▲13,654	▲5,819	—	—
④	利用者数（人）	4,752	1,290	1,621	3,667	—	—
	利用者1人当たり 収支（円）（③/④）	▲940	▲3,289	▲8,423	▲1,587	—	—
	減価償却費（千円）	—	—	—	—	—	—
	改築更新費（千円）	—	—	—	—	—	—

※ 令和5年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定（アクションプラン第1期終了時）

（1）市の主張に基づく延床面積の削減効果

（単位：㎡）

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	678.19	678.19	678.19	678.19	—	—	—
H31年度削減比		—	—	—	▲678.19	▲678.19	▲678.19

（2）財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績（決算額）

（単位：千円）

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R4	3,600	歳出	経常	4,238	4,263	4,098	4,308	4,223	1,845	1,845
			政策	100	220	715	11,229	2,437	31,343	10,439
		歳入（経常）	3	3	3	3	3	3	3	
		経常歳出－歳入	4,235	4,260	4,095	4,305	4,220	1,842	1,842	
		削減効果 ※ （H31/3期比）		25	▲140	70	▲15	▲2,393	▲2,393	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経) リズムの森維持管理業務事業	—	3	—	—	—	—	—
その他農林水産業費雑入	—	—	—	—	—	—	—
(経) リズムの森維持管理業務事業	—	—	3	3	3	3	3
リズムの森施設使用料	—	3	3	3	3	3	3
(政) リズムの森維持管理業務事業	—	—	—	—	4,300	29,000	10,500
林業振興整備事業債	—	—	—	—	—	27,400	9,300
合 計	—	3	3	3	4,303	29,003	10,503
	—	3	3	3	3	27,403	9,303

※ H31/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経) リズムの森維持管理業務事業	—	2,398	2,420	2,420	2,420	165	165
委託料	—	2,398	2,218	2,420	2,335	—	—
(経) リズムの森維持管理業務事業	—	1,865	1,887	1,888	1,888	1,845	1,845
使用料及び賃借料	—	1,864	1,880	1,888	1,888	1,845	1,845
(政) リズムの森維持管理業務事業	—	220	—	—	—	—	—
需用費・修繕料	—	220	—	954	—	—	—
(政) リズムの森維持管理業務事業	—	—	150	—	—	—	—
備品購入費	—	—	149	—	—	—	—
(政) リズムの森維持管理業務事業	—	—	—	9,800	4,800	667	500
委託料	—	—	—	9,350	2,357	7,087	0
(政) リズムの森維持管理業務事業	—	—	—	—	—	32,333	11,187
工事請負費	—	—	—	267	—	24,256	10,439
(政) リズムの森維持管理業務事業	—	—	—	657	80	—	—
負担金、補助及び交付金	—	—	566	657	80	—	—

(政)リズムの森維持管理業務事業	—	—	566	—	—	—	—
補償、補填及び賠償金	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	4,483	5,023	14,765	9,188	35,010	13,697
	—	4,482	4,813	15,536	6,660	33,188	12,284

※ H31/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合規性について

■インフラ資産の事業利用

当該施設は当初より、固定資産台帳上において建物及び土地のいずれもインフラ資産（かつ行政財産）として登録されていた。また、リズムの森として運営されていた期間においてもインフラ資産と認識する一方、事業用施設として使用収益していた。この点、「Ⅲ－20. 国見岳休養施設」と同様の課題が発見されており、この【指摘】については同施設に関する各論のパートを参照されたい。

(2) 情報の一元化管理について

特に記載すべき事項はない。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

特に記載すべき事項はない。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ－２３．美山啓明幼稚園

１．施設概要

所管所属	教育委員会事務局 教育総務課・学校教育課	
代表所在地	朝谷町 1-20	
機能廃止前の用途	幼稚園	
当初取得価格	26,682,280 円	
建築年度	昭和 52 年度	
建物施設の構造	S 造（鉄骨造）	
耐用年数	34 年	
耐震性の状況	A 判定（2006 年調査）	
延床面積合計	282.00 m ²	
利活用の履歴	昭和 52 年 開園 平成 31 年 3 月 休園 令和 2 年 3 月 みやまこども園設置に伴い幼稚園廃止	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

２．敷地概要

敷地面積合計	493.98 m ²
所有の状況	【借地】 面積 : 493.98 m ² 契約期間 : 30 年 (平成 11 年 4 月～令和 11 年 3 月) 借地料 : 129,981 円/年 原状回復義務 : 有

３．該当施設に対する福井市の取り組み状況

(１) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	廃止
廃止年月	令和 2 年 3 月末
削減した延床面積	282.00 m ² （市から提示された資料データに基づく）
廃止後の事業の状況	幼稚園のニーズがなく既に休園中であったこと、また、みやまこども園が新たに設置されたことにより、廃止。継続事業なし。

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	啓明児童クラブとして使用
	敷地	美山啓明小学校の一部として借地契約を継続

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

啓明児童クラブとして使用継続

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	26,682	26,682	26,682	26,682	26,682	26,682	26,682
償却累計額(千円)	23,996	24,144	24,292	24,439	24,586	24,733	24,881
償却累計率 ※	89.9%	90.5%	91.1%	91.6%	92.2%	92.7%	93.3%

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	—	—	—	—	—	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況(公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
①収入計(千円)	—	—	—	—	—	—
使用料収入	—	—	—	—	—	—
その他収入	—	—	—	—	—	—
②支出計(千円)	—	—	—	—	—	—
物件費	—	—	—	—	—	—
(うち借地料)	—	—	—	—	—	—

	(うち指定管理料)	—	—	—	—	—	—
	維持補修費	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
③収支差額(千円)(①-②)		—	—	—	—	—	—
④利用者数(人)		—	—	—	—	—	—
利用者1人当たり 収支(円)(③/④)		—	—	—	—	—	—
減価償却費(千円)		147	—	—	—	—	—
改築更新費(千円)		—	—	—	—	—	—

※ 令和2年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定(アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	282.00	282.00	282.00	282.00	282.00	282.00	282.00
美山啓明幼稚園		282.00	—	—	—	—	—
美山啓明小学校		—	282.00	282.00	282.00	282.00	282.00
H31年度削減比		—	—	—	—	—	—

※ 美山啓明小学校に振替(加算)となり、延床面積の増減なし。

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績(決算額)

(単位: 千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
—	—	歳出	経常	—	—	—	—	—	—	—
			政策	—	—	—	—	—	—	—
		歳入(経常)	—	—	—	—	—	—	—	
		経常歳出-歳入	—	—	—	—	—	—	—	
		削減効果 ※ (H31/3期比)		—	—	—	—	—	—	

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(該当なし)	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(該当なし)	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

※ H31/3期及びR2/3期については、文書保存年限を超過しているため「—」とした。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

■廃止施設に関する固定資産台帳上の名称変更

美山啓明幼稚園は廃止されているにもかかわらず、令和5年度末時点の固定資産台帳上は件名として「美山啓明幼稚園」と登録されている。所管する教育総務課へヒアリングしたところ、廃止施設に関わる固定資産台帳上の件名の変更手続についてルールやマニュアル等はなく、件名の変更は行っていないとのことであった。

【意見】 廃止施設に関する固定資産台帳上の名称変更について<教育総務課><施設活用推進課>

美山啓明幼稚園は条例上廃止されているが、固定資産台帳上、「美山啓明幼稚園」の名称のまま登録されている。他の廃止施設に倣って「旧美山啓明幼稚園」とするか、もしくは美山啓明小学校との一体運用の実態に照らして「美山啓明小学校」の一部として表記することが望ましい。この点、施設カルテ上では「美山啓明小学校」の一部として取り扱われていることから、これらの整合性を踏まえると、「美山啓明小学校」の一部として取り扱うことが合理的である。

なお、廃止施設に関する固定資産台帳上の件名の変更登録について、市全体でのルールが存在していない状況である。今回、検証の対象とした中では当該施設のみが該当したが、監査の対象としなかった他の廃止済み施設も同様、廃止した名称で登録されている可能性がある。また、今後廃止する見通しの施設についても、こうした運用がなされる可能性がある。そのため、廃止施設に関する名称登録についてマニュアルを再検討するとともに、そのマニュアルに従って手続を行うことで固定資産台帳の登録内容と実態を整合させる体制整備に取り組むことが望ましい。

こうしたルール整備に関する論点は全庁的に取り組むべき課題でもあり、総論において【意見】として取りまとめた（総論P.45参照）。

■固定資産台帳上の登録誤り

美山啓明幼稚園に関連する施設について固定資産台帳を閲覧したところ、耐用年数到来済みの一部施設について減価償却累計額 19,920 千円と期末簿価 0 千円の合計金額が取得価格 20,406 千円と一致していないことが確認された。当該施設について物件内容の詳細を検討したところ、昭和 52 年 12 月に取得した物件であり、耐用年数が 34 年で登録されていた。

なお、令和 5 年度末における固定資産台帳上の登録内容を示すと、以下のようになる。

(固定資産台帳からの抜粋)

■令和5年度 (R6. 3. 31時点)

(単位：千円)

固定資産番号	資産種別名称	件名	数量	取得価格	期末簿価	当年度減価償却累計額	過年度減価償却累計額
2000007625	建物	美山啓明幼稚園	249.00	20,406	0	-	19,920
2000007626	建物	美山啓明幼稚園	17.00	1,360	0	-	1,360
2000007627	建物	美山啓明幼稚園	16.00	4,916	1,463	147	3,306
			282.00	26,682	1,463	147	24,586

(固定資産番号 2000007625 の建物に関する基礎情報)

固定資産番号	取得日	仕訳計上所属名称	件名	用途	数量 (㎡)	耐用年数 (年)
2000007625	S52. 12. 17	学校教育課	美山啓明幼稚園	校舎・園舎	249	34

【指摘】 固定資産台帳上の登録誤りについて<教育総務課><施設活用推進課>

美山啓明幼稚園に関する施設について固定資産台帳を閲覧したところ、耐用年数到来済みの施設について取得価格、期末簿価及び減価償却累計額の関係が整合していなかった。現状、同施設は廃止されており美山啓明小学校の一部を構成するが、施設カルテ上の償却累計率算定に影響を及ぼす可能性もあり修正を要する。

こうしたケースでは、固定資産台帳上の金額を基礎として算出する限り、耐用年数が到来しても償却累計率が100%となることはない。そのため、耐用年数未到来との認識から誤った対応へミスリードする可能性がある。他の施設についてもあらためて登録内容を検証し、償却累計率算出の基礎となるデータの正確性について確認しておくことが望ましい。

(3) 施設の管理状況について

■施設の鍵に関する管理

学校施設の責任者は学校長であり、施設の鍵管理についても学校長に一任されている。現状、学校長がマスターキーを保管しており、教育総務課にてスペアキーを保管する運用を行っている。

児童クラブとして利用する旧美山啓明幼稚園施設は、現在、美山啓明小学校の一部として一体運用されており、学校施設の鍵は学校長がマスターキーを、教育総務課がスペアキーを保管している。また、児童クラブでも施設を利用するため、当該事業を所管することも育成課を通じて外部委託事業者にもスペアキーを渡している。この点、施設を所管する教育総務課へ鍵の管理についてヒアリングしたところ、シリアルナンバーなどによる現物管理や台帳管理は行っておらず、施設における鍵の管理運営についても明確なルールはないとのことであった。

今回、他の施設においても同様の事実が発見されており、特に管理ルールの整備については全庁的に取り組むべき課題であると判断した。そこで、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめている（総論P.46参照）。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) K P I の達成状況について

特に記載すべき事項はない。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ－２４．東部保育園（H30 解体済）

1. 施設概要

所管所属	こども未来部 こども保育課	
代表所在地	手寄 2 丁目 2-27	
機能廃止前の用途	地域施設（保育園）	
当初取得価格	77,568,300 円	
建築年度	昭和 47 年度	
建物施設の構造	鉄筋コンクリート	
耐用年数	（不明）	
耐震性の状況	C 判定	
延床面積合計	918.80 m ² 東部保育園 : 574.58 m ² さつき児童館 : 344.22 m ²	
利活用の履歴	昭和 48 年 1 月 東部保育園と旭公民館の複合施設として開園 平成 6 年度 公民館機能の移転に伴い、旧公民館部分を改修し さつき児童館を開館 平成 30 年 4 月 廃園 平成 30 年度 東部保育園とさつき児童館の複合施設を解体撤去	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

2. 敷地概要

敷地面積合計	12,386 m ²
所有の状況	【市有地（旭小学校敷地を含む）】 面積 : 12,386 m ² 取得価格 : 1,192,598,396 円

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

（1）機能廃止の状況

取り組み対応の結果	廃園
廃止年月	平成 30 年 3 月末
削減した延床面積	574.58 m ² （市から提示された資料データに基づく）
廃止後の事業の状況	平成 30 年 3 月 31 日に廃園。また、施設老朽化に伴い、併設する「さつき児童館」の旭小学校内への機能移転に合わせ、平成 30 年度に施設を解体。

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	平成 30 年度に解体
	敷地	市有地として旭小学校の一部用地として利用

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

施設は解体され、敷地は旭小学校用地の一部として今後も継続利用

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格 (千円)	—	—	—	—	—	—	—
償却累計額 (千円)	—	—	—	—	—	—	—
償却累計率 ※	—	—	—	—	—	—	—

※ 償却累計率＝償却累計額÷取得価格

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格 (千円)	—	—	—	—	—	—	—

※ 平成 30 年度に施設が解体された後、敷地は隣接する旭小学校用地として利用されている。

(2) 収支及び関連費用の状況 (公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計 (千円)	—	—	—	—	—	—
使用料収入	—	—	—	—	—	—
その他収入	—	—	—	—	—	—
② 支出計 (千円)			—	—	—	—
物件費			—	—	—	—

	(うち借地料)	—	—	—	—	—	—
	(うち指定管理料)		—	—	—	—	—
	維持補修費	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
③	収支差額(千円)(①-②)	—	—	—	—	—	—
④	利用者数(人)	—	—	—	—	—	—
	利用者1人当たり 収支(円)(③/④)	—	—	—	—	—	—
	減価償却費(千円)	—	—	—	—	—	—
	改築更新費(千円)	—	—	—	—	—	—

※ 平成30年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定(アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	—	—	—	—	—	—	—
H31年度削減比		▲574.58	▲574.58	▲574.58	▲574.58	▲574.58	▲574.58

※ 同施設は平成30年度に解体済みであり、H31/3期を比較対象とすると削減効果「-」となる。

ただし、市はアクションプラン第1期において当初延床面積574 m²が削減されたとする。

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績(決算額)

(単位: 千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
—	—	歳出	経常	—	—	—	—	—	—	—
			政策	—	—	—	—	—	—	—
		歳入(経常)	—	—	—	—	—	—	—	
		経常歳出-歳入	—	—	—	—	—	—	—	
		削減効果 ※ (H31/3期比)		—	—	—	—	—	—	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(該当なし)	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(該当なし)	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合規性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

特に記載すべき事項はない。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」のタイ

ミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。当該施設の東部保育園の機能は平成30年3月末に廃止され、施設は老朽化に伴い平成30年度に解体撤去されている。この点、市はアクションプラン第1期（令和元年度～令和5年度）において、当該施設の延床面積574㎡が削減されたと主張するが、解体及び機能廃止の時期は、いずれもアクションプラン第1期の開始時よりも前である。そこで、監査人としては機能の廃止時点ではなく、解体といった完全に市の管理から外れたタイミングで実際に削減効果があったと仮定し、シミュレーションを行うこととした。検討した結果及び実態に照らせば、上記「5.（1）床面積の削減効果」は以下ようになる

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	—	—	—	—	—	—	—
H31年度（解体等）比		—	—	—	—	—	—

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.47参照）。

（6）今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ-25. さつき児童館 (H30 解体済)

1. 施設概要

所管所属	こども未来部 こども育成課
代表所在地	手寄2丁目2-27
機能廃止前の用途	地域施設 (保育園)
当初取得価格	77,568,300円
建築年度	昭和47年度
建物施設の構造	鉄筋コンクリート
耐用年数	(不明)
耐震性の状況	C判定
延床面積合計	918.80 m ² 東部保育園 : 574.58 m ² さつき児童館 : 344.22 m ²
利活用の履歴	昭和48年1月 東保育園と旭公民館の複合施設として開園 平成6年度 公民館機能の移転に伴い、旧公民館部分を改修し さつき児童館を開館 平成30年4月 廃園 平成30年度 東部保育園とさつき児童館の複合施設を解体撤去



※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

2. 敷地概要

敷地面積合計	12,386 m ²
所有の状況	【市有地 (旭小学校敷地を含む)】 面積 : 12,386 m ² 取得価格 : 1,192,598,396円

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	平成30年度解体
廃止年月	平成30年3月末
削減した延床面積	さつき児童館 344.22 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	施設の老朽化に伴い、平成30年4月1日児童館の機能を旭小学校内に移転 (併設する東部保育園も平成30年3月末閉園) 平成30年度に施設を解体

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	平成30年度に解体
	敷地	市有地として旭小学校の一部用地として利用

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

施設は解体され、敷地は旭小学校用地の一部として今後も継続利用

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

① 建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	—	—	—	—	—	—	—
償却累計額(千円)	—	—	—	—	—	—	—
償却累計率 ※	—	—	—	—	—	—	—

※ 償却累計率＝償却累計額÷取得価格

② 敷地の推移

(※)	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	—	—	—	—	—	—	—

※ 平成30年度に施設が解体された後、敷地は隣接する旭小学校用地として利用されている。

(2) 収支及び関連費用の状況(公会計ベース)

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計(千円)	—	—	—	—	—	—
使用料収入	—	—	—	—	—	—
その他収入	—	—	—	—	—	—
② 支出計(千円)	—	—	—	—	—	—
物件費	—	—	—	—	—	—

	(うち借地料)	-	-	-	-	-	-
	(うち指定管理料)	-	-	-	-	-	-
	維持補修費	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
③収支差額(千円)(①-②)		-	-	-	-	-	-
④利用者数(人)		-	-	-	-	-	-
利用者1人当たり 収支(円)(③/④)		-	-	-	-	-	-
減価償却費(千円)		-	-	-	-	-	-
改築更新費(千円)		-	-	-	-	-	-

※ 平成30年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定(アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位: m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	-	-	-	-	-	-	-
H31年度削減比		▲344.22	▲344.22	▲344.22	▲344.22	▲344.22	▲344.22

※ 同施設は平成30年度に解体済みであり、H31/3期を比較対象とすると削減効果「-」となる。

ただし、市はアクションプラン第1期において当初延床面積344 m²が削減されたとする。

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績(決算額)

(単位: 千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
-	-	歳出	経常	-	-	-	-	-	-	-
			政策	-	-	-	-	-	-	-
		歳入(経常)	-	-	-	-	-	-	-	
		経常歳出-歳入	-	-	-	-	-	-	-	
		削減効果 ※ (H31/3期比)		-	-	-	-	-	-	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(該当なし)	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(該当なし)	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合規性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

特に記載すべき事項はない。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」のタイ

ミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。当該施設の児童館の機能は平成30年3月末に廃止され同4月1日に旭小学校内に移転し、施設は老朽化に伴い平成30年度に解体撤去されている。この点、市はアクションプラン第1期（令和元年度～令和5年度）において、当該施設の延床面積344㎡が削減されたと主張するが、機能移転及び解体の時期は、いずれもアクションプラン第1期の開始時よりも前である。そのため、市が主張する延床面積の削減の時期と、実際の機能移転や解体の時期とに乖離が生じており、延床面積が削減されたタイミングの判断が困難な状況にある。そこで、監査人としては機能の廃止時点ではなく、譲渡や解体といった完全に市の管理から外れたタイミングで実際に削減効果があったと仮定し、シミュレーションを行うこととした。検討した結果及び実態に照らせば、上記「5.

(1) 床面積の削減効果」は以下ようになる。

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	—	—	—	—	—	—	—
H31年度（解体等）比		—	—	—	—	—	—

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.47参照）。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

(7) その他

■ さつき児童館の後継事業に関する手続

さつき児童館事業が旭小学校内に移転し、現在ではこども育成課主導の下で「さつきじどうかん」事業を行っている。当事業は、「放課後児童育成事業（児童クラブの運営）」と「児童館事業（げんキッズ事業）」からなり、いずれも旭小学校内部に設置された「じどうかん」の部屋を対象拠点として運営されている。この点、旭小学校施設の利用に関するそれぞれの申請手続を確認したところ、委託管理先が同じでもあり施設利用申請の内容が明確に区別されていなかった。

【意見】 さつき児童館の後継事業に関する手続について<こども育成課>

さつき児童館事業の後継事業として2事業が旭小学校内で行われているが、小学校施設の利用申請内容が明確に区分されていない。

現状、委託管理先が同じであるため運用上の問題はないが、基本的にこれらは別事業であり、将来的には異なる事業者へ委託管理することも想定される。将来的な事務の混乱を避けるためにも、利用申請手続を明確に区別しておくことが望ましい。

Ⅲ－２６．活性化施設・一乗ふるさと交流館

１．施設概要

所管所属	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会事務局 生涯学習課 ・ 農林水産部 農村整備課 	
代表所在地	東新町 1-21	
機能廃止前の用途	産業系施設	
当初取得価格	149,209,000 円	
建築年度	平成 14 年度	
建物施設の構造	木造平屋建	
耐用年数	22 年	
耐震性の状況	有	
延床面積合計	497.60 m ²	
利活用の履歴	平成 15 年 3 月	福井県の活性化施設「一乗ふるさと交流館」の供用開始
	平成 18 年 1 月	福井県から福井市へ財産譲渡
	平成 18 年 2 月	福井市農村活性化施設の設置及び管理に関する条例、規則、規程を施行
	令和 2 年 3 月	「一乗ふるさと交流館」が閉鎖
	平成 2 年 4 月	福井市農村活性化施設の設置及び管理に関する条例、規則、規程を廃止



※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

２．敷地概要

敷地面積合計	2,070 m ²	
所有の状況	【借地】	
	面積	: 2,070 m ²
	契約期間	: 30 年 (平成 15 年 4 月～令和 15 年 3 月)、以降 10 年毎に延長
	借地料	: 304,290 円/年
	原状回復義務	: 有

3. 該当施設に対する福井市の取り組み状況

(1) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	転用
廃止年月	令和2年3月末
削減した延床面積	497.60 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	「一乗ふるさと交流館」としての事業は廃止

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	「一乗公民館」施設として存続
	敷地	「一乗公民館」の敷地として継続利用

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

地域における社会教育及び地域コミュニティーの活動拠点であるとともに、災害時における避難施設として利用するため、「一乗公民館」として施設を維持
--

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
借地料	304千円/年	—
業務委託料	186千円/年	(内訳) 機械警備 173千円、消防設備 13千円

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	149,209	149,209	234,300	234,300	235,048	235,048	235,048
償却累計額(千円)	109,818	116,681	123,545	134,711	145,877	151,486	159,010
償却累計率 ※	73.6%	78.2%	52.7%	57.5%	62.1%	64.4%	67.7%

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

なお、R3/3期に一乗公民館へ転用しており、大規模修繕の結果、取得価格が増加している。

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	—	—	—	—	—	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況（公会計ベース）

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計（千円）	34	—	—	—	—	—
使用料収入	34	—	—	—	—	—
その他収入	—	—	—	—	—	—
② 支出計（千円）	1,751	—	—	—	—	—
物件費	1,751	—	—	—	—	—
（うち借地料）	299	—	—	—	—	—
（うち指定管理料）	—	—	—	—	—	—
維持補修費	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
③収支差額（千円）（①-②）	▲ 1,717	—	—	—	—	—
③ 利用者数（人）	4,213	—	—	—	—	—
利用者1人当たり収支（円）（③/④）	▲ 408	—	—	—	—	—
減価償却費（千円）	6,864	6,864	—	—	—	—
改築更新費（千円）	—	112,735	—	—	—	—

※ 「一乗ふるさと交流館」としての実績を記載。

※ 令和2年3月末に施設を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定（アクションプラン第1期終了時）

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	497.60	497.60	—	—	—	—	—
H31年度削減比		—	▲497.60	▲497.60	▲497.60	▲497.60	▲497.60

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績 (決算額)

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
R2	3,200	歳出	経常	2,499	2,170	—	—	—	—	—
			政策	—	—	—	—	—	—	—
		歳入 (経常)		24	33	—	—	—	—	—
		経常歳出一歳入		2,475	2,137	—	—	—	—	—
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			▲338	▲2,475	▲2,475	▲2,475	▲2,475	▲2,475

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入 (政：政策、経：経常)

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)市有土地改良施設管理事業	30	41	—	—	—	—	—
一乗ふるさと交流館使用料	24	33	—	—	—	—	—
合 計	30	41	—	—	—	—	—
	24	33	—	—	—	—	—

②歳出 (政：政策、経：経常)

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経)市有土地改良施設管理事業	2,694	2,537	—	—	—	—	—
賃金、需用費、委託料、使用料	2,499	2,170	—	—	—	—	—
合 計	2,694	2,537	—	—	—	—	—
	2,499	2,170	—	—	—	—	—

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

特に記載すべき事項はない。

(2) 情報の一元化管理について

特に記載すべき事項はない。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) K P I の達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

アクションプラン第1期では、一乗ふるさと交流館の（事業）廃止により使用していた建物施設の延床面積 497.60 m²が縮減されたとする。しかし、これまで一乗ふるさと交流館として利用されていた施設は令和2年度に一乗公民館へ転用されており、実際に延床面積が縮減されたのは旧一乗公民館の撤去による 285.15 m²（施設カルテより）のみである。事業廃止の結果として事実に誤りがあるわけではないが、実態を的確に示していない。実態に照らして検討すると、上記「5.（1）床面積の削減効果」は以下のようなになる。なお、旧一乗公民館については、令和3年3月末時点で解体直前の施設 285.15 m²が残っていたが、削減効果に影響を及ぼすものではないことから（ ）書きとして集計には含めていない。

（単位：m²）

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	782.75	782.75	521.6	521.6	521.6	521.6	521.6
（内訳）							
旧一乗公民館	285.15	285.15	(285.15)	—	—	—	—
ふるさと交流館	497.60	497.60	—	—	—	—	—
新一乗公民館 ※	—	—	521.60	521.60	521.60	521.60	521.60
H31年度（解体等）比		—	▲261.15	▲261.15	▲261.15	▲261.15	▲261.15

※ 既存のふるさと交流館施設 497.60 m²に、増設した車庫 24.00 m²を含めている

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた（総論 P. 47 参照）。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表することとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果、所管課が保管していた財務データと実際の歳入及び歳出データを比較分析し、平成 30 年度から令和 6 年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

なお、一乗ふるさと資料館に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた（総論 P. 51 参照）。

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
-	-	歳出	経常	3,698 (2,499) (1,199)	3,328 (2,170) (1,158)	1,928 (-) (1,928)	2,323 (-) (2,323)	1,813 (-) (1,813)	1,448 (-) (1,448)	1,458 (-) (1,458)
			政策	-	792	87,225	-	-	-	-
				(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		歳入(経常)	(-)	(792)	(87,225)	(-)	(-)	(-)	(-)	
			42	33	-	10	15	10	12	
			(42)	(33)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
		経常歳出-歳入	(-)	(-)	(-)	(10)	(15)	(10)	(12)	
			3,656 (2,457) (1,199)	3,295 (2,137) (1,158)	1,928 (-) (1,928)	2,313 (-) (2,313)	1,798 (-) (1,798)	1,438 (-) (1,438)	1,446 (-) (1,446)	
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			▲361 (▲320) (▲41)	▲1,728 (▲2,457) (729)	▲1,343 (▲2,457) (1,114)	▲1,858 (▲2,457) (599)	▲2,218 (▲2,457) (239)	▲2,210 (▲2,457) (247)

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

※ 各欄の中段に一乗ふるさと交流館、下段に一乗公民館の歳入歳出をそれぞれ記載した。また、その合計を上段に記載した。

(6) 今後の対応及び取組みについて

■施設管理に関する福井県との連携

「一乗ふるさと交流館」は、過去に県営中山間地域総合整備事業（一般型）に基づき整備され、福井県から譲り受けた施設である。その後、市は「一乗ふるさと交流館事業」を廃止して一乗公民館へ転用する方針とした。そのため、同事業の目的外使用に該当するとして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき処分するため、当初の所管部署である農村整備課から県へ「長期利用財産処分報告書」を提出し、承認を受けた。この点、同法に基づく財産の処分制限期間内（令和8年度まで）に処分等を行う場合には、必要に応じて県に対する報告義務がある。

【意見】施設管理に関する福井県との連携について<農村整備課>

現在、「一乗公民館」として運営されている旧「一乗ふるさと交流館」は過去に福井県から譲り受けた施設であり、財産の処分制限期間内に処分等を行う場合には、必要に応じて県への報告義務を有する。ただし、市では事業目的の変更に伴い、現在では当該施設の所管部署が農村整備課から生涯学習課へ変更されている。そのため、県との連携が速やかに図られない懸念がある。

この点、県への報告内容を再確認し、所管する担当部署を明確にしておくことが望ましい。また、担当者の異動による処理漏れを防止するためにも、書類の保存年限及び保管場所についてあらためて確認しておく方が良い。

Ⅲ－２７．森田分遣所

１．施設概要

所管所属	消防局 消防総務課	
代表所在地	下森田藤巻町 2	
機能廃止前の用途	消防・防災施設	
当初取得価格	13,482,900 円	
建築年度	昭和 42 年度	
建物施設の構造	鉄骨造平屋建	
耐用年数	38 年	
耐震性の状況	有 (C ランク)	
延床面積合計	149.81 m ²	
利活用の履歴	昭和 42 年 7 月 開所 令和 3 年 3 月 機能廃止 令和 3 年 11 月 建物解体	

※ 記載内容は当初のデータ。ただし、写真は監査のため現場視察した時点のものである。

２．敷地概要

敷地面積合計	1,917.96 m ²
所有の状況	【市有地】 面積 : 1,917.96 m ² ※ ※生涯学習課が所管、うち 173.69 m ² を森田分遣所として借用

３．該当施設に対する福井市の取り組み状況

(１) 機能廃止の状況

取り組み対応の結果	集約化 (廃止)
廃止年月	令和 3 年 3 月末
削減した延床面積	149.81 m ² (市から提示された資料データに基づく)
廃止後の事業の状況	森田分遣所と河合分遣所を統合し、北分署に機能を移転

(２) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	令和 3 年 11 月に解体
	敷地	建物解体後、アスファルト舗装に原状回復し、土地の所管課である教育委員会事務局生涯学習課へ引き渡し。

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

森田公民館駐車場として利用継続中

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	—

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

① 建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	13,483	13,483	13,483	—	—	—	—
償却累計額(千円)	13,483	13,483	13,483	—	—	—	—
償却累計率 ※	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—	—

※ 償却累計率=償却累計額÷取得価格

② 敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	—	—	—	—	—	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況(公会計ベース)

		アクションプラン第1期対象期間					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計(千円)		—	—	—	—	—	—
	使用料収入	—	—	—	—	—	—
	その他収入	—	—	—	—	—	—
② 支出計(千円)		445	—	—	—	—	—
	物件費	445	—	—	—	—	—
	(うち借地料)	—	—	—	—	—	—
	(うち指定管理料)	—	—	—	—	—	—
	維持補修費	—	—	—	—	—	—

	そ の 他	—	—	—	—	—	—
③収支差額 (千円) (①-②)		▲ 445	—	—	—	—	—
③ 利用者数 (人)		52	—	—	—	—	—
利用者1人当たり 収支 (円) (③/④)		▲ 8,558	—	—	—	—	—
減価償却費 (千円)		—	—	—	—	—	—
改築更新費 (千円)		—	—	—	—	—	—

※令和3年3月末に施設を廃止したこともあり、担当課では令和3年3月期以降の更新を行っていない。

5. 効果測定 (アクションプラン第1期終了時)

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位：m²)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	149.81	149.81	149.81	—	—	—	—
H31年度削減比		—	—	▲149.81	▲149.81	▲149.81	▲149.81

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績 (決算額)

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目	H31/3	アクションプラン第1期					第2期	
				R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	
R3	1,100	歳出	経常	754	819	761	88	52	52	56
			政策	—	—	—	16,451	443	—	—
		歳入 (経常)	—	—	—	—	—	—	—	
		経常歳出-歳入	754	819	761	88	52	52	56	
		削減効果 ※ (H31/3期比)		65	7	▲666	▲702	▲702	▲698	

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(該当なし)	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

②歳出（政：政策、経：経常）

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(経) 消防施設等維持管理費	498	520	470	17	28	26	25
電気料	469	448	429	51	26	26	30
(経) 消防施設等維持管理費	64	81	100	30	30	27	27
水道料	77	106	117	36	27	27	27
(経) 消防施設等維持管理費	82	81	96	—	—	—	—
LPガス料	72	95	89	4	—	—	—
(経) 消防施設等維持管理費	106	138	155	—	—	—	—
燃料費	139	171	129	—	—	—	—
(政) 消防庁舎建設事業	—	—	227	6,700	—	—	—
委託料	—	—	181	7,267	—	—	—
(政) 消防庁舎建設事業	—	—	—	14,200	—	—	—
工事請負費	—	—	—	10,318	—	—	—
(政) 消防庁舎建設事業	—	—	—	—	—	—	—
補償、補填及び賠償金	—	—	—	—	443	—	—
合 計	750	820	1,048	20,947	58	53	52
	757	820	945	17,676	496	53	57

※河合分団本部の歳出分のみ。北分署の歳出は含まない。

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

■適切な市有地の所管換手続

消防総務課が所管する森田分遣所は、生涯学習課が所管する森田公民館の敷地内に建設されていたが、土地に関しては所管換の手続がなされていなかった。この点、令和3年11月に同施設が解体され、当該土地は森田公民館の敷地の一部として生涯学習課の所管に戻されたため、結果として実態と所管部署との不整合が解消することとなった。消防総務課及び生涯学習課の担当者へヒアリングしたところ、昭和40年代の建設でもあり当時の所管換の状況は不明とのことであった。

この点、合规性の問題ともなりうるが、当該施設の取壊しを経て本来の所管部署である生涯学習課とされている状況を踏まえ、指摘とはしないこととした。ただし、所管換の手続については他のケースでも混乱している状況であり、全庁的に対応すべき課題と判断し、当該論点に対する考察を【指摘】として総論に取りまとめた（総論P.39参照）。

■物品に関する固定資産台帳上の所管換手続の失念

令和5年度の固定資産台帳を確認したところ、「署所端末受令機（森田分遣所）1台」が既に解体処理されている森田分遣所の所属のままとなっていた。消防局消防総務課の担当者にヒアリングを行ったところ、当該署所端末受令機自体は消防局管制課が所管しており、森田分遣所が機能廃止となった際に所管換の手続を失念していたとのことであった。また、施設の解体については消防総務課が、物品管理については消防局管制課が所管する中、情報の伝達および共有が適時に行われていなかったことが要因とのことであった。

(固定資産台帳上の登録内容)

固定資産 番号	取得日	資産種別 名称	件名	取得価格 (円)	期末簿価 (円)
4000531040	H27.3.31	備品	署所端末受令機（森田分遣所）	1,436,400	1

【意見】物品に関する固定資産台帳上の所管換手続の失念について<消防総務課>

固定資産台帳上、既に解体処理済みの森田分遣所に所属するとされる物品が発見された。当該物品の帰属先が誤っており、修正を要する。

固定資産台帳は固定資産の情報を一元管理するためのツールであり、庁内のみならず広く市民にも周知される資料である。そのため、記録内容が変更された際には適時適切に修

正する必要がある。なお、当該ケースでは、施設の解体を消防総務課が所管する一方、物品管理は消防局管制課が所管しており、部署間での情報共有が十分になされていなかったことが要因である。今後、施設の廃止等、所管課の枠を超えて重要な影響がある事象が発生した際は、情報の伝達を適時に行うことにより情報共有し、固定資産台帳に関しても適時に更新されるような体制を整備しておくことが必要と考える。

(2) 情報の一元化管理について

特に記載すべき事項はない。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

■延床面積の削減効果に関する判定

市は施設マネジメントにおける施設削減の効果を測定するにあたり、「機能の廃止」のタイミングで、該当する施設の延床面積すべてが削減されたと定義する。当該施設の森田分遣所は令和3年3月末に機能が廃止されており、そのためアクションプラン第1期では令和3年度に面積削減の効果があつたとされている。しかし、実際には廃止した森田分遣所と河合分遣所が統合し、新設された北分署に機能が移転されている。また、それまで河合分遣所として利用されていた施設は新たに河合分団本部として利用されることとなった。こうした実態に照らせば、上記「5. (1) 床面積の削減効果」は以下のようになり、全体として延床面積は増加している。

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	307.79	307.79	307.79	699.45	699.45	699.45	699.45
(内訳)							
森田分遣所	149.81	149.81	149.81	—	—	—	—
河合分遣所	157.98	157.98	157.98	—	—	—	—
河合分団本部	—	—	—	157.98	157.98	157.98	157.98
北分署	—	—	—	541.47	541.47	541.47	541.47
H31年度(解体等)比		—	—	391.66	391.66	391.66	391.66

今回、他の施設においても同様にシミュレーションしており、当該論点に対する考察を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.47参照）。

■削減効果額の再検討

市はアクションプランの講評において延床面積に着目した削減効果を公表することとどめ、削減効果額には触れていない。そこで、監査人自ら市が実施した財政再建計画の結果、所管課が保管していた財務データと実際の歳入及び歳出データを比較分析し、平成30年度から令和6年度間の削減効果シミュレーションを実施した。

この点、当該施設は河合分遣所と統合して北分署が新設されるとともに、それまで河合分遣所として利用されていた施設は河合分団本部に転用されていることから、削減効果を検討するにはこれらをまとめて検討する必要がある。そこで、それぞれの施設における歳出額を一旦把握したあと、これらを合算することにより削減効果額をシミュレーションした。

なお、森田分遣所に関するシミュレーションの結果は以下の通りであり、今回サンプル抽出した他の施設を含め、削減効果額の内容を【意見】として総論に取りまとめた（総論P.51参照）。

（単位：千円）

着手年度	アクションプラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
—	—	歳出	経常	754	819	761	894	926	995	1,125
			政策	—	—	181	17,585	443	—	—
		歳入（経常）		—	—	—	—	—	—	—
		経常歳出－歳入		754	819	761	894	926	995	1,125
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			64	6	140	172	241	371

※ ▲表記は効果あり、正值表記は効果なしとして記載している。

（内訳）

森田分遣所

着手年度	アクションプラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
—	—	歳出	経常	419	470	434	22	—	—	—
			政策	—	—	90	17,585	443	—	—

河合分遣所

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
—	—	歳出	経常	335	348	326	—	—	—	—
			政策	—	—	90	—	—	—	—

河合分団本部

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
—	—	歳出	経常	—	—	—	68	51	51	55
			政策	—	—	—	—	—	—	—

北分署

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
—	—	歳出	経常	—	—	—	803	875	944	1,070
			政策	—	—	—	—	—	—	—

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

Ⅲ－２８．旧越廼保健センター（越廼公民館内）

１．施設概要

所管所属	福祉健康部保健衛生局 健康管理センター
代表所在地	柴崎町 1-68
機能廃止前の用途	その他施設（福祉）
当初取得価格	77,956,000 円
建築年度	昭和 60 年度
建物施設の構造	鉄筋コンクリート
耐用年数	50 年
耐震性の状況	有
延床面積合計	348.30 m ²



利活用の履歴	昭和 61 年 4 月	旧越廼村住民センターを建設、施設内に前身となる越廼村立保健センターを併設
	平成 17 年 7 月	旧越廼村住民センター施設内にあった越廼村立保健センターの一部を越廼歯科診療所に貸出
	平成 18 年 2 月	旧越廼村住民センター施設へ公民館機能を移転し越廼公民館として設置、あわせて名称を「越廼保健センター」と変更
	平成 20 年 4 月	越廼公民館施設内にある越廼保健センターの一部を越廼児童クラブに貸出
	平成 31 年 3 月	越廼保健センター機能廃止

※ 記載内容は当初のデータ。写真は越廼保健センターが過去に設置されていた現越廼公民館であり、監査のため現場視察した時点のものである。

２．敷地概要

敷地面積合計	—
所有の状況	—

３．該当施設に対する福井市の取り組み状況

（１）機能廃止の状況

取り組み対応の結果	廃止
廃止年月	平成 31 年 3 月末
削減した延床面積	348.30 m ² ※越廼公民館に振替（加算）となるため、延床面積の増減はなし。 （市から提示された資料データに基づく）

廃止後の事業の状況	越廼保健センターの機能を廃止し、健康管理センター及び清水健康管理センターに機能を集約
-----------	--

(2) 機能廃止後の施設状況

処分年月	施設	越廼歯科診療所及び越廼児童クラブとして利用
	敷地	—

(3) 敷地処分を含む該当施設に関する今後の利活用の方向性

施設自体は現越廼公民館として存続、施設内の一部を越廼歯科診療所及び越廼児童クラブとして継続利用

(4) 該当施設に関する今後のコスト発生見込み

予算費目	想定額	備考
—	—	(公民館機能としてのコスト発生のみ)

4. 施設関連財務データ

(1) 財産の状況

①建物施設の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	77,956	77,956	77,956	77,956	77,956	77,956	77,956
償却累計額(千円)	51,451	53,010	54,569	56,128	57,687	59,247	60,806
償却累計率 ※	66.0%	68.0%	70.0%	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%

※ 償却累計率＝償却累計額÷取得価格

なお、令和元年度(R2/3)以降、越廼公民館と名称変更されている。

②敷地の推移

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
取得価格(千円)	—	—	—	—	—	—	—

(2) 収支及び関連費用の状況（公会計ベース）

	アクションプラン第1期対象期間					第2期
	R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
① 収入計（千円）	—	—	—	—	—	—
使用料収入	—	—	—	—	—	—
その他収入	—	—	—	—	—	—
② 支出計（千円）	—	—	—	—	—	—
物件費	—	—	—	—	—	—
（うち借地料）	—	—	—	—	—	—
（うち指定管理料）	—	—	—	—	—	—
維持補修費	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
③ 収支差額（千円）（①-②）	—	—	—	—	—	—
④ 利用者数（人）	—	—	—	—	—	—
利用者1人当たり 収支（円）（③/④）	—	—	—	—	—	—
減価償却費（千円）	—	—	—	—	—	—
改築更新費（千円）	—	—	—	—	—	—

※平成31年3月末に機能を廃止しており、担当課ではこれ以降の更新を行っていない。

5. 効果測定（アクションプラン第1期終了時）

(1) 市の主張に基づく延床面積の削減効果

(単位：㎡)

	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
延床面積	348.30	348.30	348.30	348.30	348.30	348.30	348.30
越廼保健センター	348.30	—	—	—	—	—	—
越廼公民館		348.30	348.30	348.30	348.30	348.30	348.30
H31年度削減比		—	—	—	—	—	—

※越廼公民館2階部分が越廼保健センターであった。市は、アクションプラン第1期において延床面積の増減はないとする。

(2) 財政再建計画における施設管理経費削減効果の実績 (決算額)

(単位：千円)

着手 年度	アクション プラン 財政負担	項目		H31/3	アクションプラン第1期					第2期
					R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
—	—	歳出	経常	—	—	—	—	—	—	—
			政策	—	—	—	—	—	—	—
		歳入 (経常)		—	—	—	—	—	—	—
		経常歳出—歳入		—	—	—	—	—	—	—
		削減効果 ※ (H31/3 期比)			—	—	—	—	—	—

※ ▲表記は効果あり、正値表記は効果なしとして記載している。

(3) 当該施設の関連事業に関する予算実績の推移

①歳入 (政：政策、経：経常)

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(該 当 な し)	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

②歳出 (政：政策、経：経常)

(単位：千円)

上段：予算額 下段：決算額	H31/3	アクションプラン第1期					第2期
		R2/3	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3
(該 当 な し)	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

6. 監査の結果

(1) 関連する予算の執行状況を含む合规性について

■行政財産の目的外使用手続の失念

行政財産の目的外使用については、施設活用推進課よりイントラネットを通じて発信されている「行政財産の目的外使用 事務処理マニュアル」に従った処理が要請され、市庁舎内の各部署間の使用許可手続についても、同マニュアルに「6. 使用承認・・・市の所属間での目的外使用について」と明文化されている。

今回、越廼公民館2階にあった旧越廼保健センターの用途廃止に伴い、当該施設部分は生涯学習課に所管換がなされた。その際、それまで旧越廼保健センターから施設の一部を貸出されていた越廼歯科診療所及び越廼児童クラブに関しては、生涯学習課と各所管部署との間で市有財産の使用許可申請とその承認手続が行われていた。一方、越廼公民館1階部分にある越廼連絡所（越廼総合支所）に関しては、生涯学習課と所管する市民課の間でこうした承認手続は行われていなかった。この点、生涯学習課の担当者にヒアリングしたところ、本来であれば、この時点で越廼連絡所として使用承認申請を受ける必要があったものの、失念していたとのことであった。

【意見】 行政財産の目的外使用手続の失念について<生涯学習課>

生涯学習課が所管する越廼公民館の一区画を市民課が所管する越廼連絡所として利用しているが、行政財産の目的外使用の手続を失念していた。他にも同公民館を目的外使用するケースはあったがいずれも適切に手続がなされており、越廼連絡所についても同様の処理手続が必要である。

(2) 情報の一元化管理について

■既存の償却資産に対して行った資本的支出の固定資産台帳登録

所管課から入手した資料に基づき固定資産台帳上の記録を検討したところ、令和元年度に別途登録されている既存の越廼公民館施設 1, 178. 57 m²の内容に不整合が生じていることが確認された。もともと、越廼総合支所 117. 01 m²と合わせ 1, 295. 68 m²の施設であったが、同支所を区分して登録した際に、取得価格と減価償却累計額及び期末簿価の合計額とに不整合が生じたものである。この結果、資産全体として取得価格が 33, 230 千円だけ過大計上されている。その後、令和3年度に越廼総合支所は越廼公民館内に移転され 1, 295. 68 m²に登録され直すが、こうした乖離は令和5年度末においても解消されていない。

この点、越廼公民館を所管する生涯学習課にヒアリングしたところ、固定資産台帳上の登録方法を誤っているとのことであった。令和元年度の固定資産台帳登録内容を示すと、以下のようになる。なお、下記の表中、越廼総合支所として区分された 117. 01 m²について取得価格が 368, 542 千円と高額になっているが、施設活用推進課へのヒアリングによれば登録誤りであったとのことであり、令和4年度までに固定資産台帳が修正されていた。

(固定資産台帳 抜粋)

■令和元年度 (R2.3.31時点)

(単位：千円)

固定資産 番号	資産種別 名称	件名	数量 (㎡)	① 取得価格	②内訳の 合計	内訳			③差額 (①-②)
						期末簿価	当年度 減価償却 累計額	過年度 減価償却 累計額	
2000001088	建物	越廼公民館	348.30	77,956	77,956	24,946	1,559	51,451	
2000001480	建物	越廼公民館	1,178.57	367,931	334,701	107,104	-15,238	242,834	33,230
2000008534	建物	越廼総合支所	117.01	368,542	33,230	33,230			335,312
			1,643.88	814,429	445,887	165,280	-13,678	294,285	368,542

【指摘】既存の償却資産に対して行った資本的支出の固定資産台帳登録について<生涯学習課><施設活用推進課>

令和元年度の固定資産台帳上、越廼公民館として利用していた施設の一部を越廼総合支所として登録し直す際、登録方法が誤っているとのことであった。こうした登録方法では、取得価格、減価償却累計額及び期末簿価が適切に反映されず、減価償却率の算定に影響を及ぼすことから修正を要する。

この点、固定資産台帳登録に関する入力方法について再確認するとともに、適切に運用できるよう体制を整備することが望ましい。特に、固定資産台帳のシステムについては市の全職員に馴染みのあるものではなく、利用する機会も極めて限定的である。誰しものが間違えることなく処理できるよう、マニュアルの再整備などを検討する方が良い。

(3) 施設の管理状況について

特に記載すべき事項はない。

(4) 契約関係の状況について

特に記載すべき事項はない。

(5) KPIの達成状況について

特に記載すべき事項はない。

(6) 今後の対応及び取組みについて

特に記載すべき事項はない。

(7) その他

■越廼診療所の財産区分

旧越廼保健センターは設置されていた施設概要が変更されただけでなく、関連する事業も複数に渡っており、監査の過程でこれら施設及び事業についても検討を加えた。その際、越廼診療所について固定資産台帳上の内容を確認したところ、行政財産ではなく普通財産と登録されていた。

この点、地域保健課の担当者へのヒアリングによれば、もともと村営だった診療所を平成17年度の市町村合併を機に条例を廃止し、普通財産として区分し直した上で施設の賃貸借契約により運営を継続してきたとのことであった。こうした判断の背景として、長期的かつ安定的な運営を目指すため、以下の理由を挙げている。

- ① 条例廃止時、地方自治法において行政財産の貸付ができない状況であった
- ② 行政財産の目的外使用における使用許可期間は原則1年と、短い期間での運用が前提となる
- ③ 借地借家法が適用されず、公共性の高い事業があれば市の都合で取り消しが可能となる

なお、当初の賃貸借契約期間20年間の期限は令和9年9月までであり、固定資産台帳上の記録は以下のとおりである。

(令和5年度末 (R6. 3. 31 時点) 固定資産台帳より抜粋)

固定資産 番号	資産 種別	件名	数量 (㎡)	取得価格 (千円)	財産区分 名称	用途
1000033778	土地	越廼診療所	1341.11	37,153	普通財産	
2000001090	建物	越廼診療所	456.36	181,272	普通財産	保健室・医務室・衛生室
2000001091	建物	越廼診療所	203.90	45,462	普通財産	保健室・医務室・衛生室

【意見】 越廼診療所の財産区分について<地域保健課>

越廼診療所の建物2区画について固定資産台帳上の内容を確認したところ、普通財産として登録されていた。

この点、地域診療事業に供する目的での市有財産であれば行政財産とすべきものとも考えられるが、所管する地域保健課では地域医療を継続的に運営するために取えてこうした対応を図ったとのことであった。そのため、現在の登録内容自体に監査上の問題があるとまでは言えないものと判断した。

しかし、当時地方自治法で認められていなかった行政財産の貸付については平成18年に同法の改正が行われており、市の運營業務に係る環境は変化している。施設マネジメントの観点からすれば、直営に限らず施設の民間委託や民間譲渡といった選択肢も想定され、令和9年度に予定されている契約更新の際には、改正後の地方自治法を勘案し財産区分の見直しを含め検討することが望ましい。

IV. 資料

1. 【指摘】及び【意見】の一覧

■総論

総論		
1. 福井市における施設マネジメントの概要		
長期計画に関する基礎資料の保管状況について		意見
施設マネジメントの推進と体系の整理について		意見
各計画における対象施設の整理について		意見
施設カルテの整備方針と利用の拡大について		意見
施設マネジメントにおける歳出決算額データの利用について		意見
施設マネジメントにおける必要情報のデータベース化について		意見
公共施設等総合管理基金の活用について		意見
2. 国の施策及び他自治体との比較からみた福井市の施設マネジメントの特徴		
中長期的な経費（施設更新費用）の発生見込みについて		意見
現状や課題の基本認識に関する経過報告について		意見
耐震化に関する固定資産台帳の有効活用について		意見
施設マネジメントにおける効果削減の数値目標と結果の公表について		意見
広域連携及び国管理施設との連携に関する方針の記載について		意見
P D C A サイクル期間の再検討について		意見
3. 各論の総括		
施設及び市所有地の所管換手続について	指摘	
行政財産の市庁舎内使用許可について		意見
施設及び市所有地の用途変更について		意見
機能廃止施設のライフサイクルを踏まえた情報管理について		意見
固定資産台帳登録に関する事務処理誤りについて	指摘	
廃止施設に関する固定資産台帳上の名称変更について		意見
施設の鍵に関する管理について		意見
延床面積の削減効果に関する判定について		意見
削減効果額の再検討について		意見
アクションプランの対象外とされている遊休施設の再検討について		意見
施設内に保管する美術品の取扱いについて		意見
施設マネジメント推進に向けての全庁的な取り組み姿勢について		意見
	2件	23件

■各論

今回の監査テーマは組織横断的に実施される施設マネジメントであり、監査対象とした施設及び所属が多岐にわたる。今後の措置を含め対応しやすいように、記載に際しては関連する所属を合わせて明示した。所管課の欄にある番号の意味は、以下の通りである。

- | | | |
|------------|---------|--------|
| ①施設活用推進課 | ⑥文化振興課 | ⑪生涯学習課 |
| ②福祉政策課 | ⑦農政企画課 | ⑫農村整備課 |
| ③地域包括ケア推進課 | ⑧林業水産課 | ⑬消防総務課 |
| ④観光振興課 | ⑨教育総務課 | ⑭地域保健課 |
| ⑤スポーツ課 | ⑩こども育成課 | |

各論			所管課	
Ⅲ-1. 越廼総合支所				
施設及び市所有地の用途変更について		意見		①
施設内に保管する美術品の取扱いについて		意見		①
Ⅲ-2. マイドーム清水				
固定資産台帳への適切な面積の反映について		意見		①
土地の無償貸与期間に係る見直しについて		意見		①
Ⅲ-3. 旧麻生津西保育園				
Ⅲ-4. 清水社会福祉センター				
施設及び市所有地の用途変更手続の失念について		意見		②
施設及び市所有地の管理方針について		意見		①②
施設（旧車庫）内に保管する美術品の取扱いについて		意見		②
Ⅲ-5. すかっとランド九頭竜				
大安寺温泉事業のコスト負担について		意見		③
すかっとランド九頭竜関連施設の予算事業区分について		意見		③
既存の償却資産に対して行った資本的支出の固定資産台帳登録について	指摘			①③
すかっとランド九頭竜の利活用検討に関する期限設定について		意見		③
施設内に保管する美術品の取扱いについて		意見		③
Ⅲ-6. 美山デイサービスセンター和貴苑				
施設カルテの記載情報の正確性確保について		意見		①③
廃止施設の防犯管理について		意見		③
施設の分割利用を前提とした方向性の検討について		意見		①③
Ⅲ-7. 旧足羽保育園				
Ⅲ-8. 研修センター				
Ⅲ-9. 国民宿舎鷹巣荘				
公会計データの事業名称登録誤りについて		意見		①
建物及び土地の評価額に関する資料の管理状況について		意見		④
Ⅲ-10. 美山森林温泉みらくる亭				
Ⅲ-11. 野外趣味活動施設				
野外趣味活動施設として管理すべき土地の範囲の特定について		意見		④
野外趣味活動施設の活用検討に関する期限設定について		意見		④
施設（旧体育館）内に保管する物品の取扱いについて		意見		④
Ⅲ-12. 越前水仙の里公園（浜北山町）				
施設の定義と曖昧な表題の使用について		意見		①④
建物の損傷に対する処置について		意見		④
機能廃止とする時期の解釈について	指摘			①④
延床面積の削減効果の測定誤りについて	指摘			①
利用施設の管理方針について		意見		①④
敷地の把握と管理について		意見		①④
施設（旧展示室）内に保管する過去の販売品の取扱いについて		意見		④
Ⅲ-13. 大安寺キャンプ場				
固定資産台帳への登録名称について		意見		④⑤
Ⅲ-14. 美山庭球場「ウイंक」				
固定資産台帳に登録された物件の誤入力について	指摘			①⑤
固定資産台帳への登録名称について		意見		⑤
用途変更に関するタイミングの事前検討について		意見		⑤
Ⅲ-15. 川西テニスコート				
Ⅲ-16. 文化会館				
固定資産台帳に登録された物件の誤入力について	指摘			①⑥
固定資産台帳に登録されている土地の評価について	指摘			①⑥
Ⅲ-17. 旧市民福祉会館（H30解体済）				
市民福祉会館の機能移転に伴う施設運営のあり方について		意見		①
Ⅲ-18. そば工房木ごころ				
使用貸借契約書上の損害保険加入に関する事実確認漏れについて	指摘			⑦
無償貸与検討におけるルールの特化について		意見		⑦
施設に関する財産の管理方針について		意見		①⑦
Ⅲ-19. みやま長寿そば道場ごっつおさん亭				
Ⅲ-20. 国見岳休養施設				
インフラ資産の事業利用について	指摘			⑧
Ⅲ-21. S S Tランド				
Ⅲ-22. リズムの森				

Ⅲ-23. 美山啓明幼稚園			
廃止施設に関する固定資産台帳上の名称変更について		意見	①⑨
固定資産台帳上の登録誤りについて	指摘		①⑨
Ⅲ-24. 東部保育園 (H30解体済)			
Ⅲ-25. さつき児童館 (H30解体済)			
さつき児童館の後継事業に関する手続について		意見	⑩
Ⅲ-26. 活性化施設・一乗ふるさと交流館			
施設管理に関する福井県との連携について		意見	⑫
Ⅲ-27. 森田分遣所			
物品に関する固定資産台帳上の所管換手続の失念について		意見	⑬
Ⅲ-28. 旧越廼保健センター (越廼公民館内)			
行政財産の目的外使用手続の失念について		意見	⑭
既存の償却資産に対して行った資本的支出の固定資産台帳登録について	指摘		①⑭
越廼診療所の財産区分について		意見	⑭
	10件	36件	

2. 各論における監査項目及び監査手続の一覧

■監査項目（1）関連する予算及び事務の執行状況について
<ul style="list-style-type: none">・除売却取引に関する予算の執行について、条例、執行伺い及び関連する資料の閲覧及び照合による合規性の検討・予算の執行に関する所管部署（及び必要に応じて施設活用推進課）への質問による事務手続の合規性の検討・各年度の収支に大きな乖離がある場合、関連資料の閲覧及び所管部署への質問による合理的な理由の検討・対象施設が行政財産であった場合、一連の事務の執行手続について関連資料の閲覧による合規性の検討
■監査項目（2）情報の一元管理について
<ul style="list-style-type: none">・施設情報（面積及び金額）について、「公有財産台帳」、「固定資産台帳」及び「施設カルテ」の突合による整合性の確認・普通財産／行政財産の区分に関する事務手続について、「固定資産台帳」及び廃止手続に関連する資料の閲覧による合規性の検討・一連の事務手続に関する資料の閲覧及び所管部署への質問を通じた、3E観点からの資料記載内容及び施設情報に関する管理手続の検討・質問による情報の一元化及び施設情報の共有に関する状況の把握と、3E観点からの事務手続の検討
■監査項目（3）施設の管理状況について
<ul style="list-style-type: none">・現場視察の結果及び所管部署への質問による、防犯・防火等、物理的な施設管理体制に関する適切性の検討
■監査項目（4）契約関係の状況について
<ul style="list-style-type: none">・該当施設又は敷地の除売却手続について、一連の事務の執行手続について関連資料の閲覧による合規性の検討・該当施設又は敷地について無償譲渡や無償貸与がなされた場合、資料の閲覧による行政/普通財産別の事務執行手続に関する合規性の検討・借地権に関する関連資料の閲覧及び所管部署への質問を通じた、3E観点からの情報管理及び施設情報に関する管理手続の検討
■監査項目（5）KPIの達成状況について
<ul style="list-style-type: none">・当面、市が目標とする延床面積の縮減目標及び達成状況について、資料の閲覧及び所管部署への質問による実態又は乖離状況の把握・設置及び廃止条例の閲覧及び執行手続に関する基礎資料との突合による、（市が目標とした）施設機能廃止時期に関する妥当性の検討

- ・当面、市が内部的に削減目標とする平成31年度末の決算額とその後のコスト負担額の推移について、関連資料との突合による集計金額の妥当性の検討

■監査項目（6）今後の対応及び取り組みについて

- ・既に貸付を行っている施設や敷地について、契約書・関連資料の閲覧及び関連部署への質問による今後の負担額の確認と3E観点からの契約内容の検討
- ・借地権設定されている施設について、契約条件の閲覧及び関連部署への質問を通じた市の今後の対応方針の確認
- ・該当施設に関する資料の閲覧と現場視察の結果を踏まえた、3E観点からの施設活用に関する検討

■監査項目（7）その他

- ・該当施設について、固有の状況に照らし上記の項目以外に検討すべき論点が発見された場合、あらためて論点を整理するとともに、追加手続を立案し実施する。

3. 現場視察チェックリスト

No.	チェック項目
1	(施設の物的管理) <ul style="list-style-type: none"> ・施設の土地又は建物は、部外者が立ち入れないよう配慮がなされているか。 ・潜在的な“たまり場”の可能性を踏まえ、適切に管理されているか。 ・無断駐車や雑草の管理など、放置の事実はないか。 ・遊休施設の場合、施設管理の対応は適切か。
2	(施設の機能管理) <ul style="list-style-type: none"> ・施設が当初の予定通りに利用されているか。 ・施設の管理部署と管理責任者が整合しているか。 ・指定避難所等とされている場合、普段の施設整備に懸念はないか。 ・地震時の指定避難所に指定されている場合、耐震への対応に懸念はないか。
3	(施設の防火・防災管理) <ul style="list-style-type: none"> ・防火や防災のための責任者（部署）が明確になっているか。 ・緊急時の対応（コンティンジェンシープラン）に懸念はないか。 ・見回り管理についての頻度は適切か。 <p style="margin-left: 40px;">※コストカットした結果、過度の悪影響がないかについて要検討。</p>
4	(3E観点からの管理) <ul style="list-style-type: none"> ・スペース等について無駄な利活用となっていないか。 <li style="margin-left: 40px;">※倉庫として利用されている場合、空調の有無や要否について要検討。 <li style="margin-left: 40px;">※重要書類の保管がなされている場合、セキュリティ内容について要検討。 <li style="margin-left: 40px;">※所管部署が相違するとの理由で、他部署の書類管理が否定されていないか。 <li style="margin-left: 40px;">※倉庫利用の場合、他倉庫への集約化による更なる効率化は可能か。 ・部分的な権利関係（借地権等）の状況となっていないか。 <li style="margin-left: 40px;">※施設面積の一部が借地権の対象であることを理由として、全体の売却計画の阻害要因となっていないか。 ・機会原価のロス要因となっていないか。 <li style="margin-left: 40px;">※固定資産税の徴求や売却による早期資金回収といった機会原価を損なっていないか。